

## 令和4年伊豆市議会3月定例会会議録目次

### 第1号（2月22日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	3
○開会宣告	4
○開議宣告	4
○議事日程説明	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○市長施政方針	9
○報告第2号の上程、説明、質疑	12
○議案第4号～議案第8号の上程、説明	13
○議案第9号の上程、説明	18
○議案第10号～議案第24号の上程、説明	24
○議案第25号～議案第31号の上程、説明	32
○議案第32号～議案第34号の上程、説明	37
○議案第35号の上程、説明	39
○議案第36号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	40
○議案第37号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	41
○議案第38号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	43
○諮問第1号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	44
○散会宣告	45

### 第2号（3月2日）

○議事日程	47
○本日の会議に付した事件	48
○出席議員	48
○欠席議員	48
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	48

○職務のため出席した者の職氏名	4 8
○開議宣告	4 9
○議事日程説明	4 9
○発言訂正について	4 9
○議案第 4 号～議案第 8 号の質疑、委員会付託	4 9
○議案第 9 号の質疑、委員会付託	5 3
○議案第 1 0 号～議案第 2 4 号の質疑、委員会付託	6 8
○議案第 2 5 号～議案第 3 1 号の質疑、委員会付託	6 8
○議案第 3 2 号～議案第 3 4 号の質疑、委員会付託	7 6
○議案第 3 5 号の質疑、委員会付託	8 2
○散会宣告	8 3

### 第 3 号 (3月14日)

○議事日程	8 5
○本日の会議に付した事件	8 5
○出席議員	8 5
○欠席議員	8 5
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	8 5
○職務のため出席した者の職氏名	8 5
○開議宣告	8 6
○議事日程説明	8 6
○日程の追加	8 6
○議案第 1 4 号及び議案第 1 7 号の訂正の件	8 6
○一般質問	8 7
杉 山 武 司 君	8 8
黒 須 淳 美 君	1 0 2
浅 田 藤 二 君	1 1 6
鈴 木 正 人 君	1 2 7
鈴 木 優 治 君	1 4 4
○散会宣告	1 5 0

### 第 4 号 (3月15日)

○議事日程	1 5 3
○本日の会議に付した事件	1 5 3
○出席議員	1 5 3

○欠席議員	1 5 3
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	1 5 3
○職務のため出席した者の職氏名	1 5 3
○開議宣告	1 5 5
○議事日程説明	1 5 5
○一般質問	1 5 5
三 田 忠 男 君	1 5 5
波多野 靖 明 君	1 7 2
星 谷 和 馬 君	1 8 8
小 川 多美子 君	2 0 3
杉 山 誠 君	2 1 2
○日程の追加	2 3 0
○発議第 1 号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	2 3 1
○散会宣告	2 3 3

#### 第 5 号 (3月23日)

○議事日程	2 3 5
○本日の会議に付した事件	2 3 6
○出席議員	2 3 6
○欠席議員	2 3 6
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席したの者の職氏名	2 3 6
○職務のため出席した者の職氏名	2 3 6
○開議宣告	2 3 7
○議事日程説明	2 3 7
○議案第 4 号～議案第 8 号の委員長報告、質疑、討論、採決	2 3 7
○議案第 9 号の委員長報告、質疑、討論、採決	2 4 2
○議案第 1 0 号～議案第 2 4 号の委員長報告、質疑、討論、採決	2 4 8
○議案第 2 5 号～議案第 3 1 号の委員長報告、質疑、討論、採決	2 5 4
○議案第 3 2 号～議案第 3 4 号の委員長報告、質疑、討論、採決	2 6 0
○議案第 3 5 号の委員長報告、質疑、討論、採決	2 6 4
○日程の追加	2 6 5
○報告第 3 号の上程、説明、質疑	2 6 6
○議案第 3 9 号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	2 6 7
○閉会宣告	2 6 9
○署名議員	2 7 1

## 令和4年伊豆市議会3月定例会

### 議事日程(第1号)

令和4年2月22日(火曜日)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市長施政方針
- 日程第 5 報告第 2号 専決処分の報告について(静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約)
- 日程第 6 議案第 4号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算(第12回)
- 日程第 7 議案第 5号 令和3年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算(第1回)
- 日程第 8 議案第 6号 令和3年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第4回)
- 日程第 9 議案第 7号 令和3年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)
- 日程第10 議案第 8号 令和3年度伊豆市下水道事業会計補正予算(第1回)
- 日程第11 議案第 9号 令和4年度伊豆市一般会計予算
- 日程第12 議案第10号 令和4年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算
- 日程第13 議案第11号 令和4年度伊豆市国民健康保険特別会計予算
- 日程第14 議案第12号 令和4年度伊豆市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第13号 令和4年度伊豆市介護保険特別会計予算
- 日程第16 議案第14号 令和4年度伊豆市水道事業会計予算
- 日程第17 議案第15号 令和4年度伊豆市簡易水道事業会計予算
- 日程第18 議案第16号 令和4年度伊豆市温泉事業会計予算
- 日程第19 議案第17号 令和4年度伊豆市下水道事業会計予算
- 日程第20 議案第18号 令和4年度伊豆市持越財産区特別会計予算
- 日程第21 議案第19号 令和4年度伊豆市市山財産区特別会計予算
- 日程第22 議案第20号 令和4年度伊豆市門野原財産区特別会計予算
- 日程第23 議案第21号 令和4年度伊豆市吉奈財産区特別会計予算
- 日程第24 議案第22号 令和4年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計予算
- 日程第25 議案第23号 令和4年度伊豆市田沢財産区特別会計予算
- 日程第26 議案第24号 令和4年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算
- 日程第27 議案第25号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第28 議案第26号 伊豆市使用料金等審議会条例の一部改正について

- 日程第 29 議案第 27 号 伊豆市行政財産の目的外使用に関する条例の一部改正について  
日程第 30 議案第 28 号 伊豆市消防団条例の一部改正について  
日程第 31 議案第 29 号 伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について  
日程第 32 議案第 30 号 ふるさと伊豆市寄附条例の一部改正について  
日程第 33 議案第 31 号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第 34 議案第 32 号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺自然公園）  
日程第 35 議案第 33 号 公の施設の指定管理者の指定について（恋人岬関連施設）  
日程第 36 議案第 34 号 公の施設の指定管理者の指定について（萬城の滝キャンプ場）  
日程第 37 議案第 35 号 市道路線の認定について  
日程第 38 議案第 36 号 伊豆市教育長の任命について  
日程第 39 議案第 37 号 伊豆市教育委員会委員の任命について  
日程第 40 議案第 38 号 伊豆市固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第 41 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（15名）

1 番	小 川 多美子 君	2 番	浅 田 藤 二 君
3 番	鈴 木 優 治 君	4 番	飯 田 大 君
5 番	黒 須 淳 美 君	6 番	下 山 祥 二 君
7 番	杉 山 武 司 君	8 番	星 谷 和 馬 君
9 番	鈴 木 正 人 君	10 番	間 野 みどり 君
11 番	波多野 靖 明 君	12 番	小長谷 順 二 君
13 番	青 木 靖 君	14 番	三 田 忠 男 君
16 番	杉 山 誠 君		

#### 欠席議員（1名）

15 番 永 岡 康 司 君

---

#### 地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	菊 地 豊 君	副 市 長	佐 藤 信太郎 君
教 育 長	梅 原 賢 治 君	総合政策部長	新 間 康 之 君
総 務 部 長	伊 郷 伸 之 君	危機管理監	稲 村 俊 一 君
市 民 部 長	加 藤 博 永 君	健康福祉部長	栗 山 信 博 君

産 業 部 長      滝 川 正 樹 君      建 設 部 長      山 田 博 治 君  
建 設 部 理 事      白 鳥 正 彦 君      教 育 部 長      佐 藤 達 義 君

---

**職務のため出席した者の職氏名**

事 務 局 長      稲 村 栄 一      次      長      永 沼 健 一  
主            査      杉 本 優 美

開会 午前 9時29分

◎開会宣告

○議長（小長谷順二君） 皆さん、おはようございます。

本日、15番、永岡康司議員より欠席の届出がありますのでお知らせをいたします。

ただいまから令和4年伊豆市議会3月定例会を開会いたします。

本日の出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎開議宣告

○議長（小長谷順二君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（小長谷順二君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下、関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小長谷順二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。8番星谷和馬議員、9番鈴木正人議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（小長谷順二君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から3月23日までの30日間にしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月23日までの30日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付してあります会期日程表のとおりですので、御了承願います。

次に、休会日についてお諮りいたします。

本定例会における休会日は、会期日程表に記されたとおりとしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、休会日は会期日程表に記されたとおりにすることに決しました。

### ◎諸般の報告

○議長（小長谷順二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員からの法に基づく例月出納検査結果並びにその他、議長等の会議、出張等につきましては、お手元に配付した資料のとおりです。

次に、過日行われました組合議会等の報告の申出がありますので、これを許します。

まず、伊豆市沼津市衛生施設組合について、5番、黒須淳美議員。

〔5番 黒須淳美君登壇〕

○5番（黒須淳美君） 皆さん、おはようございます。5番、黒須淳美です。

ただいま議長より報告の許可をいただきました伊豆市沼津市衛生施設組合議会について報告いたします。

去る2月1日、沼津市役所において、令和4年第1回定例会が開催されました。議事に先立ち、施設長より、現在、伊豆市佐野地区に建設中の新焼却施設が、令和4年12月に完成予定となっていることに伴い、土肥戸田衛生センターへのごみの搬入が終了することから、処理施設管理費については減額の予算となっているとの報告がありました。

続いて、議第1号 令和4年度伊豆市沼津市衛生施設組合会計予算についてが審議されました。

歳入歳出1億446万8,000円で、前年度対比3,584万1,000円減額するものです。歳入のうち、両市の分担金は7,689万8,000円で、伊豆市分が前年度に比べ2,446万2,000円減の4,428万2,000円、負担割合は57.6%です。主な減額理由は、歳出、衛生費の需用費、修繕料等の減に加え、歳入で前年度の諸収入の増により繰越金が増額になったことによるものです。繰越金は2,750万円で、前年度より1,400万円の増になります。

次に、歳出の主なものとして、衛生費、ごみ処理施設管理費は8,472万2,000円で3,115万6,000円の減、衛生費、需用費は4,113万1,000円で2,873万8,000円の減となっています。主な減額理由は修繕料において運営に支障のないよう、必要な修繕等を計上したもので、焼却炉本体、各種コンベアなどについては前年度までに実施済みで良好な状態のため、次年度は実施しないことなどによるものです。

事務局の説明の後、質疑はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で令和4年第1回伊豆市沼津市衛生施設組合議会定例会についての報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 次に、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合について、13番、青木靖議員。

〔13番 青木 靖君登壇〕

○13番（青木 靖君） 13番、青木靖です。

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会について報告をいたします。

令和4年2月10日、伊豆市議会議場において、令和4年第1回定例会が行われました。

冒頭、管理者、菊地豊伊豆市市長より行政報告があり、新ごみ処理施設の進捗状況について、現在、土木建築工事とプラント工事が並行して進められており、本年令和4年8月に試運転を開始、10月中旬からは個人の直接搬入を除く2市の収集業者及び許可業者のごみの受入れを開始し、燃焼試験の後、令和5年1月から正式稼働する予定であるとの報告がありました。

また、昨年12月の工事車両の排気ガスによる生活環境影響調査の結果は、保全目標値に適合しており、本年度中、あと2回調査が行われるとのことでした。

新ごみ処理施設の正式名称については、次回8月定例会に施設設置条例が上程される予定で、新施設稼働後の両市の負担割合については、本年9月に両市の市議会に諮る予定であるとのことでした。

続いて、議案第1号 令和3年度補正予算（第2回）については、令和3年の工事が岩盤層の処理等に起因し、工事の一部などを令和4年度に繰り越すための繰越明許費の設定をするもので、全会一致で可決されました。

議案第2号 令和4年度会計予算では、歳入歳出総額28億6,700万円で、令和4年度の主な事業は新ごみ処理施設建設工事が、うち26億6,400万円余、ほかに令和5年1月から令和24年12月までの施設運営維持管理業務委託1億900万円余などとなっており、全会一致で可決されました。

その後、議案第3号 個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定、議案第4号 伊豆市市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての2議案についても全会一致で可決され、定例会の日程を終了しました。

引き続き、全員協議会が開催され、新施設稼働開始後の関係市の負担金の負担割合案の運用規定について協議がされました。負担割合案では、組合運営事務費が均等割50%、ごみ量割50%。施設運営業務委託費が均等割10%、ごみ量割90%であること。適用する実績ごみ量は、前々年度の値とすること。施設運営業務委託費から当施設の発電による売電収入を差し引いて両市の負担金を算定すること。この売電収入については、4,000万円から5,000万円程度が見込まれること。稼働開始後の年間経費は概算で45億円程度であること。それを両市の実質負担比率として、伊豆市が42.91%、伊豆の国市が57.09%で、それぞれ分担する予定であることなどが説明されました。

また、確認の質疑の中で、木質系のごみが多いと発電量が増えること。電力の買取価格については、FITの分が20年間固定で1キロ17円、FIT以外の事業者の買取分は1キロ8.5円で試算したが、今後は下がってくることが予想されるとの説明がありました。

なお、新施設稼働後の関係市の負担金の負担割合については、本年9月に両市の市議会に

諮られます。

以上で伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会の報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 次に、駿東伊豆消防組合について、2番、浅田藤二議員。

〔2番 浅田藤二君登壇〕

○2番（浅田藤二君） おはようございます。2番、浅田藤二です。

駿東伊豆消防組合議会についての報告をさせていただきます。

議会は、令和4年2月4日、沼津市寿町にある消防本部で行われ、出席しました。

管理者の頼重沼津市長をはじめ、副管理者、議員16名及び関係職員が出席し、開催されました。

4件が提案され、初めに、諸般の報告において、鈴木消防士長が第29回静岡県消防職員意見発表会において最優秀賞を受賞され、4月25日に栃木県宇都宮市で行われる関東支部大会に出場することになりました。タイトルは「緊急車両接近通知システム」。サイレンやマイク、赤色灯などの従来のドライバーへの周知方法では、車の居住性が向上し、防音機能が強化され、さらにオーディオ機器の進化により車内での音楽、テレビ、ラジオを楽しむ人が増えたことから、緊急車両に気づかない交差点での事故が増えています。

救急車などの緊急車両走行時において、GPSなどを用いてカーナビやスマートフォンの地図アプリに緊急走行中の緊急車両を表示させ、映像と音声でドライバーに知らせるシステムを提案しています。2年連続で駿東伊豆消防本部から最優秀賞が出ました。心強く感じ、皆様に御報告申し上げます。

専決処分1件の報告がありました。

報第1号 消火活動中での損害賠償額決定の報告です。

消防組合職員が火災の消火活動中に、個人宅の浄化槽の蓋を破損させたもので、賠償額は2万7,500円との報告がありました。

議第1号 静岡県市町総合事務組合規約の一部変更について報告します。

養護老人ホームとよおか管理組合が、静岡県市町総合事務組合から脱退することによる規約の一部変更協議についてです。

議第2号 令和3年度駿東伊豆消防組合会計の補正予算（第2回）について。

オリンピックにおいて、予定していた時間外勤務手当について、歳入歳出の予算の総額から633万3,000円を減額するものです。

議第3号 駿東伊豆消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について。

これは、地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しに基づく条例の改正です。

議第4号 令和4年度駿東伊豆消防組合会計予算について。

歳入歳出それぞれ66億6,998万5,000円と定め、伊豆市の負担金は6億4,396万9,000円、加盟市町を比較した負担割合は10.63%です。重点事業として、耐用年数を経過した消防司令

システムの部分更新、高規格救急自動車3台、老朽化の激しい消防ポンプ車両等4台、はしご車のオーバーホールなどを行い、災害対応を強化していきます。

これらの議案は全会一致で可決されました。

令和3年度の伊豆市の火災件数は18件、救急搬送人員は1,618人でした。

以上、報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 次に、三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会について、1番、小川多美子議員。

〔1番 小川多美子君登壇〕

○1番（小川多美子君） 1番、小川多美子です。

三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会運営委員会の報告をさせていただきます。

2月9日水曜日、午前10時から、三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会運営委員会が三島市役所で開催されました。

この運営委員会は、3市の市長によって構成される協議会に先立ち、提出される議案について事前に協議、確認をする場です。運営委員は、3市10名の議員で構成され、関係する市から職員も出席の下、協議会会長の豊岡武士三島市長が議長で会議が進められました。

伊豆市からは飯田議員と私、小川が出席いたしました。

提案された議案は4議案です。

1、事業計画案について、2、予算案について、3、負担金について、4、監査委員の指定案についてです。

1つ目の事業計画案は、前年度に引き続き、社会保障・税番号制度への対応や税業務、住民記録業務、国民健康保険業務、福祉系業務など、基幹業務の共同電算処理を実施するとともに、3市の情報担当部門、民間の計算センターと連携し、コンピューター機器の更新及び管理を行っていくことと、令和元年から開始している基幹業務のシステムのクラウド化について、クラウド化未対応業務システム環境への移行を引き続き実施していくことのことです。

2つ目の予算案では、令和4年度予算総額7億972万円で、前年度予算額7億2,156万4,000円に対し、1,184万4,000円の減額となっております。

3つ目の負担金については、三島市が4億292万3,000円で前年度より1,572万2,000円の減、これは財務会計システムの更新完了によるものです。伊豆市は1億2,666万9,000円で前年度より221万1,000円の増、これは電子申請システムによるものです。伊豆の国市は1億5,412万7,000円で676万7,000円の増で、セキュリティー対策と電子申請システム等によるものです。

4つ目の監査委員については、3市のうちから2名で構成され、令和4年度は伊豆市から永岡康司議員、伊豆の国市から古屋鋭治議員を指定する案が報告されました。

そのほか安全対策に対する質問があり、遠隔地での保管管理は大丈夫かとの問いに対して、

保管されている場所は地震や洪水等、災害の影響を受けない場所であるが、万一の被害に備えて週1回、重要な記録データの保管管理を依頼しているとのことでした。

ほかに、自治体DXの推進に関する質問に対して、行政システムの標準化、共通化に関しては、3市で足並みをそろえ、共同で進めてまいりますとの回答がありました。

以上、協議会にかける議案について、いずれも原案どおり協議会に付していくことが確認されました。

以上で報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で、諸般の報告を終わります。

### ◎市長施政方針

○議長（小長谷順二君） 日程第4、市長施政方針を行います。

これを許します。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

令和4年伊豆市議会3月定例会に際し、施政方針を申し述べます。

私の施政は、生産性革命に徹したいと思えます。日本生産性本部が公表した2021年データによると、OECD加盟38か国のうち、日本の時間当たり労働生産性は23位、1人当たり労働生産性は28位となっています。かつては世界トップレベルであったことを考えると、生産性の向上こそが我が国の最も根源的な課題であると考えられます。

伊豆市内のあらゆる活動の生産性を高め、今日より明日がよくなることを実感し、未来を担う若者たちが生き生きと活動することのできる環境を整えれば、その結果として、人口減少対策になると確信します。市職員においても、行政事務をより効果的、効率的なやり方に改善し、職員が企画した事業の成果を実感できれば職員の士気が向上し、その雰囲気は市民にも伝わります。明るい好循環を生むことが大切だと思います。

以下、具体的事業における生産性向上イメージの一例を申し述べます。

まず、移住・定住政策について。

人口減少が厳しい伊豆市において、市内全域で「人口を増やします」という政策は実現性がありません。そこで、これまで以上に対象とする地区や施策を具体化してまいります。

まず、都市計画の見直しなどにより確実に効果が見えている牧之郷地区は、さらに住宅地環境の整備を促進します。伊豆箱根鉄道13駅のうち、最も乗降客数が少ない駅として、むしろ伸び代があるとの見方もできます。

また、中伊豆と天城の小学校、土肥小中一貫校は、絶対に維持しなければなりません。八幡地区周辺、青羽根地区周辺、土肥中心部においては、移住・定住施策を強化します。

次に、観光振興政策について。

伊豆の基盤産業である観光について、コロナ要因を除けば、そもそも静岡県への来客数が増えている中で、伊豆だけが落ち込んだままの状態を続けていることに問題があります。宿泊客数1,000万人、観光交流客数4,000万人の数字は、ハワイへの観光客数が600万人であることを考えれば、いかに大きな数字かということが分かります。それが毎年増えていかないのは、お客様の満足度が、いま一つなのではないか。私たちは立地の優位性に甘えていないかと考えてみる必要があります。

既に来ているお客様に消費喚起していただくことには予算は要りません。必要なのは、市内の観光事業者がほかの観光施設を紹介してくれる勇気、伊豆市長である私が、市外に宿泊されたお客様に「伊豆にお泊りいただき、ありがとうございました」と言える勇気だけです。お客様の滞在時間を長くするため、伊豆全体で取り組むという私たちの心意気が、1人当たり消費額を高める、つまり生産性を向上させるための肝だと考えています。

また、伊豆での観光は非日常を楽しむことですので、観光拠点整備は必要不可欠です。歴史の修善寺、里山の中伊豆、文学の湯ヶ島、海と夕日の土肥というコンセプトを明確にして、それぞれの風情を際立たせるための観光地整備を着実に進めてまいります。

次に、福祉政策について。

昨年4月、伊豆市では福祉相談センターを開設しました。相談窓口としては一元化を果たしています。将来的には、サポートが必要な人たちが一緒に住み、一緒に働くことのできるようなエリアづくりを検討したいと考えています。それまで当面は、社会福祉協議会をはじめ、市内の福祉事業所の連携を強化して利便性を高める、つまり生産性を向上させるよう努めてまいります。

一つのモデルが、社会福祉法人春風会が設置し、運営している「ふらっと月ヶ瀬」です。かつては複数の機能を持つ複合施設は、設置が容認されなかったそうです。しかし、こども園、デイサービス、障害者就労施設の機能を併せ持つ「ふらっと月ヶ瀬」は、開設直後から視察が相次ぎ、その後、避難所機能も備えて、現在では4つの機能を有する複合施設になっています。明らかに福祉事業の生産性を高めた、新たな姿だと評価されるべきものです。

次に、教育政策について。

市長として私が考えるよい学校とは、児童生徒が行きたくなる学校、親が子供に行かせたくなる学校、教職員が勤務したくなる学校です。突き詰めると、児童生徒が行きたくなる学校ということになります。子供が元気なら親も喜ぶでしょうし、児童生徒が元気なら先生も教えやすいと思います。

そこで、伊豆市の問題は、児童生徒の選択肢が少ないことであり、学級と部活動の減少に象徴されます。これを克服するためには、新たな中学校を核として、市内の小学校、土肥小中一貫校、さらには高校との連携をさらに強化することです。つまり、小規模校に無理して選択肢を持たせるのではなく、中核となる学校の機能を充実させ、どの学校でもその機能を活用できるように連携することです。

3つの中学校において新たな中学校に入学予定の生徒に、令和5年4月から新しい制服を導入したいとの報告が、教育委員会からありました。私は、これに合わせて中学校の部活動も一体化してほしいと考えています。週末や休日はほかの中学生と一緒に部活動を行う。そのための移動手段を市が支援するというものです。

静岡県教育委員会が、令和5年から伊豆総合高校土肥キャンパスへの全国募集を始めるとの発表がありました。市長としては、土肥キャンパスにマリンスポーツ部などを設置し、市内の中学生にも門戸を広げてほしいと思います。それが可能になれば、市内生徒の選択肢を確保することになります。さらに、小中学生が土肥小中一貫校との交流をすることで、伊豆市が持つ土肥の海のよさを享受することができ、ほかの市町よりも選択肢が増えることになり、生徒の満足度、つまり教育の生産性は確実に高まります。

次に、危機管理について。

いかなる災害においても「死者を出さない」という目標を達成するためには、避難しかありません。一人でも多くの市民が確実に避難するため、住民から近く、使い慣れている自主避難所を増やすことが効果的だと思います。

また、市職員が一人一人の安否確認や避難所の運営に当たっては、本来業務が滞り、つまり災害支援の生産性が低下してしまいます。防災の法的責務は市町村にあり、職員は可能な限り本来業務に集中することが望ましい姿です。

さらに期待したいのが、高校生、中学生の活動です。生徒たちはしっかり訓練しておけば、十分に活躍してくれます。高齢化著しい伊豆市においては、これまで積み重ねてきた防災訓練に加えて、高校生、中学生の具体的な役割をお願いする段階に来ていると考えています。

次に、行財政改革について。

公務員は本来、やりがいのある仕事です。市民の役に立ち、お金を頂ける仕事が面白くないはずがありません。イギリスの元首相チャーチルは、「世の中で星の数ほど職業はあるが、人のために尽くす「公務」ほど素晴らしい仕事はない」と述べ、マールバラ公爵という大貴族の地位を捨て、平民となって首相への道を切り開いたそうです。

しかし、我が国サービス業の生産性の低さは、もはや世界の共通認識になっています。サービス業の生産性を高めるための大きな手段がDX、デジタルトランスフォーメーションであり、これを推進するため、ロボティクス・プロセス・オートメーション、RPAと略称されるそうですが、民間企業では導入されつつあります。これにより、業務の効率化、作業の品質向上とエラー発生率が格段に改善されるものと期待されています。

また、包括的アウトソーシングで業務遂行の体制を抜本的に見直すとともに、個々の業務の効率化を進めることで、伊豆市行政の生産性をこれまでにない速度で高めてまいります。

人口減少の影響が今以上に顕在化する伊豆市においては、過去の事業をそのまま継続することはできません。現在の我が国の生産性が低くとどまっている理由は、過去に必要な投資を行わなかった結果と言われています。伊豆市も将来のための投資財源を確保することは必

須であり、そのためには効果の小さい事業、目的達成のために貢献しない事業は、大胆に縮小することが求められます。

最後に、行政と議会の相互作用について。

行政と議会との相互作用における生産性向上も忘れてはならない課題です。これまでの施政方針では、当初予算における重要事業の説明をしてきました。しかし、本会議での議案質疑、委員会における議案審議でも同じ議論が繰り返されてきたように感じています。

今回、施政方針の内容を大きく変えたのは、議会にも生産性革命をお願いしたいとの思いです。傍聴やネット配信で本会議を見ている市民の方々が議会に関心を持ち、市の課題を理解し、市の施策を自分ごととして考えるような場にしていただきたい。本会議においては、市が進むべき方向、それを実現するための政策、そして、より効果的、効率的に事業化する手段など、傍聴される市民にとっても分かりやすい議論が展開されることが望めます。市が進むべき方向性と達成された姿を市民と共有することが、行政と議会の生産性向上にとって不可欠な条件であると確信しています。

新型コロナウイルスも、いずれ終息します。来るべき春は、そう遠くはありません。総合計画で示した方向に進むために、それぞれの重点目標を最も効果的で効率的に実現していく。すなわち、伊豆市の生産性革命に着手することが、令和4年度に私が目指す施政の方針です。以上です。

○議長（小長谷順二君） 以上で市長施政方針を終わります。

#### ◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（小長谷順二君） 日程第5、報告第2号 専決処分の報告について（静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約）を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第2号は、静岡県市町総合事務組合構成団体の「養護老人ホームとよおか管理組合」が、令和4年3月31日をもって解散することに伴い、静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約について、専決処分したので報告するものです。

詳細について、総務部長に説明させます。

○議長（小長谷順二君） これをもって専決処分の報告を終わります。

専決処分の報告に関し、補足説明の申出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） おはようございます。

私から専決処分の補足説明をさせていただきます。

この今回の市町総合事務組合理約の変更につきましては、市町構成団体の数の変更については専決処分をお認めいただいておりますので、このたび専決をさせていただきました。

養護老人ホームとよおか管理組合、こちらは磐田市、浜松市、森町の2市1町で運営されてきた団体でございます。入所者の減少や採算の悪化など、組合運営について協議を重ねた結果、令和3年3月31日に施設を閉鎖し、令和4年3月31日をもって解散することとなったということでございます。

専決処分書の4ページをお開きください。

新旧対照表でございます。

こちらの別表第1、第2から「養護老人ホームとよおか管理組合」を削る変更でございます。

令和4年4月1日から施行となります。

補足説明は以上です。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明を終わります。

これより報告第2号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

#### ◎議案第4号～議案第8号の上程、説明

○議長（小長谷順二君） 日程第6、議案第4号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第12回）から、日程第10、議案第8号 令和3年度伊豆市下水道事業会計補正予算（第1回）までの5議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第4号から議案第8号までの5議案について一括して提案理由を申し上げます。

その前に、新型コロナウイルス感染症対策のために計上した国の第3次地方創生臨時交付金分2億1,300万円の予備費について、活用状況を報告いたします。

コロナ対策の予備費として、昨年9月議会でお認めいただいた、県が実施する、ふじのくに安全・安心認証を受けた飲食店及び宿泊施設に対し、奨励金を支給する事業について、想定件数を上回る申請がありましたので、1,320万円を追加で充用いたしました。

1月議会までに報告した分と合わせた総額は1億2,381万7,000円となっております。

議案第4号について提案理由を申し上げます。

歳出においては、御幸橋駐車場用地を公共用地取得事業特別会計から購入する用地購入費

1億3,900万円、地籍調査事業5,739万円余、新型コロナウイルス感染症の影響により減収が見込まれる指定管理施設に対する損失補填金4,090万円などを増額する一方、県の補助事業採択が来年度に見送られたことに伴い企業立地事業費補助金を減額いたしました。

歳入においては、新型コロナウイルス感染症の影響による減収を補填する地方税減収補填特例交付金9,529万円余と、財政調整基金からの繰入金8億2,000万円余を減額する一方で、普通交付税の追加交付分3億3,000万円余、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の3次交付分の精算として2億3,365万円を計上したほか、繰越金5億5,726万円余を増額するなど、補正総額として2億7,381万8,000円を増額し、歳入歳出予算額を248億3,330万円とするものです。

併せて、新中学校の整備や市道整備など、年度内の完了が困難と見込まれる事業に対する繰越明許費の設定16件のほか、防災対策事業など2件について地方債補正の追加及び変更をそれぞれお願いするものです。

議案第5号は、御幸橋駐車場用地を一般会計に売却することによる売払収入と積立金それぞれ1億3,259万円を増額し、歳入歳出予算額を1億5,149万円とするものです。

議案第6号は、国民健康保険基金積立金4,207万円、保険基盤安定負担金の国及び県への償還金1,471万円余などを計上し、歳入歳出予算額を41億396万9,000円とするものです。

議案第7号は、静岡県後期高齢者医療広域連合負担金が確定したことに伴う納付金143万円余を増額し、歳入歳出予算額を4億7,643万2,000円とするものです。

議案第8号は、国の追加補正予算により令和4年度事業を前倒しすることとし、管渠及び処理場改良費3,560万円を増額し、歳入歳出予算額を14億9,884万1,000円とするものです。

詳細について、それぞれ担当する部長に説明をさせます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

補足説明の申出がありますので、これを許します。

初めに、議案第4号について、総合政策部長。

〔総合政策部長 新間康之君登壇〕

○総合政策部長（新間康之君） それでは、私から議案第4号 令和3年度一般会計補正予算（第12回）となりますが、補足説明をさせていただきます。

議案書の6ページを御覧いただきたいと思います。6ページをお開きください。

こちらが補正第12回の予算書となり、第1表につきましては、今回の補正に該当する歳入歳出それぞれの款及び項について補正前額と補正額、補正後の金額について記載をしております。

続いて、8ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正でございます。こちらにつきましては、16の事業の追加設定をお願いするものとなります。

理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響によるものをはじめ、関係機関

や地権者等との協議や調整に不測の日数を要したことなどに、年度内の事業の完了が見込めないことから、令和4年度への繰越しをお願いするものとなります。

次に、9ページ、第3表、地方債補正でございますが、こちらは追加と変更がございます。追加といたしましては、この後、御説明する歳出予算に計上いたしました旧JA小下田支店を指定避難所として利用するための土地購入費460万円を防災対策事業として新たに計上するもの。それから、急傾斜地崩壊対策事業については、県が施工する急傾斜地崩壊対策事業に対する市の負担金が増額となったことから、こちらは増額分について限度額の変更を行うものでございます。

歳入歳出予算の詳細につきましては、3月補正予算資料に基づいて、主なものについて御説明をさせていただきます。

3月補正予算の資料のほうを御用意いただきたいと思っております。

3ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出から御説明をいたします。

総務費では、マイナンバーカード所有者の転出入に係る手続のワンストップ化のためのシステム改修に352万円。

民生費では、施設利用者の増加に伴う障害福祉サービス費と障害児通所給付費を計2,516万円増額するほか、国の経済対策による放課後児童クラブの支援員や保育士等の賃上げに係る費用を児童福祉総務費と保育所費にそれぞれ計上をいたしました。

商工費では、今年度中の交付を予定しておりました企業立地事業費補助金について、半導体不足により機械機器の納入が遅れ、事業開始が令和4年度にずれ込むこととなったため、令和3年度予算を全額取下げを行いまして、令和4年度当初予算に再計上したことから2,704万6,000円を皆減するほか、新型コロナウイルス感染症の影響などにより減収が見込まれる指定管理施設への損失補填金4,090万円や御幸橋駐車場用地購入費1億3,900万円を計上してございます。

土木費ですが、道路新設改良費の金額がゼロとなっております。こちらは、市道の舗装修繕計画の策定業務委託料に不用額が出たことから、来年度に実施を予定しておりました市道新町線改良工事を前倒しをして着手することとし、委託料を減額する一方、工事費を増額計上するもので、相殺する形となりますので予算の増減はございません。

急傾斜地崩壊対策費の負担金665万5,000円につきましては、先ほど地方債補正において御説明した理由から、また、国土調査費の地籍調査事業費の増については、国からの依頼により令和4年度分の事業を前倒しして実施するため、補正対応で予算計上し、繰り越しして事業実施するものになります。こちらが5,739万8,000円。

続いて、消防費でございますが、こちらも先ほど地方債補正に計上した旧JA小下田支店を指定避難所として利用するための土地購入費469万円。

歳出の最後、諸支出金については、各種基金の運用利子の見込額、それから、繰越金の残

額を積み立てるため基金費1,778万4,000円を計上いたしました。

最後に、歳入でございます。

資料の1ページにお戻りいただきたいと思っております。

地方特例交付金では、新型コロナウイルス感染症に伴う地方税の軽減措置による減収を補填するための特例交付金について、影響額が当初の見込みを下回りましたので9,529万5,000円を減額をいたします。

地方交付税では、国が補正予算により追加交付を行うこととしたため3億3,019万7,000円を増額。

国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の3次分について計上し、精算を行うほか、歳出で御説明させていただきました各事業に係る負担金、補助金を計上してございます。

続く、県支出金についても、同じく各事業に係る負担金、補助金の計上となります。

繰入金では、歳入不足の財源として計上しておりました財政調整基金からの繰入れの必要がなくなりましたので、8億2,027万1,000円を全額減額するほか、繰越金では、令和2年度の剰余金の残額5億5,726万1,000円を計上いたしまして、精算をするものでございます。

議案第4号、一般会計補正予算については以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第5号について、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、議案第5号の補足説明をさせていただきます。

議案書の36ページをお願いいたします。

今回の補正は、公共用地取得事業特別会計から一般会計への土地の売渡しに伴う補正となります。

まず、不動産売払収入の補正前の額1,866万円のうち、市道越路嵐山線改良工事に伴う道路用地として、当初予算で1,701万円を計上してございました。今回、御幸橋駐車場用地とこの道路用地合わせまして、合計で2,692平方メートル、金額にしまして1億4,960万円を一般会計へ売り渡します。当初予算計上済みの1,701万円と1億4,960万円との差額、今回1億3,259万円を補正させていただくものでございます。

歳出につきましては、同額を積み立てるものでございます。

補足説明は以上です。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第6号及び議案第7号について、市民部長。

〔市民部長 加藤博永君登壇〕

○市民部長（加藤博永君） おはようございます。

それでは、議案第6号 令和3年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）の補足説明をさせていただきます。

議案書の50ページ、51ページをお願いいたします。

今回の補正でございますが、歳入歳出それぞれ6,106万6,000円増額し、総額で41億396万9,000円とするものでございます。

まず、6款1項1目の国民健康保険基金積立金でございますが、国民健康保険事業の健全な運営を図るためのもので、繰越金の確定に伴い4,207万円を増額するものでございます。

次に、8款1項5目の償還金でございますが、総額1,471万8,000円の増額でございますけれども、令和2年度の国民健康保険会計検査で保険基盤安定負担金の算定誤りの指摘を受け、これに伴いまして国庫支出金と県支出金の返還金となります。

8款2項1目一般会計繰出金も同様に、会計検査で指摘を受けました保険基盤安定負担金の市負担分481万8,000円を一般会計に繰り出すものでございます。

次に、歳入を説明させていただきます。

議案書戻りまして、48、49ページをお願いいたします。

6款繰越金でございます。5,901万3,000円は、令和2年度の繰越金の確定に伴うものでございます。

10款災害等臨時特例補助金、これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による令和3年度分国民健康保険税減税分の補填となります。

国民健康保険の補正については以上でございます。

引き続きまして、議案第7号 令和3年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の補足説明をさせていただきます。

議案書の62、63ページをお願いいたします。

歳出から説明させていただきます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。これは、法令に基づき算定されました負担金額が確定したことから143万2,000円を増額するものです。

また戻りまして、すみません。歳入でございます。

議案書の60、61ページをお願いします。

3款の保険基盤安定繰入金でございます。143万2,000円は、静岡県後期高齢者医療広域連合への負担金の確定に伴う一般会計からの繰入れとなります。

補足説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第8号について、建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは、私より議案第8号 令和3年度伊豆市下水道事業会計補正予算（第1回）について補足説明をいたします。

議案書は65ページからになります。

今回の補正予算は、国の第1次補正予算の積極的な活用依頼を受け、令和4年度に実施予定の業務を一部前倒して実施するため、資本的収入及び支出の増額を行うものでございます。

68ページをお願いします。

まず、下段の資本的支出ですが、1項建設改良費、2目管渠改良費では、ストックマネジメント計画に基づき、瓜生野、熊坂、牧之郷地区の管渠洗浄調査業務委託に1,100万円、管渠耐震診断調査業務委託に660万円。3目処理場改良費では、白岩浄化センター改築と耐震化実施設計に1,800万円を計上し、資本的支出としまして合計で3,560万円の増額を補正するものとなります。

上段の資本的収入としましては、1項企業債が900万円、4項の補助金が国庫補助金1,700万円、資本的収入の合計は2,600万円の増額となります。

65ページをお願いします。

資本的収入が資本的支出額に対して不足する額は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益留保資金並びに当年度分損益勘定留保資金にて補填をいたします。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号から議案第8号までの5議案に対する質疑は、3月2日開催予定の本会議において行います。

ここで10時40分まで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時39分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◎議案第9号の上程、説明

○議長（小長谷順二君） 日程第11、議案第9号 令和4年度伊豆市一般会計予算を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第9号について提案理由を申し上げます。

まず、当市を取り巻く状況として、来年度は新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和され、持ち直しの動きが見られるものの、地域経済の回復にはしばらく時間がかかることから、引き続き厳しい財政運営が続きます。

一方で、第2次伊豆市総合計画後期基本計画に基づく新たなまちづくりの実施や東京2020大会のレガシー継承など、令和4年度は、伊豆市が次のステップへ踏み出す第一歩となる重要な年となります。

そのような状況を踏まえて、令和4年度当初予算につきましては、「本格的な人口減少社会の到来に向けた戦略的対応」と「将来にわたる安定的な行財政運営の堅持」の2本柱を軸に、「市民と共有したいありたい姿」の実現に向けた予算編成といたしました。

予算規模といたしましては、新中学校の建設や松原公園津波避難複合施設整備などが本格化する一方で、広域廃棄物処理施設や同報無線のデジタル化などの大型事業が完成のめどを迎えることから、歳入歳出総額は214億3,000万円となり、過去最大となった昨年度に比べて4億3,900万円、率にして2%の減となります。

まず、歳入について。

市税は、市民税の減収を見込む一方で、軽減措置の収量による固定資産税の増額や観光客の回復による入湯税の増額などを見込み、40億5,504万3,000円としました。

地方交付税は、普通交付税が国の地方財政対策から前年度交付決定額と同水準の交付額を見込み46億8,000万円としました。

特別交付税は、特殊事情として算定していた東京2020大会関連経費の減を見込み5億300万円としました。地方交付税全体では51億8,300万円となっています。

国・県支出金は36億4,649万5,000円を、市債は、合併特例債や辺地・過疎債など、有利な起債を優先的に活用し36億7,840万円を予算措置しました。

次に、歳出です。

主要事業について、総合計画後期基本計画の体系に基づく6つの重点目標と主な取組について御説明いたします。

重点目標1、「少子化対策と次代を担う人材の育成」について。

その具体的政策である、結婚から子育てまで切れ目ない支援として、助産施設整備補助事業に250万円、妊産婦サポート事業に137万円を計上したほか、教育の充実として、新中学校整備事業に11億8,676万円、児童待合所創出事業に678万円などを計上してあります。

また、土肥地域の高校魅力化支援事業として、伊豆総合高校土肥キャンパスにおける県外生徒募集に向けた取組を行います。

2つ目に、「安全で心地よい生活環境の創出」について。

その具体的政策である、福祉・医療の充実として、中伊豆温泉病院の移転新築事業補助に6億円、災害時における要支援者の避難行動計画作成事業に156万円を計上したほか、安全・安心なまちづくりの推進として、松原公園津波避難複合施設整備事業に6億5,640万円、国が推進するカーボンニュートラル関連として住宅用蓄電池システム設置に対する補助事業に100万円を計上いたしました。

3つ目の「産業力の強化」について。

その具体的政策である、地域産業の発展による市内経済の活性化として、東京2020大会レガシー創出、オリパラ競技会場の聖地化や自転車を活用したまちづくりに関する事業に2,598万円、市内金融機関などと連携した事業継承支援事業に200万円を計上したほか、豊富

な農林水産資源の再構築として、わさび資料館の整備や「伊豆わさび」のG I登録に向けた取組など、わさびの郷構想推進事業に1,793万円を計上いたしました。

4つ目、「まちへの誇りの醸成とブランド力の向上」について。

その具体的政策である、人の流れを呼び込む魅力的な暮らしの実現として、移住サポーターによる移住定住やシティープロモーション促進のためのネットワーク形成事業に220万円、市内の豊富な地域資源を活用し、「キャンプ王国・伊豆市」を目指す伊豆キャンどっと混むプロジェクトに600万円、修善寺駅前の空き店舗を活用した修善寺拠点創出事業に1,070万円を計上したほか、伊豆市に住むことの愛着や誇りの醸成として、市内中学生に向けて地域で活躍する人材などによる多様な生き方を学ぶ機会を創出する実学教育支援事業に83万円を計上いたしました。

5つ目、「魅力あふれる拠点の創造と交通体系の確保」について。

その具体的政策である、未来を切り拓くためのまちづくりとして、牧之郷駅周辺整備事業に1億7,936万円、拠点性の高いエリアなどに民間事業者による宅地開発を誘導するための支援補助事業に1,500万円を計上したほか、地域力の向上として、バス路線維持事業に1億4,243万円、地域づくり協議会に対する交付金として6,548万円を計上しました。

6つ目の「将来にわたる安定的な行財政運営の堅持」について。

その具体的政策である、安定した歳入の確保として、ふるさと納税促進事業に4億3,063万円、移住定住を促進するための戦略的プロモーション事業に1,061万円を計上したほか、徹底した歳出の抑制として、窓口業務や公共施設の保守管理業務などの包括的アウトソーシング導入に1億7,700万円、行政手続のオンライン化や行政事務の効率化などに取り組む自治体DX推進事業に2,775万円を計上いたしました。

また、旧橋保育園跡地や旧さくらこども園の利活用の検討など、公共施設の解体・跡地利用検討事業に9,263万円を計上し、公共施設の整理・統合を行うなど、将来的な歳出の抑制の取組も進めてまいります。

歳入歳出予算は以上となりますが、そのほか、新中学校建設工事など15件について債務負担行為を設定したほか、地方債については、地方交付税の振替措置である臨時財政対策債のほか、広域処理施設整備事業、新中学校整備事業などの財源として、総額36億7,840万円の借入れを予定しております。

詳細について、総合政策部長に説明をさせます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

補足説明の申出がありますので、これを許します。

総合政策部長。

〔総合政策部長 新間康之君登壇〕

○総合政策部長（新間康之君） それでは、私から令和4年度一般会計当初予算について補足説明をさせていただきます。

お手元に配付させていただきました令和4年度一般会計予算のファイルと、それから、令和4年度伊豆市当初予算資料ということで、2つの資料を御用意いただきたいと思います。

まず初めに、ピンク色の予算書のほうから御説明をさせていただきます。

まず、ファイルの表紙を1枚めくっていただきますと、ページの付番がなくて恐縮なんです。令和4年度一般会計予算書という見出しの紙が入っております。

続いて、1枚めくっていただきますと、「議案第9号」で始まる予算総則、そして、その次のページに第1表、歳入歳出予算と続いております。

先ほど補正でも申し上げましたが、こちら第1表のほうに当初予算の款及び項の金額について、それぞれ記載してございますので、御確認をいただきたいと思います。

続いて、2枚めくっていただきますと、第2表、債務負担行為の表がございます。第2表、債務負担行為でございます。

こちらにつきましては、15の事業について設定をお願いするものになります。

上からホームページ保守委託、こちらは令和4年度に予定をしております市のホームページのリニューアルに当たり、5年間の保守委託を行うことから令和5年度から9年度までを期間とし、設定をいたします。

続いて、2つ目、定住促進事業、それから、3つ目のひとり親移住定住促進事業補助金、この2つにつきましては、補助金の交付期間が24か月となっており、令和4年度に受付をしたものについては令和6年度まで交付期間が及ぶということで、令和5年度から6年度に設定をしております。

それから、4つ目の指定ごみ袋製造運搬業務委託、こちらは令和5年度分のごみ袋の製造運搬業務について、令和4年度中に発注をする必要があるため。

それから、2つ飛びまして、7つ目の農業経営安定対策利子助成金でございます。こちらは、農業者ローンやリースに係る利子に対し、7年間にわたり助成をするものでございまして、令和4年度申請分は助成期間が令和11年度までとなりますので、期間を令和5年度から11年度に設定をさせていただきます。

それから、その次の創業者等支援事業補助金でございますが、令和4年度分につきましては12か月間家賃補助を行うため、令和5年度を期間として設定。

それから、ずっと飛びまして、次のページ、表の最後になります。市民文化ホール照明システム借上料、こちらは市民文化ホールの照明設備をリース機材で改修を行いまして、7年間でリース料を支払うため、期間を令和4年度から11年度までとして設定をさせていただきます。

その他、5番目、6番目のリサイクルセンター、9番目の松原公園津波避難複合施設、それから、11番目からの（仮称）日向公園、それから、新中学校、これらの事業につきましては、それぞれ複数年にわたる事業となりますので、事業の実施に必要な期間の設定をさせていただきます。

なお、その中で（仮称）日向公園につきましては、用地買収を県の土地開発公社にお願いいたしまして、その買戻しを複数年で行いますので、工事に係る設定は令和5年度のみとなっておりますが、土地の購入費につきましては令和5年度から令和6年度と設定期間が異なっております。

続いて、次のページ、第3表の地方債でございます。

こちらにつきましては、当初予算において各種事業の財源とするため、借入れを予定するものが一覧となっております。

まず、一番上でございますが、実質的な普通交付税であります臨時財政対策債2億円を計上、広域処理施設整備事業では、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合に対する新ごみ処理施設建設工事に係る負担金分について、合併特例債で借入れを行います。

リサイクルセンター整備事業では、施設整備に一般廃棄物処理事業債を活用いたします。

地域医療対策事業につきましては、中伊豆温泉病院移転のための公的病院移転新築事業費補助金に合併特例債による借入れを行います。

治山事業では、県単治山工事に防災対策事業債を活用。

続く、市民農園と松原公園管理事業には過疎債の活用を予定しております。

市道整備事業につきましては、市道の長寿命化や改良工事、照明灯の整備などに公共事業等債、辺地債、それから、緊急自然災害防止対策事業債を活用を予定しております。

急傾斜地崩壊対策事業では、県への負担金と市の実施する工事の財源といたしまして、防災対策事業債の借入れを予定しております。

港湾整備事業につきましては、大藪岸壁やフェリーターミナル周辺整備を行うため、過疎債を活用。

牧之郷駅周辺整備、それから、市営住宅管理事業につきましては、合併特例債。公園整備事業では、（仮称）日向公園整備に公共事業等債の借入れを予定をしております。

消防施設管理事業では、ホースタワーの改修、消防設備管理事業では、消防ポンプ車の購入の財源といたしまして、緊急防災・減災事業債を活用いたします。

防災対策事業では、松原公園津波避難複合施設整備に合併特例債と過疎債を活用するとともに、（仮称）日向公園整備に緊急防災・減災事業債の借入れを行うものでございます。

最後、新中学校整備事業につきましては、合併特例債と学校教育施設等整備事業債を活用いたしまして、令和4年度の地方債限度額の総額といたしましては36億7,840万円となっております。

それでは、歳入歳出予算につきまして、令和4年度当初予算資料に基づいて御説明をさせていただきますので、御用意をお願いいたします。

歳入から御説明をいたします。

予算資料の1ページをお開きいただきたいと思います。1ページをお願いいたします。

まず、市税でございます。よろしいでしょうか。

市税のうち、個人の市民税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による所得の落ち込みにより、前年度比6,925万円、5.5%の減。法人市民税におきましても、同じく新型コロナウイルス感染症の影響による企業収益の悪化を見込みまして、前年度比2,835万円、17.4%の減としております。

固定資産税でございますが、こちらは新型コロナウイルス対策の中小事業者等に対する特例の軽減措置が令和3年度で終了することなどから、前年度比3億1,009万円、15.9%の増としました。

続いて、軽自動車税につきましては、種別割として、新規登録から13年経過による経年重課や新税率適用車両の登録台数が増加していることから、前年度比214万円、2.2%の増。環境性能割は、令和3年度までの実績から、前年度比46万円、7.4%の減となっております。

市たばこ税は、売り渡し本数の減少から、前年度比900万円、3.8%の減。入湯税は、コロナが終息し、観光客が増加することを見込みまして、前年度比808万円、8%の増としております。

以上から、市税全体といたしましては40億5,504万円、対前年度比2億1,315万円、5.5%の増を見込んでおります。

続いて、2ページの地方交付税でございます。

地方交付税のうち普通交付税は、地方債の借入れや減収不足に対する措置を見込むほか、国の地方財政対策を考慮いたしまして対前年比9億8,000万円、26.5%の増としております。一方、特別交付税につきましては、これまで特殊事業として算定をしておりました東京2020大会関連経費がなくなったことから、前年度比8,300万円、14.2%の減となり、普通交付税と特別交付税を合わせた地方交付税全体といたしましては51億8,300万円、前年度比8億9,700万円、20.9%の増を見込んでおります。

2ページの下でございます。

市債でございますが、総額と財源とする事業は先ほど第3表のところでお説明をしたとおりで、前年度比22億9,220万円、38.4%の減となっております。

3ページを御覧いただきたいと思っております。

3ページに移りまして、その他、寄附金につきましては、ふるさと納税寄附目標額を来年度は、令和4年度は10億円と定め取組を行っていくため2億円の増。繰入金でございますが、市債の償還に減債基金を6,900万円充当するほか、地域振興基金からは地域づくり交付事業やバス路線維持事業に1億5,600万円、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合への負担金のうち、新施設の整備分について8,501万円を環境衛生施設整備基金から、また、ふるさと納税につきましては、寄附者の指定する事業の財源とするため5億7,528万円を、ふるさと伊豆市応援基金からそれぞれ繰入れを行います。財政調整基金につきましては、大型事業の財源として5億円の繰入れを予定しており、繰入金全体といたしましては14億4,280万円、前年度比では1億3,329万円、10.2%の増となっております。

続きまして、歳出に移りますが、歳出につきましては、本日、それから、明日予定いたします全員協議会におきまして各担当課から事業の詳細について御説明をさせていただきますので、私のほうからは予算を性質別として説明をさせていただきたいと思っております。

予算資料の3ページの下段を御覧いただきたいと思っております。

歳出予算、義務的経費でございます。まず、義務的経費でございますが、人件費につきましては、包括的アウトソーシングの開始や人事院勧告による手当の減などにより金額で6,850万円、率では2.3%の減となっております。

扶助費は、生活保護費が減少する一方で、障害福祉サービス費が増額いたしますので、対前年度比7,370万円、3.2%の増。

地方債の元利償還金等に要する経費である公債費でございますが、こちらにつきましては、東こども園や道の駅伊豆月ヶ瀬の整備のために借り入れた起債の償還が始まりますので、前年度比9,700万円、5.8%の増となりました。

したがって、義務的経費全体といたしましては71億1,751万円で、対前年度比では1億220万円、1.5%の増となっております。

続いて、4ページの投資的経費でございますが、全体で44億6,132万円、対前年度比で5,967万円、1.4%の増となっております。

内訳といたしましては、普通建設事業費のうち補助事業について、市道整備工事費が減少する一方で、新中学校、それから、松原公園津波避難複合施設の整備など、大型事業などにより対前年比20億350万円、369.1%の大幅な増額となっております。

また、単独事業では、デジタル同報系防災行政無線の整備が完了いたしましたので、前年度比18億5,413万円、50.8%、こちらは大幅な減となっております。

その他といたしまして、物件費では窓口や施設管理の包括的アウトソーシングを開始することから、対前年度比2億914万円、率にして6.6%の増。補助費等は、大平地区に整備をいたします中間土場やバス路線維持に対する補助金、ふるさと納税の返礼品に要する費用が増加いたしますが、広域廃棄物処理施設の建設工事負担金が減額となりますので、対前年度比9億2,485万円、19.7%の減となりました。

一般会計については、以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号に対する質疑は、3月2日開催予定の本会議において行います。

#### ◎議案第10号～議案第24号の上程、説明

○議長（小長谷順二君） 次に、日程第12、議案第10号 令和4年度伊豆市公共用地取得事業特別会計から、日程第26、議案第24号 令和4年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算までの15議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第10号から議案第24号まで一括して提案理由を申し上げます。

令和4年度の特別会計について、議案第10号、公共用地取得事業特別会計に84万円、議案第11号、国民健康保険特別会計に41億3,800万円、議案第12号、後期高齢者医療特別会計に5億900万円、議案第13号、介護保険特別会計に38億1,400万円をそれぞれ計上いたしました。

次に、企業会計について、議案第14号、水道事業会計は、順次進めている老朽管の布設替えや中伊豆地区の中央監視操作施設整備などを実施する予定で5億7,797万円余。

議案第15号、簡易水道事業会計について、これも老朽管の布設替えや柿木大野の送水ポンプの改修などのために1億4,749万円余。

議案第16号、温泉事業会計は、源泉施設の設備更新や配湯管の布設替えに加え、温泉事業経営改革計画策定などを行うこととし7,351万円余を見込みました。

議案第17号、下水道事業会計は、各施設の維持管理、大平地区の管渠の工事、処理場等の改築工事や耐震対策の設計などを実施する予定で13億6,000万円余を見込みました。

議案第18号から議案第24号までの各財産区特別会計については、山林の維持管理や管理会経費など、必要な予算を措置しております。

詳細について、それぞれ担当する部長に説明をさせます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

補足説明の申出がありますので、これを許します。

初めに、議案第10号及び議案第18号から議案第24号までの8議案について、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私から総務部所管の特別会計について補足説明させていただきます。

当初予算の予算資料、こちらで説明をさせていただきます。

予算資料の6ページをお願いいたします。

表にあります特別会計のうち、議案第10号、公共用地取得事業特別会計でございますが、令和4年度におきましては不動産の売却収入の減によりまして、主に駐車場等の貸付料として84万円を計上してございます。令和3年度に対して1,800万円の減でございます。

続いて、下の表、財産区特別会計でございます。こちらは、財産区が管理します山林などの財産の維持管理や管理会の運営に要する経費が主なものでございます。

2つ目の議案第18号、持越財産区特別会計204万円、対前年度比42万円の減。

議案第19号、市山財産区特別会計16万円、対前年度2万円の減。

議案第20号、門野原財産区特別会計6万円、対前年度6万円の減。

議案第21号、吉奈財産区特別会計220万円、対前年度35万円の減。

議案第22号、月ヶ瀬特別会計356万円、対前年度47万円の増、こちらは墓地の環境整備に220万円を計上していることから増額となっております。

議案第23号、田沢財産区特別会計12万円、前年度変わらず。

議案第24号、矢熊財産区特別会計15万円、対前年度5万円の減。

以上、7財産区の特別会計でございます。

総務部所管の特別会計は以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第11号及び議案第12号の2議案について、市民部長。

〔市民部長 加藤博永君登壇〕

○市民部長（加藤博永君） それでは、市民部所管、議案第11号及び議案第12号の令和4年度の予算の補足説明をさせていただきます。

黄色い表紙の特別会計予算書を御覧ください。

17ページをお願いいたします。

令和4年度伊豆市国民健康保険特別会計予算でございますが、歳入歳出予算総額は41億3,800万円、前年度比をまして6,400万円の増となっております。

歳入のほうから説明させていただきます。

予算書の24ページ、25ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税でございますが、一般被保険者国民健康保険税7億7,714万9,000円、退職被保険者等国民健康保険税30万円で、対前年比で359万3,000円の増でございます。合計といたしまして7億7,744万9,000円を見込んでおります。これは、税改正による収入増を見込んだものでございます。

次に、26、27ページをお願いいたします。

3款県支出金でございますが、令和3年度の療養給付費及び高額療養費の実績から保険給付費等交付金の増を見込み、前年度より1億297万3,000円の増の29億9,463万1,000円を計上してございます。

続きまして、28、29ページをお願いいたします。

5款繰入金でございます。1項一般会計繰入金でございますが、前年度より242万3,000円減の2億9,436万3,000円を計上いたしました。細節の1から6の法定内繰入れのうち、国の法改正によりまして未就学児の均等割を10分の5とすることから、3の未就学児均等割保険税繰入金が新たに追加されております。

それから、7その他一般会計繰入金でございますが、令和3年度から繰入れ解消に向け調整をしているところです。令和4年度につきましては、対前年比520万円減の600万円を計上いたしました。

次に、30ページから35ページまで、7款の諸収入でございます。

主なものでございますが、32、33ページ、3項の受託事業収入、後期高齢者医療広域連合から受託いたします75歳以上の健康診査に係るものでございます。

次に、34、35ページをお願いいたします。

10款の国庫支出金でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免措置に対する財源で、その10分の6に相当する額を災害等臨時特例補助金で賄われることを見込んだものでございます。

続きまして、歳出のほうへ移らせていただきます。

36ページからでございます。

1款総務費でございます。国民健康保険を管理運営するために要する費用となります。主なものは一般管理費で、国民健康保険事務に携わる職員5名の人件費及び会計年度任用職員の6名の報酬などで4,693万8,000円、電算センター協議会への負担金が762万円、それから、未就学児均等割額減額に伴うシステム改修委託に165万円などがございます。

次に、40ページをお願いいたします。

2款保険給付費でございますが、療養給付費、療養費、高額医療費等の給付費となります。

41ページ、1項1目の一般被保険者療養給付費は前年度より5,776万円増の25億651万6,000円。

それから、次ページの42、43ページの一般被保険者高額療養費は1,870万2,000円の増の3億5,890万2,000円を見込んでございます。

次に、46ページからの3款国民健康保険事業費納付金でございますが、国民健康保険税を主な財源として県へ納付するもので、1項から3項の合計でございますが、前年度より7,330万4,000円減の9億9,632万5,000円を計上してございます。

次に、48ページから53ページの5款の保健事業費でございます。

こちら40歳から74歳までの被保険者を対象に実施いたします特定健診事業と後期高齢者広域連合から受託してあります75歳以上の方が対象の後期高齢者健診事業になります。両事業とも医療機関への健診委託料が主なもので、50、51ページの特定健康診査委託料が2,444万2,000円、次ページ、52、53ページの後期高齢者健康診査委託料に2,211万1,000円を計上いたしました。

以上が令和4年度の伊豆市国民健康保険特別会計予算の補足説明でございます。

引き続きまして、議案第12号 令和4年度伊豆市後期高齢者医療特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

予算書の65ページからになります。

歳入歳出それぞれ5億900万円、前年度と比べまして3,400万円の増となっております。

まず、歳入でございます。

72、73ページをお願いいたします。

1款の後期高齢者医療保険料は、静岡県後期高齢者医療広域連合で賦課決定し、各市町で徴収をすることになっております。特別徴収といたしまして2億5,180万7,000円、普通徴収といたしまして1億4,175万8,000円を見込み、保険料全体で3億9,356万5,000円、対前年比

ですが2,256万6,000円の増となっております。

次に、3款は一般会計からの繰入金となります。

事務費繰入金439万9,000円、保険基盤安定繰入金1億919万5,000円でございます。

引き続きまして、歳出のほうを説明させていただきます。

76、77ページをお願いします。

1款の総務費でございます。一般管理費の電算センターへの負担金127万円のほか、保険料の賦課徴収に係る経費180万9,000円が主なものでございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収いたしました保険料や県負担金の保険料軽減分を広域連合に納付するものでございます。令和4年度分は医療給付費の伸びと被保険者数の増により、前年度より3,333万4,000円増の5億376万1,000円を見込んでございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第13号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 栗山信博君登壇〕

○健康福祉部長（栗山信博君） それでは、議案第13号 令和4年度伊豆市介護保険特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

同じく黄色い特別会計の予算書の88、89ページをお願いいたします。

令和4年度の歳入歳出予算の総額は38億1,400万円で、前年度と比べ7,700万円の増となっております。

各款の予算額につきましては、こちらの明細書のほうを御確認ください。

次の90、91ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款の保険料の現年度分でございますが、65歳以上の第1号被保険者数を1万2,269人で、月額基準額に応じて算出し、徴収率は98.5%として7億5,692万6,000円を見込みました。

続きまして、90ページ中段の3款から95ページ5款につきましては、介護給付や地域支援事業及び総合事業に対する国や県、社会保険診療報酬支払基金の法定的な負担分でございます。

次に、94ページ下段から97ページになりますが、7款の繰入金は、法定分であります1項の一般会計繰入金が5億5,179万3,000円、2項の基金繰入金は介護給付費準備基金の取崩し分として6,614万2,000円を見込んでおります。

次に、歳出、100ページからになります。

1款総務費でございますが、102、103ページの介護認定審査会費、あるいは認定調査費等が主なものとなっております。

続きまして、104ページ、105ページをお願いいたします。

2款1項1目居宅介護サービス給付費ですが、12億6,132万円で、前年度より5,730万8,000円の増となっております。

主な要因は、介護認定者の増加に伴うサービス利用の増加でございます。

同じページの下段、3目施設介護サービス等給付費ですが、15億1,229万4,000円で、前年度より1,802万1,000円の増となっております。

こちらの主な要因は、利用単価が高い介護施設の利用が増加しているためでございます。

続きますが、少し飛びまして110ページ下段から113ページをお願いいたします。

3款1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費ですが、1億1,921万4,000円で、前年度より1,308万9,000円の減となっております。

主な要因としましては、総合事業の訪問型サービス及び通所型サービスについて、要介護認定に移行するなど、サービスの利用が減少しているためでございます。

補足説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第14号から議案第17号までの4議案について、建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは、私から建設部所管の4つの企業会計について補足説明をさせていただきます。

同じく黄色いファイルでお願いします。

議案第14号 令和4年度伊豆市水道事業会計予算でございます。

123ページからになります。

令和4年度の業務の予定量は給水件数1万3,400件、年間総給水量は前年比2.4%減の405万3,000立方メートルを見込みました。水道事業収益は前年比0.7%減の5億7,797万9,000円、水道事業費用は前年比3.6%増の5億7,317万4,000円を見込みました。

130ページ、131ページをお願いします。

まず最初に、収益的収入及び支出でございますが、収入の1款水道事業収益の1項営業収益は、前年比1.5%減の5億3,897万6,000円を見込みました。これに対しまして、支出、1款水道事業費用、1項営業費用は、前年比4.8%増の5億4,645万8,000円といたしました。

主な事業といたしまして、1項1目原水、浄水、配水及び給水費では水道施設の維持管理、修繕、また、水道料金徴収業務委託に係る費用となりまして2億3,462万2,000円を見込んでおります。

また、3目総係費では、委託料に新水道ビジョンの策定業務委託を計上しました。水道事業を取り巻く環境は、人口減少による水使用量の減少や老朽化が進行する施設の健全性の維持など、今後一層厳しさが増していく見通しでございます。新水道ビジョンでは、このような厳しい環境を乗り越えるための基本方針を示す計画であり、3年間の債務負担を取らせていただき、慎重に計画を作成していきたいと思っております。

4目減価償却費は1億9,168万円。

次に、131ページ、お願いします。

資本的収入及び支出についてですが、資本的収入では建設改良工事等の財源としまして企

業債を2億円借りる予定でございます。資本的支出につきましては建設改良費が前年度比9.8%増の2億8,796万4,000円、企業債の償還に1億3,109万2,000円、合計で4億1,905万6,000円を計上しております。

建設改良費の主なものは、1目改良費は、月ヶ瀬・上和田・年川地区など、合わせて5地区の老朽管の布設替えと中伊豆地区中央監視操作施設整備工事を予定し、3目委託費は、施設台帳作成業務などを実施する予定でございます。

137ページをお願いします。

債務負担に関する調書になります。

1つは水道料金等徴収業務委託、令和2年度から令和6年度までと、もう一つは先ほど説明いたしましたが、新水道ビジョン策定業務委託を令和4年度から令和6年度までの限度額等を記載しておりますので、御確認をお願いします。

次に、議案第15号 令和4年度伊豆市簡易水道事業会計予算でございます。

特別会計予算書の147ページをお願いします。

令和4年度の業務の予定量は給水件数1,300件、年間総給水量は前年同様に31万6,000立方メートルを見込みました。水道事業収益は前年比12.2%増の1億4,749万円、水道事業費用は前年比1.5%減の1億4,713万2,000円と見込みました。

154ページ、155ページをお願いします。

まず最初に、154ページ、収益的収入及び支出ですが、収入の1款水道事業収益の1項営業収益は、前年比0.2%増の4,250万8,000円を見込みました。

また、2項営業外収益、2目他会計補助金では一般会計からの繰入金を前年比17.6%増の9,290万円とし、合計1億498万2,000円を見込んでおります。

これに対しまして、支出の1款水道事業費の1項営業費用は前年比0.7%増の1億3,973万9,000円といたしました。

主な事業としましては、1項1目原水、浄水、配水及び給水費では、水道施設の維持管理、修繕、また、水道料金徴収業務委託に係る費用となり、4,636万2,000円を見込んでおります。

また、3目総係費では、人件費及び負担金のほか、委託料に水道事業と一本化する認可書作成業務など1,471万8,000円を計上しました。これは、国で推進する事業統合による効率的な経営体制の確立を図ることを目的としています。合計で5,192万9,000円を見込んでおります。

4目減価償却費は3,994万6,000円となります。

次に、155ページをお願いします。

資本的収入及び支出についてですが、資本的収入では建設改良工事等の財源として企業債を6,460万円借り入れる予定でございます。資本的支出につきましては、建設改良費が前年度比37.2%減の5,041万円、企業債の償還に4,432万6,000円、合計で9,473万6,000円を計上しております。

建設改良費の主なものは、1目改良費は、本柿木地区など、合わせて4地区の老朽管の布設替えを予定しております。

次に、議案第16号 令和4年度伊豆市温泉事業会計予算でございます。

169ページからになります。

業務の予定量は土肥温泉、八木沢温泉、小土肥温泉に合わせて、前年度11戸減の給湯戸数319戸、年間総配湯量は前年比1.8%減の142万2,920立方メートルを予定しております。

174、175ページをお願いします。

令和4年度伊豆市温泉事業会計の予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出の収入は、1款温泉事業収益、1項営業収益は、前年比5.7%減の7,188万5,000円、支出は1款温泉事業費用、1項営業費用を前年比32.4%増の9,620万4,000円と見込みました。

主な内容は、動力費等に2,342万円、修繕費が375万1,000円、総係費は土肥温泉事業のアウトソーシングに係る委託料として、経営改革計画策定・推進支援業務2,067万8,000円、減価償却費が2,447万6,000円と見込みました。

175ページをお願いします。

資本的収入及び支出につきましては、収入はなく、資本的支出は2,460万3,000円、1項建設改良費、1目建設費1,660万2,000円につきましては、小土肥、八木沢源泉水中ポンプの入替え工事、高根中浜線の配湯管の入替え工事を実施する予定でございます。

また、固定資産購入費としまして、水口洞・三脈源泉の揚湯ポンプの予備ポンプの購入に800万1,000円を予定しております。

最後に、議案第17号 令和4年度伊豆市下水道事業会計予算でございます。

189ページからになります。

下水道事業における令和4年度の業務の予定量は、排水戸数7,312戸、年間有収水量は267万6,000立方メートルを見込みました。下水道事業収益は、前年比1.3%減の13億6,171万1,000円、下水道事業費用は前年比3.8%減の13億1,110万2,000円と見込みました。

196、197ページをお願いします。

最初に、収益的収入及び支出ですが、収入の1款下水道事業収益の1項営業収益は、前年比3.4%増の3億6,497万3,000円、2項営業外収益は、前年比2.9%減の9億9,673万8,000円を見込みました。

これに対しまして、支出、1款下水道事業費用の1項営業費用は、前年比3.3%減の12億4,382万4,000円、2項営業外費用は、前年比13.6%減の6,567万8,000円としました。

営業費用の主な事業としましては、管渠や処理場等の各施設の維持管理、流域下水道の維持管理負担金、下水道使用料改定の検討を実施する予定でございます。

次に、197ページの資本的収入及び支出についてですが、収入は、建設改良工事の財源としまして、企業債を2億3,830万円、一般会計からの出資金1億2,684万7,000円、国庫補助

金9,990万円を見込みました。

資本的支出につきましては、建設改良費が前年比24.5%増の5億10万7,000円、企業債の償還が前年比5.3%減の4億1,490万9,000円としました。

建設改良費の主な工事は、加殿地区の管渠工事となります。委託費の主なものとしましては、令和4年度で完了する下水道計画の見直し業務委託、湯ヶ島クリーンセンターの改築工事委託等を実施する予定でございます。

202ページをお願いします。

債務負担行為に関する調書になります。新たに湯ヶ島クリーンセンター改築工事委託を令和5年度までの期間、限度額2億1,000万円を見込みました。

以上で建設部所管の4つの企業会計について補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号から議案第24号までの15議案に対する質疑は、3月2日開催予定の本会議において行います。

#### ◎議案第25号～議案第31号の上程、説明

○議長（小長谷順二君） 日程第27、議案第25号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてから、日程第33、議案第31号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正についてまでの7議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第25号から議案第31号までの7議案について一括して提案理由を申し上げます。

議案第25号は、人事院勧告に基づき期末手当の支給率を改正するため、給与に関する4条例を改正するもの。

議案第26号は、使用料金等審議会の所管を変更するため、所要の改正を行うもの。

議案第27号は、行政財産の目的外使用を柔軟に行いやすくするよう、所要の改正を行うもの。

議案第28号は、消防団の報酬額の改定及び出動報酬の創設のため、所要の改正を行うもの。

議案第29号は、年金を担保とした貸付制度が令和4年3月末に廃止されるため、所要の改正を行うもの。

議案第30号は、第2次伊豆市総合計画後期基本計画が策定されたため、計画にあわせ寄附金の用途を改める改正を行うもの。

議案第31号は、課税額の改定及び未就学児の被保険者がいる場合の特例措置を設けるため、

所要の改正を行うものです。

詳細をそれぞれ担当する部長に説明をさせます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

補足説明の申出がありますので、これを許します。

初めに、議案第25号から議案第27号までの3議案について、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、まず、私から議案第25号の補足説明をさせていただきます。

議案書139ページになります。

今回の条例改正におきましては、市長申しましたとおり、令和3年8月の人事院勧告に基づく内容となっております。

令和3年の人事院勧告は、期末手当の額を年間0.15月引き下げる勧告でございました。例年ですと、国家公務員の改定があり、それを受けて12月に伊豆市でも改定をするところですが、国におきましてコロナ禍の経済への影響等を加味して、12月の期末手当の引下げが見送られ、その引下げ分を令和4年6月の期末手当から引き下げるということで令和3年11月に閣議決定されました。それを受けまして、伊豆市でも令和3年12月の引下げを見送り、その引下げに相当する額を令和4年6月の期末手当から減額すると。そして、0.15月、100分の15引き下げるものについて6月と12月に、それぞれ100分の7.5ずつに振り分けるという今回の改正でございます。

まず、新旧対照表の141ページを御覧いただきたいと思います。

まず、特別職の期末手当につきましては、現行100分の222.5、これを100分の215、100分の7.5引き下げ、これ年間ですと100分の15の引下げになります。

続いて、一般職の給与に関する条例、同じく現行100分の127.5、これを100分の120、100分の7.5引き下げ、6月と12月合わせて100分の15の引下げとなります。

再任用につきましては、100分の72.5を100分の67.5、100分の5の2回分で100分の10の引下げ。

続いて、142ページでございます。

任期付職員でございますが、特定任期付職員に対する期末手当として、現行167.5、これを100分の160と100分の7.5を引き下げ、2回分で100分の15引き下げると。

会計年度任用職員の条例につきましては、会計年度任用職員の期末手当も一般職の例により支給するとなっております。そうしますと、先ほど申しました12月に引き下げるべきものが6月に引き下げられるということになりますので、会計年度任用職員は、年度中は報酬額ととか期末手当の率の改正はしないということでやっていますので、この一般職の例によるという規定を適用しないという改正を附則に加えます。

戻っていただきまして、140ページの条例改正案分の附則でございます。

附則の2項の(1)の下から5行目ですかね、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額、これが令和4年6月に支給するときに、本来、令和3年12月に支給された額からそれぞれの率を引き下げると、本来、人事院勧告が実施した場合、0.15月分の減額を行うべきでありましたので、その分を令和4年6月の期末手当から引き下げるといふ、そういう期末手当の支給に関する特例措置を設けてございます。

続いて、議案第26号の143ページでございます。

使用料等審議会条例の所管する部署として、もともと財政担当部署が担当しておりましたが、令和3年の機構改革に合わせて、財政担当部署である総合政策部の所管として改正を行いました。

しかし、今年度いろいろ事務を行う中で、施設管理との使用料というのは関係が非常に高いということで、全体的な施設管理を担っている総務部資産経営課、こちらが所管したほうが適当であるということで、昨年度改正をさせていただきましたが、今回、総務部資産経営課で所管するというので、今回改正をお願いするものでございます。

続いて、議案第27号の伊豆市行政財産の目的外使用に関する条例の改正でございますが、こちら新旧対照表を見ていただきますと、行政財産の目的外使用につきましては、使用料を取る際、当然条例事項になりますので、現行、年額は、使用許可の際市長が適正な価格を算出するというようになっております。現在、中伊豆庁舎とか土肥支所庁舎におきましては、各団体等が目的外使用で使用しているわけですが、当然、年額で使用料を徴収しておりますが、年間を通して使う以外に行政財産として使用されていない会議室などにつきましても、ほかの公の施設と同様に一般の方も利用、使用できるように、使用料を年額となっている規定を時間単位でも適用できるように、今回改正をさせていただくものでございます。

私からは3議案について補足説明です。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第28号及び議案第29号について、危機管理監。

〔危機管理監 稲村俊一君登壇〕

○危機管理監（稲村俊一君） それでは、私から議案第28号及び議案第29号の補足説明をさせていただきます。

議案書153ページを、新旧対照表をお願いいたします。

議案第28号 伊豆市消防団条例の一部改正についてです。

今回の消防団条例の改正は、消防団員の処遇改善が目的であり、年額報酬の団員階級の引上げと、これまで費用弁償、出動手当で支給しておりました出動、訓練等を新たに出動報酬として創設し、活動の実態に応じた報酬及び費用弁償とするもので、消防団員の報酬等の基準等の策定等につきまして、総務省消防庁長官通知として示されましたので、改正を行うものでございます。

第9条第1項、別表第1に定めております報酬についてですが、改正前では「支給単位、

金額」としていたものを「年額報酬の額」に改め、団員の年額報酬を総務省の通知に合わせ「2万5,000円」を「3万6,500円」に引き上げ、団員の年額報酬を上げることに伴い、団員の上位階級である班長と部長との均衡が取れなくなるため、「3万円」を「3万8,000円」に、「3万5,000円」を「3万9,000円」にそれぞれ階級差を設けて見直しております。

また、全体を見直したときに幹部である副分団長の処遇が著しく低い課題が残ることから、併せて見直しを行い、「4万円」を「4万5,000円」に引き上げるものでございます。

続きまして、改正前の第10条第1項で定めておりました消防団活動に従事した場合、別表第2のとおり出動手当、費用弁償として支給しておりましたが、改正後は第9条第2項に出動報酬として、別表第2に定め、支給するものでございます。

154ページをお願いします。

改正前の活動区分を「出動、訓練、警戒、上記以外の活動」に改め、活動区分に対する支給対象者を設け、出動報酬の額としました。

出動については、主に、水火災に係る出動や捜索活動となることから、1日8時間勤務を基本とし、8,000円としましたが、短時間での出動もあることから、ただし書きにおいて、出動時間による金額設定とし、長時間出動となった場合の労苦に比べられるものとしてしました。

出動以外の出動報酬の額につきましては、これまでの活動実績を基に、2時間前後の活動が多いことから8,000円の4分の1の額2,000円としました。

附則でございますが、本条例は、令和4年4月1日からの施行といたします。

次に、議案第29号 伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございます。議案書155ページをお願いします。

今回の改正は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、伊豆市消防団員等公務災害補償条例第3条第2項ただし書きを削るものでございます。

内容でございますが、議案書157ページ、新旧対照表をお願いします。

改正前、第3条第2項では、消防団員が「損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない」が、例外として、傷害補償年金等を受ける権利を担保に供して貸付けを受けることができる制度がありますが、令和4年3月末で終了することに伴い、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第55条第1項の改正と同様に、伊豆市消防団員等公務災害補償条例第3条第2項ただし書きを削り、令和4年4月1日を施行期日とし、改正するものでございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第30号について、総合政策部長。

〔総合政策部長 新聞康之君登壇〕

○総合政策部長（新聞康之君） それでは、私から議案第30号について補足説明をさせていただきます。

議案書の161ページをお開きいただきたいと思います。

こちらがふるさと伊豆市寄附条例の新旧対照表になります。

今回の寄附条例の改正でございますが、寄附金を財源として行う事業について改めるものでございます。

第2条に、寄附金を財源として行う事業を1号から6号まで掲げてございます。今回、この区分をより具体的に規定することにより、寄附金の使途を明確にしようとするもので、第2次伊豆市総合計画後期基本計画に示されている、まちづくりの重点目標の体系に沿った事業区分に合わせた形に設定をいたしました。

また、伊豆市の主要産業でございます観光について事業区分を明記し、さらなる寄附額の増加を狙うものでございます。

補足説明は以上です。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第31号について、市民部長。

〔市民部長 加藤博永君登壇〕

○市民部長（加藤博永君） それでは、議案第31号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書のほうは163ページからになります。また、議案と一緒に配付させていただきました、伊豆市議会3月定例会条例議案説明資料も併せて御覧ください。

今回の条例改正は、大きく2つの点の改正となります。

1点目でございますが、税率を含めました課税額の改正となります。課税額等につきましては、県が示します標準保険税率に急激な伸びとにならないよう、段階的に改正を行うと計画をしていましたが、令和3年度分につきましては、コロナ禍のため、改正を見送りました。令和4年度分につきましては、伊豆市国民健康保険運営協議会に課税額等の改正について諮問をしたところ、平成30年度と令和元年度の標準課税率の中間値との答申をいただいたことから改正を行うものです。

2点目についてですが、国の全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、未就学児の被保険者均等割を10分の5とするものでございます。

具体的な改正内容でございますが、先ほどお話をいたしました条例の説明資料を御覧ください。

2ページから始まります。3ページのほうを御覧になっていただけますでしょうか。

具体的な内容でございますが、条例資料の（1）税率及び税額の改正を御覧ください。

基礎課税額の対応条文、第3条第1項の所得割についてですが、表のように、税率6.55%を0.35%引き上げ6.90%に。第4条、被保険者均等割についてですが、1,500円引き上げ2万6,600円に。以下、表のとおり改正をするものでございます。

また、後期高齢者支援金等課税額は、第6条からとなりますが、所得割税率を0.14%引き上げ2.41%に。以下、表のとおり改正をするものでございます。

2点目の未就学児の被保険者均等割を10分の5とする改正についてでございますが、(2)の表を御覧ください。

対応条文ですが、議案書のほうの172ページにも新旧対照表がありますが、新たに21条に第2項を設けます。課税額につきましては、課税の軽減を受けない世帯については、(1)の基礎課税額の被保険者均等割額が2万6,600円になっております。

(2)の表の基礎課税額の被保険者均等割、その他の世帯欄を御覧ください——のとおり、未就学児1人当たり10分の5の1万3,300円に。同様に、後期高齢者支援等課税額の被保険者均等割は9,400円の10分の5、4,700円となります。以下、軽減世帯ごと、それぞれ表の額を減額した額となります。

施行日につきましては、令和4年4月1日となります。

補足説明は以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号から議案第31号までの7議案に対する質疑は、3月2日開催予定の本会議において行います。

ここで議事の都合により昼の休憩とします。再開は午後1時からです。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 0時59分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

### ◎議案第32号～議案第34号の上程、説明

○議長（小長谷順二君） 日程第34、議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺自然公園）から、日程第36、議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（萬城の滝キャンプ場）までの3議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第32号から議案第34号までの3議案について一括して提案理由を申し上げます。

本案は、本年3月31日をもって指定期間が満了する修善寺自然公園、恋人岬関連施設及び新たに萬城の滝キャンプ場の指定管理者をそれぞれ指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

詳細を産業部長に説明させます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

補足説明の申出がありますので、これを許します。

議案第32号から議案第34号までの3議案について、産業部長。

〔産業部長 滝川正樹君登壇〕

○産業部長（滝川正樹君） それでは、議案第32号から議案第34号について補足説明を申し上げます。

議案第32号及び議案第33号につきましては、本年3月の指定管理期間満了に伴う次期指定管理者の指定に係るもの。議案第34号につきましては、新たに指定管理者を指定するものでございます。

議案書181ページをお願いいたします。

議案書32号、修善寺自然公園について、指定管理者となる団体は、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社で、指定の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間でございます。

団体の概要につきましては、183ページに添付した資料のとおりでございます。

続きまして、185ページをお願いいたします。

議案第33号、恋人岬関連施設について、指定管理者となる団体は、土肥温泉旅館協同組合で、指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間でございます。

団体の概要は、187ページから188ページまでの添付資料のとおりでございます。

議案第32号及び議案第33号に係る候補者選定の経緯でございますが、修善寺自然公園は公募により選定された令和元年度から、また、恋人岬関連施設は平成18年度からそれぞれの施設の指定管理者として管理運営を行っており、施設の設置目的や機能、事業の継続性という観点から、引き続き、指定管理者として指定することが適当であると判断し、伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例第5条の規定に基づき、公募によらない候補者として指定管理者審査会に諮問した結果、それぞれの団体は適格との答申をいただきましたので、指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を求めるものです。

続きまして、189ページ、お願いいたします。

議案第34号、萬城の滝キャンプ場について、指定管理者となる団体は、株式会社R e c a m pで、指定の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間でございます。

団体の概要につきましては、191ページに添付した資料のとおりでございますが、全国各地でキャンプ場の経営に携わるとともに、北海道弟子屈町（後日、訂正の申し出あり）、茨城県神栖市、また、神奈川県小田原市で指定管理者としての実績を有している団体でございます。

候補者選定の経緯でございますが、萬城の滝キャンプ場につきましては、平成29年度に市の直営となって以降、施設の譲渡を含めて、その管理運営方法について検討を行ってまいりました。こうした中、国土交通省が主催する地域プラットフォーム支援で、サウンディングを行った株式会社R e c a m p、これ以外にも1事業者から隣接する第2駐車場を含めた一

体の事業展開の意向が示されました。しかしながら、第2駐車場は市が借地しているものの、公の施設として位置づけていないこと。また、萬城の滝キャンプ場もそのほとんどが借地であることから、萬城の滝に係る活動団体の役員を含む地権者の皆様が当該事業者からの提案を受け、株式会社R e c a m pの事業計画に賛同をいただいたところでございます。

これを受け、市としては建物を中心とした市有施設の譲渡を前提として検討を進めてまいりましたが、この整備に国・県の補助金を活用しており、その整理に2ないし3年の期間を要することが判明したため、譲渡が可能となるまでの間、指定管理者制度による運営を行いたいと考えております。

本件は、市有観光施設民営化のまたとない機会であり、公の施設である萬城の滝キャンプ場と隣接する第2駐車場の一体利用や萬城の滝を中心とした地域活動について、地権者と事業者との合意がなされているこの機会を生かし、民営化に向けた方策を進めることが最上と考えております。

したがって、条例に基づき、公募によらない候補者として指定管理者審査会に諮問した結果、適格との答申をいただきましたので、議会の議決を求めるものです。

補足説明は以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第32号から議案第34号までの3議案に対する質疑は、3月2日開催予定の本会議において行います。

#### ◎議案第35号の上程、説明

○議長（小長谷順二君） 日程第37、議案第35号 市道路線に認定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第35号について提案理由を申し上げます。

当該2路線は、国道136号下船原バイパス完成に伴い、伊豆市が静岡県より引継ぎを受ける区間を市道として認定するため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

詳細を建設部長に説明させます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

補足説明の申出がありますので、これを許します。

建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは、私のほうから市道路線の認定について補足説明をさせ

ていただきます。

議案書の193ページをお願いします。

本議案は、市道下船原線及び市道休場焼山線の2路線の認定をお願いするものでございます。

195ページに位置図、196、197ページに平面図、198ページに公図になります。

まず、市道下船原線、赤の部分の認定でございますが、196、197ページをご確認ください。

国道136号下船原バイパス、ここでいう青色の部分ですけれども、その完成に伴いまして、伊豆市が静岡県より引継ぎを受ける区間のうち、国道136号のほう、出口の交差点を起点とし、下船原バイパスへ接続する交差点を終点として認定をするものでございます。

また、市道休場焼山線、図面でいいますと、197ページの緑色の部分になります、この認定でございますが、同バイパス工事により市道下船原線として認定予定の箇所を起点とし、大通りの駐車場側を終点として認定をお願いするものでございます。

以上、補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号に対する質疑は、3月2日開催予定の本会議において行います。

#### ◎議案第36号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第38、議案第36号 伊豆市教育長の任命についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第36号について提案理由を申し上げます。

本案は、梅原教育長が、本年5月11日をもって任期満了となることに伴い、梅原教育長を再任したく提案するものでございます。

引き続き、伊豆市の教育行政を担っていただくため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

梅原教育長は、静岡大学教育学部卒業後、昭和55年4月から静岡県教職員として、田方地区の公立学校で教壇に立ち、大見小及び中伊豆小学校長、修善寺中学校校長、伊豆市教育委員会学校教育課学校教育専門員などを歴任し、令和2年7月1日から伊豆市教育長として教育行政に御尽力いただきました。

任期は、令和4年、本年5月12日から令和7年5月11日までの3年間となります。

何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

次に、討論に入ります。

討論につきましては、伊豆市議会運営規程に従い、省略することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第36号 伊豆市教育長の任命について、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第36号、梅原賢治氏の伊豆市教育長の任命については、これに同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時13分

再開 午後 1時15分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

### ◎議案第37号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第39、議案第37号 伊豆市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 菊地 豊君登壇]

○市長（菊地 豊君） 議案第37号について提案理由を申し上げます。

本案は、現在教育委員をお願いしております上田祥史氏が、この5月11日をもって任期が満了となります。同氏の後任といたしまして、猪股園恵氏を選任したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものです。

お手元に資料がございますが、猪股氏は、狩野幼稚園PTA会長、静岡県国公立幼稚園PTA連絡協議会常任理事を務め、天城小学校、天城中学校では副PTA会長を歴任し、また、地域では子供たちのバレー教室の指導にも携わるなど、教育・スポーツ・地域活動等で積極的に子供たちや保護者との連携に努めるとともに、子供たちの健全育成に尽力されました。

平成23年4月からは、伊豆市スポーツ推進委員として市のスポーツ振興に寄与するなど、活発で誠実な人柄で、地域住民からの信頼も厚く、人格、識見ともに教育委員として適任者であります。

なお、任期は、本年5月12日から令和8年5月11日までの4年間となります。

御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小長谷順二君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論については、伊豆市議会運営規程に従い、省略することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第37号 伊豆市教育委員会委員の任命について、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第37号、猪股園恵氏の伊豆市教育委員会委員の任命については、これに同意することに決定いたしました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第40、議案第38号 伊豆市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第38号について提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法第423条第1項により設置する固定資産評価審査委員会委員の任期が本年6月26日をもって満了となるため、その選任について同条第3項の規定により議会の同意を求めるものです。

固定資産評価審査委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから選任することと定められております。

現職の4名の委員の皆さんは、識見があり、適任であることから再任を依頼したところ、いずれの方からも同意をいただくことができましたので、引き続き、委員に選任するものです。

任期は、本年6月27日から令和7年6月26日までの3年間となります。

御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小長谷順二君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

次に、討論に入ります。

討論につきましては、議会運営規程に従い、省略することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第38号 伊豆市固定資産評価審査委員会委員の選任について、適任とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第38号、遠藤護氏、鈴木正志氏、荻原重孝氏、金刺武氏の伊豆市固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第41、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 諮問第1号について提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、基本的人権の擁護と自由人権思想の普及高揚を図る役割を担っており、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求め、市長が推薦し、法務大臣が3年の任期で委嘱します。

このたび、人権擁護委員の小林眞弓氏が本年6月30日をもって任期満了となります。

小林氏は、平成28年7月1日から同職に就任され、現在2期目となっております。人格、識見ともに高く、地域住民の人望も厚く、本職に適任でありますので、再任の委員として推薦するものでございます。

御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論につきましては、伊豆市議会運営規程に従い、省略することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、適任であることに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、諮問第1号の小林眞弓氏の推薦は、適任であることに決定いたしました。

### ◎散会宣告

○議長（小長谷順二君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は、3月2日午前9時30分から開催し、議案質疑を行います。

なお、本日提出されております各議案に対する質疑の通告期限は、2月25日の正午となっておりますので、御了承ください。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後 1時24分

## 令和4年伊豆市議会3月定例会

### 議事日程(第2号)

令和4年3月2日(水曜日)午前9時30分開議

- |       |        |                               |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 4号 | 令和3年度伊豆市一般会計補正予算(第12回)        |
| 日程第 2 | 議案第 5号 | 令和3年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算(第1回) |
| 日程第 3 | 議案第 6号 | 令和3年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第4回)   |
| 日程第 4 | 議案第 7号 | 令和3年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)  |
| 日程第 5 | 議案第 8号 | 令和3年度伊豆市下水道事業会計補正予算(第1回)      |
| 日程第 6 | 議案第 9号 | 令和4年度伊豆市一般会計予算                |
| 日程第 7 | 議案第10号 | 令和4年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算        |
| 日程第 8 | 議案第11号 | 令和4年度伊豆市国民健康保険特別会計予算          |
| 日程第 9 | 議案第12号 | 令和4年度伊豆市後期高齢者医療特別会計予算         |
| 日程第10 | 議案第13号 | 令和4年度伊豆市介護保険特別会計予算            |
| 日程第11 | 議案第14号 | 令和4年度伊豆市水道事業会計予算              |
| 日程第12 | 議案第15号 | 令和4年度伊豆市簡易水道事業会計予算            |
| 日程第13 | 議案第16号 | 令和4年度伊豆市温泉事業会計予算              |
| 日程第14 | 議案第17号 | 令和4年度伊豆市下水道事業会計予算             |
| 日程第15 | 議案第18号 | 令和4年度伊豆市持越財産区特別会計予算           |
| 日程第16 | 議案第19号 | 令和4年度伊豆市市山財産区特別会計予算           |
| 日程第17 | 議案第20号 | 令和4年度伊豆市門野原財産区特別会計予算          |
| 日程第18 | 議案第21号 | 令和4年度伊豆市吉奈財産区特別会計予算           |
| 日程第19 | 議案第22号 | 令和4年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計予算          |
| 日程第20 | 議案第23号 | 令和4年度伊豆市田沢財産区特別会計予算           |
| 日程第21 | 議案第24号 | 令和4年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算           |
| 日程第22 | 議案第25号 | 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について  |
| 日程第23 | 議案第26号 | 伊豆市使用料金等審議会条例の一部改正について        |
| 日程第24 | 議案第27号 | 伊豆市行政財産の目的外使用に関する条例の一部改正について  |
| 日程第25 | 議案第28号 | 伊豆市消防団条例の一部改正について             |
| 日程第26 | 議案第29号 | 伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について     |
| 日程第27 | 議案第30号 | ふるさと伊豆市寄附条例の一部改正について          |
| 日程第28 | 議案第31号 | 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について         |
| 日程第29 | 議案第32号 | 公の施設の指定管理者の指定について(修善寺自然公園)    |

- 日程第30 議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（恋人岬関連施設）  
日程第31 議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（萬城の滝キャンプ場）  
日程第32 議案第35号 市道路線の認定について
- 

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（16名）

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君
13番	青木靖君	14番	三田忠男君
15番	永岡康司君	16番	杉山誠君

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	佐藤信太郎君
教育長	梅原賢治君	総合政策部長	新間康之君
総務部長	伊郷伸之君	危機管理監	稲村俊一君
市民部長	加藤博永君	健康福祉部長	栗山信博君
産業部長	滝川正樹君	教育部長	佐藤達義君

---

#### 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	稲村栄一	次長	永沼健一
主査	杉本優美		

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（小長谷順二君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより令和4年伊豆市議会3月定例会2日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（小長谷順二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎発言訂正について

○議長（小長谷順二君） 執行機関から、令和4年2月22日の本会議の議案補足説明について、発言の訂正の申出がありましたので、これを許します。

産業部長。

〔産業部長 滝川正樹君登壇〕

○産業部長（滝川正樹君） おはようございます。

それでは、すみません、お手元の議案書191ページをお願いいたします。

2月22日本会議において、議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（萬城の滝キャンプ場）の提案理由、補足説明で、候補者の指定管理の実績につきまして、191ページ下段、一番下なんですけれども、北海道弟子屈町と御説明申し上げましたが、こちらにつきましては、町との賃貸借契約や国・道との業務委託に基づく運営でありましたので訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（小長谷順二君） 以上で、執行機関からの発言を終了いたします。

◎議案第4号～議案第8号の質疑、委員会付託

○議長（小長谷順二君） 日程第1、議案第4号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第12回）から日程第5、議案第8号 令和3年度伊豆市下水道事業会計補正予算（第1回）までの5議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第4号について、13番、青木靖議員。

〔13番 青木 靖君登壇〕

○13番（青木 靖君） 13番、青木靖です。

議案第4号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第12回）について質疑を行います。

新型コロナ対応ももう3年目に入っているわけですが、コロナ関連の予算の中身についての質疑となります。

内容については、10款、議案書15ページになります。

今回、歳入のほうの入替え、増減があるわけですが、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、地方特例交付金のほうが9,529万5,000円の減、それに対して、国庫支出金の総務費国庫補助金であります新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金が2億3,365万円。これだけ単純に計算しますと、差引きで1億3,800万円余になるわけですが、そこでですけれども、そのほかにもコロナ対応の歳入の予算等々は目的別にはあるわけですが、今回のこの交付金の措置の取扱いに際して、市としては歳入があったわけですので、今回の交付金の措置の取扱いに当たって、当伊豆市においては新型コロナウイルス感染症の伊豆市の経済への影響をどのように捉えた上で本補正予算の歳出に配分したのか。どういう割り振りにして、それをどういうふうにしたのかということを知りたいということです。現状の認識、市内の経済の現状の認識をどのように捉えて予算配分をしたのか、その基本的な考えを確認したいので、質疑をいたします。

○議長（小長谷順二君） ただいまの質疑について答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

総合政策部長より答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） それでは、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

コロナの地方創生臨時交付金のまず取扱いでございますが、国や県が感染症に対する対策を講じる中、我々基礎自治体といたしまして、経済対策だけではなく交付金の目的として定められた感染防止対策、それから経済対策、そして新しい生活様式に対する対応のこの3つの取組として何ができるのかを考え、実施をいたしました。また、日々変化するコロナの感染状況による市内への影響に迅速に対応させていただくため、この交付金については予備費という形で予算を計上いたしまして、感染状況や市内への影響を鑑み、必要なタイミングに必要な施策を打つということを心がけてまいりました。これまでもコロナの影響に苦しむ声をできるだけ拾おうと取り組んできたところでございますが、コロナの感染が収まらない状況が続く中、他市の取組も参考にしながら、引き続き有効な対策を模索し、取り組んでまいりたいと考えております。

それから地方税減収補填特別交付金でございますが、こちらにつきましては、中小事業者等が所有する償却資産、それから事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置による減収分を補填するものとなっております。したがって、こちらについては特定の事業に充てるな

どの取扱いはいたしませんで、通常の市税と同じく、あくまで一般財源として取り扱っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） コロナ対応一律ではなくて、いろいろな影響が出ていますので、経済だけではなくて、当然感染対策等々、それから将来に向けての予備費とかと割り振っているということは、今の答弁で分かりました。

要するに、国からの予算の配分があって、それぞれの市の現状に合わせてそれぞれの自治体に対応していると思うんですけども、そこでですけども、もう一回もう少し確認しますけれども、伊豆市の現状をどういうふうに把握しているのかということ、予算の中でどこまで、聞ける範囲でいいですけども、確認したいです。

要するに、市の現状に合った対応をしなきゃしょうがないわけですから、例えばどういうふうに聞き取りをしているのかとか、例えば経済の状況であれば、一般的に言って入り込み数とか、水道の使用料とか、地域によっては温泉の使用料とかいろんな尺度があると思うんですけども、どういう基準を根拠に対応を取っているのか、対策をしているのかというのを確認させてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） コロナに対する影響でございますが、数値的なもの、いろんな統計的なものというのは、なかなかその場その場で取り切れない状況がございます。あくまで各課、各いろいろな分野におきましてのその場の生の声、そのときに要望される声を受けてというのが多いのではないかと考えております。

すみません、繰り返しますが、その数値的なものというのはなかなかその場その場で取り切れないものですから、各課におきまして各種団体だったり、市民だったりという声を拾いながら対応させていただいたということになると思います。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） 議案質疑ですので、それ以上聞きませんけれども、的確な対応が必要かなとは思っています。

それで、今回の歳入の性格的に固定資産税の減免等の分に、それを担うような意味もあるということでしたけれども、これで終わりということではないのかもしれませんが、もろもろのそういった固定資産税の減免等々の影響が、今回の補填分によってある程度、市としては対応ができるものになっているのかということの確認だけ最後にさせていただきます。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 固定資産税の減免に対する対応につきましては、今年度につきましては、交付金という形で国が対応していただきました。令和4年度については、この状況がおおむね戻るものと国も考えておりまして、令和4年度の予算については、歳入として計上しておりません。市といたしましても、ある程度この状況は戻るものと考えておりますし、今回のこの補正で減額をさせていただいた交付金のとおり、影響もそれほど固定資産税についてはなかったものですから、おおむね例年どおりの状況に戻るものと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、コロナ対策の総論ですので、私からも申し上げておきたいのですが、市内の金融機関とか商工会さんだとかいろんなところからヒアリング等も重ねてまいりましたが、この2年間で明らかにいまだに最も苦勞されているのは、やはり例えば貸切りバスをたくさん持っておられるところ、それから個々の宿泊客は減っているんですが、それは旅館さんにすれば1件ごとの宿泊客の減少なんです、これを横でビジネスにされているリネンサプライのような洗濯業のようなところは、1件1件ではなくて、宿泊の多くの数を抱えているマーケットとして、そういったところの影響は極めて大きい。あるいは、インバウンドに依存してきた、昼御飯でかなりビジネスにされていた大型のドライブインとか、あるいは外国が資本投資した宿泊施設で、インバウンドメインでやっておられたようなところ等々、かなり具体的には分かっていますが、市としてピンポイントでどのような支援策ができるのかということを見ると、なかなか公益性の観点からピンポイントで、しかもかなりの金額を必要とする状況でしょうから、そこはなかなか厳しい状況がございます。そこは現状は認識しているけれども、伊豆市としての対応は厳しいという状況が一つはございます。

もう一つの視点として、市ができること、なすべきことはかなり2年間でやってきたつもりではあります。その中で、先ほどの公共料金だとか固定資産税とか猶予しているところもあって、こういったミクロな施策はこれからも工夫で何とかやっていきたいのですが、何としても出血を止めるだけの施策ではなしに、この厳しい状況で国から頂いている財源を何とか将来に役立てるように使いたいというのは終始考えているところです。

今、商工会や観光協会とも話をしているんですが、まず私たちの伊豆市の場合に最も欠落していたのは、市内の事業者のネットワークなんですね、メールのネットワークもない。我々が将来必要であれば、プッシュ型のアウトリーチ型の支援事業もしようと思うのですが、その名簿もないわけです。市内の事業者さんがどれぐらいの事業規模をされていて、口座はどこで、その事業規模に応じた補助金、例えば10万円の全国民への補助のような、仮にそう

ということが将来必要になったとしても、伊豆市に何もデータがないんです。したがって、今、産業振興協議会を通じて商工会等をお願いしているのは、市内のDXの構築にも、必要であればコロナ対策として施策を市も取りますので、ぜひこのコロナ対策としてのDXの活用についてはなるべく早く、これまで予算化しておりませんけれども、そういったことを視野に入れながら、令和4年度予算の運用については、そのような視点をしっかり持ちたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） これで青木靖議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第12回）から議案第8号 令和3年度伊豆市下水道事業会計補正予算（第1回）までの5議案につきましては、議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

#### ◎議案第9号の質疑、委員会付託

○議長（小長谷順二君） 日程第6、議案第9号 令和4年度伊豆市一般会計予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

初めに、7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） おはようございます。7番、杉山武司です。

議案第9号 令和4年度伊豆市一般会計予算について質疑をいたします。

今回は、3件について質疑をいたします。

いずれも市長に答弁を求めます。

まず、1件目、2款総務費、予算書66ページになります。

1項総務管理費、3目の財務管理費の中にあります財政事務費です。地方公会計作成支援業務委託料についてですけれども、この支援はいつまで続けるのか伺います。

次に、7款商工費、予算書224ページになります。

1項商工費、2目商工振興費ですけれども、その中の産業強化事業、産業振興事業委託料なんですけれども、産業振興事業委託料の中に観光拠点再生事業が包含され、内容として、観光地の宿泊施設を中心とした地域一体となった面的な観光地再生・高付加価値化を図ると説明されていますが、事業の具体的な詳細説明を求めます。

次に、7款商工費、予算書232ページになります。

1項の商工費、4目の観光施設管理費です。萬城の滝キャンプ場の管理事業となります。

附属説明資料83ページの事業の概要では、市直営にて事業を実施と説明されていますが、管理事業の運営を含めてなのかをお尋ねいたします。また、議案が上程されていますけれども

も、この議案上程では、萬城の滝キャンプ場を公の施設として指定管理者を指定するとされています。整合性を伺います。よろしく申し上げます。

○議長（小長谷順二君） ただいまの質疑について答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） それぞれ担当する部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） それでは、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、私のほうからは、財政事務費についてお答えをさせていただきます。

市の会計でございますが、単式簿記を用いております。地方公会計に基づく財務書類の作成に当たっては、各種支出について複式簿記化するために決算時期に一括して仕分をする必要がございます。その作業には、年度中の全ての歳入歳出についての仕分の確認、それから固定資産台帳との照合など相当なボリュームの業務がございますので、職員が行うより知識を有する専門業者に行ってもらうことが効率的であると考えことから委託をさせていただいております。県内他市町の多くも業者委託による作成を行っているところでございます。

したがって、業務の内容から、基本的には引き続き委託による作成をさせていただきたいと考えておりますが、今後の行政のDX化などにより状況が変わる場合には、見直しの検討を考えてまいります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、私から、7款の2項目についてお答えをさせていただきます。

まず、3の産業強化事業についてでございます。

観光拠点再生事業の具体的内容でございますが、この事業は、令和4年度に予定されている観光庁の補助事業、地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化への応募から事業管理全般に係る業務を委託するものです。

この観光庁事業は、観光地の再生・高付加価値化に資する事業として、面的再生に資する宿泊施設の改修、景観改善のための廃屋撤去、土産店など観光施設の改修などを支援するものです。

本事業の応募者は、地方公共団体、あるいは地域観光づくり法人、いわゆるDMOが想定されており、伊豆市においては地域DMOである伊豆市産業振興協議会を応募主体と考えております。

委託する具体的な事業は、補助金の応募申請に必要な中長期的な観光地再生・高付加価値プランである地域計画を含む全体構想の策定、参画事業者の調整と取りまとめ、申請書類の作成をはじめ、事業が採択された場合には、全体事業の管理はもちろん、個別の事業者が実

施する改修などの進捗管理等支援など、事業全体のマネジメントを行うものです。

続きまして、4、萬城の滝キャンプ場管理事業につきましてお答えをさせていただきます。

萬城の滝の予算に係る整合性についてですが、当初予算附属説明資料83ページの萬城の滝キャンプ場管理運営事業の内容は、公の施設であるキャンプ場の管理運営に係る経費のほか、隣接する萬城の滝の活用や整備に係る経費もこの事業に含んでおります。

萬城の滝キャンプ場自体は、議員御指摘のとおり、令和4年度から指定管理者制度による管理運営を予定しておりますが、萬城の滝キャンプ場の排水施設の改修や萬城の滝の周辺整備に係る測量設計業務は、市が直接事業実施することから、市直営と記載をさせていただいたところです。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） それでは、2款より再質疑はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 以前この件について、地方公会計作成の支援業務について、この支援業務の委託は何年で解消し、自前で公会計は作成できるのか質問をいたしました。時の担当者の回答は、人事異動もあり、習熟には時間を要し、おおむね3年を目途にしているとの回答を得ています。そのために、今回質疑をさせていただきました。

それと併せて、地方公会計作成の目的というものは住民の福祉の増進とされていますけれども、この支援に得られた成果というものは、住民はどのように享受できているのか、どうお考えですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） まず、初めの御質問というか御指摘でございますが、確かに過去に議員から御質問がございまして、それに対し、執行部のほうから数年間は委託をさせていただき、その後は自前で作成をしていきたいというような回答をさせていただいたことは事実でございます。

その後、その当時は何とか自前でということに取り組んでまいったんですが、先ほども御説明させていただきましたとおり、その作業のボリューム、ただ単なる簿記の知識を得ればできるという作業ではなくて、作業の全体的なボリュームが相当量ございます。それを考えたときに、職員が行うよりも外注で作業させてもらったほうが効率的、また効果的であるというような判断をさせていただきまして、見直しをさせていただいたところでございます。したがって、考え方を訂正という形で今後委託をさせていただきたいということでございます。

それから、この支援業務により得られた成果、それを住民はどのように享受できているかというような御質問だったと思いますが、議員の御発言にもありましたとおり、地方公共団体の基本的な役割は、住民の福祉の増進を図ることとされております。そのためには、最少

の経費で最大の効果を得ることと、財政状況を市民に公表することが求められているところでございます。

市の財務状況は、予算、それから決算という形で一応把握できるわけですが、予算、それから決算はあくまでも現金による収支状況のみが明らかになるものでございます。一方、地方公会計は、減価償却費などコストの情報、それから資産と負債などのいわゆるストックの情報など、予算、それから決算では見えない情報を明らかにすることができます。したがって、これらを明らかにすることで市の相対的な財務状況を把握することができますので、ひいては市民の皆様への説明責任を果たすことになると考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

○7番（杉山武司君） 次にいきます。

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

では、杉山議員。

○7番（杉山武司君） 観光庁の全体で約1,000億円の補助事業に今後応募し、委託先の伊豆市産業振興協議会が観光地再生に向けた地域計画の作成支援等、それに基づく社会施設の高付加価値化や観光施設の改修や廃屋の撤去等の事業支援を伊豆市全域を対象に行うとしていきます。この事業の補助メニューの補助率は、上限金額はあるものの、国庫補助はおおむね2分の1で、そのほかはありません。この事業の成功の可否は、参画する事業者の有無によります。市内に数多い投資力に乏しい事業者にはハードルが高いと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 今回の観光庁の補助事業の補助率は、ただいま議員がおっしゃられたとおり、2分の1が原則となっております。コロナの影響を少なからず受けている事業者にとって、その残り2分の1を負担するということは、事業者にとりましては相当に厳しい条件と考えております。ただし、この事業の宿泊施設改修の補助率につきましては、経営体力の低い事業者に対する補助率を3分の2に引き上げる措置を講ずるとされております。経営体力の低い事業者の定義について、現時点では詳細は不明でございますが、どのような条件になるのか、今後も確認を行ってまいりたいと考えております。

本事業の活用につきましては、観光協会や旅館組合を通じ、事業を行いたい事業者がいると伺っております。地域一体となった面的な観光地再生を図るとともに、個別施設の改修に補助金を頂ける大きなチャンスであるとも考えておりますので、産業振興協議会、観光協会、旅館組合等と連携し、広く情報提供を行っていくとともに、積極的に活用していただくよう呼びかけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 7款の商工費ですけれども、萬城の滝のキャンプ場の管理事業なんですけれども、当初予算での事業説明はありましたけれども、理解できなかった部分がありますので質問いたしました。

予算では、会計年度任用職員の人件費が計上されています。議案の上程による指定管理者への指定管理料は計上されていません。どのような理由なのか伺います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 会計年度任用職員の人件費計上につきましては、令和4年度当初予算と指定管理者の指定の提案が本議会と同時期となったため、指定管理者の指定ができなかった場合には、市直営での運営が継続できるよう計上したもので、令和4年4月から指定管理者へ移行した場合は、この予算の執行はないものと考えております。

また、指定管理料につきましては、指定管理者の候補者から提出された指定管理者指定申請書の3年間の収支予算書におきまして、収入は利用料金その他の収入で賄うこととなり、指定管理料の提案がありませんので、指定管理料の予算計上はしてございません。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

○7番（杉山武司君） ありません。

○議長（小長谷順二君） これで杉山武司議員の質疑を終わります。

次に、16番、杉山誠議員。

〔16番 杉山 誠君登壇〕

○16番（杉山 誠君） 16番、杉山誠です。

議案第9号 令和4年度伊豆市一般会計について質疑をさせていただきます。

初めに、予算書62ページ、附属説明資料3ページの窓口業務などの包括的アウトソーシング事業について質疑します。

職員が増えない中で業務が複雑化していると言われている窓口業務ですけれども、今、住民サービスの向上を図るために窓口業務の効率化を推進する取組が様々な自治体で進められていて、総務省でも窓口業務改革が検討されています。その中で、当初予算の概要を見ると、徹底した歳出の抑制との見出しで包括的アウトソーシング事業が掲載されておりまして、市民との接点となる窓口業務のアウトソーシングについては、効率的でサービスの安定向上を見込むとされていますけれども、市民目線に立った窓口改革はどこまで期待できるのでしょうか。

次に、予算書74ページ、附属説明資料9ページの公共施設マネジメント事業です。

公共施設の保守管理業務包括的アウトソーシングについて、これまで地元事業者への委託

や雇用などが行われてきたものがありますけれども、包括的アウトソーシングすることで仕事や雇用が失われるのではないかと心配する声を多く伺います。このことで地域経済に与える影響をどのように考えるでしょうか。

最後に、予算書94ページ、附属説明資料21ページの情報化推進事業について、自治体DXを推進するとのことですが、行政手続のオンライン化の範囲をどこまで考えているでしょうか。また、オンライン化に必要なマイナンバーカードの普及などの環境整備の現状と対策はいかがでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小長谷順二君） ただいまの質疑について答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） それぞれ担当する部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） それでは、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 私からは、窓口業務と公共施設マネジメント事業についてお答えさせていただきます。

まず、包括的アウトソーシング事業でございますが、議員御質問の市民目線に立った窓口改革については、この事業でございますが、窓口の受付業務など主に会計年度任用職員が行っています業務を包括的に委託し、民間事業者のノウハウを活用した接遇やマナー研修等、様々な専門的な研修を行うことで業務の資質向上に努め、安定したサービスの提供や迅速かつ効率的な処理体制の確立を図ってまいります。

以前から求められています総合案内窓口の機能をまず市民部窓口を設置し、さらに他の部署とも連携しワンストップ化を目指します。また、職員が行っていましたフロアマネジャー、これは、現在コロナ対応で中止しておりますが、来庁者への案内や誘導は必要であります。今回、委託業務にこの総合案内業務を加えることで、市民目線に立ったサービスの向上を進めてまいります。

次に、公共施設マネジメント事業についてでございますが、市が現在管理業務を委託しています事業者、1月に株式会社JMと市と合同で、アウトソーシングについての説明会を開催しました。また、先月2月初旬からJMが個別に事業者と来年度の業務請負の意思確認や業務内容などについて協議を行っております。このJMの事業提案におきましても、市内の人材企業を最大限活用することを方針として提案されております。

また、JMからは、今回のアウトソーシングを理由に地元の事業者から業務請負を断られたという話は伺っておりませんので、地元事業者の活用につきましては今までと変わらないと思われ、地元雇用への影響や、このアウトソーシングによる地域経済の影響はないものと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、私からは、情報化推進事業についてお答えをさせていただきます。

国は、令和2年度に閣議決定をいたしましたデジタル・ガバメント実行計画におきまして、特に国民の利便性向上に資するものとしたしまして、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続を示しております。それらにつきましては、基本的に検討をしていくということとしたしまして、それ以外の行政手続につきましても、法令による対面の規制などによりオンライン化が適当でないものや費用対効果が見合わないものを除き、広く対象手続を検討していきたいと考えております。

なお、転出・転入手続のワンストップ化につきましては、令和4年度にマイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンラインで転出届・転入予約ができるよう整備予定でございます。

また、マイナンバーカードの普及につきましては、夜間窓口延長や本庁玄関ロビーに特設ブースを設け、専門スタッフを配置し受付を行っているほか、コロナワクチン集団接種会場での出張申請を行うなど普及に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑についてですけれども、2款ですので、3つそれぞれ一括でお願いいたします。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） それでは、一括で質疑させていただきます。

まず、包括的アウトソーシングの窓口業務ですけれども、市民目線ということで、主に接遇というかそういった対応について、民間のノウハウというような印象を受けましたけれども、実際に窓口というのは、市民とのやっぱり一番の接点となる場所ですので、市民の利便性とかそういうものに配慮するべきところだということが言われているんですけれども、今、総務省が進めている窓口業務改革、またいろいろな民間を進めている窓口業務改革で3ない窓口というのが言われています。その3ないというのは、「書かせない、待たせない、来させない」、この3ない改革が言われているんですけれども、こういった今、各あちこちの自治体で取組が進められているんですけれども、このような市民目線に立った改革というのは、このアウトソーシングとは、今答弁いただいたところではあまり無関係のように感じるんですけれども、このような今後の窓口の進め方について、委託するアウトソーシングの事業者とはどういった関係になるのか。事業者提案があった場合は、自治体側と担当側と協議が行われるのか、それとも自治体側が提案して事業者にその対応を求めるのか、あるいはシステムの整備はどうするのかと、いろいろな今後の対応の仕方があると思うんですけれども、今回の予算で計画されている内容についてはどこまで踏み込んでいるのかということ。

次に、公共施設の包括委託ですけれども、やっぱり元請と下請の関係ができるという、これ前々から懸念されていたことなんですけれども、そうすると、どうしても業務の財政的な観点からいくと、全体の経費を削減、あるいは無駄をなくすという観点に立ちますと、その元請、下請の関係で、下請の受注単価というか、収益は当然減らなければ、全体としてのそういったバランスが取れないわけなんですけれども、影響はないというようなお考えのようなんですけれども、その辺のところをよく精査されているのか。今地域で頑張っている事業者、地元の住民の雇用とかいろいろな面ですごく大事な役割を果たされていますので、今後、行政改革の中でそれらがしっかりと担保されていくのかということが非常に心配されているわけなんですけれども、その辺はどのように考えますか。

最後に、情報化DXなんですけれども、2年ほど前、一般質問で取上げさせていただいたんですけれども、当時はまだマイナンバーカードも普及が進んでいなくて、ほとんどこれを取り組まれていなかったんですけれども、今大きく進んでいるということを答弁で確認できました。令和4年度から転入・転出の届出もオンライン化ということなんですけれども、今この普及に当たって市民の方から寄せられる声というのは、デジタル化についていけないという声が非常に多く寄せられています。高齢者ばかりとは言わず、パソコンができない50代、60代の方もおられますけれども、そういった方々にデジタルの対応ができないことによる不利益、いろいろな申請事項でも、今回のコロナの給付金についても全てオンラインでやられていますけれども、そのような場合にデジタルに対応できない人が申請ができないとか、給付にたどり着けなかったというお声もありますので、そういったデジタルに対応できないことによる不利益、デジタルデバインドと言われても、それに対する対応は、総合的に進める上で同時進行で進めていくということが必要だと言われても、その辺のところはどのように考えているのでしょうか。

以上、お願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

最初、市長。

○市長（菊地 豊君） 行政運営のかなり基本方針的なところが関わってまいりますので、私から答弁させていただきますが、最初議員から御指摘のあった「書かせない、待たせない、来させない」、これは、3番目のDX化と直接的に関係しておりまして、私も以前、全国市長会で聞いてなるほどなと思ったのは、日本の場合には、行政手続の簡素化をしてこなかった。それで1人1台パソコンだけにしたので、実際に行政手続は全然簡略化されなかったということを知ったことがありまして、まさにそういうことなんです。ですから、業務のやり方を抜本的に改革していかなければ、「書かせない、待たせない、来させない」というのはできないので、そこはまさに今政府も真剣に現場とのやり取りをしておりますので、大きく変わりつつあるところだなと考えております、変えなければいけないです。

それから、経費の問題について言うと、伊豆市が今やろうとしているアウトソースとか行

政事務の仕事のやり方の変革というのは、個々の人件費の削減ではありません。以前、議会でも申し上げたと思うんですが、一時期、図書館の指定管理を真剣に考えたんですが、あまり格好いい話ではありませんが、伊豆市の場合には人件費が十分に低いので、指定管理しても効果がないということが指摘をされまして、そのあたりの個々の経費節減は残念ながらかなり頑張っているということなんです。

ここで、私が一番気にしているのは、今公務員がやっている行政事務の中で民間でもできること、あるいは民間のほうがやりやすいこと、一つの象徴的な事業は水道の相談センターで、3年ごとに替わっている職員よりも、地元の水道屋さんのほうが詳しいですから、水道相談センターをつくったところ、365日24時間ちゃんと機能しているわけです。これは、前は公務員がやっていたわけです。ですから、そういった分野はなるべくアウトソースしていくと。

もう一つが、公務員がやっている仕事の中で、ルーティーンのものとは企画・計画のものがあるわけです。あるいは、産業振興のようなものがあるわけです。そこで、ルーティーンのものについては、3年ごとに替わっていく公務員よりも、その仕事を常続的にやっていただけることのほうがより効果的・効率的になるのではないかとということが1つ。それが、今回の窓口業務のアウトソースです。

それから、もう一つは、施設のほうは今までは極端に言えば全ての施設を1つずつ管理の毎年年度ごと、状況によっては3年ごとの発注をしていたわけです。そこに行政事務が膨大に発生するわけです。当然これはコストですから、将来的にはそこを一括管理していただければ、そこが発注するわけ、あるいはそこが一括して業務をするわけですので、市の行政手続は極めて簡略化されるわけです。それによって行政コストが減っていくわけです。その前提は、間違いなく私たちが視野に入れている将来5年後か10年後か分かりませんが、公務員を採用できなくなります。今、既に私たちは、人口減少をかなり強く実感しているんですが、それでも成人式は200人を超えるんです。10年たつとこれが100人になるわけです。そのときに、日本の経済は、当然よくしよう、よくしようとしているわけですから、公務員に採用できない可能性が高いというよりも、ほぼ確実。その中で、今と同じ市役所の体制を取ることには不可能ですから、今のうちに先行的に見直しに着手しているというのが、この2番目の問題の本質です。

3番目で、これも今議員から御指摘のありました極めて大切なついていけない方もいらっしゃる、これ、そのとおりなんです。先ほど別の議案でも申し上げました例えば商工会のネットワークとかをお願いしているということなんです。当然使えない方もいらっしゃいます。これは、小規模自治体のよさで、そこを置いていかなくて済むんです。新しいDXは進めるけれども、そこまで私たちはやりません、私たちはついていけませんという方を個々に把握できるのが小規模自治体のいいところですから、そこは逆に伊豆市のよさを活用して、そういった方々も置いていかないように、そういった方々は個々に対応できるように、この

体制はしっかり維持をしていきたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 総務部長、総合政策部長、答弁ありますか。

市民部長。

○市民部長（加藤博永君） 3ない窓口の件でございますが、これにつきましては、受託業者とは今後詰めていくことになると思います。議員おっしゃるとおり、デジタル化、3つ目の質問と同じですけれども、DXに関しても、結局はコロナも含めました、それ以前にマイナンバーカードの取得が大前提になりますので、マイナンバーの取得、これにまず向けてやって、その後、体制が整いましたら受託業者との協議に入っていこうかなと思っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） まず、窓口ですけれども、今の答弁いろいろと前向きに考えておられるということですが、実際の窓口をアウトソーシングするに当たって、これ言ってしまうと第2市役所的な役割を果たすようなアウトソーシングをしているというようなところもあるんですけれども、それは市役所でなければ、住民の個人情報とかそういうのが扱えないであるとか、あるいは相談業務であるとか、そういった市役所でなければ扱えない業務、それから事務的な手続は委託でもできる、その辺のところのすみ分け、擦り合わせというかそういうのをうまく行った上で、窓口業務は民間にお任せするような、そういった取組をしているところもあるんですけれども、そういった第2市役所的な業務までは発展させる考えはないのかということです。

あと、公共施設のマネジメントなんですけれども、例えば、今水道料金徴収を外部委託していますけれども、非常に効率的に行っていただけているというような実績がありますけれども、そういったそれぞれの努力で効率的な業務をやっているところも、今回一括で下請的な関係になっちゃうのか、そのようなことも危惧されているんですけれども、その辺のところをどのように考えているのかということをお願いします。

○議長（小長谷順二君） いいですか、2つで。

○16番（杉山 誠君） いいです。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（加藤博永君） 第2市役所、その件につきましても、ちょっとデジタル化、これを進めていく中でマイナンバーカード、この辺を含めて進めていく中で、どういう形がそれに合っていくのか、そこら辺を見極めて進めていくとともに、どういうものができるかという研究をさせてください。そういう体制で進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 公共マネジメントについては。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 今回の公共施設のマネジメント、これは主に施設管理を一括して発注します。先ほど来、議員おっしゃられているその元請、下請の関係なんですが、現在、元請となるJMとそれぞれの事業者といろいろ仕様書等で確認作業をしております。

現行の仕様書からもっと効率的に行えるんじゃないかというような部分については、見直しが出てくるかと思いますが、委託料については、ある意味、今までかかっていた経費が元請のほうに仕事の量がいけば、若干その契約額というのは、市がやっていたものとは変わってくると思いますが、実務的な下請いじめじゃないんですが、事業者を苦しめるようなことはしないというふうには伺っております。ですので、今までいろんな点検や作業をやって、それをまとめて市に報告していたものが、逆に今度は元請のほうで全てそういうのを取りまとめて市に報告するような形になりますので、業務量の増減によっての委託料の差というのは出てくる可能性はありますが、実務的な労力に対するコストカットというのはないと伺っております。

先ほどの窓口業務ですが、今既に例えば印鑑証明とか住民票というのは、コンビニでも取れるわけです。そういう本当に事務的、機械的に発行するようなものについて、まず先行的に来年度からやっていきます。当然、個人情報とか相談ものとか、職員じゃなきゃできないものもあります。それは、行政的な経験と判断から対応しなきゃならないものもありますので、そういうものについては、やはり職員がやっていくべきだとは考えております。ただ、事務的なものについては、現在職員がやっているものも順次アウトソーシングすることで、そこは経費の削減にもつながっていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） これで杉山誠議員の質疑を終わります。

次に、13番、青木靖議員。

〔13番 青木 靖君登壇〕

○13番（青木 靖君） 13番、青木靖です。

議案第9号 令和4年度伊豆市一般会計予算、第6款の森林整備事業について、予算の質疑をさせていただきます。

金額的には1億3,800万円余になる森林整備事業ですが、そもそも森林の面積が非常に多い伊豆市です。10年前と比べれば、いろいろな面で森林整備の周辺については、改善、あるいは前進しているとは思いますが、まだまだ課題も多いという中で、以下のような内容の確認をさせていただきたいと思っております。

森林環境譲与税、静岡県はあつたわけですが、そうした税を活用して山の木を育てて切る事業を行うことができるようになってきているところです。伊豆市の森林に対する様々な課題の取組の全体像からして、令和4年度の森林整備事業の位置づけはどのようなものなのかということを知りたい。森林整備に限られる財源自体は増えているのです

が、伊豆市としてはそれをどういうふうにするのか、何をするのかということを知りたい。

民間が所有する民有林の管理ができるようになれば、今は十分できていないわけですが、民間の民有林の管理ができるようにこれからなっていけば、災害であるとかそうしたものの予防的な観点、あるいは好ましくない開発などの抑制にもつながるなど、多くの効果が期待されます。森林環境譲与税の活用は、長期的な計画にも影響するはずで、これが全くなかった場合と同じということはないはずで、伊豆市の森林管理に対する考えを、この機会に確認いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小長谷順二君） ただいまの質疑について答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 森林環境譲与税は、山を持っている伊豆市のようなところには、極めて戦略的に活用できる新たな財源だと強く期待をしております。令和4年度と令和5年度で5,000万円近く、令和6年度以降は6,000万円近くの財源が毎年入ってくるわけです。それから、伊豆市は山を実際に持っていますので、山元からエンドユーザーまで、つまりよく言われる川上から川下まで全ての事業にこれ使うことができるわけです。したがって、後でこれは担当から答弁させますけれども、森林整備、これは山の管理だけでなく、沿道の支障木の除去等も入っている森林の整備、それから産業の強化、産業は林業だけではなく製材業、建築業、こういった森林に伴う産業の強化に使えるわけです。そして、木材の活用、これは都市部ではほとんどこれに使われると思うんですけれども、今日の新聞にも、県のほうでも県産材の活用の条件を緩和することが出ていました、いかに木材を活用するか。そして、もう一つが、森林レクリエーションです。

このように、伊豆市はいろんなことに使える中で、これから戦略的にこの財源の使い方を検討することを指示しているんですが、その中の一部としての森林整備と私は捉えておりますので、そこは産業部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、ただいま市長申しあげました森林整備について、令和4年度の森林整備事業の位置づけということでお答えをさせていただきます。

先ほど議員お話しされたとおり、市域の多くを占める森林は、水源涵養機能や山地災害防止機能といった公益的機能や木材等生産機能も有しており、引き続き公益的機能を発揮するために、これを適切に維持・保全するとともに、木材等生産機能を強化し、林業の振興を図ることが肝要と考えております。

その上で、令和4年度の森林整備事業に係る位置づけでございますが、まず1点目は、杉、ヒノキの人工林を中心とした森林整備の促進でございます。現在、市内の民有林整備におきましては、各林業事業者が森林所有者への利用間伐などの森林管理の働きかけを行い、国や県の様々な補助制度を活用して間伐等を行っており、市では引き続きこうした取組を行う林

業事業体を支援するとともに、伊豆市有林においても利用間伐等を継続して森林整備の促進を図ってまいります。

2点目としては、大平地区に整備される中間土場整備でございます。

令和4年度中には、大平インター付近に静岡県森林組合連合会が中間土場の整備を行います。この中間土場では、伊豆市はもちろん伊豆地域の多くの林業事業者や森林組合が搬入する原木を仕分け、品質の均等な原木をまとめることで、需要者側の要求にも応えられる利点があり、伊豆地域の利用間伐がより推進されるものと期待をしているところでございます。

3点目は、議員からもお話ありました森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度の推進でございます。

森林環境譲与税とともに創設をされました森林経営管理制度を活用するため、本年度に引き続き令和4年度におきましても、森林所有者に市への森林経営管理の委託の有無についてアンケートを実施してまいります。森林所有者の意向が確認でき次第、施業に関する調整を行った上でまずはモデル地区を決定し、森林経営管理制度に基づく施業を実施していきたいと考えております。

こうしたことを、令和4年度予算に盛り込ませていただきました。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） 伊豆市においては、最初に言いましたけれども、10年前と比べれば大分進んできました。これまでも林業事業者さんを対象にかなり支援をしてきた結果、材の搬出量は各段に伸びているというふうに認識しています。その意味では、産業としても力をつけているところだということの確認はできていますけれども、そうはいつても、まだまだ手のついていないところが圧倒的に多くて、具体的に言うと、山を持っているんだけど、もう自分でこれ以上管理ができないということで手放したいと、市で引き取ってほしいかとかという相談はしょっちゅう受けます。もちろん引き取れないわけですが、そういう環境、状況にあることにはまだまだ変わってなくて、そういう状況を解決するところまでに一足飛びにいけるとは思いませんけれども、今言った森林経営管理制度等々を入れて、民間の山も整備ができるようなところに持っていかなくちゃいけないということだと思います。

見通しですけれども、これどれくらいかかるんですかね。まだゴールが見えないというのが多分結論だと思うんですけれども、どんなことができるのか。モデル地区を決めてやると言ったんですけれども、どれくらいの規模とかスピードでできそうなのかというのは1つ確認したいです。

それと、森林の公益的、多面的な機能というのがあって、市長も触れてくれて、部長も述べてくれたんですけれども、理想的な林業というのは、例えば木を植えて30年とか50年とか

で切って、また植えてというサイクルがずっと回っていくともう林業として成立する、例えば有名な杉の産地とかそういうところは、そういうサイクルがもうできていると思うんですよね。伊豆市の伊豆半島なんかは、平らなところがほとんどなくて、ほとんど山なわけですから、そういうところは理想的な林業は目指すべきだろうなというふうに思うんです。それができれば、さっき言っていたレクというか観光の部分にも結びつくような状態の山の状態になって、結果として有害鳥獣の被害とかも減ったりとかというような相乗効果が多分出てくるんだと思うんですよね。そういうところを目指すような計画をして進めていくんですけども、伊豆市というか伊豆半島の場合は、国有林も上にあたりして、総合的に連携しないといけないという部分もあると思います。

最初に言った長期的に見てどのようなスケジュール感なのかということと、目標としているところがそういうことですよという確認と、それと国有林もありますので、森林管理署とかの連携とかはどうなっているのかということをお聞きします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 森林経営管理制度の事業スパンというふうなことでお答えをさせていただきます。

令和3年度から令和4年度におきまして、先ほど申し上げたとおり、地域の皆様、ある程度地区を絞らせていただいた上でアンケートを実施しております。この中で、まずは場所を特定させていただきたい。そこでモデル地区を選定し、早ければもう令和5年度には測量というようなどころまで持っていけば、その後の施業を市が行うのか、先ほど議員おっしゃられたとおり利用間伐でやるのか。その場合は、市は再委託ということで利用間伐をやりまし、採算ベースに乗らないような状況であれば、市がこの森林環境譲与税を使って直接保育間伐を行うというふうなことで、まずはそういったモデルをやりたいということで、1年、2年の間にはやっていきたいと、そこを目指していきたいというふうに考えております。

それから、森林のサイクルが約50年というところで、理想的な森林保全、森林経営ということで、国有林との関わりでございますが、確かに国有林は林野庁の森林管理署のほうで管理をし、適切に間伐、また再造林ということをやっており、現時点で伊豆市有林であるとか民有林と、国有林との一括したというところの協議をしているわけではございません。ただし、議員おっしゃるとおり、山というのは伊豆市の中で80%以上を占めるこの森林は、国有林であれ、民有林であれ変わりはございませんので、将来50年という長いスパンを見極めた上でどのように、市のほうでは、先ほど言いました森林環境譲与税という財源を最大限有効に活用しながら施策を推進してまいりますし、そこに国有林とのマッチングであるとか、協働であるとか、そういうことができるのであれば、そういった方法も検討していきたい、模索したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

青木議員。

○13番（青木 靖君） 当然そんなに簡単にはできないということだと思います。

そこでなんですけれども、最初にも言いましたけれども、個人の所有している山の管理がなかなかできないということで、管理できなくても手放したいと言っている人がいて、実際に特定の事業をされようとしている方に売却されたりということも事実起きています。そこで問題がないわけではないので、あえて聞きますけれども、林業全体というか森林整備全体として事業者さんに対する支援であるとか、市の持っている市有林の整備とかには、今まで予算がたくさんかけられて、成果が上がっているわけなんですけれども、山を持っている個人の民間の所有者さんに対する支援をすることで、森林整備全体を進めるようなことができないのかなということは、単純な疑問としてあるわけなんですけれども、森林整備全体を進めるには、事業者さんじゃなくて、個人に対する何がしかの支援をすることで、全体として整備が進むというような考え方はないのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 物すごく大きな課題なので、全く私の課題認識と同じなんですけれども、2つ大きな論点があります。

1つは、誰が所有するか、山を、もう一つは、誰が管理するかということです。今議員御指摘のありましたような土地を放棄したいということが全国で起こっていて、法律上、国有地になる条件があるので、要するに所有権のない土地は国に属するという法律は既にありますので、放棄する場合は国だという議論と、国からは、まずは一旦市町村でも取得することを考えてくれないかという打診があり、全国市長会としては、いや、これは全部国有地だということで、今やり取りしているわけです。

したがって、この膨大な山、伊豆市で言えば300平方キロメートルの山地を将来的に誰が所有するのかというのは、これ今、国とも真剣にやり取りしている大きな課題が1つ。

もう一つは、さはさりながら、誰の土地であっても森林管理計画をつくれということに動いているわけで、次は誰がそれを管理・施業するかということになります。人工林だけで2万ヘクタールありますから、20年に1回ぐらいは手を入れるとして、皆伐して上からなんていうのは、これまた別の課題が残っているんですが、せめて間伐とか、枝打ちとか、掃除とか、20年に1回ぐらいは手を入れるとしても、毎年1,000ヘクタールをやらなければいけないわけです。全く足りません。森林組合、それから市内の林業業者が全力で頑張っても、毎年1,000ヘクタールなんか絶対できないです。そうすると、今その林業業者、森林組合も若い人たちが何人かは入り始めているんですが、何百ヘクタール、1,000ヘクタールの山を管理するだけのビジネスとして所得が得られる体制ができるのか。それができないと、その山の管理は物理的にできませんということになるわけです。

財源としては、森林環境譲与税というのは国税で入りましたので、これからの焦点は、それを管理・施業するだけのマンパワー、機械をフルに使うとしても、どのような手法で管理していくのかということがもう一つ大きな論点になります。これは、どちらにしても、伊豆市にとっては厳しい状況でもありますが、チャンスにもなりますので、ここは方向を間違えないように、じっくり取り組んでいきたいと思っています。

○議長（小長谷順二君） これで青木靖議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号 令和4年度伊豆市一般会計予算につきまして、議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

ここで、10時50分まで約10分間休憩とさせていただきます。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時49分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

#### ◎議案第10号～議案第24号の質疑、委員会付託

○議長（小長谷順二君） 日程第7、議案第10号 令和4年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算から日程第21、議案第24号 令和4年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算までの15議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号 令和4年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算から日程第21、議案第24号 令和4年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算までの15議案につきましては、議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

#### ◎議案第25号～議案第31号の質疑、委員会付託

○議長（小長谷順二君） 日程第22、議案第25号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてから日程第28、議案第31号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正についてまでの7議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第28号について、7番、杉山武司議員。

[7番 杉山武司君登壇]

○7番（杉山武司君） 7番、杉山武司です。

議案第28号 伊豆市消防団条例の一部改正について質疑をいたします。

市長に答弁を求めます。

団員が消防団活動に従事した場合における別表2に掲げる出動報酬の額では、1回につき8,000円と記載されていますが、参考資料の新旧対照表の備考欄に記載の出動時間が24時間を超える場合についてとの関連の詳細説明を求めます。よろしくお願ひします。

○議長（小長谷順二君） ただいまの質疑について答弁願ひます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 危機管理監に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） それでは、危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） それでは、私のほうから説明させていただきます。

最初に、出動報酬の額についてですが、今回総務省より、出動報酬は災害時は1日当たり8,000円を標準とすることとの通知がなされました。ただ、伊豆市におきましては、火災などの場合、短時間の出動となる場合もあり、活動時間等を勘案し、ただし書を今回設けさせていただきました。これによりまして、段階的な支給方法とし、支給単位を1回当たりとさせていただきます。

本来であれば、非常勤の職員の報酬は、地方自治法上、日額支給が原則であるものの、条例で特別の定めをした場合、時給的な定め方をすることも差し支えないと通知がなされており、これまでの活動実績を鑑み、今回の改正案とさせていただきます。

次に、備考欄の1回当たりの出動時間が24時間を超えるときは、24時間までごとに1回の出動があったものとするについては、総務省通知では1日当たり8,000円となっており、1日を支給の単位としておりますので、本条例では、伊豆市では1回当たりの出動に対する最長時間の区切りとして、24時間までごとに1回の出動があったものとするとしております。

出動報酬額を検討するに、これまでの活動実績から24時間を超えて活動することは、台風や前線による雨が停滞し、連日にわたる場合などが想定されておりますが、このようなときに支給する区切りとして24時間の基準を設けさせていただきました。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 別表2では1回につきとの表現もありますけれども、出動時間の考え方なんですけれども、想定されるのは、分団詰所からの出動時刻と帰着時刻の間の時間なのか、そして、それは申告に基づくものなのかどうか。そもそも出動1回8,000円の設定時間は何時間を想定しているのか。

また、さらに近年火災だけではなく、様々な複合災害が想定されています。消防団の団員

数も減少する中で、被災者の救助に要する時間も長時間が予想されます。伊豆市の団員に対する処遇の考え方をお尋ねいたします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） それでは、最初に出動時間、こちらにつきましては、議員言われたとおりでございます。

あと、申告に基づくものかどうかということなのですが、こちらにつきましては、帰着後、各団員が分団長へ出動時間を報告し、分団長より方面隊長へ報告することとなっております。出動時間は、平日の昼間であれば、団員それぞれが職場から直接現場に駆けつけることもありますので、帰着後、団員それぞれが報告することとなっております。

あと、出動1回8,000円の設定時間は、ただし書もありますが、8,000円になる場合というのは、出動時間が6時間を超えた場合ということになります。

今回の改正により、これまで出動については、費用弁償、出勤手当として見ておりました。4時間以下の場合でしたら1,100円、そして4時間を超えた場合であっても2,200円の支給でしかありませんでしたので、特に今回の1日の活動となった場合の処遇の改善にはなるものと考えております。

処遇改善はもとより、団員の負担軽減も含め、今後も見直し等は進めてまいりたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） あまりにも消防団の要するに隊員の処遇がいいものではないんですね、昔から。奉仕的な部分もありますし、非常に過酷な状況で作業する場合があります。消防団の身分というのは地方公務員法の第3条第3項第5号によれば、消防団員は非常勤の特別職の公務員とされています。公務員という位置づけになれば、時間外手当という考えはあるのか、その辺のところはいかがでしょう。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） 先ほど言いましたが、確かに報酬ですと日額というものが基準というふうになってくることになろうかと思えます。現在、今御指摘のありました時間外手当の考えですけれども、現時点では時間外の支給は考えておりません。ただ、1日の活動時間が8時間を基本としておりますので、これを超えて活動する場合、火災であれば出動している方面隊以外との交代、また、搜索活動であれば出動していない他の方面隊の協力をお願いしておりますので、消防団員への負担が少しでも軽減されるように、今後も努めてまいりたいと思えます。

○議長（小長谷順二君） これで、杉山武司議員の質疑を終わります。

次に、議案第30号について、7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） 7番、杉山武司です。

議案第30号 ふるさと伊豆市寄附条例の一部改正について質疑をいたします。

市長に答弁を求めます。

改正前の豊かな自然環境を守る事業は廃止となったんですか。あるいは、新しくなった安全・安心な生活環境の創出に関する事業に置き換わったのか。さもなければ、どの事業に集約されているのか、説明を求めます。

○議長（小長谷順二君） ただいまの質疑について答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 総合政策部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） それでは、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、お答えをさせていただきます。

今回の改正でございますが、ふるさと納税で頂いた寄附金を活用する事業を、総合計画と整合を取った区分に変更させていただいたものとなります。その中で、議員御指摘の豊かな自然環境を守る事業の区分につきましても見直しを行いまして、同じく現行の条例に掲げました地域の安全を守る事業と併せまして、安全・安心な生活環境の創出に関する事業という形で集約をさせていただいたものになります。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） そもそも論なんですけれども、本条例の改正の目的をお尋ねします。

総合計画の重点目標3の産業力強化の基本方針の中に、本市が誇る自然、歴史、文化、街並みや景観の資源活用がうたわれ、重点目標4のまちへの誇りの醸成とブランド力の向上の基本方針にも豊かな自然や景観がうたわれていますが、本来の豊かな自然環境を守る事業がおぼろげになってしまうのではないかと危惧されます。そここのところはいかがでしょうか。説明を求めます。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 今回の総合計画でございますが、市長が巻頭で伊豆市は豊かな自然環境や地域資源など恵まれた環境を有しているということを書いております。したがって、伊豆市のまちづくりを進めていく上では、それらを念頭に置いた施策をすることになるということから、議員御指摘のように、総合計画の複数の重点目標における基本方針の中で、自然だったり環境のような文言が複数にわたってうたわれる形となっております。

今回、総合計画に合わせまして、安全・安心な生活環境の創出に関する事業という形で表現を変えさせていただくことによりまして、直接的な表現というものがなくなってしまうわけですが、ふるさと納税サイトにおいて具体的な活用事例、事業の事例等をお知らせするなどによりまして、自然環境を守る取組を行うことにつきまして、今後もしっかりとアピールをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 過去の納税寄附の状況ですとか、直近の令和2年度の納税の給付状況を見ますと、給付の指定目的の中では、豊かな自然環境を守るが毎年断トツでトップです。伊豆市の自然を愛し、環境保全の取組に期待して毎年寄附をしていただける方も多数いると思います。その方々へのコミットメントはどうするのか、お尋ねいたします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） まず、現在の条例の区分となっております豊かな自然環境を守る事業への活用を希望して寄附された今年度分までの寄附につきましては、寄附者の御意向に沿う形で関連事業への活用を考えておりまして、活用した際にはホームページ等で御報告をまずはさせていただくことを考えております。

それから、今後の伊豆市の環境保全への取組に対する伊豆市としてのコミットメントにつきましては、先ほどの御質問でもお答えをさせていただいたわけですが、ふるさと納税サイトにおいて具体的な活用事例等をお知らせするなどによりまして、自然環境を伊豆市としては守るんだというような取組を行うことによりまして、しっかりとアピールをして責任を持って取り組んでいくことを発信していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） これで杉山武司議員の質疑を終わります。

次に、議案第30号について、14番、三田忠男議員。

〔14番 三田忠男君登壇〕

○14番（三田忠男君） 14番、三田忠男です。

同じく議案第30号 ふるさと伊豆市寄附条例の一部改正について質疑をさせていただきます。

1点目として、条例を改正するに当たり、現状をどのように分析し、どのような効果を期待して改正するのか、説明願います。

2番目として、条例の検討に当たり、事業者、市民参加による協議会等の設置により、返礼品種類とか寄附金の増収策とか寄附金の適用事業所の検討等を行うようなことは考えなかったのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（小長谷順二君） ただいまの質疑について答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 総合政策部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） それでは、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、お答えをさせていただきます。

これまでの条例に定めた事業の区分といたしましては、まちづくりを進める上で指針となる総合計画に位置づけた事業と一致していないため、市が何をしていきたいのか、それからどういう方針の下、どういう事業をしていきたいのかというものが寄附者の方にとって分かりにくいものとなっております。

今年度、総合計画の後期基本計画ができましたことから、このタイミングで総合計画との整合を取ることで、寄附者の方が寄附を御検討される際に市のホームページ等を御覧いただくなどすれば、市が何をしようとしているのかお分かりいただけ、賛同する事業を用途として選んでいただきやすくなるものと考え、改正を行うものとしたものでございまして、ひいては、寄附金の増加にもつながるものと考えております。

それから、2つ目の御質問でございしますが、1つ目の御質問にもお答えしたとおり、今回の条例改正は、伊豆市に対しふるさと納税をしていただく方が、伊豆市がどのようなまちづくりをしようとしているのかを明確にして、寄附の際に指定していただく用途、事業でございしますが、それを分かりやすくするためにはどうしたらいいかとの観点から行うものでございしますので、協議会等を設置しての検討は考えておりませんでした。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 資料によりますと、平成20年度、13件、29万5,000円から、来年度予算では10億円、非常に大きくなっています。これは、自治体が力を入れれば入れるほど金額というのは大きくなり、また力を入れれば入れるほど、各事業者の対応も、自分の商品の提供を含めて多種多様な返礼品ができていますと、そういったことがあるかと思えます。

この事業については、地方にとっては非常にいい財源の確保だと、私はそう認識した上で、の質問になったものですから、その上で先ほど杉山武司議員のありましたけれども、何か項目があることによって、いわゆる寄附者もこの事業にやろうとやりやすくなると。いろんなところを見ますと、たくさんあるところから何も書いていないような自治体まで様々あったみたいですが、伊豆市はこのように五、六個のところをやって、逆に抽象的なことによっては、逆に多くのところに使えるなと思いました。また、使い道も公表されていて、こんなところにあるかと思いました。

そして、この質問の趣旨での再質問になるわけですが、市長が前提としてほかのこ

とにございました官がやること、官と民とやること、民に任せたいほうがいいだろうと。この事業は、やっぱり官民一体でやる事業だなと私は理解したものですから、そういった意味では、事業者の選定委員会、いわゆる返礼品の選定委員会というのはあるみたいですけども、そのメンバーというのはどんなメンバーが委員会になっているのか、1点質問と、その選定委員のみならず、使途とか増収策等もこれから民の力を借りながら一緒に考えるほうが、もっともっと税収の策になって、その結果としての活力が伊豆市に起こるんじゃないかと。いつも言う官民一体の伊豆市民の共同事業という、あるいは地域づくり協議会みたいに民と一緒にやってやるんだという事業にまさにぴったりの施策だなと思ったものですから、そういうことを検討しないのかなと思って質問させてもらっています。

一般質問ではありませんので、ちょっとあれですけども、選定委員会はあるのに、今度は使途の委員会とか、増収策の委員会がないというのはちょっと腑に落ちなかったものですから、質問させてもらっています。いかがだったでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） まず、選定のメンバーでございますが、返礼品の選定の考え方といたしまして、基本的には市内の事業者の方が、自らがこれを返礼品にしたいというような御希望があって申請をいただくものになっております。したがって、それについては、特に例えば滞納があるとかそういうものを除いては、基本的には許可、入って参加していただいて、なるべく返礼品を増やしていきたいというような考えがございます。

選定のメンバーでございますが、産業部長、それから私、それから副市長という形で、庁内での決裁、判断の中で問題がなければ返礼品としてお認めをさせていただくような形となっております。

それから、組織でございますが、まずはその返礼品につきましては、ただいま申しましたとおり、返礼品については、市内の事業者の方のお申出によって増やしていきたいというのが大前提でございますが、例えば、そうは言っても、ふるさと納税の促進のためには、返礼品の充実が重要だと思っております。それには市内の事業者の御協力はもとより、新たな返礼品はどういったものかというような様々なアイデア出し、それからそれを形にするにはどうしたらいいのかみたいなものを考えていかなければならないとは思っております。ところでございますが、今のところは、まずは市内の事業者の方からの御提案の中で返礼品を増やしていくのと、あとはふるさと納税担当者が市内のほうを回らせていただいたりして商品開発をしていっているというのが現状でございます。ですので、今のところ、返礼品に対しての市民を巻き込んだ組織というものは考えていないというのが現状でございます。

それから、寄附金の適用事業について、協議会みたいなものをつくって民間の意見を入れてはどうだというような御提案でございますが、そもそもふるさと納税の寄附金の充当の考え方でございますが、基本的な取扱いといたしましては、総合計画の目標の達成に向けまし

て、今回の令和4年度の当初予算もそうなんです、各部、各課のほうで必要な事業を計上して、今回の予算も成り立っております。それは、当然総合計画の目標達成に向けた取組の集合体というか集まりなんです、その中で寄附をしていただいた方が、寄附をしていただいた際に、先ほどからお話が出ています寄附の区分、何に使ってもらいたいというような寄附者の御意向がございますので、それに基づいた事業に対し、財源として配分をさせていただいているというような状況でございます。したがって、民間とかを交えて寄附金の使途を検討するというようなことは、今のところは考えていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 伊豆市は212件あるみたいですが、いろいろ調べると400とか、500とか、600なんてあるところも、規模の大きい自治体はあるみたいですが、いわゆる使途は民間のことにはなじまないかもしれませんが、この事業がもっと普及することによって、もっと民間がこの事業に参加し、かつ結果として経済が本当に潤うみたい。ちょっと調べましたら、伊豆市の中の旧中伊豆町の宿泊関係者は、一切ここに返礼品の中に入っていなかったり、旧土肥町の方は知恵を使って商品券で宿泊できるよみたいなのがあって、いろいろ知恵を使っているところがあるんだなと思いながら、これがいわゆる情報が普及していなくて、役所の枠の中だけでやっていて、普及していなくて民間に波及していないのかなと思ったものですから、もっとこれを本当に民意を活用する、一体となって制度とするほうが、くどいですが、いいのかなということで、この条例の疑問を出させてもらっている。

それで、案外条例を見たら、本当簡単ですっきりしているものですから、もうこれじゃ一々分からないのかなと思いながら質問させてもらっていますけれども。ふるさと伊豆に対する寄附が、その結果として地域の方が地域で育て、東京へ出て、そこで一生懸命生活しながら親のいるふるさとに何らかの、身体的には貢献できなくても、そういった自分の生活の糧を得た者からこちらに寄附して、伊豆を愛する心なんていうことも挑戦もできるし、もっとも民意を巻き込んでやるほうが、くどいですが、それを条例で反映させてもらったらいいのかなと思って、あえてくどく質問させてもらいました。

以上です、すみません。

○議長（小長谷順二君） 答弁求めますか。

○14番（三田忠男君） あればお願いできますか、すみません。

○議長（小長谷順二君） では、市長。

○市長（菊地 豊君） もともとは、この制度ができる前に、私、市長になる前に東京での勉強会に出たときには、本籍地税をつくっていただけませんかというような話を政府の方に申し上げたことがあるんですね。私は、天城湯ヶ島町で狩野小学校、天城中学校を出させてい

ただいて、住民税は当時、東京23区のあるところに少なくない住民税を納めていたわけです。やっぱり生まれたところに何とかならないでしょうかと、それが寄附という形で、名前はふるさと納税ですけども、まあこういう形で出てきたわけです。

ところが、やってみたらほとんど返礼品競争で、言葉は悪いですけども、通販合戦のようになってしまったわけです。当初これは数年で終わるなと思っていたので、この制度ができた頃、私は市長として積極的にやるといったことは実はなかったんです。ところが、途中からどんどん政府もやれ、やれということになりましたので、これはもうやらざるを得ない。そのときに、その時点での判断は、もう明らかにうちは宿泊だなと。まずはそのときに入っていなかったんです、旅館等は。だけど、伊豆市は客観的に宿泊施設が一番魅力があるから、宿泊施設も入れたほうがいいよと言ったら、今度は9割以上が宿泊施設への返礼品になってしまったわけです。

ここで今もう一度考えるべきは、まさにこれ議員御指摘のように、オール伊豆市で考えなきゃいけないでしょうということ、宿泊施設が魅力であることは分かった、ここは安定的に伸ばしたい。そうでないところは、まだ個々の戦闘をしているわけです、こういう商品がありますと。そこを戦略的に、今度は関係人口をつくるためのツールとして使えないだろうか。あるところは、特産品を毎月送っていて、結果として一定の金額になるような事業を組んでいるところもありますし、複数のものをやったり海産物が欲しければ、ワサビも欲しいだろうしのような、それを受けた方が伊豆市はこんな特産品があるんだ、あるいはこんなものを四半期ほど送っていただけたら行ってみようかというようなところまで誘導するような施策が必要だと思うんです。ここがまだ足りておりませんので、なるべく早くそういったことができるように拡充し、充実していきたいと思います。

○議長（小長谷順二君） これで三田忠男議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてから議案第31号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正についてまでの7議案につきましては、議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

### ◎議案第32号～議案第34号の質疑、委員会付託

○議長（小長谷順二君） 日程第29、議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺自然公園）から日程第31、議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（萬城の滝キャンプ場）までの3議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第34号について、9番、鈴木正人議員。

〔9番 鈴木正人君登壇〕

○9番（鈴木正人君） 9番、鈴木正人です。

議長に発言の許可をいただきましたので、通告に基づき議案質疑を行います。

議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（萬城の滝キャンプ場）につきまして、以下3点お伺いいたします。

①提案されている指定管理者候補者を選定した経緯を、時系列に基づいて、改めて説明願います。

②補足説明によりますと、伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の第5条に基づく公募によらない指定管理者候補者の選定としておりますけれども、その根拠は何か、お伺いいたします。

③諮問を受けた伊豆市指定管理者審査会の中で、審査委員からどのような意見が出たのか伺います。

以上、答弁を市長に求めます。

なお、本議案は付託されました所管の総務経済委員会にて審査されますが、私は委員外議員のため審査に加わることが基本的にできません。そこで、当委員会での審査の論点を明確にするため質疑を行うものであります。併せてよろしくお願いいたします。

○議長（小長谷順二君） ただいまの質疑について答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 所管が2つございますので、それぞれ部長から答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） それでは、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、私から1点目と2点目についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目、候補者選定の経緯について、時系列に基づいて御説明をさせていただきます。

令和元年、国土交通省が主催する地域プラットフォーム支援に参加し、株式会社Recampを含む4社から指定管理者制度に向けたサウンディングの実施を行いました。こちらが最初でございます。

令和2年になりまして、この株式会社Recampとほか1事業者から、隣接する第2駐車場を主体とした事業展開の打診があり、その後、萬城の滝キャンプ場を含めた一帯の事業展開の意向が示され、地権者や地元活動団体に事業提案がなされました。

令和3年になりまして、萬城の滝に係る活動団体の役員を含む地権者の皆様が、この株式会社Recampの事業計画の提案を受け、賛同をいたしました。

同じく令和3年なんですけど、これを受けて、市といたしましては、建物を中心とした市有施設の譲渡を検討していたところ、整備に活用した国・県補助金の整理に3年ほどの期間を有することが判明したため、譲渡が可能となるまでの間、指定管理者制度により管理運営を

することとし、その指定管理者の選定に当たっては、手続条例の規定により、公募によらない候補者の選定を決定し、現在に至っております。

続きまして、2点目、公募によらない候補者の選定の根拠でございますが、先ほど議員もおっしゃり、私も補足説明等でさせていただいたとおり、伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条第1項第4号を根拠としております。この第4号は、前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして市長が特に認めるものと規定され、その前提として公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、その設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できる場合、その他、特に必要と認められるときとされております。

この特に必要と認められる事由につきましては、まず、国土交通省の地域プラットフォーム事業を通じて、萬城の滝キャンプ場運営に興味を示していること。ほとんどが借地であり、地権者の意向が不可欠な中、隣接する第2駐車場も含めた活用計画で、地権者や地元の活動団体から合意を得ていること。萬城の滝は単なるキャンプ場としての性格を有するだけでなく、萬城の滝を含めて地元の地域振興施設の性格も有し、萬城の滝協働の会、萬城の滝まつり実行委員会との連携が求められる。このため、地権者や地元団体が合意する事業者が地域の振興に不可欠であること。第2駐車場と区分した事業展開よりは、一体的な活用が公の施設としての設置目的を効果的、効率的に達成できると見込まれること。株式会社Recampは、他自治体においてキャンプ場の指定管理者として運営を行っている実績を有していること。

以上の事由、またこれまでの経緯を総合的に判断し、例外的、限定的な取扱いとして公募によらない候補者の選定を行いました。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 次に、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、審査会を所管しているのは総務部ですので、私のほうから③については答弁させていただきます。

まず、どのような意見が出たかということですが、まず審査に入る前の審査方法の説明をする段階で、事務局から、これまでの経緯を含めて限定的に非公募としたことを説明いたしました。その後、委員の方からは、地元の賛同は得ているか確認したい。また、ほかの意見として、萬城の滝キャンプ場は、地元との関係や地権者の意向などが候補者との間で合意されていることを踏まえ、今回の公募によらない選定は例外的な取扱いとして明確にしたほうがよい。また、所管する観光商工課の施設説明等のときには、地元への説明会の回数を知りたいという質問。また、候補者のプレゼンテーションが終わった後、候補者に対しては客層の想定を教えてほしい。また、平日の利用を促進する案はあるか、将来的な譲渡の見込みはどうだというような御意見がございました。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） それでは、①について、一応時系列に今に至るまで御説明いただきましたけれども、何点かお伺いしたいと思います。

今年の年明け1月24日付で、萬城の滝キャンプ場指定管理者選定についてということで、産業部のほうから議員個別の形だったんですけれども、説明を受けています。そのA4の1枚のペーパーによりますと、先ほど産業部長に御説明いただきましたが、国交省の主催する地域プラットフォームに参加した際に、今回の指定管理者候補者であるRecampさんも含めて4事業者から公募に向けてのサウンディングを行って、公募要件等の提案を受けたというお話をされています。具体的にこの公募要件というのはどんな提案が出たのかということをお聞きしたいと思えます。

そして、2点目なんですけれども、今回この当該施設の管理方法を、民間譲渡を当時想定していた中で動きがあったという、そういう話がありましたけれども、結果として中伊豆町時代にこの当該施設の整備に関わる補助金を受けていたという、そういう縛りがあるもので、指定管理者制度に変更することを余儀なくされているんですけれども、それを受けて今回の指定管理者候補者には、その旨をいつどのように説明されたのか伺います。

そして、3点目として、これまで当該施設は、地元の萬城の滝協働の会でありますとか、伊豆市観光協会中伊豆支部でありますとか、様々な地域の方々に関わっているんですけれども、そういった地元の関係者などには、同様にいつこれを民間譲渡ではなく指定管理者制度に変更するというのを伝えたのか伺いたいと思えます。

以上、3点です。

そして、②につきましては、手続条例の第5条の第1項の第4号ということで、条例によりますと第1号から第4号ということで、1、2、3号ではなく第4号を適用すると。そこには何て書いてあるかということ、「前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして市長が特別に定めるもの」ということで、これを根拠として適用しているということで、その特別な理由は何なのかということは産業部長にいろいろと丁寧に説明をいただいたので、よく分かりました。

これは、一応確認ですけれども、同じこの第5条の第1項の第1号から第3号は適用できないので、第4号にしたということによろしいでしょうか。

そして、③についてなんですけれども、指定管理者審査会の中で、先ほど総務部長の御答弁の中に、産業部長のほうにもありましたけれども、今回は限定的に非公募であるということ審査会の冒頭で説明をし、審査委員のほうからも例外的な取扱いとして審査すべきというような意見が出されています。これを受けて審査が行われ、今回候補者として答申を受けたんですけれども、同時に庁内でも今回議案に上程する際にどうなのかというところのその辺の議論が多少あったのかなというふうに思うものですから、庁内では例外的であるとか、

限定的であるとか、そういったことに対してどのような説明を議会にすべきであるとか、そういった議論がどういうふうにしたのかということを知りたいと思います。

○議長（小長谷順二君） それでは、答弁を求めます。

最初に、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、ちょっと何点かありますので、順番にお答えをさせていただきます。

まず、令和元年のサウンディングでどんな提案が民間企業のほうからあったかという御質問については、すみません、詳細については、今現時点で把握を私ができていないというか、手持ちがないんですが、基本的には指定管理者制度、民間活用というところのサウンディングでございますので、仮に指定管理に移行する場合には、企業としてはどんな条件であれば参入の意向を示すかというような聞き取りを行ったというふうには聞いております。

それから、補助金の制限からすぐには譲渡ができないということで、その件についてどのように説明したかという御質問でございますが、これも令和3年になって、当然に私どもとしては譲渡を前提に話を検討してきた中で、今年度、令和3年になってからということで、それが判明した時点では相手方につきましても、また地元につきましても指定管理という手法を取りたいということで、すみません、具体的な時期というのはあれですけども、いずれにしても、令和3年のことでございます。

それから、大きな2番の御質問で、第5条の第1号から第3号が該当できないので第4号を適用したのかという御質問につきましては、そのとおりでございまして、第1号から第3号の規定には該当しないという中で第4号を選択したものでございます。これを根拠として非公募の決定をしたものでございます。

○議長（小長谷順二君） じゃ、③について、総務部長。産業部長でいいですか。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、すみません、引き続いて、③に関する庁内議論の限定的、例外的というところの庁内の議論でございますが、議員がおっしゃるとおり、私どもとしても、この条例の第2条には、まず公募するものとするという大前提が当然ございまして、それを受けて、第5条で公募によらないということの手続条例、これが指定管理者を選定する基本的な条例の考え方だということは当然認識し、その上で、第5条の適用ができるかどうかというのは、私ども所管する産業部においても検討いたしました。その中で、手続条例につきましては、当然これは指定管理全体、伊豆市の他の施設にも当然及ぼす手続条例でございますので、限定的、例外的ということで、萬城の滝キャンプ場の条例だけにこういった例外規定を設けるといって改正も議論はいたしました。その中で、先ほど来、御説明しているとおりの、第5条の第4号、これらに準ずるものに対して、私が先ほど御説明したような理由があれば、これが第4号のこれらに準ずるものとして市長が特に認めるものということに該当できるという判断をしたので、庁内においては限定的、例外的に對することで、この手続

条例に沿って選定できるというふうには判断したものでございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質疑はありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） じゃ、②についてなんですけれども、手続条例に沿っていけば、先ほど申し上げた第5条の第1項の第4号に適用するしかないのかなというふうには思います。ただし、御答弁の中に再三、例外的とか限定的な対応という言葉が出てきましたけれども、今回のケースというのは、そう考えると行政側もレアなケースというふうに考えているのか、そこを伺いたいと思います。

それであれば、これから公共施設の再配置は今後進めていかないとならないという、そういう大きな政策があるんですけれども、それを進める中で、同様に今回と同じようなケースはこれからも起こり得ると考えているのか、そこを2点目、伺います。

例えば、じゃ、今回は例外的、限定的ということであれば、先ほど産業部長もおっしゃいましたけれども、この手続条例の中に例外規定を設けることも検討されたということなんですけれども、なかなか市長が特に定めるものとなると、いろんな経緯であったりとかそういったものの丁寧な説明は当然必要ですし、分からないですけれども、ともすると、恣意的な運用に傾きかねないというそういう懸念も一方であるわけです。そここのところを今後どういうふうに対応していくのか、その辺を最後伺って終わりたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁を願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今御指摘の問題、課題については、私が市長になってからこれまでの14年間でたくさんございました。公共施設の縮小、再編成は極めて大きな課題ですので、これからも幾つもの案件が出てまいります。以前多かったのは、やはり賃貸借の減額であるとか、売却であるとか、売却の場合にはまだいいんですけれども、賃貸借等で減額したときには、当時の議員さんからやはり地方自治法と条例にないことは、私たちは判断できないという御指摘もあったんですけれども、条例に定めるか、議会の承認という地方自治法を我々は適用したことがあるわけです。そのときに、全く今と同じ御指摘がありましたので、市長が勝手にやっているわけではなくて、我々は一番最適と思われるものを議会にお諮りして、安定的なものはいいいんです、普遍的・安定的なものは条例に溶け込ませればいいんですけれども、そうでない案件が多いものですから、その都度、議会にお諮りし、御説明して、議会の御判断に委ねますということをお願いしてきたわけです。

そのときの前提条件は、当時の状況は特に建設した施設の目的ではない使い方が多かったんです。天城湯ヶ島町役場をお菓子工場にするとか、日帰り温泉をミュージアムにするとか。そうすると、条例で普遍的・安定的にその条件をつくることはできないわけですから、その都度、お諮りします。これは、議会が最終決定ですから、伊豆市の行政における。というこ

とを申し上げてきたんです。ですから、例外的なことはあります。

今回はもっと例外的なわけですね。もともとは、ほとんど借地の上にキャンプ施設だけを市が、当時の中伊豆町がつくって、借地でキャンプという観光施設を運営してきました。再三申し上げているとおり、観光のようなビジネスの事業はなるべくプロにやっていただいたほうがいいですよということ、伊豆市の事業全体の売却を視野に入れていろいろ検討してきたわけですね。ところが、土地は市の土地ではなくて、地主さんがいらっしゃいますから、当然そこは借地でやるか、売却するかは地権者の皆さんの御意向ですけれども、事業の在り方については、地域住民の皆さんのことももちろんですけれども、まずは地権者の皆さんに御意向を確認したところが、あの場所に圧倒的にここがなじむと。ということで、当初は全体敷地のうち駐車場、つまり市が建物を持っていない駐車場だけ先行的に使うような話も一時期あったんですけれども、しかし、最終的には全体として一元管理しないとおかしくなるので、そういう状況になるわけです。

そのときに、公募すべきだという意見から何からいつぱいあったわけですね、市役所の中に。逆に、市長の立場で公募すると矛盾が出てくるわけですね。地権者の御意向ははっきりしているのに、あえて公募するということは、言葉は平たい言葉で申し訳ないんですが、伊豆市長は地権者の意向を無視して、別の事業者も選択肢に入れますということになるわけですね。そうすると、これ市長として非常に地元の皆さんとその事業者さんに対する不誠実になってしまって、1つには不誠実になるということと、もう一つは、全体を一元管理するというバランスが崩れるというような極めて特殊な状況にあったわけですね。

そこで、行政側としては、やっぱり最も望ましいのは、地権者さんの意向に沿って、地元の皆さんにも説明し、私も直接行って地域の皆さんにタウンミーティングで御説明しました。そのときにも反対の話はなかったんですけれども、それから全体の最適な事業に持っていくということを考えて、行政としては提案申し上げ、そして、あとは市民の代表である議会の御判断に委ねると、このような経過を経たわけでございます。

○議長（小長谷順二君） 補足説明はないですね、よろしいですね。

これで鈴木正人議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺自然公園）から議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（萬城の滝キャンプ場）までの3議案につきましては、議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

#### ◎議案第35号の質疑、委員会付託

○議長（小長谷順二君） 日程第32、議案第35号 市道路線の認定についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号 市道路線の認定につきましては、議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会宣言

○議長（小長谷順二君） 以上をもって本日の議事は全て終了いたしました。

次の本会議は、3月14日午前9時30分から一般質問を行います。

当日は、発言順序1番の杉山武司議員から、発言順序5番の鈴木優治議員まで行います。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午前11時43分

## 令和4年伊豆市議会3月定例会

### 議事日程(第3号)

令和4年3月14日(月曜日)午前9時30分開議

#### 日程第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第1議事日程に同じ

議案第14号及び議案第17号の訂正の件

---

#### 出席議員(16名)

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君
13番	青木靖君	14番	三田忠男君
15番	永岡康司君	16番	杉山誠君

#### 欠席議員(なし)

---

#### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	佐藤信太郎君
教育長	梅原賢治君	総合政策部長	新聞康之君
総務部長	伊郷伸之君	危機管理監	稲村俊一君
市民部長	加藤博永君	健康福祉部長	栗山信博君
産業部長	滝川正樹君	建設部長	山田博治君
建設部理事	白鳥正彦君	教育部長	佐藤達義君

---

#### 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	稲村栄一	次長	永沼健一
副主任	坂内佑紀		

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（小長谷順二君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより令和4年伊豆市議会3月定例会3日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（小長谷順二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程の追加

○議長（小長谷順二君） ここで、皆さんにお諮りいたします。

2月22日、市長から提出された議案第14号 令和4年度伊豆市水道事業会計予算及び議案第17号 令和4年度伊豆市下水道事業会計予算の2議案について、3月7日に訂正したい旨の申出がありました。この際、議案第14号及び議案第17号の訂正の件を日程に追加し、議題とすることにしたいと思っております。これに対して異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号及び議案第17号の訂正の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎議案第14号及び議案第17号の訂正の件

○議長（小長谷順二君） 議案第14号及び議案第17号の訂正の件を議題といたします。

市長から訂正の理由を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

議案第14号 令和4年度水道事業会計予算及び議案第17号 令和4年度下水道事業会計予算に誤りがありました。訂正させていただきたく存じます。

内容について、建設部長に説明をさせます。

○議長（小長谷順二君） 補足説明をお願いします。

建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） おはようございます。

それでは、私から、議案訂正の補足説明をさせていただきます。

さきに提出いたしました議案第14号 令和4年度伊豆市水道事業会計予算及び議案第17号 令和4年度伊豆市下水道事業会計予算において、議案の一部に誤りがありましたので、訂正をお願いするものでございます。

議案書は97ページ、109ページになります。

お配りしました議案の正誤表にて説明をさせていただきます。

まず、議案第14号 令和4年度伊豆市水道事業会計予算の訂正前は、第2条（4）主要な建設改良事業において、水道施設整備事業と導・送・配水管布設替事業の金額の転記誤りにより入れ違えておりました。正しくは、水道施設整備事業が1億2,885万3,000円、導・送・配水管布設替事業が1億2,555万5,000円となります。

次に、議案第17号 令和4年度伊豆市下水道事業会計予算の訂正前につきましては、第9条（1）職員給与費692万4,000円ですが、転記誤りにより4,692万4,000円に訂正をお願いするものでございます。

以上について訂正をお願いします。

なお、今後このようなことがないように厳重なチェックをいたします。誠に申し訳ありませんでした。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小長谷順二君） 補足説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第14号及び議案第17号の訂正の件は、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号及び議案第17号の訂正の件は了承することに決定いたしました。

### ◎一般質問

○議長（小長谷順二君） それでは、日程に基づき一般質問を行います。

今回は、10名の議員より通告されております。質問の順序はお手元に配付のとおりであります。

新型コロナウイルス感染症蔓延防止対策として、一般質問の議員持ち時間を原則20分以内で終了するようにお願いいたします。

また、議場の密状態を避けるため、今から指名する議員は、午前の間、委員会室に移動し、一般質問をモニターで視聴願います。

1番、小川多美子議員、4番、飯田大議員、6番、下山祥二議員、8番、星谷和馬議員、14番、三田忠男議員、15番、永岡康司議員、以上の6名の議員は委員会室へ移動願います。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午前 9時34分

再開 午前 9時35分

○議長（小長谷順二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

これより順次質問を許します。

◇ 杉 山 武 司 君

○議長（小長谷順二君） 最初に、7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） 皆様、おはようございます。7番、杉山武司です。令和4年3月定例会最初の質問者です。よろしくお願いいたします。

議長の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問をいたします。

今回は、大きく分けて2点の質問をいたします。

1、コロナ禍における行政経営について、市長に答弁を求めます。

2022年は新型コロナウイルスが国内で感染確認されてから3年目となります。この間、地方自治体では、感染防止対策やワクチン接種などの対応に追われてきました。職員の皆様の御尽力に感謝を申し上げます。

全国でオミクロン株による感染が広がり、今や第6波の渦中にあります。まん延防止等重点措置の長期化が危惧され、飲食業、観光業へのダメージは深刻で、食材を供給する生産者や流通業者も連鎖的な売上げの低迷に苦しんでいて、庶民の暮らしへの影響は出口の見えない状態となっております。

そのような状況下、行政においては、感染症対応や地球温暖化対策、さらにはデジタル・トランスフォーメーションの取組など複合的な課題が山積し、現在日本が抱える少子高齢化のリスクと相まって各種専門職の不足などをはじめとして深刻な人材不足が明らかになり、加えて多様性のある地域社会の構築も求められ、かつて過去に経験したことのない様々な課題に直面しています。

この多くの課題に首長として、行政のかじ取りをどのような考えで取り組んでいくのか、日経リサーチが昨年インターネット上の電子調査票で47都道府県と815市区の首長を対象に、コロナ禍における行政経営について調査した資料を参考にしますことを申し添え、この調査で市長が回答した内容について、確認の意味も含めてお尋ねをいたします。調査項目が多岐にわたりますので、抜粋して質問をいたします。7項目の質問をいたします。

①コロナ禍を経て、民間を含む病院の再編統合・適正病床数の考えの設問の回答では、「病床数を維持しながらも、再編・統合を進める」と回答されています。その再編・統合を

進めるとの意図とするところをお尋ねします。

②コロナ対応をきっかけに明るみになった課題の設問では、「IT化の遅れがある」と回答しています。全体でもこの回答が最多で59%。今後、伊豆市でIT化を推進するに当たり、この課題を乗り越えるためには何が必要なのかを伺います。

③新型コロナウイルスの対応をきっかけに、自治体が組織として力をつけたことはありましたか。

④在宅勤務・テレワークについての設問では、「自治体職員には難しい」と回答されていますが、その理由をお尋ねいたします。

⑤政府が自治体の基幹業務システムを統一・標準化する方針について、最も近い考えの設問では「全面的に賛成」との意思を表明しています。その判断に至った理由を説明願います。

⑥2050年のカーボンゼロを目指すに当たっての施策の設問では、今後導入予定や意向のある施策として「屋根置きなどの自家消費型の太陽光発電設備の助成」と「太陽光等自然エネルギーの立地規制の導入」を挙げていますが、具体的な施策をお尋ねいたします。

⑦国が目標にする2030年までの女性管理職比率30%の設問ですが、回答として「2030年までに高めたい」との判断を示しています。目標とする比率水準と達成するための人事施策を伺います。

大きな2番目、GIGAスクール構想事業について、教育長に答弁を求めます。

先般、裾野市で行われました静岡県東部地区市議会議長会において、東海市長会提出議案として、GIGAスクール構想事業の補助制度の拡充についての議案を伊豆市として提出をいたしました。令和2年度に各学校で1人1台の端末やネットワーク環境の整備を進め、伊豆市では令和3年度から運用を始めました。しかし、今後の維持管理や機器の更新等で、将来負担についての補助制度がないことが、地方自治体の財政上の課題となっております。今後の学校におけるICT機器の安全な運用が継続して行えるよう、国に対し補助制度の創設を要望するものであります。

伊豆市でGIGAスクールが始まって1年、多くの課題や問題点が顕在したことと思います。以下、お尋ねいたします。

①令和4年度の文部科学省の予算案では、補助制度はどのようなものが予定されていますか。

②顕在化した課題等で特筆すべきことはどのようなことがありましたか。

③学校のICT化を支える上で、GIGAスクール運営支援センターの機能をはじめ、運用面で必要な支援はどのような内容か伺います。

④1人1台端末の年度更新の考えを伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小長谷順二君） ただいまの杉山武司議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答えを申し上げます。

まず、1つ目の御質問ですが、アンケートに対する私の解答は、順天堂大学医学部附属静岡病院を中核とする3次救急圏の枠内での考え方に基づくものです。

現在、移転・新築工事を進めているリハビリテーション中伊豆温泉病院は病床を減らしますが、順天堂病院ではこれまで病床を増やしてきました。また、現在、地域医療連携推進法人が立ち上がり、その事業の一部として、順天堂病院と連携病院の間で病床数の調整も進められています。このように伊豆市内だけではなく、広くは3次救急圏、狭くは田方医師会圏内での地域医療体制が考えられ、「病床数を維持しながらも再編・統合を進める」との回答に至りました。

次に、2番目の御質問です。

何よりも仕事の仕方を変えること、そしてそのために私たち自身のものの考え方を変えること、これが絶対に必要だと考えています。

私の経験上、日本人社会では根回しと耳打ちが極めて重要な要素です。情報は共有されるものではなく、あなただけにそっと耳打ちすることが人間関係を円滑にしてきました。また、事業を行う際には、少しでも関係する人たちに必ず合議を回し、説明し、同意を得ておく、つまり根回しを欠くことができません。

DXはこれらを根本的に変えることが必要条件になります。私たちは仕事の仕方を変えないまま1人1台パソコンを導入しても、業務効率がほとんど改善されなかったことを経験しています。情報は瞬時に共有され、意思決定手続は可能な限り単純化しなければならないと考えています。

飛びまして、5つ目の御質問について。

行政におけるDXの課題は、情報化社会に必要なプラットフォームが全国共通で整備されていないことだと考えています。

アメリカにおいて、当時のゴア副大統領が先頭に立って情報スーパーハイウェイ構想を提唱したのが1993年です。この構想はその後、民間主導のインターネット網として形を変えて実現しました。

現在、政府主導により、行政が共同で使用できるプラットフォーム形成が計画されており、一日も早い導入を期待していることがこの設問に対する回答の理由です。

そのほかの御質問については、それぞれ担当する部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私からは③、④、⑦について答弁させていただきます。

まず、③の組織力の関係でございますが、組織として力をつけたことへの質問には、「職員の潜在能力の発揮」と回答をいたしました。

ちょうど2年前に、新型コロナウイルスの問題が伊豆市にも波及してきました。それから

今日に至るまで、その時々局面に応じて様々な対策を講じてき、その過程においては職員の底力、潜在能力が発揮されたと思います。

まずは、令和2年5月の連休対策。この時点では、伊豆市内の感染は確認されておりましたが、市内での感染を防ぐことを最優先に考え、観光事業者に休業を要請する協力金の制度設計や市内経済を維持する施策としての食つ得券を発行したこと。さらに東京2020大会の1年延期により、オリンピック・パラリンピック推進課の役割を一時的に変更し、新型コロナウイルス対策に専従させたこと。伊豆赤十字病院と連携し、ワクチン接種体制を早期に確立したこと。加えて接種会場への移動手段として公共交通利用券の配布を講じたことなど、これらは全て危機管理体制の要である大胆に決定し、状況に応じて柔軟に対応することを実践することで結果が出せたものであり、職員一人一人の潜在能力の発揮が組織力の向上につながったものと考えています。

続いて、④の在宅勤務・テレワークに対する回答でございますが、この在宅勤務・テレワークにつきましては大きく3点の課題が懸念されておりました。1つは、基礎自治体は公務が窓口業務など市民との対人・対面業務が多いこと。2つ目は、自宅のパソコンからでは市の業務用の文書サーバーにアクセスできず、行政情報や業務データが取れないこと。3つ目としまして、個人情報を取り扱う業務が多いことなどから、公務のテレワークは難しいのではないかと考えていました。

しかし、2つ目の課題であります市の文書サーバーへのアクセスについては、地方公共団体情報システム機構J-LISが実施する自治体テレワーク推進実証実験事業に参加することで、自宅のパソコンからのインターネット回線経由でも業務用パソコンにアクセスできる仕組みを活用することで解決することができました。これにより、昨年12月からテレワークの実証実験を開始しました。26人、計26回実証実験に参加しておりますので、この結果を検証し、本格導入に向けた準備を進めてまいります。

⑦の女性管理職比率でございますが、まず現状から申しますと、今年度の部課長級の管理職の女性比率は2.9%、主査・主幹級の監督職は47.2%、主査級から部長級までの管理監督職全体では38.8%であり、国が設定しております指導的地位に占める女性の割合30%は超えていますが、各層のうち部課長級の比率が低くなっております。

御質問の2030年までの目標は、主査級以上の女性の割合30%以上を維持しつつ、平成28年策定の第2次伊豆市特定事業主行動計画で設定しております部課長級15%を目標とし、目標達成のための人事施策としましては、女性職員を対象としたキャリア形成支援研修やこれまで女性職員が少なかった部署への積極的配置なども考えられますが、まずは次期行動計画策定のために全職員を対象としたアンケートを実施しますので、職員の声を聞くことが重要と考えます。

私からは以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、市民部長。

○市民部長（加藤博永君） それでは、⑥についてお答えさせていただきます。

自家消費型の太陽光発電設置への助成についてでございますが、普及促進のため、平成22年度から住宅用太陽光システム設置者に対しまして補助金を交付してきましたが、制度開始から12年が経過し、設置申請件数が減少してきたため、県が制度を廃止したことから、これに連動して令和2年度をもって助成を終了いたしました。

今後は、太陽光発電システムを設置した住宅などで発電した電力を夜間や災害時でも使用できるよう蓄電池システムの普及を促進するため、設置に要する経費の助成を令和4年度予算にお諮りしているところです。

環境意識の高まりや国の再生可能エネルギー推進施策により、太陽光発電などの再生可能エネルギー発電施設は、全国的に設置件数が増加しており、当市においても、特に大規模太陽光発電設備の設置が進んでおります。このようなことから、伊豆市の美しい景観、豊かな自然環境及び市民の皆さんの安全・安心な生活環境の保全と再生可能エネルギーの利用との調和に向けた施策を推進してまいります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 1番目のことですがけれども、病院の再編・統合、適正病床数の考えなんですけれども、コロナ前ですけれども、国は国立・公的病院の再編統合により医療体制の強化を進めようとして、2019年に厚生労働省は再編を促す病院リストを公表しました。

今回の調査で、病院の統合に賛成したのは全体で19%にとどまりましたが、市長がお答えした具体的な再編の考え、差し支えない範囲でお示しはできますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） この問題、極めて大きな問題で、厚生労働省からその方針が示されたときに、静岡市で説明があったんですけれども、私も直接伺いました。

基本的に施策として見られるのは、病院を縮小する、病床を縮小する、診療科を縮小する。伊豆市の場合には、中伊豆温泉病院と伊豆赤十字病院が対象として具体的に挙げられたわけです。ところが、あの厚生労働省の方針を見ると、必要な機能は維持する、充実すると書いてあるんです。ところが、下の施策を見ると、病院減らす、診療科減らす、ベッド減らすとしか書いていないんです。

そこで、私が実際に地方でそのような縮小・再編成をしたら、必要な機能はちゃんと充実してくれる、その施策はどうなっているんですかと伺うとないんです。したがって、ただ下のほうの具体的に伊豆市内の病院をどうするかという議論をするのであれば、しっかり目的に併せて地方の地域医療の機能を維持するということの論点も挙げてくださいという議論をして、それから実はその後は止まってしまったんです。

その後、今コロナになって保健所が足りないとか、実際に入院もできないという新たなこのような状況、非常事態における医療の在り方が問題になっているわけであって、私は厚生労働省に強く、これは全国市長会の枠組みを通じて、本当に必要な医療の体制の在り方を再検討していただく。ただ、全て縮小、縮小に向かうのではないということを改めて申し上げる状況にあるのではないかと考えています。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 2019年に厚生労働省が公表した内容と今とでは状況がすごく違うと思うんです。ですから、2019年に国が公表した内容と新たに今度は変わってくると思うんです、考えが。そういったところを踏まえながら、今コロナ禍なものですから今は議論をするべきじゃないと私は思うんですけれども、今後そういうふうになったときのまた新たな考えが出てくると思います。そのときはまた新たな考えで進んでいただきたいなと思っております。次にいきます。

②ですけれども、IT化の遅れ、すなわち行政デジタル・トランスフォーメーションを阻害しているのが自治体内部に残るペーパーレス化の遅れと前例主義だと言われております。これらを改善し、職員の意識改革を進めることが求められていますが、三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センターでは、行政デジタル・トランスフォーメーションに関してどのような取組を推進しようとしているのか、お伺いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新聞康之君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会での自治体DXの取組でございますが、電算センターでは、行政情報システムの調達、それから運用管理を3市共同で行っております。行政情報システムの標準化・共通化について、各業務部会を通じて標準化システム、いわゆるガバメントクラウドの導入や事務手続の対応など、自治体DXを進める上でベースとなる部分について整備を推進しているところでございます。

その上で、構成市、伊豆市、三島市、伊豆の国市それぞれの市におきまして、行政のデジタル・トランスフォーメーションへの取組を現在進めているところでございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） ありがとうございます。

それでは、③にいきます。

自治体が組織として力をつけたこととはという質問ですけれども、庁内の意思決定のスピード感は改善できたのか、お尋ねいたします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） スピード感の改善ということでございますが、新型コロナウイルスの対策は常にスピードが必要とされてきました。日常のそのほかの業務におきましても、スピード感は重視しております。

今回の新型コロナウイルス対策によって、どこまでスピード感に変化があったのかという比較する指標がございませんが、引き続きどの事業におきましても、スピード感を持って行政の意思決定に当たっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） そのことは今後どのような場面で生かされると考えられますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 今回の新型コロナウイルス対策では、日々変化する感染拡大の状況や市内経済への影響、国や県、他の自治体の施策の内容把握など、状況に応じた柔軟な対応が求められました。

特に影響が及んでいる関係者の方の声を直接聞くことが、市内経済の状況把握や何が求められている支援なのかを判断するには不可欠でございました。これは危機管理に限らず、市の施策を決定する上で重要な教訓となっております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） ④にいきます。

在宅勤務・テレワークについての件ですけれども、御存じのこととは思いますが、総務省は、令和3年4月に地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引を策定いたしました。また、令和2年12月策定の自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画の中では、テレワーク導入をきっかけとして業務の効率化や生産性の向上が図られ、限られた行政資源を市民サービスの向上に行き渡らせることができるとしています。自治体デジタル・トランスフォーメーションの真の目的は、生産性の向上、コストを抑えるだけではなく、生み出されるサービスの付加価値の向上も効果として期待されています。

市長の年頭の挨拶の生産性の改善、それによる市民に不満を抱かせない業務執行を考え、そのことを実現するために市民に接する業務や体制、サービスの提供方法などあらゆることに取組、自治体そのものの付加価値を高めていくことが自治体デジタル・トランスフォーメーションの真の目的とされていますが、伊豆市としての取組はどのように考えますか。加え

て、伊豆市のＣＩＯ、最高情報責任者はどなたか、お尋ねいたします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、伊豆市では、現在DX推進に向け、伊豆市DX推進計画の策定を進めております。その計画では3つの方針を掲げておりまして、1つ目は、市民向けサービスのDX推進といたしまして、行政手続のオンライン化のほかデジタル技術を活用し、市民の利便性の向上を図り、デジタルスマートシティを目指すこと。それから2つ目は、行政運営のDX推進といたしまして、デジタル技術により業務の効率化や高度化を図るとともに、データ活用による行政運営の生産性の向上を進めること。それから3つ目といたしまして、DXを実現するための環境整備といたしまして、誰もがデジタル社会に取り残されることなく、より一層の豊かな生活を送ることができるよう環境整備を進めるということとしております。

この3つの方針の下、生産性の向上を図り、伊豆市の付加価値を今後高めてまいりたいと考えております。

それから、ＣＩＯはどなたかという御質問でございますが、国が作成いたしました自治体DX推進計画に、ＣＩＯは、庁内マネジメントの中核として庁内全般を把握するとともに、部局間の調整に力を発揮することができるよう、副市長等であることが望ましいと記載されております。したがって、当市のDX推進計画におきましても、副市長をＣＩＯとしてDXを推進していくことといたしまして、ＣＩＯを補佐するアドバイザー的な役割として、外部からＣＩＯ補佐官を任命する予定でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 外部からＣＩＯ補佐官を任命するという予定みたいですが、この方はどちらからいらっしゃいますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） まずは、国のサポートといいますか、この取組に当たっての制度を利用いたしまして、国からまず人的な派遣を受けたいと考えております。その取組の中で伊豆市として必要な人材、専門的な分野の方を見つけ出すといいますか、ある程度絞り込みを行いまして、その場合には改めて国からなのか、また民間からなのかというのを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 次にいきます。

⑤ですけれども、デジタル社会の実現に向け、原則全ての自治体が2025年までに、標準化基準に適合した基幹業務システムへ移行する統一・標準化を目指すとしています。住民基本台帳や固定資産税、国民健康保険、戸籍など20業務が対象とされています。

②の設問にもありましたけれども、IT化の遅れと関連してこの基幹業務システムの導入の課題はありますか。ある場合の課題解決としてはどのようなことが考えられるか、伺います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 本当に急いでほしいです。去年、一時期、幹事長された甘利明先生が沼津においでになって、国として国家的なプラットフォームつくるとおっしゃったのは多分三、四年前だったと思うんです。そのときお話しされたのは、国内のあるところのタクシーのネットワーク、どこにどの車がいてどこに向かっているというのは全部その情報は北京で掌握されているというような話も例示されたわけです。そこから期待したんですが、現状、私が期待した速度では進んでいないと思っています。

フラッシュメモリーも半導体もかつては日本は世界最先端の国だったのに、結局使い方が何もできないままここまで来てしまっていて、顕著な進捗が見られない。これ先ほどの繰り返しになりますけれども、全く一番大事な情報共有が許されていないんです。

私も確定申告やりましたけれども、全部自分が報告している、つまり行政は知っているわけです。行政は知っているけれども、その行政が国と県と市と分かれていて、それぞれに情報共有してはならないという法律が全く変わらないので、動かないわけです。これを早く変えてもらわないと幾らシステムだけつくっても、結果的には市民の皆さんは窓口に来なければいけない、窓口に来たら書かなければいけない、書いたら印鑑は最近減ってきましたけれども、手続が変わらないままプラットフォームが幾らできてでもまた同じことの繰り返しになっていることを恐れていて、何としても情報の扱い方というものを抜本的に見直していただく、これなしには何も変わらないと大変危惧をしています。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） ここで私がお訪ねしたのは、②のIT化の遅れというのは要するにマンパワーが不足しているんじゃないかなということで、そのところを市として人材育成であるとかそういった部分をどういうふうに考えて、これに2025年の問題に対して取り組んでいきますかという質問なんです。市長、お答え願えますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 問題の本質は、やっぱり私は実はマンパワーの不足ではないと思っています。ただ、新しい技術ですから、先ほど総合政策部長からありましたようにこの世界に精

通した人は1人なのか2人なのか分かりませんが、人材として必要だと思いますが、この問題の本質的なところはやはり地方自治体においては人材不足とはちょっと別なところにあるのではないかと考えています。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 次にいきます。

⑥ですけれども、2050年のカーボンゼロの関係ですけれども、太陽光発電システムの普及が進んだためとの回答をいただきました。市内の設置件数は一般住宅で何件の設置が済んだんですか。それは伊豆市全世帯の何%ですか、お答え願います。

それから、住民からは生活環境や安全の問題から、太陽光発電設備の整備に当たって法令等により一定の制限がかかることが期待されております。伊豆市では、太陽光発電の利用と調和を進めていく上で何か対応策を考えているか、お尋ねをいたします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（加藤博永君） お答えいたします。

市内の設置件数でございますが、平成22年度から令和2年度の12年間で425件でございます。伊豆市の全世帯数でございますが、これについては一般住宅だけでなく、集合住宅などの数も含まれておりますが、全体で令和3年4月1日現在、1万3,372件でございます。設置の割合でございますが、3.2%となります。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 私からは、太陽光発電の利用と調和の市の対応策についてお答えします。

市では、今後とも脱炭素に向けた取組を推進していく考えですが、大規模な太陽光発電施設などについては森林伐採による景観の阻害、土砂災害の発生、動植物の生息環境への影響が懸念されるとともに、周辺住民への事業に関する説明不足により地域住民や関係者とのトラブルが発生しています。

このような問題に関しては、個別の法令等による改正を見据えて対応していくとともに、国・県と連携し、対応策を考えてまいります。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 本年4月に施行が予定されている改正温暖化対策法は、2050年の脱炭素社会実現を明記し、通過点となる2030年の温室効果ガスの排出を2013年度比50%減とする中期目標も定めています。

2050年ゼロカーボンシティ宣言は、本年1月末現在、全国で534の自治体に上ります。最

近では、三島市がゼロカーボンシティ宣言をすることが明らかになりました。県内23市のうち15市が宣言都市となります。

昨年9月の定例会でも宣言について質問をいたしました。市長の答弁として、伊豆市としてはチャレンジングな事業をさせるだけの職員のマンパワーが足りない、新たな体制に移行し、総合的・網羅的な地球温暖化対策、SDGs構想を構築してまいりますとの答弁をいただきましたが、伊豆市としてはいつ頃までに宣言を発するお考えをお持ちなのか、お尋ねをいたします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほどはITのところ、DXのところでは職員の人材の問題ではないと申し上げたんですが、このように新しい課題に直面すると、今の伊豆市の組織で言えば企画財政課もしくは地域づくり課、やはりここのマンパワーは欲しいなと思うことはございます。

その上で、私がこれまで宣言を発していないのは、具体策のない気持ちだけの表明はとりあえずあまり意味がないかなという判断できたんですが、しかし大きな課題ですからどこかの段階でと思っています。

そこでせっかくいただいた御質問ですので、1例を申し上げますが、これまで8か所でしょうか、できている地域づくり協議会等と連携させていただけないだろうか。さっき議員から御指摘ありましたけれども、どう考えても我々の1万3,000世帯ある屋根の上は防災上の問題ありませんし、景観上の問題もないでしょうし、何も国立公園の山を削って太陽光を張るくらいなら、みんなで協力して屋根に張りませんかのほうがよほど合理的だと思うんですが、そこを行政が一方的にやるのではなくて、地域の皆さんに入っていて、地域一定の固まりの中でやろうぜという動きができないかなというようなことを含めて、いずれかの時点で、市長としての行政の責任者としての考え方は整理をさせていただきたいと考えています。

○議長（小長谷順二君） 市民部長。

○市民部長（加藤博永君） ゼロカーボンシティの宣言についてでございますが、昨年9月の定例会で御質問いただき、脱炭素に向けた取組施策の検討を重ねた上で宣言の発令に向け前向きに取り組む旨の答弁をさせていただいております。

この宣言につきましては、環境省に問合せを行いました。宣言をするためにはしっかりとした施策を持って宣言をする必要があるとのことでしたので、来年度策定いたします地球温暖化対策実行計画の見直しの中で脱炭素に向けた取組施策を検討した上で決定していく考えでございます。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 7番目のことですがけれども、男女共同参画社会基本法が平成11年6月23日に公布、施行されてから23年がたっています。我が国では、今までジェンダーギャップの解消が進んでいません。他の国と比べてスピード感が足りないと言われております。

職員の声を傾聴し、ジェンダーギャップの解消に伊豆市ではスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

次に移ります。

G I G Aスクール構想についてです。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） おはようございます。

それでは、G I G Aスクール構想事業についてお答えします。

G I G Aスクール構想事業は、事業のスタート時から各自治体の維持管理や学校への支援に係る負担増が懸念されておりました。しかし、国に対して各方面からの要望活動をいただき、令和3年12月末に補助要綱が改正され、端末の買換え、それから学校への支援などについて補助制度が拡充されました。

今年度はG I G Aスクール事業を進める上で、まず1人1台配置した端末を授業でしっかりと活用することを最初の目的として、機器のトラブルのサポートや支援スタッフを配置しながら取り組んでまいりました。結果として、教員も各教科の授業での活用に取り組、端末を活用した授業も多くなり、子供たちも上手に使いこなせるようになりました。

さらなる活用に向けて、活用の好事例などを共有して試行錯誤を重ねながら取り組んでまいりたい、そのように考えております。

詳細については、教育部長に答弁させます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） それでは、私から御質問の詳細についてお答えいたします。

まず、①の令和4年度の文部科学省の補助制度についてですが、機器の買換え等の更新の費用が加えられたほか、G I G Aスクール専門のICT技術者の配置のための費用や機器のトラブルや、教員の業務支援に関するG I G Aスクール運営支援センターの整備に係る費用など、補助制度が予定されております。

②の顕在化した課題等についてですが、端末を授業で活用する上での運用上の課題として、当初は先生により活用の頻度の差が出ることを心配しておりましたが、業者のサポートや市で配置する情報支援員のサポートによりほぼ全ての先生が授業で活用しております。

また、子供たちが端末の操作に慣れたことは大きなステップですので、今後は対面での授業とICTの活用とのバランスのよい教育を進め、子供たちの創造性や力を引き出す取組が

課題でもあり、次の目標でもあります。

3の学校のICT化を支えるGIGAスクール運営支援センター等のサポート体制についてですが、各学校での運用のサポート体制としては、導入機器の基本操作やトラブル対応と、ちょっとした使い方についても相談できる体制が初期の操作上の不安材料を軽減する上で大切であると考え、機器の基本操作やトラブル時の対応については業者委託によるサポート体制を取り、市として配置している情報支援員を中心にきめ細かな相談等の対応を行っております。

また、国の補助制度に加えられたGIGAスクール運営支援センターの機能については、広域的な取組や今後のサポート機能の拡充の必要性と併せて検討してまいりたいと考えております。

④の1人1台端末の年度更新の考え方ですが、児童生徒が現在使っている端末はその学校を卒業するまで持ち上げ使用していただきます。学年の更新など多少の設定の変更は必要ですが、使い慣れている端末を卒業まで使います。

新入学生は小学校では卒業した6年生の、中学校では3年生のものを使うようになります。以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） ①ですけれども、文科省の予算案は国の予算に関することですので、改めての質問は差し控えたいと思います。

先ほど機器の更新費用が補助対象になるとの説明がありましたが、昨年度の機器導入の際も補助金制度を活用しながらも、相当額の一般財源が必要となりました。GIGAスクールを安定的に進めるために市としてどのような対応を考えているのか、お尋ねをいたします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 令和2年度の機器導入には導入ソフトを含め約1億1,000万円かかり、補助制度を活用しても特別に財源として充てた臨時交付金を除いて考えますと、導入時の一般財源は6,000万円ほど必要でございました。

次の機器更新時には、新品の機器に更新する方法だけではなく、OSやソフトを最新のものに入れ替えるといった方法も検討するほか、基金の積立ても含め、財政当局と調整を行っております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） ②に移ります。

ハード面では機器等の整備で解決できると思いますけれども、ソフト、言わばマンパワーというのは習熟度を上げていかないと解決ができないとされています。デジタル庁、総務

省、文科省、経産省の合同調査で、2021年9月に報告された自治体、学校や家庭における課題は、おおむね解決されていると判断されているようです。

その上で、市内の小中学校への業者のサポートや支援員の方々の人的・時間的サポートはどのような体制になっているのかをお尋ねいたします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 各学校への支援の内容ですが、まず業者のサポートは各学校を月に2回程度訪問し、基本的な操作だけでなく、授業支援や教材作成支援等を行っております。

また、市で配置する情報支援員は半日単位で各学校を巡回し、ICT機器の操作支援だけではなく、生徒の出欠管理や成績管理を行う校務支援サポートも実施しております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） ③の件は分かりました。ありがとうございます。

次に移ります。

④ですけれども、令和2年度に、市内の全ての学校に2 in 1のパソコンを導入いたしました。導入端末はグーグルのクロームOSを搭載したクロームブック端末のようです。

2011年の日本国内におけるパソコンOSシェアは、デスクトップ及びノートブックでも、マイクロソフトが提供しているオペレーティングシステムのウインドウズOSが圧倒的なシェアを占めています。クロームOSはこの時点では数%に過ぎませんでした。

役所ですとか一般企業の業務用のOSはウインドウズOSが今後も継続して採用されるものと思われませんが、どのような理由をもって今回クロームブックを選定したのか、お尋ねいたします。

なお、先ほどの顕在化した課題の答弁で、子供たちの創造性や力を引き出すことが課題でもあり、目標でもあるとの説明がありましたが、具体的にはどのような取組を行っていく予定なのか、御父兄の皆様にも理解できるような説明をお願いいたします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） まず、クロームブックを選定した理由でございますが、クロームブックはデータをクラウド上で管理することができますので、動作が軽く、セキュリティー上の不安やトラブルが少ないということで、運用する上での優位性があると考えました。また、価格が安いということもポイントの一つでございました。これらを総合的に判断し、導入時に機器選定をいたしました。

次に、子供たちの創造力や力を引き出すための具体的な取組でございますが、各学校の先生方で組織いたします情報教育委員会というものがございまして、この委員会や校長会等に

において段階的な取組の目標設定ですとか、あるいはICTを活用した授業の好事例の共有などを通してそれぞれの授業においても工夫を重ね、子供たちの創造性や力を引き出すという目標に向けた活用を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

○7番（杉山武司君） これで終わります。

○議長（小長谷順二君） これで杉山武司議員の質問を終わります。

ここで、35分まで約13分間、休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時34分

○議長（小長谷順二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◇ 黒 須 淳 美 君

○議長（小長谷順二君） 次に、5番、黒須淳美議員。

〔5番 黒須淳美君登壇〕

○5番（黒須淳美君） 5番、黒須淳美です。

通告に従い、一般質問を行います。3件あります。

1、新ごみ処理施設稼働と4月施行予定の「プラスチック資源循環促進法」について、答弁を市長に求めます。

今現在、伊豆市で進んでいる大型事業の一つである新ごみ処理施設は、来年1月、稼働開始予定で、今年8月にはいよいよ試運転が始まります。この施設の稼働年数は30年を予定しており、今まさに真新しい施設を使うことになる私たちは、その維持管理についても責任を持って取り組んでいくことが大事だと考えられます。

50年前、生ごみはそのまま埋め立てられ、「ごみ戦争」という言葉までありましたが、今では燃えるごみは日本においては、全量焼却が主流となりました。また、ごみを資源と考え再利用することで、絶対量も減少傾向にあるそうです。

主な資源ごみであるプラスチックごみについて、政府はこの4月からプラスチック資源循環促進法を施行し、市区町村に対しては一括回収を努力義務とするなどの内容となっているようです。そこで、これを受けて新しい施設運用に当たり、伊豆市ではどのように取り組む計画か、次の点について質問します。

1、具体的にどのような法律と受け止めていますか。

2、取組に当たり、負担増など課題となることは何ですか。

3、伊豆の国市との共用になりますが、資源ごみの扱いについてはどのようになりますか。

4、新ごみ処理施設から排出される焼却灰も埋立てだけでなく、セメントやスラグなどの材料に再利用する計画はありますか。

件名2、「心のバリアフリー」を目指して伊豆市に「やさしい日本語」を広めませんか。答弁を市長に求めます。

静岡県も普及に努めているやさしい日本語という取組があります。これは外国人にも理解しやすいよう簡単にした日本語のことで、1995年の阪神・淡路大震災では多くの外国人も被災し、その中には日本語も英語も十分に理解できず、必要な情報を得られない人たちもいました。そうした人たちが災害発生時に適切な行動を取れるようにと考え出されたのがやさしい日本語の始まりと聞いています。

東京都では、東京2020大会のレガシーとして多文化共生社会の実現を取り上げ、やさしい日本語を観光や情報発信のツールとして紹介しています。

伊豆市においては、コロナ禍前には国内のみならず、海外からも多くの方が訪れていました。基盤産業である観光やスポーツ、レジャー、ワーケーションを含め、これから伊豆市を訪れる人たちにとって伊豆の美しい自然や観光施設ももちろんですが、それ以上に地元住民との交流が心を動かされる体験になるのではないのでしょうか。

私は、昨年のオリンピック・パラリンピックで修善寺駅でボランティアを経験しました。その際、ボランティア仲間での合い言葉が「目で笑顔を伝えよう」でした。また、このボランティアに参加するに当たり受講した研修会で、来訪者への情報提供は短く分かりやすい言葉でなどのアドバイスがあり、とても役立ったことを覚えています。相手に配慮した優しい言葉かけの大切さ、これがやさしい日本語の活用を考えるきっかけともなりました。

やさしい日本語は外国人だけでなく、私たちが日常生活を送る上で、例えば教育現場や高齢の方、障害のある方ともお互いを認め合い、対等な関係を築きながら共に生活していく上でのツールとして活用すべきではないかと思います。

伊豆市は昨年7月、オリンピック・パラリンピック開催を前に、市職員を対象にやさしい日本語研修を行ったと聞いています。このやさしい日本語が今後どのように市民サービスに生かされていくか。例えば窓口業務での対応や行政文書、あるいは情報メールを分かりやすく簡潔にするなど現況を含め、次のことについて質問します。

- 1、昨年の職員研修実施の経緯、意図、内容について。
- 2、やさしい日本語は現状どのように活用されていますか。
- 3、問題点・課題などありますか。
- 4、やさしい日本語の今後の活用について、運用計画はありますか。
- 5、市民向けのやさしい日本語講座開催などの検討はありますか。

3件目です。

伊東修善寺線道路拡幅工事について、答弁を市長に求めます。

去る1月22日に、修善寺中学校体育館で予定されていたタウンミーティングがコロナ

禍の影響で延期となりました。このタウンミーティングでは、ぜひとも伊東修善寺線拡幅工事の件について質問したかったという近隣住民の声を聞いています。

伊東修善寺線は伊豆市民の主幹道路の一つでもあり、県内外からの車も多く、修善寺駅に入る右折車線や修善寺橋にかけては慢性的な渋滞を起こしています。また、修善寺駅に入るための2つの交差点では、信号機の間隔が短いなどで事故が起きやすい箇所とも聞いています。

もともと修善寺駅周辺は古くからの商店街であり、店舗兼住宅が多く、拡幅による土地の提供、そのための代替地への移転など関連する住民の生活に直接大きな影響が出るものもあり、この事業では行政と住民との意思疎通、これが円滑に行われることがとても重要であると考えます。

昨年10月に策定された第2次伊豆市総合計画を見ますと、修善寺駅周辺の「将来市民と共有したいありたい姿」という項目で、伊豆市の玄関口としてよいイメージを持たれ、市民と観光客が交流し、にぎわいにあふれる場、交差点改良などにより、駅周辺の交通渋滞が緩和しているなどが挙げられています。この総合計画と重ね見たとき、伊東修善寺線拡幅工事は、駅前住民のみならず、伊豆市全体の発展につながる重要な事業であると捉えることができると思います。

つきましては、今後の展開、目標、そのための計画など市長の考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（小長谷順二君） ただいまの黒須淳美議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） プラスチックごみを適切に処理することは大賛成で、実効性のある施策にしていければと思っています。おとといも1時間半ほど自転車で走ったんですけども、相変わらずすごいごみで、買物籠は1時間もせずに拾ったごみでいっぱいになってしまいます。それから、今、天城湯ヶ島方面の方はお気づきでしょうか、宮田橋の上流側、河川敷の木を切り始めていて、大量のプラごみが落ちているんです。あれみんな海に行くわけです。したがって、しっかり市民の皆さんには苦労をおかけしますが、分別して再処理していただくとともに、再利用できないものは焼却をしてでも海には流さない、そういったことが必要だと思っています。

伊豆市で今計画しております焼却による処理も全国市長会を通じて、これも一つの施策としてしっかり国は取り扱ってくれということ強く申し上げているところであって、全体として適切にプラスチックごみは処理されるように強く志を持っていたいと考えています。

個々の御質問については、市民部長に答弁させます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、市民部長。

○市民部長（加藤博永君） それでは、お答えさせていただきます。

①でございます。

プラスチック資源循環促進法につきましては、近年、海洋プラスチックごみ問題が深刻化するとともに、諸外国が廃プラスチックの輸入規制を強化したことへの対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環促進の重要性が高まっていることなどが背景となっております。これに対応しまして包括的な資源循環体制を強化する必要があることから、プラスチック廃棄物の排出抑制、製造事業者に対する再資源化に資する環境配慮計画、市区町村においては分別収集や再資源化を促進するため、本年4月から施行されます。

本市におきましても、海洋プラスチックごみや気候変動など地球規模の問題への対応のため、プラスチックの資源循環に積極的に取り組んでいかなければならないと認識しております。

②でございます。

大都市では、一般的にはプラスチック製品は燃えるごみとして分別され焼却処理されていますが、本市の場合、既にプラスチック製品は分別して収集しております。現在の計画では、プラスチック製品は分別方法を変えずに新ごみ焼却施設で焼却し、その焼却熱で発電を行い、内部利用及び売電をする計画です。

新法施行後、プラスチック製品の中で再生利用できるものについては、容器包装リサイクル法ルートで再商品化が可能となります。本市は既に金属を含まない形でプラスチック製品の収集をしておりますので、おおむね今の分別方法で対応可能と考えていることから、負担増にはならないと見ています。しかしながら、法律に従うことから、現在の分別に若干の変更が生じる可能性は考えられます。

③でございます。

資源ごみの取扱いですが、新ごみ処理施設と同様に伊豆の国市と共同整備または共同利用について検討を行いました。共同整備の場合、事業費負担の面では2市で負担することから、それぞれの負担は少なくなります。しかしながら、施設を1か所にした場合にも中継施設等受入れ施設が新たに必要になることから、別々で処理をすることといたしました。

④です。

現在の焼却灰の処理方法ですが、伊豆市清掃センター分は柿木最終処分場で埋立て処分し、土肥戸田衛生センターの伊豆市分は群馬県草津町にあります民間業者の最終処分場で埋立て処分をしております。

新ごみ処理施設稼働後は、新施設から排出される焼却灰及びばいじんについては2市のごみ排出量で案分し、それぞれにおいて処理することとなっております。本市の計画は引き続き柿木最終処分場と民間業者の最終処分場での埋立てを継続していきますが、セメントやスラグなどへの再資源化及び災害時のリスク分散を図るため、再資源化施設での処理についても検討しているところでございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） ①です。

プラスチック資源循環促進法という法律は、2年前の7月にレジ袋が有料化されました。その第2弾というふうに、さらに踏み込んだ内容になっているというふうに認識しています。プラスチックを規制するのではなく、作る人、そして使う人がそれぞれの立場においてプラスチックを資源として循環させる取組、これを促進させるための法律というふうに理解しました。

次へ②へ移ります。

この法律によつての取組の負担なんですけれども、これに伴い市民の皆さん、特に高齢の方や生活に支援の必要な方など、この方たちへの負担が増えるのではないかとというふうに思いましたが、伊豆市のほうは、現在の計画では新ごみ処理施設稼働後も分別方法は変えずに収集するというを確認できました。改めて伊豆市の取組の方向性と、それから市民の皆さんの長年の協力のたまものではないかと実感しました。

ただ、今後、分別方法に若干の変更が生じる可能性があるとのことでしたので、やはり市民の皆さんへの分かりやすい働きかけ、これも必要かと思われませんが、どのような方法を考えているのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（加藤博永君） 先ほど申し上げましたとおり、市民の皆様には分別方法の若干の変更が生じ、御協力をいただくことがあると考えられますので、それらを反映しスムーズに移行ができるよう来年度新規にごみの出し方便利帳を作成し、各戸に配布する予定です。また、広報紙やホームページ等への掲載など様々な方法で周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） 来年度には、ごみの出し方便利帳を新規に作成するとのことですので、その内容に期待したいと思います。

そこで、1つ例なんですけれども、近隣の沼津市では、この3月1日に15年ぶりにリニューアルしたものを全戸配布したそうです。その際に今までの「ごみの出し方便利帳」というタイトルを「ごみの分別・減量ガイドブック」というふうに刷新し、副題に「ごみの達人ぬまづ分別隊エコロンジャー」というふうにあります。子供たちになじみのあるイラストで、目を引くものになっています。手に取った市民へのインパクトもそうなんですけれども、その内容はごみの減量について考えてもらうような工夫が見られて、職員の皆さんの熱意が伝

わってきます。

循環型社会が叫ばれる今、伊豆市の取組がほかの市町からも注目されるようなそんな冊子になることをお願いしたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁求めますか。

○5番（黒須淳美君） はい。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（加藤博永君） おっしゃるとおり、ごみの出し方便利帳については分かりやすい方法で作成をして、逆に小学校、小さい子にも分かるような形で改定をしていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） 先ほどのプラスチック製品の再利用についてなんですけれども、先ほどの答弁の中で、再生利用できるものについては容器包装リサイクル法ルートで再商品化が可能とのことでしたが、伊豆市では今後どのように進めていくことになるのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（加藤博永君） 再商品化の方法について現在検討中でございますが、国が示します容器包装リサイクル法ルートを活用した再商品化を行うことが一番の近道と考えております。現在、容器やビニール袋など容器包装として分別収集したものを公益財団法人日本容器包装リサイクル協会にて再資源化を行っておりますが、これに併せて同じルートで同様の再資源化を行うものです。

今後ですが、国から詳細が示された後、プラスチックの再商品化に向けて検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） そうしますと、まだ実施の時期までもう少し時間がかかりそうですね、これから計画もしっかりと立てて、最善の方法で市民の皆様にも分かりやすく迅速に対応できるような準備をお願いしたいと思います。

次へ移ります。

③番の伊豆の国市との共用になることで、資源ごみについて中継施設などを新たに建設するよりも、それぞれの市単独で整備、運営することが最善ということは分かりました。

それでは、今現在、柏久保ですけれども、新しいリサイクルセンターを造ること、その計

画が進められています。この新しいリサイクルセンターについて、プラスチック資源循環促進法がこれが施行されることによる新たな課題とか、その対応の状況についてはどうでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（加藤博永君） 新リサイクルセンターでは、中間処理施設整備は金属処理施設の設置のみで、容器包装やプラスチック製品の減容処理、圧縮して体積を減らす処理でございますが、これについては現状どおり業者委託いたします。

減容処理後、容器包装リサイクル協会に輸送しますので、プラスチック製品及び容器包装における中間処理施設は設置せず、持込みごみのストックヤードを整備いたします。このため、新法施行に伴う新リサイクルセンターへの影響は特段ないと思われまますので、整備も計画どおり進めていく予定です。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） この新しい法律なんですけれども、対応しているということ、そして新リサイクルセンターの計画によりますと、市民が持ち込むごみのストックヤードなどの整備も持ち込む方たちの安全への配慮ということがされていることが分かりました。今後も計画的にこの整備を進めていただきたいと思います。

次、④に移ります。

焼却灰のことですけれども、災害時のリスク分散を図るための方策として再資源化施設での処理も検討中ということですが、これはどのようなことなんでしょうか、具体的に教えてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（加藤博永君） 現在市内で唯一の灰の最終処分場であります柿木最終処分場を災害時、外部に灰を搬出することができないときへの備えとして、通常時の搬入量を減らすことにより延命化を図ること。また柿木への搬入ができなくなった場合、災害に影響のない地域の受入先を幾つか確保しておくことでリスクの分散を図るということでございます。その受入先の一つとして、セメントやスラグへの再資源化施設についても検討をしております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） 焼却灰の再資源化施設への搬出を検討されているということでしたので、その上でさらに今後はセメントやスラグの積極的な再利用についても検討していただけ

たらと思います。答弁をお願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（加藤博永君） セメントやスラグを再利用することによって、リサイクル推進することができますので、その方向を考えて進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） 最後になりますが、今回の一般質問で、伊豆市は市民の皆さんが協力的に早い段階から細かい分別に取り組んでいただいていることを実感いたしました。また、このことによって、新しく施行されるプラスチック資源循環促進法にもスムーズに対応できているということも分かりました。

令和4年度は新ごみ処理施設の稼働開始や新リサイクルセンターの整備などが進みます。これからも循環型社会、そしてSDGsの目標、これらを意識した発信を積極的にしていただけたらとお願いして終わります。

○議長（小長谷順二君） 続いて、心のバリアフリーについて答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） このやさしい外国語というのは、私も自分で経験がありますので、物すごく大切なことだと思っています。すみません、私事なんですけれども、最初にケルン近郊に留学したときに、家主の奥様、今でも覚えているジーモン夫人は英語も日本語もできないんですが、彼女の話すドイツ語は我々日本人には全部分かるんです。我々の下手くそなドイツ語も、ジーモン夫人は全部理解されるんです。御主人は駄目なんです、御主人のケルンなまりのドイツ語は我々には全く分からない。

その経験があるものですから、やっぱり外国人に対して相手に分かる日本語を話すというのが技術的に必要なんだけど、難しいんだけど、どんなに役に立つかというのを自分が経験してきましたから、日本に来られる外国人はやはり日本が好きでいらっしやるでしょうから、向こうの言葉を無理やり我々が勉強するよりも、やはり相手に分かりやすい日本語を私たちのほうである程度話してあげることの大切さというのは痛感しております。

産業部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、①研修の経緯ですが、静岡県が主催しましたやさしい日本語研修会に職員が参加したことをきっかけに、東京2020大会の自転車競技開催地で多くの来訪者をお迎えする自治体の職員として、やさしい日本語でのコミュニケーションを学ぶこと、東京2020大会のコンセプトである「多様性と調和」への理解を深めること、定住外国人、障害をお持ちの方、また

子供から高齢者まで幅広い層への市民サービスの向上を図ることが重要であると考え、実施をいたしました。

研修の内容でございますが、やさしい日本語の使用が広がっていること、長文は箇条書きにすること、二重否定を使わないこと、相手の話は笑顔で落ち着いて聞くなど書き言葉、話し言葉での工夫点などを学ぶものでした。

次に、②です。

東京2020オリンピック大会の本番で、修善寺駅やその周辺で従事した職員は観戦客への御案内、声かけ、説明の際にやさしい日本語の使用を意識したおもてなしを実践することができたこと、また日常の業務においても、広報紙や市民向けの案内文書の作成、窓口、電話等の対応に役立っていると考えております。

③研修に参加した職員は、やさしい日本語を使うことの重要性を理解、実践できているものの、東京2020大会をきっかけとした研修であったことから参加した職員に限られ、まだまだ市が作成する市民向けの案内、説明文書などやさしい日本語が全庁的に徹底されている状態になっていないことが課題と考えております。

④、⑤は一括してお答えをさせていただきます。

④のやさしい日本語の活用についての運用計画や⑤の市民向け講座については、現在、具体的なものはございません。

しかしながら、議員お話のとおり、やさしい日本語の活用は伊豆市にお住いの外国人はもちろん、コロナ収束後に訪れていただけるであろう多くの外国人観光客にとっても、また市民の皆様が日常生活や地域活動などを送る上でも大変重要なツールであり、やさしい日本語によって、市民も訪れる外国人も一人一人がお互いを認め合いながら暮らすことのできる多文化共生社会の実現や、また観光振興にも寄与するものと考えております。

こうした認識に立った上で、やさしい日本語を市全体で活用していくためにはその活用方針や運用計画を策定することが肝要であり、やさしい日本語の意義を理解し実践していくための市職員の意識づけや市民講座の開催も含めて、まずは関係部局と連携しながらやさしい日本語活用に関する勉強会を市内に立ち上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） それでは、再質問ありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） ①の研修を行った経緯、意図、内容については分かりました。

私も昨年2月なんですけれども、行われたオンライン研修に参加しました。やっぱりこのときにも、相手に正確に伝えるには文を短く分けたり、曖昧な表現は使わないなどちょっとした工夫について紹介されていたので、本当に役に立つものだなというふうに思った記憶があります。

次に、②の市内でどのように活用されているかなんですけれども、実際に東京2020大会の

本番で、観戦客の対応をされた職員の方たちがやさしい日本語の有用性を実感されたということは、本当によかったことだと思います。

その後の活用状況についてなんですけれども、日常の業務においても役立っていると考えられるという答弁でした。これは実際にはどのような変化が具体的に見られたのか、その運用事例などがありましたら教えてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 具体的なというものは、私どもがこの研修に参加した職員からの聞き取りといいますか、感想という中で把握したもので、不得意な英語を使うよりやさしい日本語で話したほうが伝わったであるとか、伝えるという気持ちが大切と感じたというようなそういった個人の意識の改革ができたのではないかと。それが日常業務において、行政文書であるとか、窓口対応であるとか、そういったものに生かされているのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） そうしますと、なかなか具体的に目で見えるような形で現れてくるということは難しい分野というか、そんなふうに感じます。

ただ、職員の方たちがそれぞれ意識をしていくことで、窓口業務とかそういうことに関しても印象が変わってくるというふうなことになって、現れてくるかと思えます。2番と3番を含めての現状についての状況とか、それから問題点・課題などについては部長の今までの答弁で分かりました。

これからの運用の計画なんですけれども、④になります。

今、部長からの答弁で、勉強会を立ち上げていただけるとのことでした。これに関しまして、具体的に時期とか内容など来年度になると思うんですけれども、どのようなことか、今分かることがありましたら教えていただきたいと思えます。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 今現在、どういう体制でというところまでの具体的なものは決まっておられません。ただし、私ども今考えているのは、まさに議員からお話しいただいたとおり、きっかけとしては東京2020大会、これをレガシーとして伝えていくという私ども産業部、また訪れる外国人観光客をお迎えするという点からも産業部であるとか、国際交流を担っている総合政策部、また職員の意識づけという意味では研修ということも含めて総務部、また窓口を主につかさどっている市民部、こういった関係部局横横断的に勉強会を立ち上げていくべきではないかなというふうに現時点では考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） ありがとうございます。

私から1つ、富士宮市の例なんですけれども、2020年10月から、職員研修で市役所なんですけれども、取り組んでいたそうです。内容としては、12の部署から有志の職員12名が参加して、昨年2月、このときに成果報告会を開いたそうです。実際にそこでは改善を図った資料などについて報告もされていたそうです。実際に各部署でそれが職員に共有されて、実施されているというようなことらしいです。

取組方はいろいろ考えられると思うんですけれども、先ほど部長がおっしゃった勉強会の動きと並行して、例えばですけれども、市役所内にやさしい日本語に置き換えた言葉、この例を皆さんで共有できるよう掲示するなど、今すぐにでもできることから取組を進めていただけたらと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、総合政策部のほうでお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、やさしい日本語については取り入れていかなければならないと考えております。市の職員といたしましては、県が作成いたしましたやさしい日本語の手引というような資料がございますので、まずはそれを職員に掲示板とかグループウェア等を通じて読んでもらうと。やさしい日本語はどのようなものかというものをまずは理解するところから始めたいと考えております。その中からやさしい日本語の取組としてできるものを挙げて、まずは小さいところから始めさせていただきたいと考えております。

やさしい日本語を職員が意識を持って使っていく、広げていくということで優しい伊豆市を目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） ありがとうございます。

少しずつ始めていただけたらというふうに思います。

これは職員の皆さんへの研修についてなんですけれども、今からでは予算の関係とかもあって難しいかもしれませんが、来年度中に行うということは可能でしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） やさしい日本語についての研修につきましては、先ほど私のほうから申しあげました県のやさしい日本語の手引と資料がございますので、予算がない中

でも取組はできると思いますので、そこは前向きにぜひ実施する形で検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） 前向きに全庁一丸となって取り組んでいただけるというふうな答弁というふうに理解しました。

それでは、次、5番に移ります。

市民向け講座の開催について、これは昨年9月の私の一般質問への答弁の中で、研修について産業部長より、今後市民を対象に開催できるよう総合政策部と連携して検討していくとの答弁をいただいています。これはその確認のための質問になりますので、先ほど部長からも答弁いただきましたが、もう一度すみません、よろしく申し上げます。答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 先ほど5番のお答えとしてさせていただいたとおり、やさしい日本語研修を推進していくためには、まず全体の計画とか方針というのをしっかりとつくらなければ講座だけやっても、その目的等をしっかりと市民の皆様にお伝えしなければならないということで、私どもとしては先ほど総合政策部長が答弁したとおり、これは非常に大事なツールであるということは認識しておりますので、その中で市民の皆様はどういうふうなやり方で講座を開催していくべきなのか、ただ日時と場所を決めてやるということではなくて、やはりまずは私ども職員がその意識づけといいますか、やさしい日本語を活用することの意識を持った上でどういった形で市民の皆様これをお伝えしていくかということは、先ほど言いました勉強会等でも検討しながら実施の検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

○5番（黒須淳美君） 終わります。

○議長（小長谷順二君） そうしたら、次の伊東修善寺線の道路拡幅について答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 県道伊東修善寺線、駅前交番からこちらの国道の市役所入口まで僅かな短い距離の中に5つも信号機があるわけです。したがって、ここはまずは地権者の皆さんと地元の皆さんの同意が必要ですから、そこを対象に説明をしておりますけれども、市民全体に対する極めて広域性の高い事業だと思っています。

そこで、この機会に私から1つ申し上げたいのは財源なんです。どんなに必要などんなに

大切な事業でも、やはり財源は必要です。これからの我々地元、受益者としての財源確保についてぜひ議会の皆さんと一緒に考えていきたいと思っていますが、東京オリンピック・パラリンピックが決まって、江間の道路の改良が行われました。平面交差が今、高架になっているわけですが、たしか25億円ぐらいだったと思いますけれども、そのために修善寺道路と伊豆中央道路の収支を統合したわけです。そして、財源を生み出した。これから伊豆半島まだまだ幾らでも必要な道路ありますから、そのような財源をこれからやっぱり確保し続けなければいけないのではないかと考えているわけです。

昨日夕方、伊豆の国市のあるイベントに出て午後5時頃帰ってきたんですけど、平面交差がなくなりましたから、江間のほうは料金所だけのストレスになっているんですが、しかしやはり修善寺の料金所までずっと車が伊豆中央道、修善寺道路つながっていたんですが、日曜日の午後5時ですから、市民の方はほとんどいないと思うんです。ほとんどが観光のお客様だったと思うんですが、それも含めて全部無料化して、全部開放して、私たちのインフラ整備に必要な財源を本当に放棄していいのだろうか。市民の受益とそれから財政の確保というバランスで、どんな手法がほかにないのかということぜひ議会の皆さんとも考え始めるきっかけにしたいと考えております。

この事業の内容については、建設部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、建設部長。

○建設部長（山田博治君） 県道伊東修善寺線の道路管理者は県でありますので、市は整備を行う県に対し要望をすることになります。県に確認したところ、确实な整備の実施を図るため、事前に関係者の賛同を採択の基準の一つに設けていると伺いました。

それを受け、市は採択基準を満たすよう、要望前に関係者の意向を確認させていただきました。その結果、関係者に事業の理解を得たので、県に対し要望書を提出しましたところ、事業着手準備制度に採択との報告を県より受けております。

今後、事業化されていくものと思われますので、コロナ感染が鎮まり、タウンミーティングが開催できるようになりましたら住民の意見を伺い、県に届けていきたいと考えております。

目的としましては、議員お話しされました長年の懸案事項である渋滞解消と歩行者の安全対策、特に令和7年度新中学校開校に併せた通学路の整備を考えた計画となるよう、県にはお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） 伊東修善寺線から駅前区のほうへ道路が3本ほど市道が入っています。修善寺駅に入る道と、それから角にマルサン薬局、それから交番があるところ、この3本あります。県道が拡幅されるとなると、そこの市道のほうにも関わってくるかと思われるんで

すけれども、その市道に関しては伊豆市のほうではどのような構想を持っているのか、それをどのように県と協議していくのか、お答えできるようでしたら教えていただきたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） もちろん県道の改良を行いまして、今言われたように市道が3か所あります。もちろんそこはやっぱり県道の計画に併せまして市のほうもその交差点改良をどういう方向がいいのか、市民の意見を聞きながらやっぱり改善して、県といろいろなことを調整しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） 伊豆市の総合計画では、駅周辺の交通渋滞の緩和を挙げています。市民の安全のためにも根本的な解決策としては、その先にある修善寺橋も考えていかなければならないのかなんていうふうなそういう意見もたくさん聞かれています。これについては将来的にどのように取り扱うことになるのか、今お話しできることで結構ですので、伺いたいと思います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） もちろんやっぱり長年の修善寺橋の渋滞ということが非常に問題視されておりますけれども、まずは今ここの部分の200メートルぐらいのところの改良をして、そこを起爆剤で次をどうするかということと、あと財源の話とかそういうこともありますので、市としては管理者である県のほうといろいろなことを調整しながら最善な方向に向けて要望はしていきたいと思います。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

黒須議員。

○5番（黒須淳美君） これで最後になります。

伊豆市が専決処分で購入したマルサン薬局についてなんですけれども、その用途については今現在どのような状況なのか、伺います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） もともとマルサン薬局の土地、建物付で購入したのが県道拡幅工事の将来的な代替地に活用するというので、購入をしました。

現在、建物についてはまだ利用していないんですが、駐車場については近隣の方への貸付

けということで駐車場は使っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

○5番（黒須淳美君） これで終わります。

○議長（小長谷順二君） これで黒須淳美議員の質問を終了いたします。

#### ◇ 浅田藤二君

○議長（小長谷順二君） 次に、2番、浅田藤二議員。

〔2番 浅田藤二君登壇〕

○2番（浅田藤二君） 2番、浅田藤二です。

通告書に従い、一般質問させていただきます。

荒廃農地対策について、市長、教育長に伺います。

今年の米の買取り価格は大きく下落し、1俵当たり、コシヒカリ1等米1万1,520円、2等米が1万920円、3等米が9,900円でした。昨年と比較すると2,000円近く下落しています。ますます生産者は耕作意欲をなくし、荒廃農地化が加速すると予想されます。

1俵1万8,000円から2万円の買取り価格がなければ、肥料代やもみすり代、燃料代は払えません。機械の償却や人件費を考えずに、先祖や親が託してくれた農地を何とか次世代につなごうと頑張っている農家の皆さんに、政策で応えていかなければならないと考えています。

古来日本は、五穀豊穰を願い、米の収穫量の多さやたくさん米を持つことを豊かさの指標としてきました。今では余剰米があふれ、備蓄米や餌米に力を入れる国の政策が進んでいます。これは農産物の貿易の自由化と農業保護の削減を進め、農家の米、麦、トウモロコシなどの基礎食料を作る生産能力を減らし、アメリカ、カナダ、オーストラリアなどの少数の農業大国に依存する市場構造をつくってしまった結果です。

日本の食料自給率はカロリーベースで4割を切ってしまいました。コロナ禍の今、ひとたび食糧危機が起こり、農業大国が輸出を止めてしまえば、日本はひとたまりもありません。お金があっても食料が買えない時代がもうそこまで来ています。貿易自由化に歯止めをかけ、食料自給率を上げていく政策への転換が必要ですが、国レベルの話なので、もどかしさを強く感じています。

自動車などの輸出促進の譲歩の条件に日本の農業が犠牲になっていく現状を、消費者の皆様のお力をお借りして変えていきたいのです。人、環境、生き物に優しい経営を心がければ消費者が共感し、そこから生み出される農作物に高い金額を払っても納得し、消費者との強い絆がつけられ、中山間地域の小さな農業でも高収益を実現できるのです。

質問します。

お米が納得の値段で売れて、消費者に喜んでもらえれば生産者の耕作意欲も湧き、荒廃農

地解消につながります。それには米のブランド化を進める必要があります。

伊豆市は、寒暖差が大きく、天城山からのミネラルあふれる清流を使用したおいしいお米が取れます。ブランド米の最適地です。ブランド化を進めるため、DMOが営業販売を進めると同時に低農薬、無農薬などの一定条件を設け、それをクリアしたお米について買取りを行い、伊豆市独自のブランド米をつくるお考えはありますか。

2番、伊豆市またはDMOが一定の価格でお米を買取り、学校給食に伊豆市産のお米を使ったメニューを取り入れるお考えはありますか。

三島市では完全米飯給食化を実現しました。子供たちからはおいしいと評判がよく、残食率が大きく減少したそうです。保護者からはおやつ量が減り、スタミナがついたという感想が多く寄せられているそうです。

3番、修善寺温泉の旅館では、地元の安心・安全な食材確保のため、地元農家の皆様の大変な努力で作られたブランド米「桂流こしひかり」を一定の金額1俵2万円以上で買取り、宿泊客に地元の食材として紹介し提供しています。安心・安全な農作物を生産してくれる農家をみんなで支えることが、人の健康や観光地のブランド化の観点から長期に考えれば最も効率的ではないでしょうか。

こういった民間の活動を後押しし、伊豆市の農産物や生産物が市内で消費される市内地域経済循環システムの構築のお考えはありますか。

食育について。

「奇跡の食育」で知られる大塚貢元校長は、荒れに荒れていた学校に赴任し、生徒たちの食生活にその原因があると考えました。学校給食のメニューをパンからお米に変更し、魚や野菜についても安心・安全な地元食材を使うことにしました。様々な障害を乗り越え、奇跡の給食を実現し、荒れに荒れていた学校も暴力、いじめ、非行がなくなり、落ち着きを取り戻したことが話題となり、全国で講演活動を行い、食育の大切さを訴えています。食は命を守る要です。

農作物を生産し、流通販売に携わって強く感じるのですが、安さには必ず訳があるということです。全てではありませんが、農作物は生産場所からの距離掛ける消毒量と考えられます。日本では、収穫後の農作物の消毒は禁じられています。いつの間にか、船の上や港での消毒を添加物として処理する解釈になってしまいました。

今から5年前に輸入小麦の農薬含有率は以前の6倍の量、5ppmから30ppmに緩和されてしまいました。輸入牛肉には牛を早く大きくするためのエストロゲンなどの成長ホルモンが打たれています。ヨーロッパEUでは、国民を守るために成長ホルモンを投与された輸入牛肉の禁輸を決め、現在に至っています。禁輸から17年後に統計を取ると、因果関係は特定できませんが、乳がんでの死亡率が45%減少する結果が出ました。

カナダでは、国内産の牛乳1リットルが300円前後で売られています。スイスの国内生産の卵は1個80円ほどしますが、消費者からはこの卵を買うことで生産者の皆さんの生活が支

えられ、安心して私たちは安全な食べ物を口にすることができるのだから、高くても当たり前でしょうという答えが返ってきます。この言葉は食材に関心が高く、学校はもちろん地域や家庭での食育に培われたものだと考えます。食の安心・安全を理解する食育について、小中学生はもちろん、消費者の皆様にも積極的に関わっていただきたいと切にお願いしたいです。ヨーロッパでの輸入牛肉の規制は、消費者の安心・安全食材への熱い思いが自治体や国を動かし、実現したものです。

質問します。

1、学校や消費者への食育はどのような方法で、どれくらいの頻度で行われていますか。

2番、食育の観点から食材モデル校やモデル園を指定し、安心・安全な地元食材を取り入れたメニューで給食の提供はできないでしょうか。

3、現在の給食で提供されるパンの原料は、日本で生産され加工された小麦でしょうか。部活動について質問します。

1、現在、中学校で外部コーチをお願いしている部活動数を教えてください。

2番、中学校の部活動は教員の多忙な業務、地域の指導者の指導力向上が顕著であることなどを考慮に入れて、将来どうあるべきだとお考えですか。

3番、競技団体によっては、資格を持った指導者が部活動を通じた生徒の人格形成や豊かな人生を感じてもらえる指導を心がけ、しっかりとした教育的配慮ができる高レベルな指導者が在籍しています。勝ち負けにこだわり、自分のエゴで子供たちの指導をする指導者はもういませんし、いることができない環境になっています。個人ではなく、そういった競技団体に部活動の全てを委託するお考えはありませんか。

以上、質問いたします。

○議長（小長谷順二君） ただいまの浅田藤二議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

1つ目の荒廃農地対策と2つ目の食育は関連することになるかと思いますが、まず市長としての考え方を申し上げたいと思います。

これはまず、私たち市民自身と、それから次世代子供たちへの教育が大事なのではないかと思えます。自分が学生時代、特別な大学だったので、健康とかそういったものも教育受けたんですが、日本人の腸が欧米人より長いというのを覚えています。食育が戦後数十年で変わっても、腸の長さは数百年変わらないので、やはりそこはアンバランスが出てくるというのを今思い出しながら聞いていました。

また、食育について大変情熱を持っておられる、私がもう十数年お世話になっている水川英生さんという方は栄養学博士ですけれども、市民向け、それから市の職員向け講和もやっていただきました。水川さんの原点はアメリカのマクガバン報告、1970年代だったと思いま

すが、アメリカでがん患者が増えたときに国を挙げて研究をして、日本の伝統的な食事こそ健康的であるという結果を得て、アメリカのほうは食生活を変えてがんの発生率が減って、日本人のほうは洋食化が進んでがんの発生率が増えて、非常に皮肉な状況になっているということもまた大切な視点だろうと思っています。

そのためにはやはりまず、私たちがしっかり客観的な科学的な勉強をして、その上で子供たちに伝えていくということ。そこにどこに価値があるのかということ、恐らく今、茶わん1杯のお米が炊いた御飯で30円ぐらいではないでしょうか、もう30円行かないんでしょうか。パンなら多分100円とか150円でしょうか。どこに価値を見いだすかということも含めて、まさに自分たちで自分たちのことを考えるタイミングかと考えております。

個々の御質問については、それぞれ担当する部長から答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 荒廃農地対策ということについてお答えします。

現在の学校給食の主食は米飯を中心としており、週に3日から4日は米飯を実施しています。また、月に数回ですが、主食にパンと麺を使用することで、洋食風とか中華風などバラエティーに富んだメニューを提供しています。

市産米の使用状況については、教育部長に答弁させます。

○議長（小長谷順二君） 続きまして、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、私からは、1番と3番についてお答えをさせていただきます。

まず、1番目でございます。

伊豆市独自のブランド米についてですが、市では平成25年度からJ A伊豆の国と連携し売れる米作りを推奨し、消費者に安全・安心な米を供給するとともに、新たな特産品づくりを目指して低農薬・低化学肥料による特別栽培米事業を実施しており、そのブランド名を「伊豆の恵」としております。

この事業では、J A伊豆の国と協定を締結し、特別栽培米としてコシヒカリ、キヌムスメの2品種を認定しており、一般米より高い値段で買取りを行っております。市では、この買取り支援に1俵当たり定額を補助し、生産者の買取りを保証することで、営農意欲の向上や荒廃農地発生防止を目指しております。

今後もこの買取り支援を継続し、J Aによる営農指導、また広報・啓発等を推進することで、特別栽培米のさらなる生産拡大によりブランド力の向上に努めていきたいと考えております。

続きまして、3番でございます。

修善寺温泉での「桂流こしひかり」につきましては、地元の営農組織を中心に、おいしいお米作りから旅館等への販売、生産から流通、消費までを一体的に取り組んでいるモデル的

な地域であると考えております。

こうした循環システムは、生産者の営農意欲の向上や農産物のブランド化、観光客へのおいしい農産物のPRにもつながる価値ある仕組みであり、修善寺温泉での取組を参考に市内への波及につつまして、その手法や課題を検証しながら実現に向けて検討していきたいと考えております。

あわせて、こうした取組を拡大するコンテンツとして、田植え体験や収穫体験を観光ツールとして確立し、その中で商品になるまでのストーリーや生産者の思いなどを市内外の方々に情報発信し、さらなるブランド価値の向上に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） それでは、私からは2番の学校給食の関係で、提供しているお米についてお答えさせていただきます。

平成16年の合併当初からJ A伊豆の国から購入した市産米を使用しており、平成25年度からは通常の給食にも市産の特別栽培米を全て使用しておりました。しかし、令和2年度からは、特別栽培米のブランド化が進む中で全量確保や単価調整が難しくなったということで、市産の特別栽培米については時期を絞って3か月分を確保していただき、給食として提供しております。残りのお米については、公益財団法人静岡県学校給食会経由で静岡県産米を購入して使用しております。

令和4年度につつましては、市産の特別栽培米の使用を拡充する方向で、J A伊豆の国とも調整を行っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） それでは、再質問ありますか。

浅田議員。

○2番（浅田藤二君） 荒廃農地対策について3つほど質問をさせていただきます。

既に農協と協力してブランド米「伊豆の恵」に着手し、学校給食においては安心・安全な地元食材を優先して取り入れ、米飯給食についても高い頻度で提供されているとのことで安心をいたしました。

共通していることは、学校給食においても旅館においても、ブランド米「伊豆の恵」が足りていないということです。3か月分しか提供できていないということです。

さらには、需要と供給の原理に照らし合わせれば、欲しい人がたくさんいて品物が少なければ値段が上がるはずですが、生産者からの買取り価格が上がっていない。苦勞して作っても見合った対価がないから普及していかない。ここを解消しなければならないと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） ただいま議員御指摘のとおり、特別栽培米「伊豆の恵」につきましては、例年、需要が供給を上回っている状況であるということは把握をしております。

現状、生産量が目標に届いていないということで、安定供給に至っていないということもございまして。営農の手間、特別栽培米を栽培することの手間に対して生産者が得られる適正な対価がどの程度がいいのか、こういったことを検証しながら、今後も市内流通や学校給食への安定供給、こういったことを図るために今行っている買取り支援制度の中でより生産者の営農意欲を向上できるような手法について、これ実際に事業を実施しているJA伊豆の国と協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

浅田議員。

○2番（浅田藤二君） ぜひ御努力を、話し合っただけ前に進めていただきたいと思います。

石川県の神子原米は1俵12万円でニューヨークで売られています。どんどん上がるわけなんですけれども、そこまで上げてしまうと買えませんので、部長が説明された適正な価格をぜひ見つけて、生産者も消費者も両方ウィン・ウィンになるようなことを目指していただきたいと思います。

次に質問させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（小長谷順二君） どうぞ。

○2番（浅田藤二君） 国は昨年、今まで進めてきた大規模農業推進の政策を大きく変更し、有機農業を基軸としたみどりの食料システム戦略に取り組むと農業政策の変更を発表しました。

それを受けて、川勝静岡県知事も昨年の12月県議会定例会において、全力で有機農業に取り組むと高らかに宣言されています。結果として、ガストロノミーツーリズム、その土地の気候、風土が生んだ食材、習慣、伝統、歴史などによって育まれた食を楽しみ、その土地の食文化に触れることを目的とした観光に4,000万円の予算を計上したと聞いています。まさに市長が施政方針で触れた伊豆半島で観光を考え、ブランド化することで、日帰りや1泊2日の観光に加えて長期滞在型の新しい観光の形が見えてくると思います。

伊豆半島の観光をまとめる美伊豆の本部も伊豆市にあります。ぜひ伊豆市が先頭に立ち、伊豆半島を引っ張っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） オーガニックビレッジというのは、私も去年からの施策で初めて認識したんですけれども、ブランドについては以前から申し上げているとおり、首都圏から並び称される軽井沢、箱根、伊豆を比べたときに、伊豆にはちゃんと田んぼがあるんです。人の話で恐縮ですけども、箱根には海もないし、田んぼもないし、伊豆半島は何でもあるのに、

ストーリーとして私たちは地元で取った安全でおいしいお米を提供していますと。実はこれがきっかけになって、修善寺温泉の旅館の皆さんが実際に自分が食べている米のほうがおいしいのに何で出さないんだというところから始まったと聞いていますので、一つのブランドの在り方としては、やっぱり地元でいいお米を出せるということが一つの指標としてあるんだろうと。

オーガニックビレッジですけれども、これまさに今までどうやって市の特産のワサビとシイタケ、なかんずく原木シイタケを売り出そうかと考えていたときに、両方とも基本的に農薬駄目なんです。ワサビは少量、毒性の低い農薬を使うこともあるようですけれども、シイタケは基本的に使うことができない。したがって、最初からこれなんです。

特産林産は伊豆市の中の極めて貴重な競争力の高い産業ですから、そこを軸に伊豆市としてのこの取扱い方を時間をあまりかけないで検証させていただき、何らかの形で市長として意思表示できればと思っています。少し時間を頂戴しますが、あまり時間をかけずに整理したいと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

浅田議員。

○2番（浅田藤二君） 荒廃農地対策の最後の質問ですが、もう既に市長に触れていただいているんですけれども、みどりの食料システム戦略の中にオーガニックビレッジ宣言があります。国は、2025年度までに100の市町村に宣言が出ることを目標としています。伊豆半島の家庭はもちろん、学校給食、食事どころにレストラン、ホテル、旅館に出される食材が地元の生産者の顔が見える、安心・安全なものが使われていればオーガニック半島、永久グルメ半島として認知され、ブランド力はさらに高まります。

この宣言により財源確保の上でも利点がありますし、食料自給率が37%しかなく、戦争などにより食料危機さえ予想される不安定な世の中の今、地域で食料確保ができ、経済が動くシステムづくりがしっかりとできていれば、地域が実践する食料の安全保障にもつながっていくのではないのでしょうか。

ぜひ伊豆市には、伊豆半島の先頭に立ち、オーガニックビレッジ宣言をしていただきたいと思っています。しつこいようですけれども、市長の考えをお願いいたします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは先ほど申し上げました特産林産のようにはぼ達しているものと、それから水田とか畑のようにまだそこまで行っていない、それからかなりの規模で産業が行われているところをその方向づけはいいとしても、どのような手続でやるかを少し整理をさせていただき、ただ気持ちだけの表明ではあまり意味ありませんので、実効性のある宣言になるかどうかをその整理だけを少し時間を頂戴したいと思います。基本的な考え方はなるべくこの方向に向かっていければと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

○2番（浅田藤二君） いいです。

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。それでは、食育について答弁願います。  
市長。

○市長（菊地 豊君） 健康福祉部長に、答弁させます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育長。

○教育長（梅原賢治君） それでは、食育についてをお話をします。

1の学校での食育の方法と頻度ですが、学校では、養護教諭、それから給食主任の先生、それから給食センターごとに配属されている栄養教諭、栄養士が連携して食育を行っています。主に給食時間に放送委員会の活動で、メニューや給食一口メモを使って地元産の食材、それから食材の栄養素について紹介をしています。栄養教諭、栄養職員は定期的にクラスの給食時間に訪問し、食品の栄養や働き、地場産物や郷土料理などについて直接指導しています。

また、学級活動や家庭科の授業などではゲストティーチャーとして参加し、専門的な指導や朝食指導、それから減塩教室などの授業も行っています。

2、3については、教育部長に答弁させます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） それでは、食育について答弁させていただきます。

まず、1の消費者への食育につきまして、市では、食育基本法に基づき第3次伊豆市食育推進計画を策定し、食育の推進を図るために4つの柱を掲げております。1つ目は、食を大切にする意識の向上と心豊かな食生活の実現、2つ目は、健全な食習慣の習得と心身の健康増進、3つ目は、食を通じた地域の活性化と食文化の伝承、4つ目は、食育推進運動の体制づくりと地域の中での食育活動の実践となっております。

具体的な取組としまして、6月の食育月間に食の安心・安全に関する食育本を紹介するほか、園児や小学生の保護者を対象として地元の食材を活用したレシピの紹介や、食品に関するクイズを実施し、親子で楽しみながら地産地消の推進を呼びかけております。また、市内外の店舗2か所において、地元で取れた野菜を中心に野菜摂取の向上を呼びかけるシールを貼り、地産地消と健康づくりを組み合わせ啓発しています。

2のモデル園の指定につきまして、公立の3園と児童発達支援センター及び私立の2園につきましては業務委託をしており、一元の物流システムで管理をされているため、現在、産地指定は行っていません。一方、業務委託をしていない私立の2園につきましては直営で行っており、地元産の黒米を使用したり、無農薬野菜を提供いただいたりと地元食材の使用に心がけていると確認しております。

このような状況を踏まえ、モデル園として安心・安全な地元食材の調達などについて、まずは業務委託をしていない園との協議を進めていきたいと考えております。また、公立の3

園を含めた業務委託している園につきましても、無農薬野菜など地元食材を使用した安心・安全な給食の提供は重要であると捉え、議員御指摘のとおり取り組んでまいります。

3のパンの原料となる小麦について、国産の小麦を使用している園は私立の2園であり、公立の3園と児童発達支援センター及び私立の2園は外国産の小麦を使用しております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） それでは、私からは、2番、3番について学校関係の状況等についてお答えいたします。

2の食育の観点から食材モデル校を指定して安心・安全な地元食材を取り入れたメニューでの給食の提供についてですが、給食センター方式を採用している本市では、モデル校のみ別の給食を提供することが難しい状況です。

現在、6月のふるさと給食週間、1月の給食感謝週間、月に1回のふるさと給食などで地場産物を多く取り入れたメニューを提供し、市の野菜や特産物を献立表にも明記し、児童生徒の郷土愛を育む事業を行っております。

3のパンの原料の小麦の生産地ですが、給食で提供されるパンは静岡県学校給食パン米飯協同組合を通じて購入しておりますが、静岡県では全国に先駆けて学校給食用小麦粉は100%国産小麦を使用しており、現在もその小麦粉でパンを製造しております。また、使用小麦のうち40%が静岡県産で、静岡の地産地消も進めております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

浅田議員。

○2番（浅田藤二君） 学校給食については大変な御努力をされており、敬意を表します。また、こども園等におきましても、取組をさらに進めていただけるとの回答をいただき感謝申し上げます。生産者と栄養士さん等でいろんな打合せをしていきたい、そんな場を設けていただければというふうに考えております。

もう一点、ぜひ食育に取り上げていただきたい考え方がございます。

農業は補助金が多いとか、手厚い保護があるという声が少し聞こえることがあります。日本の農家の所得のうち、補助金の占める割合は約30%。これがイギリス、フランスになりますとその割合は90%、ほぼ補助金が所得になるような計算になります。これは命を守り、環境を守り、国土を守っている産業を国民みんなで支えるのは当たり前という考えの下にそういった税金を使う、補助金を使うということになっております。

農業政策は農家保護政策ではないと思います。国民の安全保障なんだ、食料の安全政策なんだというところに意識を消費者、子供たちにも持っていただければなというふうに思っています。消費者を守れば生産者が守られる、生産者を守れば消費者が守られる、さらに食料を守れば市民・住民が守られる、そんな意識を食育の中に取り入れていただければというふ

うに思っております。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 自分も米を作っている人間として、本当になかなかお金にならない、自分の手間以上にお金がかかる作物であるということは十分認識していることです。

子供たちに農業のことを伝えているわけですが、田植え体験ということで田んぼへ入って体験をしたりですとか、それから自分で手刈りをする。そういうようなことを伝えながら本当に今まで歴史の中で農業が果たしてきた役割を伝えているわけですが、それと同時にこれからの農業についてやっぱり伝えていくということはすごく大事だと感じています。今まで1日ばかりで何十人もかけてやっていたものが、機械を使うことによって本当に効率的にできること、それが自分たちの安全な食につながるということを伝えていくということ、議員のお話を聞いてつくづく感じました。

今後も議員と同じように進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

○2番（浅田藤二君） 部活動について。

○議長（小長谷順二君） それでは、部活動について答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） それでは、部活動についてお答えします。

1の外部の方をお願いしている部活動数です。14部活です。内訳として、修善寺中学校が7つ、それから天城中学校が4つ、中伊豆中学校が2つ、土肥小中一貫校が1つです。

2と3の教員の働き方改革を含めた部活動の外部委託の方向性についてですが、文部科学省でも部活動の指導体制の充実と教師の働き方改革を念頭に置き、部活動指導員という制度をつくり、外部の指導者と連携しながら部活動の目指す意義を効果的に果たす体制づくりを進めております。

しかし、伊豆市のように大学や企業の人材支援を受けにくい自治体にとっては、ハードルが高い制度とも言えます。いろいろな制度のものが学校が統合する、子供たちがみんな歩いて行けるところにあるような学校の部活動の融合ですとか、それからすぐ近くに企業や大学があって、いつでも人材のサポートを受けられるような、そういうことを想定してつくられている制度と、現在伊豆市が置かれている状況はかなり違うものがあるなということはとても難しいところだなと感じているところです。

伊豆市では、部活動ガイドラインを作成して、平日と休日に必ず1日以上休養日を設ける、したがって週7日のうち2日間は部活動をやらない日があるというふうにそんな形で指導しています。生徒が集中して取り組んだり、適度な休養を確保したり、それから教師の働き方改革にもつなげるということを目指しております。

外部の方にコーチをお願いできた部活動では、顧問の教員と協力して指導に当たっています。例えば平日は教員がトレーニングをして、休日は指導員が技能指導を行う。部員の掌握や事務手続は教員が行い、練習計画や試合の采配は指導員が行うというような方法で、学校と地域が連携して子供の指導に当たることは望ましい姿であると言えます。

しかし、この方法はあくまでも学校の管理の下での活動なので、次のステップとしては地域等との連携による持続可能な指導体制として、部活動指導員制度の検討も必要だ、そのように考えております。例えば試合の組立てが学校の顧問がつかなければ参加は認めないですとか、そういうようなハードルも現実的にはあって、なかなか制度と実態が合っていないということは議員も御存じのことだと思います。

さて、文科省が考える部活動指導員ですが、これは技能コーチだけでなく土日を含む練習の単独指導、それから大会参加選手の単独引率、平日の指導や保護者対応、それから事務手続など部活動顧問教員と同様の役割を担っていただくことを想定しています。当然、対価が発生します。また、部活動は学校教育の一環として学習指導要領に位置づけられた活動ですので、部活動の目的をはじめとする研修制度の持ち方や教員との情報共有の仕方、報酬の予算化など具体的な検討が必要になります。

今後、この制度を進めるためには地域の社会教育団体やスポーツ競技団体からも御意見をいただくとともに、先進的に取り組んでいる事例を参考にしながら慎重に検討していく必要がある、そのように考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

浅田議員。

○2番（浅田藤二君） ありがとうございました。

大事なことは、生徒がスポーツや吹奏楽、文化活動にやりがいを見いだせることだと思っていますし、部活動を通じて経験したことが将来の豊かな人生につながっていくことだと考えています。

スポーツ少年団や競技団体からも部活動について今、意見の吸い上げを行っております。ぜひ教育委員会の皆さんと一緒に子供たちのための部活動を考え、生徒のための伊豆市モデルをつくり上げていけたらと思っています。ぜひよろしくお願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁求めますか。

○2番（浅田藤二君） 終わります。

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

○2番（浅田藤二君） はい。

○議長（小長谷順二君） これで浅田藤二議員の質問を終了いたします。

ここで、議事の都合により昼の休憩にします。

新型コロナウイルス感染症蔓延防止対策のため、午後からの一般質問を委員会室のモニタ

一で視聴する議員を指名しておきます。5番、黒須淳美議員、7番、杉山武司議員、10番、間野みどり議員、11番、波多野靖明議員、13番、青木靖議員、16番、杉山誠議員、以上の6名は午後から委員会室で一般質問の視聴をお願いします。

再開は午後1時からとします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 0時59分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 鈴木正人君

○議長（小長谷順二君） 次に、9番、鈴木正人議員。

〔9番 鈴木正人君登壇〕

○9番（鈴木正人君） 9番、鈴木正人です。

議長に発言の許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問を行います。

市政運営における「生産性革命」とはと題しまして、市長、教育長に答弁を求めます。

本年1月4日の仕事始め式において、市長は、課長以上の約35人の幹部職員を前に、就任以来ずっと人口減少対策をメインに取り組んできたが、今年から生産性向上一本に絞って進めていきたいと決意を述べられ、さらに今定例会初日の施政方針演説においても、「私の施政は」で始まり、「伊豆市の生産性革命に着手することが令和4年度に私が目指す施政の方針です」と結んで、あたかも所信表明のごとく力強く述べられました。

そこで、以下伺います。

①平成21年6月定例会の行政報告において、人口減少危機宣言を発して以来、これまで市長は人口減少対策を1丁目1番地として市政に取り組んでこられました。今回の決意はある意味、こうした方針の転換にも見えますが、その真意を市長にお伺いいたします。

②さらに、今定例会の初日に再任された教育長は、このたびの市長の年頭の訓示並びに施政方針演説をどのように受け止め、そして今後の任期の教育行政に取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

生産性とは、一般的に経済学で、生産活動において労働力や資本、資源から付加価値をいかに生み出すかの効率の程度を指しますが、さらに言えば、より少ないインプット、いわゆる投資からより多いアウトプット、成果が得られればより生産性が高いということもできます。

そこで、市長に伺います。

③市政運営に関して、生産性とは何と捉えていますか。

また、施政方針において、市内のあらゆる活動の生産性を高め、その結果として人口減少

対策になると確信しますと述べられましたが、生産性革命の観点から再度説明を求めます。

④行財政改革について、イギリスの元首相チャーチルの言葉を引用し、公務員、すなわち市職員はやりがいのある仕事であると述べられました。私も全くもって同感です。また、DXの推進や包括的アウトソーシングの導入により、行政事務をより効果的・効率的なものとすることによって職員が企画した事業の成果を実感できれば、職員それぞれの士気を高めることにつながると述べられましたが、それはもちろんであります、それと同時に職員を正當に評価し、育成することも必須であると私は考えますが、いかがでしょうか。

⑤市長は1年前の施政方針で、令和6年度末には合併特例債の借入れ期限を迎え、本市の財政規模は令和7年度以降は一転して、急激かつ大幅に縮小することが予測されまると述べられました。持続可能な市政運営を進めていくためには、この生産性革命を市民の理解を得ながら推進していかなければならないと私も考えますが、3年後の伊豆市の姿をどのように思い描いているのか、市長に伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小長谷順二君） ただいまの鈴木正人議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答えします。

伊豆市の人口減少対策は、人口減少抑制戦略と適応戦略の両輪を回すこととしています。そして、そのための重点目標、政策、施策を総合的に練り上げてあるのが第2次伊豆市総合計画後期基本計画です。逆の言い方をすれば、総合計画を着実に推進することが人口減少対策という目的を達成するということです。したがって、総合計画に基づく事業を着実になるべく低い予算で執行すること、すなわち生産性を高めることが論理的に導かれてきます。議員御指摘の方針の転換ではなく、計画策定の段階から計画推進の段階に状況が進んだということでございます。

3つ目の御質問についてですが、民間企業の経営者にとって、生産性とは1人当たり社員の売上げになろうかと思えます。私はしばしば、市長から見た生産性は「市民である従業員の給与」という言い方をします。例えばですが、ある旅館の経営者さんがフロントでの受付からお掃除まで全てロボットでやったら、経営者の生産性は上がるわけです。しかし、市内には所得が下りずに、ロボットの開発、販売、管理会社にお金が行くわけです。つまり外貨の持ち出しになるわけです。市長から見たら、市内に給与として残ること、雇用が残ることが生産性ですから、したがってこういう付言をしてまいりました。事業や対象によって生産性の定義が異なることもあろうかと考えています。

産業政策における生産性は、市内経済の引上げ効果です。教育政策における生産性は、児童生徒の満足度だと考えています。市の職員にとっての生産性は、施策の効果を十分に上げることですが、私は職員のやりがい、モチベーションを上げることも生産性の範疇で捉えて

います。これらを総合的に、「明るい好循環を生むこと」と表現しました。

4番目の御質問についてですが、職員に限らず、人材育成は極めて重要な将来投資だと考えています。

さて、最後の御質問は少し長く答弁をさせていただきます。

3年後、令和7年4月時点の状況を予測するに、新ごみ焼却施設が稼働開始してから約2年、中伊豆温泉病院が新たな場所で診療を開始してから1年半、松原公園の津波避難複合施設が完成してから1年、そして伊豆市の新中学校の開校式、これが3年後の姿です。そして、その新たな中学校の隣では、防災機能を備えた拠点公園の工事が進んでいるはずということになります。

さて、これまでの18年を振り返ってみます。公共インフラ整備として、火葬場伊豆聖苑、修善寺駅周辺整備事業、そしてし尿処理施設が整備され、現在新たなごみ焼却施設の整備が進められています。教育施設は、こども園あゆのさと、中伊豆、天城、修善寺東が新設され、土肥小中一貫校は大規模改修と増築、中伊豆小学校と天城小学校は旧校舎が改修され、また現在、新たな中学校の整備も進んでいます。

また、土地利用の制度として都市計画が大幅に改定され、市内全域に拡大されました。4町合併後の新たな市の形としては、かなり整ったものと考えています。

民営化したこども園以外は合併特例債を活用していますので、これから整備する施設については財源を深刻ににらみながらということになります。

この間、高齢者のバス運賃を補助するいきいきパス、児童生徒の通学費と医療費、出産準備手当などの市民サービスも拡充してきました。市域が広いこと、市内に産婦人科病院がないことなど伊豆市の地域特性によって導入したもので、このような施策はこれからも継続することが必要なものだと考えています。

さて、令和7年4月時点で見据える伊豆市の将来です。

先ほど申し上げたような市民サービスの水準は可能な限り維持したいですし、将来のための投資事業も一定規模は必要になります。では、その財源をどこに求めるのか、いかに財源を創出するかが焦点になります。

現時点でも人口減少、特に若者の人口が激減していることを感じていますが、10年後の成人者数は今年の半分になります。かつて、現在の伊豆市域の人口が4万人だった頃に整備した施設を維持することは、合理的ではありません。公共施設は集約し再編成することは避けられないと考えています。

もう一つ大きな課題は、公共施設以外の家屋や農地を誰がどのように管理するかということです。市内の集落や農地を適切に管理するため、単純な算数で考えれば、市民一人一人がこれまでの倍の面積を管理しなければなりません。空き家を隣の家を取得していただくことが可能なのか、なかなか進捗しない農地の集約をどのように進めていけばいいのか、今から3年後には大きな課題として顕在化しているのではないかと危惧しています。

私が市長になったときには、ある時点でおおむね市の形をつくる事業、コンパクト・アンド・ネットワーク、あるいは新たなインフラ整備、あるいは公共施設の整理等おおむね終わり、ソフト事業に緩やかに移行していく段階を考えておりましたが、現時点で5年ないし10年程度遅れていますので、これから将来の財源を見据えながらどのように将来投資財源を確保するのか、極めて大きな課題だと考えております。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 施政方針の受け止めと今後の教育行政についてということについてお答えします。

市長は、施政方針で、教育における生産性という切り口で述べられました。このことについて話させていただきます。

初めに、よい学校について述べられています。

新中学校のコンセプトとして、子供が通いたい、保護者が通わせたい、教師が勤めたい、そういう学校を目指すと掲げています。それは現在の学校でも同じことを取り組んでいます。

さらに、令和4年度は地域が応援したい学校を加えたいと思っています。子供たちは新しい知識を獲得したり、問題を解決したり、学び方を学んだりするときにはいつも伊豆市で育った経験と結びつけながら学んでいます。今までも学校は地域と協力してきましたが、来年度はさらに連携を深めていきたいと考えています。子供たちが地域とともに学ぶことは、ただ単にペーパーテストの点数が高いだけでなく、非認知能力を含めたこれから生きる力がつくこと、そして地域への理解が深まること、地域の方々からも応援してもらえること、このような成果が期待できます。このことを教育の生産性が高まるというふうに考えています。

次に、選択肢の少なさについて、小規模校では限られてしまうということは御存知のとおりです。部活動についても顧問の数に併せて設置しているので、十分な選択肢があるとは言えません。しかし、合同チームとして活動する部もあり、土日に他校の友達と練習し交流できるという選択肢を増やしているとも言えます。教育委員会では、合同練習のために移動が必要な生徒には少しですが、交通費の補助をしています。

また、今年度は、日頃少人数で学んでいる学級が、GIGAスクールによって可能になったオンライン合同授業やオンライン発表会を行いました。通常の教室で学びながらオンラインで他校の子と意見交換をする、他校の教員からも指導を受けられる等を工夫次第で学び方の選択肢を増やすことができました。小規模校だけれども、活動を工夫して合同練習や授業交流などの連携を図ることでほかの付加価値をつける、これも教育の生産性が高まったと言えるのではないのでしょうか。

結局、教育の生産性を高めるのは人であると考えています。学校は生産性を高めることで教師の働き方改革にもつながり、教える人である先生方が健康で元気に子供たちを指導することができます。より少ない労力や時間で高い教育効果を上げるためにICTを活用し、医

療や福祉の専門家や地域の人を活用しながら取り組むことで満足度の高い教育を提供できる、そのように考えています。そして、このことが人である教師、子供の学びに向かう意欲をかき立て、さらに教育の生産性を生み出していきます。

私が令和4年度から目指す伊豆市の教育の基本理念として、「伊豆人を育む」という言葉を掲げました。伊豆人とは、伊豆市で育ったことを誇りを持ってほかの人に伝えることができる人、そのように定義しました。そのような大人が増えていけば、伊豆市を大好きな伊豆っ子が育ち、その子たちがまた伊豆人となって保護者となり次の世代を育む。そして、このことが伊豆市総合計画基本構想の1丁目1番地に示される少子化対策と次代を担う人材の育成の具現化につながるのではないかと、そのように考えています。

今の教育が20年後、30年後の伊豆市をつくります。すぐには成果は見えにくいかもしれませんが、このような世代の循環をつくるのが教育における重要な生産性であると考え、新中学校の開校準備と連動しながら伊豆市の未来へつながる取組を一步一步進めていきたい、そのように考えています。

以上です。

○議長（小長谷順二君） それでは、再質問ありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） 5つほど設問をつくりましたので、順番に伺っていきたく思うんですけども、1番目の設問については市長もお答えされましたけれども、第2次総合計画の後期基本計画が一応その前の基本計画のつくりとはちょっと志向を変えて、いわゆる人口減少対策のところについては市長おっしゃられた抑制戦略と適応戦略、あとは歳出の抑制の中で持続可能な財政運営に関してという、そういうつくりが変わったというのが一つ市の考え方が変わったのかなということは、私も総合計画を見て感じました。

通告にも書きましたけれども、これまでの議会の中でも様々な議員が人口減少対策について市長といろいろと議論交わしてきたので、その是非についてはここで改めて掘り下げるとはいたしませんけれども、平成21年ですから、当時就任されて間もない6月の定例会で、人口減少危機宣言というのを市長発せられるわけです。それには様々な政策を組んでいく上で一つのキーワードが必要だったということで、この宣言を発したというそういうふうな御説明もたしか以前の議会でもあったように記憶しています。

結果、今回の生産性革命に関わる施政方針演説の中身をまた読み直すと、そういったことを進めていく中で、結果として人口減少対策につながるというふうなこともおっしゃっているので、方針が転換したわけじゃないということはある意味、理解はできました。

もちろん財政の話も先ほども話ししましたが、これから財政規模が縮小していく中でも市民サービスはいわゆる質を低下させるわけにはいかないものですから、そのためには必要な財政規模というのはやっぱり堅持しなきゃいけないという中で、人口が減っていくのを指をくわえて待つというそういうわけでは決してないと思います。ですから、そういった

意味で、抑制戦略とか適応戦略というのが非常に大事になってくると思うんですけども。

ここで市長にもう一度1つお答え願いたいのが、いわゆる年頭式では生産性向上一本というふうな言葉で表現されて、施政方針演説では生産性革命ということでまたちょっと違う言葉で今後の市政について話されたわけなんですけれども、一般的に生産性向上とか、生産性改革とか、生産性を確信するとかいろいろと言いはあるんですけども、革命という言葉は非常に強い言葉だと思います。これまでにあるものを概念をひっくり返して新しいものに変えるというようなそういう大きな意味合いもあるものですから、通告に書いたとおり、方針変えられちゃったのかなというふうに私は思ったんですけども、その辺の強い思いがおりあるのか、革命という言葉が使われたその真意というのをちょっとお答えいただきたいんですけども、よろしいですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 1月の仕事始めは、私は部下に対する話ですから、したがって俺はリーダーとして生産性一本で行くぞという意思でいいわけです。

施政方針は市民の皆さんに対する情報発信ですから、皆さんの考え方を変わってください、根回しに時間がかかる、1件1件ずつ皆さんに説明しないと進まない、そして時間をかけて状況を説明するという手順が当然要るんです。要るんですが、例えば同時に情報発信しますから、一緒に皆さん集まってきてくださいというのが今までの日本のやはり地方部の社会ではそういったことも難しかったんです。それが手法としても、皆さん自分で情報を取りに来てくださいということを申し上げなきゃいけないですし、御自分で考えてくださいということも我々はお願いしなければいけないという意味で、市民の皆さんにも意識を変えていただく必要があることで生産性革命という言葉を使わせていただいたわけです。

議員ちよっともし誤解されていたら困るのですが、平成21年6月に人口減少危機宣言を出して、うまくいかなかったから抑制戦略を入れたというわけではありません。あの時点では、まだ市長としての意思表示をただけであって、目的も目標も実施要領も施策も全然決まっていない段階ですから、それから時間をかけてどのようなタイムスケジュールとどのような政策でそれを進めていくかということは数年かかるわけです。今は、おおむね何回か総合計画をつくるステップによって、大分政策は整理されてきました。そして、その中でもう10年以上たちますから、国内の状況の中で人口抑制頑張るけれども、しかしそれだけでは伊豆市の行政は対応でき切れませんよねという意味で適応戦略というものを入れたわけです。

財源というのは、行財政改革はずっとやっていますから新たな課題ではないんですが、しかし、やはり私が想定していたこの段階であれば、令和4年3月の時点であれば中学校もできていて、中伊豆の小学校の移転も手がけられていて、病院もできていて、先ほど道路の御質問ありましたけれども、修善寺駅周辺整備事業の拡大事業というものも入っていてというようなところまで全く行き届いておりませんので、5年ないし10年遅れたことによる事業の

再編成と財源の再確保というものが大きな課題になっているわけですから、そこは14年、13年前とはやはり違う政策を取らざるを得ないということもあります。しかし、基本的な考え方を変えたわけではありません。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） 御説明聞いてよく理解はしたわけですがけれども、それであれば実は2年前の3月の定例会で、当時の山口繁議員と人口減少問題について議論されたことを市長覚えていらっしゃるかわからないんですけれども、そのときに人口減少危機宣言を解消して別の宣言に変えたらどうだというそんな話もあったわけなんですけれども、人口減少危機宣言は発令されて今も発令中という認識でよろしいんですよね。

そここのところはじゃどうなのか、言い方を変えるのか、差し戻して生産性革命宣言するのかわからないんですけれども、そこはどういうふうに市長は考えていらっしゃいますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 新型コロナとかウクライナの戦争のようなものと違って、この種の宣言、首長として市民に訴えるこの種の宣言は有期限であって、どこかで再度あるいは再三繰り返すべきものというお考えでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 質問の意味を確認していますけれども、鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） 一般的に宣言というと、ほかに世界人権宣言とかいろいろあるので、有期でないものもあると思うんですけれども、それこそ十五、六年前に市長が強い熱意を持って、これは市民も含めての宣言だったものですから、そここのところを途中方針が変わっていないにせよ、やっぱりいろんな要因で人口減少危機宣言から多少やっぱりニュアンスを変えざるを得ない政策を積み上げているわけなので、状況はちょっと変わっているような気がするものですから、そここのところをここで危機宣言を解除します、別に新たな宣言を発しますというふうな考え方もあっていいんじゃないかなというふうに僕は個人的には思うので、お聞きしたんですけれども、いかがですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 全く私は認識は変わっておりませんので、今は新型コロナの影響が2年ほどありますから経済がちょっと異質な状況にあるんですけれども、以前も申し上げましたとおり、少なくともデータが取れている平成20年から平成30年までの間は経済は頑張っただけです。人口が16%減少しても、経済は大変ありがたいことに首都圏という大きなマーケットを持っているので、何とか皆さんの努力と工夫によって頑張っただけです。しかし、人口減少一人負け状態です、伊豆半島北部で。したがって、その状況が改善されたとか、基本的な考え方を変えなければいけないという状況ではないと思っています。

私が以前申し上げたのは、職員の意識をそこに徹底させる意味で、子育て支援課の出生数だけでなしに、市民課の窓口の皆さんが市民に対して心地よい環境をつくるのも人口減少対策。あるいは産業部で税収を上げる努力をする、雇用を増やす、収益を増やす努力も人口減少対策。みんなそれぞれ人口減少対策という考え方を持っていてつかさつかさの仕事をしてくれという意味で申し上げてきたわけです。

今は何度も申し上げますけれども、いろんな施策がしっかり編成され整理されて、スケジュールと内容について、ほぼ伊豆市役所の中では網羅的に構築されていますので、これを着実にかつ少ないエネルギーで進めることがこの時点での主眼であると考えましたので、生産性という言葉を使っているわけです。よろしいでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） 宣言を変えるわけではないし、方針が変わっているわけではないから撤回する必要がないということで御認識が聞けましたので、結構です。

それでは、教育長のほうにお聞きしたいんですけれども、先ほど教育における生産性の話をいろいろされました。私も市長の施政方針の中で子供たちの選択肢を増やす。結果、子供たちが学校に行きたくなる。結果、子供たちの満足度が上がる。これは全くもって私もそう思いますし、教育とはやっぱりそうあるべきだと思います。

先ほど教職員のかける時間の問題、いわゆる負担の問題なんですけれども、やはり教育の生産性というのは子供は要は日々成長していくわけですよ、当然、学校以外でもそうなんですけれども、家庭でもそうなんですけれども、その成長の度合いをいかに効率的な時間を使っている中で成長させるかというのが、いわゆる生産性の考え方だと僕は思うんです。教育長、いかがですか、それは。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） おっしゃるとおりだと思います。

もちろん教育のことですので、効率だけではかれないということは議員もお考えいただいていると思うんですけれども、ただ時間が少なく、かけるお金が少なれば効率が上がったというよりも、やっぱり努力したことが子供たちの満足度に伝わってくる、それが子供たちの意欲に変わってくるというのが最大の教育における生産性が上がったというふうに考えています。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） そういうふうにお考えになっていて、私も同感します。

それで、これは生産性なのか、業務の効率化という範疇になるのか分からないんですけれども、先ほども教育長おっしゃられましたけれども、教職員の方々のいわゆる時間的な

制約であるとかその辺を和らげるという中で、以前からずっと負担軽減のためのいろんな施策を国・県レベル、そして市レベルも取り組んでこられていると思います。

具体的に例えば市のレベルでいけば、教職員の方々の勤怠管理の上でタイムレコーダー導入ということで、ある一定の意識づけも含めて効果が出ているというふうな話を聞いているんですけども、そこで生産性との絡みの中でどういうふうに考えていらっしゃるのか伺いたいんですけども、いかがですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） タイムカードで勤務形態を管理して、その時間が短くなったから今教員の仕事が楽になっているかという、ちょっとそれは全てがつながっているわけではありません。

ですけれども、先生方がその時間を意識しながら自分の健康や自分のふだんのライフバランスのほうにも考えをしていただくと、それが子供たちの指導に良い影響を与えるのではないかとは思っています。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） やっぱり親が元気であれば子供も元気になるし、先生が調子悪ければ子供もどうしたのかなと心配になってふさぎ込むし、やっぱりそれは相乗効果、当然あると思いますし、もちろん先ほど浅田議員が部活動のことについてもやりましたけれども、これから人口が減少していく中でやっぱり懸念されるのは、公務員の確保もそうですけれども、教職員をやる、担ってくれる新たな人材というのがなかなか教職員の受験者数も減っているということもあるんですけども、やはりこれから教員を目指す子供たちがそれこそ使命感を持って魅力的な仕事だというふうに思えるような環境をつくらないといけないんですけども、教育長はどういうふうにその辺お考えでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（梅原賢治君） 本当に学校がよりよい職場であると思いながら、よく若い方々の教員志望の理由を聞いたときに、自分が学校時代のすてきな教員との出会いということを書いて教員を目指す方がいるんですけども、今のようにあまり先生は大変、ブラック、それから学校でも疲れているようなそういう姿を見せていたのでは、やっぱりそういう子供たちは育たないのではないかとそういうふうには心配はしています。

伊豆市の一番の良いところは、保護者、それから地域の方が学校を応援しているというそういうことが伝わってくるようなそういう場面が多いんじゃないかなと思っています。それは何もないわけではありませんけれども、ほかの市町に比べると、例えばいろんなお願いをしたときに協力するよと気持ちよくやってくれる、そういう地域性が先生方を元気にしてい

るということは感じるどころです。

これは本当にどちらが先かは分からないんです。僕、今、一番自分が教育長をやりながら感じているのは、子供たちが伊豆市を好きとか嫌いとかというよりも、親がちょっと伊豆市に対して自信がなくて、これは先生方にも伝えていることですがけれども、伊豆市にいと暮らせないよとか、伊豆市にいるよりも都会へ出てそこで会社に勤められるような高い学力をつけなければ駄目だよ、というようなことを伝えている大人がいるんじゃないかなということとは心配しています。そうではなくて、伊豆市でもできるよ、伊豆市はいいところだよということを伝えられるようなそういう大人が増えていくことが、先ほど言った世代の循環をつくっていくことかなと。

そういう市民を見て移住する人は来るんじゃないかなと。移住する人だけを期待しているのではなくて、私たちはここへ住み続けて、さらに移住者がそれを見ていいところだなと思ってくれるようなそんな循環が生まれればなと考えています。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） 今、教育長がお答えになったのは、くしくも市長が施政方針の中で観光産業について事例の中でお話しされていたんですけれども、結局いいところだよと勧められる勇気とか、そういうような意識づけがやはり大切なんだということをおっしゃられていましたけれども、やはりそれを自信を持っていいまちなんだよと、いい学校なんだよというふうにそれを感じていただき、それを皆さんが共感するということが将来世代の教員を目指す子供たち、すばらしい仕事なんだなということを実感できるそういうふうな好循環になっていくと思いますので、ぜひそういったことで今後の教育行政に取り組んでいただきたいと思います。

そして、③についてなんですけれども、生産性については市長がいわゆる市民である従業員の給与、いわゆる所得、あとは雇用、それが生産性の定義というふうなお話もされました。そのためには市内経済の引上げというのが重要であるわけなんですけれども、施政方針の中で市長、今も私申し上げましたけれども、幾つかの生産性向上のイメージの一例ということで7つほど挙げていて、観光振興施策のところでは先ほどお話ししましたけれども、来ているお客様に消費喚起していただくことには予算は要らない、必要なのは市内の観光事業者がほかの観光施設を紹介してくれる勇気であるとか、市長自らが市外に宿泊されたお客様に伊豆にお泊りいただきありがとうございますというふうに言える勇気だと。

そういった私たちの心意気が一人一人の消費額を高めるということで、これは本当に根本の必要なところだと思うんですけれども、これまでも具体的に施策として所得の向上であるとか、雇用の確保であるとか、そういったところをずっとやってこられたはずなんですけれども、この生産性革命を掲げられた中でさらに何でしょうか、これは勇気とか心意気とかあ

る意味、情緒的な表現だったので、具体的にどのようなことでそうした成果を出したいのかということがちょっとイメージとしてまだつかみ切れていないもので、そのところを再度説明していただきたいんですけれども、市長、よろしいですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 2つの異なった次元で申し上げたいんですが、1つは、例えば湯ヶ島温泉でオーナーチェンジがあったということもあるんですが、以前であれば2万円台ぐらいの価格帯の旅館が改修されて3万円、4万円、あるいはある旅館さんでは10万円を超える価格帯になっているわけです。そうすると、そこに投資してくれた環境があって、そして家主も気に入っていただいて投資いただいて、すごく大ざっぱに言います、単純な算数にすれば3万円の価格帯が10万円になれば3倍になるわけです、単純に算数でやれば。

しかし、それを招いた背景は、湯ヶ島地域の皆さんが自ら汗をかいて林を整備し、廃墟を解体し、まずは地域の皆さんが自分たちで、今からだと言いくいですが、当時は1軒おきに旅館と廃墟があった地域が何と数年であれだけきれいになった、あの背景があったからそういったことが進んだと思うんです。

したがって、生産性を高めるといのはいいマネージャーを呼んで、より多くのお客様を呼ぶ、より高いお客様を呼ぶということもあるでしょうけれども、湯ヶ島の例を見ると地域力が高い付加価値の事業を招いたというような見方をしております。

それと、全くそれと別の次元で、私が勇気されればと申し上げたのは、これまでの14年間もそうだし、これからもそうですが、私は伊豆市をよくするために伊豆市だけのことを考えたことはありません。伊豆半島全体がよくならなくて、伊豆市だけがよくなるということはありません。そこで、象徴的に4,000万人の交流客で来ているお客様が、あと1,000円使っていただいたら400億円になるんですということを申し上げているわけです。どこの市町で、どこの観光協会が400億円の事業を誘致することができますか。だけれども、あと1,000円使っていただくためには熱海のお客様に南伊豆まで行っていただく、南伊豆に行くお客様に湯ヶ島で寄っていただく、私たちが泊まったお客様に今日は天気がいいので、堂ヶ島どうですかと言っていただく、下田に泊まっていたお客様に下田にお泊りいただきありがとうございました、帰りは浄蓮の滝に寄ってくださいと言える勇気が予算がなくても、つまり観光交流客の滞在時間を長くし、消費を増やしていただけることを申し上げたわけです。

それが全てではありませんけれども、そういった伊豆半島全体で生きていく勇気がなければ、個々の闘いだけではよくなる場所もあるかもしれませんが、私は地域としては限界があるのではないかと、その考え方を申し上げた次第です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君）　そういうことだと、先ほど浅田議員の中でも美伊豆の話も出ましたけれども、美伊豆とジオパークの推進協議会が一本化されるというそういう話も聞いていますし、市に目をやれば、伊豆市産業振興協議会というのがあるわけです。だからやはりこういったところをうまく連携させて、要は作用させていくということが大事だと思うんですけども、そういうことでよろしいのでしょうか、市長。

○議長（小長谷順二君）　答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君）　まさにそのとおりなんです。そのために美伊豆をつくり、そのために産業振興協議会をつくったので、その機能を活性化していくこと、今は少なくとも観光事業についてはそこに尽きるという思いです。

○議長（小長谷順二君）　再質問ありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君）　先ほど生産性革命に絡んで施政方針の中で7つぐらいの事例を挙げていただいたんですけども、実は市内を見ると、やはり市域の8割を超える森林資源というのがあって、これは森林資源をどう見るかなんですけども、まさに宝の山というふうに見るとすれば、生産性革命の中でこういった施業であったり、保全であったり、そういったものはやはり必要なものだというふうに私も思っています。

以前、市内のGDPが1,000億円のうち、特用林産も入れて30億円ぐらいのそういう数字も出たんですけども、やはりこれをもっともっと宝の山を活用するということは本当に必要だと思っています。しっかりとこれをさらに付加価値をつけて、生産性をさらに上げていく、そのところは本会議の議案質疑の中でも市長おっしゃっていましたがけれども、今後の市内の林業、そういう産業についてどのようなお考えをお持ちなのか、再度伺います。

○議長（小長谷順二君）　答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君）　先ほどは浅田議員から農業への補助金のお話しありましたがけれども、私が見ている範囲では、森林林業ほど大きな補助金を頂いている事業はないのではないかなという気がします。これは森林を整備することの意味、非常に多様な目的、効果のある事業だということ、それから防災上の必要性というものがかなり浸透している結果だろうと思っています。

その中で伊豆市は山を持っている山元のまちですから、森林整備から木材の活用まで、生産、販売、活用まで幅広く使えますので、令和4年と令和5年の約4,700万円、令和6年以降の6,000万円近い財源をやっぱり戦略的に使っていきたいと思っています。

その上で先ほどの農業とも重なるんですが、やっぱり私たちが生活における価値観というものを少し変えていただき、何でも輸入できてお金で買える時代はもう恐らく日本では終わっていますし、それからある意味正しくもないのではないかな。輸入した鉄で大きな船を造り、

輸入した重油で走らせ、輸入した材料でプラスチック、鉄を買って建築材とする。しかし、地元には木があり、その木で家を建てることができ、机を作ることができ、火を燃やすことができ、エネルギーとして使うことができる。その分高くなることを私たちは付加価値として考えて、やっぱり価格を受け入れていただくそういった社会、ある意味、地元のエネルギーを使っていた社会に戻る。そのコストもこれは市民の皆さんに御理解いただくというよりも、その価値観を共有できれば変わっていくのではないかと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） 市内産業における林業というのは、やはり物すごい可能性を秘めている産業だと私も思っていますので、今後の定例会において、再度その辺については議論をしていきたいと思えます。

そうしたら4番のほうに移りたいんですけども、人事評価であり、人事育成に関してなんですが、実は平成26年、2014年、地方公務員法が改正されて、総務省のほうで人事評価制度というのを全国的に広めるということでやられているんですけども、人事評価については伊豆市の場合もこの制度を活用しているということでよろしいですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 伊豆市の職員の人事評価につきましては、今、議員おっしゃられたとおり、市では平成23年か平成24年の頃、試験的に導入して、四、五年試行しました。その後平成27年度から本格導入して、現在も実施しております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） 先行してやられていたという話を今初めて伺ったんですけども、相当長い間、運用されているということがここで分かりました。

そもそも勤怠管理だけではなく、客観的な能力評価であるとかその辺を複合的に評価する制度ということであって、しかも当人とのヒアリングも含めてお互いに双方が納得がいく形の人事評価制度というふうに私は認識しているんですけども、そういった認識でよろしいでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、部から部門の目標をつくります。それが各課に下りて、各課で課長がそれぞれの課の目標を業績についてはですけども、つくります。それぞれが今度、担当するものが課の目標に向かってどういう施策をしていくのかという、いわゆる業績評価としてはそういうブレイクダウンをしています。当然あと先ほど議員がおっしゃられた

取組や能力についてはプロセス評価ということで、プロセス評価と業績評価の二本立てで行っております。

最終的に評価、結果が出た後、年度末にフィードバックということで、1年間を通しての上司から、また管理職から部下へのフィードバック、これも一つの人材育成というような形に活用しています。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） 2020年6月に、ある民間の会社が自治体職員に向けてアンケート調査をしているんですけども、人事評価制度が導入されている自治体はおおよそ93.5%ということで、ほとんどの自治体がこの制度を採用しているということの状況のようです。

その上で先ほど総務部長がフィードバックの話をされましたけれども、そのフィードバックの頻度については1年に1回行っているところが全体の45.8%、半年に1回行っているというのが35.5%ということであります。当市の場合は1年に1回じゃないのかなと思うんですけども、その頻度を上げたほうがいいのか、そうじゃなくてこの1回でも十分機能している、どちらをお考えでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 市の人事評価も制度的にですけれども、制度としては9月に1回中間の面談までは行かないんですが、4月、5月に立てた目標が状況の変化や周りの環境の変化で当初の目標と変わってくる場合があります。そのときに9月の中間面談で若干目標を変えるとか、そういうことをやります。最終的に1年を通してのフィードバック面談というのは年度末にやると。ですので、機会としては2回はあります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） 分かりました。

それで、同じこのアンケートによりますと、アンケートに答えた約7割の職員が「人事評価に満足していない」というふうに回答しているという現状があるようです。

満足していない理由のトップが、「評価と報酬との関連性が持っていない」というのが45%以上です。あと、「人事評価の尺度が定められていない」40.3%、「評価者の好き嫌いによって評価されてしまうため」というのが37.5%といろいろあるんですけども、伊豆市においてはこの満足度調査というのをやられているかどうか分からないんですけども、その辺はどんなふうに把握していらっしゃいますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 今議員おっしゃられたような懸念は、やはり人が人を評価するということですので、ついて回っていると思います。

被評価者も評価者も年に1回は研修をやっています。やはり好き嫌いがあってはいけませんし、人の勤務の評価を点数で表すというのは非常に正直難しいところがあります。ただ、点数で表れないと先ほどの報酬、一番大きいのは伊豆市の場合は勤勉手当への反映なんです。やはり勤勉手当に反映させるには点数でしっかり優劣をつける、そういう必要がありますので、4年、5年試行してきたというのやはりなかなか定着しなかったというのがありましたので、長い期間を試行期間として取っています。

今、じゃ全く上手にいつているのかというと、やはり各職員の中には今議員おっしゃられたような不満持っている職員もいるでしょうし、それがないようにしっかり研修を行って人事評価につなげていくという状況です。

○議長（小長谷順二君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 私23歳で自衛隊の対戦車砲の小隊長になり、14人の部下を持ちました。それから40年間ずっと人事を管理する側で来ました。ただの一回もこれはいい人事だなと思ったことはありません。この人事制度はいいなとかこの人事評価は正しいな、理想的だなと思ったことはただの一回もありません。どこに行っても人事評価は恐らく8割、9割ぐらいはまず皆さん不満持っています。人事異動で60点取るのも難しい、人事異動で80点なんていうのはないですよ。場合によっては50点以下ということもあるのが人事で、ですからある意味ゴールを誰も知らない、それが人事の難しさだろうと思います。

したがって、これは不断の努力でやり方を替えながら、替えながら試行錯誤しながら、しかもその時代によって若い人たちの考え方も価値観も変わりますから、人事はこれさえやっておけばというフォーマットもありませんし、不断の努力を続けるしかないと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） 非常に難しい業務じゃないかなというふうに察します。やはり正当な評価というふうな私、通告書にも書きましたけれども、その答えというのは非常に難しいと思います、人がやることですから。それをこれから将来A Iが導入されて、A Iが評価するような時代になるのかもしれませんが、やはり先ほど教育長がおっしゃったように、人が関わるというのは必ず最後はしなきゃいけないと思います。

ですから、その上で非常にいろんな方法も駆使しながら、これから検討しながらその辺をしっかりと高めていきたいと市長が御答弁されましたけれども。

ちょっといいですか、制限時間過ぎていますがけれども、議長。

○議長（小長谷順二君） はい。

○9番（鈴木正人君） すみません、続けます。

今、近年注目を浴びているのが360度評価ということで御存じかもしれませんが、総務省が地方公共団体における人事評価制度の運用に関する研究会報告書というのを出していただき、人事評価制度に対する信頼の確保のための手法として多面的360度評価を挙げて、評価の透明性とか、信頼性とか、結果の説得力を高める効果があるというふうにしているんです。

それで、実際に自治体では、例えば寝屋川市とか久留米市なんかがこれを導入しているんですけども、具体的に言うと、寝屋川市は理事や部長である職員に対して、上司だけでなく部下とか同格者から評価する。そして、経営企画部担当副市長による行財政改革の取組姿勢の評価を組み合わせるということで、360度多面的評価を実施しているという事例があるんですけども、こういった活用の事例というのは既に研究されているのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 部下を扱う基本的なところなので、私から申し上げますけれども、どれもあまりうまくいったことはないですよ、正直言って。

ずっと以前に私はある総合商社で勤務したときに、そこでは人事評価で平均をやめました。ABCDEのCをやめて、必ず下か上にしろというのはたしか3年ぐらいで耐えられなくて中間点つけさせてくださいとかという話になりましたし、部下による上司評価も、現状はやったことがないのかな、相当やめましたよね。

360度評価とかAIによる人事評価というのは私は将来起こらないと思います。ビジネスの効果はAIでもできて、人の評価ですからできないと思います。

いろんなのを私も経験した中で今のところ私が一番経験的に最も確率が高いと今感じているのは、同期による評価です。同期生があいつはいいとか、あいつはリーダーシップがあるとか、あいつは部下から慕われているとか、あいつは上ばかり見ているとか、経験上ですあくまで、そこが一番割と可能性が高くて、だから慣れた人事部長だと同期の間を聞きまくって評価をするところもあるんですけども、いずれにしても回答はありません。ただ、今全体の人事管理している市長としてはそんな思いを持っています。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） すみません、今回この通告を組み立てるに当たって4番を入れた理由は、実は複数の市民の方から声が寄せられている中で、ちょうど1年前に部長級の幹部職員の方々が多く退職されたんですけれども、今年度また部長職という肩書でなられた方がいらっしゃるんですけども、市民の目からして、そんなに市役所はタレントいないのか、大丈夫なのかというそんな声がちょっと寄せられたんです。

確かに今年度は東京2020のオリ・パラもあったり、新型コロナの対応であったり、いろいろな新規事業やら大型事業やらそういう中で、再任用された部長の皆さんの力もやっぱり必要だったという背景があったと思うんですけども、その辺の人材育成という観点からちょ

っと市民の方からそんな声が寄せられたので、その辺を今入れさせてもらっているんですけども、具体的に背景とか意図であるとか、その辺お答えになれるのであれば市長ちょっとお答えいただきたいんですけども、いかがですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁できますか。

市長。

○市長（菊地 豊君） 確かにイレギュラーな人事ではありましたが、びっくりするような異常な状態ではないと思っています。世の中、原則にはやはり例外があつて、今、佐藤副市長に来てもらっていますけれども、その前の副市長は中伊豆温泉病院の移転があつて4年いただきました。今まで一番長かったです。最初の副市長は県に帰っていただいた後、定年を超えて部長で残られましたよね。あるいは自衛隊でも、統合幕僚長、任期延長、任期延長2年から3年ぐらい長くなった人もいます。

ですから、特段大きな何かがあつたというよりも、人事は毎年同じような人材が市長の前に並んでいるわけでありませんで、時に例外的な人事をやることは行われる、たまたま去年がそうであつたということです。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） しつこく聞きたくはないんですけども、それは後進が育っていないということではないですね。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） どこの社会でもそうなんですけれども、同期にすごい優秀なのが10人、20人いるときと、割とこの期は難しいなというところがあつて、誰がどうだということは申し上げませんが、どちらかという大きな組織になれば、伊豆市も市内では400人近い大きな組織ですから、毎年きれいには行かないこともあるということでお考えいただければと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○9番（鈴木正人君） 誤解していただきたくないのは、決してその人事を否定するものでもありませんし、非難しているものではありませんので、本当に今まで懸命に行政に取り組んでこられた方々にはやっぱり最大限の敬意を表したいと思います。

それで、最後、すみません、時間ありませんので、5番についてなんですけれども、3年後ということで非常に短い短期的なところをお聞きしたんですけども、やはり懸念されるところが市民サービスが維持されるのかどうかというところなんですけれども、市長も先ほどお答えいただきました。

要は行政における生産性向上というのは、結果として市民に満足を与えるとか不満を抱

かせないとか、そういった業務遂行というのがいかにあるべきかというところからやっぱり出発点として考えていくべきだというふうに考えます。それを実現するためには、いろんな市民と接する機会、業務フローとか体制とかサービス水準とかそのサービスの提供方法とかあらゆる改革を同時に行うことが大切で、それをDXも含めて業務の効率化を最大限活用しながら自治体そのものの付加価値を高めていくというのが本来の姿であり、生産性革命を掲げてこれから令和4年度取り組まれるし、今後も市政運営に生かしていくというお話ですから、その辺をしっかりと私も一議員として注視しながら、その辺をしっかりと市民の福祉の向上に寄与するようなそういう行政であり続けていただくように注視していきたいと思えます。

何かコメントあればお願いします。

○議長（小長谷順二君） ありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） ないようですね。

○9番（鈴木正人君） じゃ、終わります。ありがとうございました。

○議長（小長谷順二君） これで鈴木正人議員の質問を終了いたします。

ここで、2時15分まで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時14分

○議長（小長谷順二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◇ 鈴木優治君

○議長（小長谷順二君） 次に、3番、鈴木優治議員。

〔3番 鈴木優治君登壇〕

○3番（鈴木優治君） 議席番号3番、鈴木優治でございます。

議長から発言の許可をいただきました。一般質問という形で質問をさせていただきます。

件名、伊豆市公共施設再配置計画について、市長に求めます。

内容、今般、全員協議会で、伊豆市公共施設再配置計画（素案）が示されました。時代の変遷を経て市町村合併、施設の老朽化、建築基準法（耐震基準）の変更、ニーズの変化、人口減少等々、時代の変化は大変目まぐるしく、激動の時代を想像できずにおります。全国の自治体の抱える問題点の代表的なものが、公共施設の見直しと再編であると承知をいたしております。当市においても御多分に漏れずの状況にあり、厳しい財政状況下、ますます財政圧迫の要因となるのではと危惧するところでもあります。行政は重要課題として一刻も早くこの問題に取り組んでいただきたくお願いをいたします。

伊豆市公共施設再配置計画（素案）の作成に当たり、行政の御尽力に敬意を表します。今日現在に至るまでの総括、反省、評価されたのでしょうか。負の遺産を継承したとの思いの感を持つのは私だけでしょうか。

市長施政方針〔7 行政と議会の相互作用〕の中で、「市民の方々が議会に関心を持ち、市の課題を理解し、市の施策を自分ごととして考えるような場にしていただきたい。」中を中略をさせていただいています。「市が進むべき方向性と達成された姿を市民と共有することが、行政と議会の生産性向上にとって不可欠な条件であると確信しています。」と述べられておりますが、私も共感するところであります。

市民との現状共有の必要、下記のとおり質問をいたします。

①公共施設再配置の必要性の重要度をどのように考えておられますか。

②196公共施設と18公園の公共施設再配置計画をしなければならない現状をどう捉えていますか。所感をお聞かせください。

③廃止、継続、譲渡と方策の区分分けがされています。あくまでも上屋（建物）対象と理解いたします。土地所有状況では、一部借地または借地が見られますが、継続、譲渡の方策の区分けの中で借地の解消策の方向性は買い上げと思われませんが、そのような理解でよろしいでしょうか。

よろしく願いいたします。

○議長（小長谷順二君） ただいまの鈴木優治議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 公共施設再配置の重要度については、私はやはり極めて優先度の高い伊豆市の課題だと考えています。旧4町で一番人口が多かったときが4万人ちょっとを超えていたくらいでしょうか。日本の経済も上向きでしたから、以前であれば小学校の講堂とか地元のお寺とかを公共施設的に使っていたところがどんどん個別目的な施設が増えて、そういうことができる時代だったんだと思いますが、今度はその逆方向に進んでいくわけですから、難しさも承知の上で極めて重要な問題だと考えています。

その中で観光施設については、計画よりもなるべく前倒して早めに民営化を軸として進めていきたい。観光施設は廃止するわけではなくて、よりプロフェッショナルな方々に運営していただくということですので、そこは可能であれば計画よりも前倒して進めていきたい。

市民の皆さんが使われる施設については、これは皆さんの御理解が必要ですから、やはり代替施設、それから近傍の別の施設等をお使いいただくことで対策を示しながら着実に進めさせていただきたい。

それから、借地はやはり長期的には大きなコストですから、伊豆市が市として使い続ける土地施設についてはやはり買わせていただく。どうしてもそれがかなわない場合には、申し訳ないんですが、やはり長年のお礼をした上で返させていただく。ここの基本的な姿勢をぶ

らさずに地権者の皆さんと交渉させていただきたいと考えています。

より詳細な内容について、総務部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 公共施設の再配置の全体の考え方につきましては、今、市長答弁したとおりでございますが、私からは1、2、3に従って答弁させていただきます。

まず、公共施設再配置の必要性の重要度でございますが、伊豆市の公共施設は昭和の後半から平成の前半までに建設され建築後30年以上経過し、老朽化が進行している施設が半数以上となっております。こういった状況の中で今後の財政状況を踏まえすと、全ての公共施設を更新し維持していくことはできず、施設の規模や配置の適正化を図っていかねばなりません。

今年度策定した第2次伊豆市総合計画後期基本計画では、持続可能なまちを創造するため、6つの重点目標を掲げ、公共施設の再配置による適正化は、目標のうち将来にわたる安定的な行財政運営の堅持、これを達成するための重要な施策として位置づけており、また令和3年3月定例会の市長の施政方針におきましても、最重要課題として取り組むと申しております。

②の196施設と18公園についてですが、公共施設の再配置につきましては議員もおっしゃられております伊豆市のみならず、全国の自治体で大きな課題として取り扱われております。国からも計画策定の要請があります。その要因としましては、公共施設の老朽化対策、人口減少による厳しい財政状況や公共施設の利用需要の変化などが挙げられます。

その中でも伊豆市の公共施設は、老朽化率や市民1人当たりの延べ床面積の保有量も全国平均を上回り、県内でも上位となっているなど、今後の公共施設の更新や維持管理において市民の負担が多くなるものと予測されます。したがって、将来にわたる安定的な行財政運営の堅持のため、一部の公共施設のみならず、196の公共施設と借地の問題を抱える公園を含め、コストインパクトが大きい公共施設の再配置を積極的に進めていかねばならないと考えております。

③の借地の解消策の方向性でございますが、伊豆市の公共施設は約半数が借地または一部借地となっております。また、公共施設再配置計画の中で、再配置に向けた骨太の方針として積極的な借地の解消があります。

公共施設再配置計画では、基本的な方針に基づき施設カルテによる一次評価や必要性、公共性などを考慮した二次評価、また利便性や施設所管課ヒアリングなど総合的に検討した中で継続または廃止などの施設の方向性を示しております。その中で借地であっても存続するまたは民営化するとした施設につきましては、議員の御見解のとおり土地を購入させていただく考えでおります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） それでは、再質問ありますか。

鈴木議員。

○3番（鈴木優治君） ①の件につきまして、お答えとしては総務部長のほうで答えていただきましたとおり、公共施設の再編は重要な位置づけということで、まさしく私の質問に対しては重要なんだということでお答えをいただいています。

しかしながら、私が気になるのは、やっぱりこれらの中で素案作成だけにとどめないでほしい。ぜひ再配置の実施・実行に移行していくことについてのまさしくタイムスケジュールというんでしょうか、ロードマップというんでしょうか、これらについては早々な形でやった感だけで、素案で終わるようなことのないように、重要度を踏まえた上でスケジュール感をお示しをいただくと大変ありがたいんですが。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 前回、議会全員協議会で再配置計画の素案をお示しさせていただきました。これは今後10年間、重点的に取り組む施設について記載してございますので、まずは今後10年間のこの計画で示したスケジュールに沿って進めていきたいと。

ただ、やはり総論賛成、各論反対じゃないんですが、実際に使っている市民の方々や地域、地元で丁寧な説明をしながらしっかり進めていきたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

鈴木議員。

○3番（鈴木優治君） 2番にまいります。

いみじくも部長のほうから市民への負担が多くなるものと予測されております、つまり行財政の問題の中で、大変厳しい財政状況が少なくとも数年後には来るんだろうというふうに私も承知おきをしております。

しかしながら、再配置を積極的に進めていく必要があるという言葉を受けて、あえて触れていいか悪いかは大変気にかかる場所ですが、10年ほど前に、これも当然、再配置計画の中に網羅されておりますが、旧修善寺地区の小学校の合併問題、これはのっぴきならないところに来ているのではなかろうかなと想像をいたします。

具体的に言うと、東小学校地には借地が含まれているとか、建物もそろそろリニューアルの時間を迎える等々、しかしながら、小学校は継続をしていかなきゃいけないことだろうと思うんです。議会でなかなかこの問題について、行政側も議員側も言いにくいところである部分だろうというふうに思っておりますが、小学校の再編問題、教育部もおいでになられますので、含めて触れないでほしいというのか、それともこんなふうに思っているとか、思いのほどをお聞かせいただければありがたいんですが。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長からお願いします。

○市長（菊地 豊君） 学校設置は教育委員会の専権事項ですので、財政を持っている市長と

してお答え申し上げます。

これは教育長がいらっしゃるので、いつとは申し上げられないんですが、しかるべき段階では将来構想をやはり決めていただきたい。というのは、私は自分が市長になってから知ったんですけども、以前、伊豆市が発足した頃は12の小学校があったわけです。そこで複式学級になる前に統合する、統合したときに残す学校の整備はしておくという方針だったようです。ところが、まだ決まってもいないのに大見小学校だけ整備するとか、狩野小学校だけ整備するとかできないわけです。ですから、施設を管理し、財源を預かる市長としては、どこかの段階で基本的な構想を示していただき、そして財源を着実に確保していくという順番になるだろうと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○3番（鈴木優治君） 市長にはございませんが、よろしいですか、教育部の方に。

○議長（小長谷順二君） 通告されていないものですから、次回のときに教育長に聞いてください。

○3番（鈴木優治君） 分かりました、結構です。

それでは、市長をお願いをしておきます。ぜひ教育部との議論を始めていただいて、まさしく再編の一環でもあらうと思しますので、議論をお願いをしたいとそれだけお願いをしておきます。

○議長（小長谷順二君） 続いてどうぞ、質問があれば質問してください。

○3番（鈴木優治君） 3番で結構です。

まず、部長のほうで答えをいただきましたお答えの中に、継続または廃止などの施設の方向性を示しておりますということだったんですが、この中に譲渡という文字が再編計画にはあったんですが、なぜなんですかね、消えているのは。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。譲渡の部分。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 再配置計画の方向性の中に譲渡も入っております。また、民営化というのも入っております。

特に民営化する施設については、底地がやはり借地のままだとなかなか民営化は難しいものですから、市が継続的に管理するもの、また民営化するもの、これについてはもう積極的に借地解消、要は買わせていただきたいとそういうことでございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○3番（鈴木優治君） よく分かりました。

私の感覚なんですけれども、例えば借地者も恐らく100%が借地権をお持ちになられている方は市民なんです。行政側の人たちも、市民のためによかれということの中での交渉がこ

れから始まっていくんだらうというふうに理解します。その辺では情緒論ではありませんが、やっぱり地権者に対して丁寧な説明と理解をいただける、両方ともに伊豆市のためなんだということを代替の中で議論を交わしていただけて、順調に地権者との契約を履行していただけたらなというふうに思っています。

私は借地を解消することについては反対ではありません。ぜひそうあるべきだと思いますし、文言の中で前もって私が掲示をしておりますが、負の遺産、これらについてはまさしく方法論も含めて総括の中で、実はぼろっと泣き言を示すとすれば、市長は何でそんなふうに始めたんだらうなという思いもあるのではなからうか。なかなか立場的に言いにくいでしょう。それと、補助金の使い勝手、使用方法等々、それと補助金をもらうときだけではなくて、こうやって30年後にこれらの問題が足を引っ張る、行財政にとって大変問題を残しているということを考えおきしながら折衝に当たっていただけたらなという思いがします。ぜひ大変でしょうが、頑張っってよい方向に答えを出せるように御尽力を願います。いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 御存じのとおり、今4期の半分、14年間市長やってきたわけですが、土地の扱いは難しいと思いました。

いずれの大きな施設も、町の時代に、しかも高度経済成長期、40年ぐらい前に整備したものが多かった。つまり人口も増えて、観光客も増えて、地価もある程度上がったようなときに土地をお借りして、整備したのもたくさんある。今それが歯車は恐らくいずれも逆回転しているわけです。地価も下がり続けています。大変残念ながら修善寺の駅前でも地価が下がり続けていて、したがって、30年前、40年前の借地料を支払うことは正当性がなくなってくるわけです。

そういったもろもろの事情をしっかりと御説明をして、可能な限り土地の扱いはきれいにしていきたいと思っています。これはやはり行政としての公正性にも直接的に影響してまいりますので、もちろん地権者の皆さんへの説明が一番大事な点ですけれども、しっかりと取り組ませていただきます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○3番（鈴木優治君） 質問は以上で終わります。

最後に、要望を1つ。今日は執行部の皆さんがおいでになられていますので、研究をしていただきたいことがございまして提案をさせていただきます。

まさしく公共施設の問題ですので、我々はなかなか立ち入るところがないんだらうと思っておりますが、数か月前に山梨県の南アルプス市というところに行ってまいりました。そこはどういうところかと言いますと当然、山梨県の市なんですけれども、実は県民の森があるん

です。1年半前から私はこちらにお伺いをしていた中で、伊豆市の80%が森林であると。そしてなおかつジオの問題、あとは湖沼、沼とか池ですとか、それと自然の豊富さ、山、川、海等々の問題も含めて、県民の森は静岡県に2つ存在しているかどうかのこともよく分かりませんが、実は浜松市に静岡県の県民の森があるんです。それらを含めて開発、観光、関わる場所の自然、人口減等々の問題の中で、ぜひ伊豆半島に、伊豆市に県民の森を構築をできるかどうかも含めて行政の皆さんに御尽力をいただいて、考えをいただけたらなと思っています。

本当に田んぼがあつて、畑もあつて、そして湖沼があつて、そこはたまたまですが、白鳥も飛来をするところでした。白鳥もおりました。そんなところでしたらいいところだなという思いを含めて、もう山の中ですからこれらを伊豆市と一緒にする思いがございまして、県民の森いいなと、ぜひ観光にも結びつくだろうし。しかしながら県の中に2つ県民の森がいいのかなと、それまでも私は承知おきをしていませんので、ぜひ行政のほうでその辺のことについて、お問合せをいただきながら研究をしてみただけたらなとそう思っています。

そして最後に、公共施設問題は、2017年伊豆市公共施設等総合管理計画に始まり、既に5年が過ぎています。そして、今日現在2022年を迎えているわけです。そして、40年後、2056年までの計画期間の設定で伊豆市公共施設再配置計画（素案）が示されました。責任と緊張を覚えます。市長も述べていますが、現在の我が国の生産性が低くとどまっている理由は、過去に必要な投資を行わなかった結果、そして将来のための投資財源の確保と私もそのように思います。どうぞ大胆にスピード感を持って、将来の伊豆市のために伊豆市公共施設再配置計画を実施断行されることを期待いたします。エールでございます。

以上で終わります。

○議長（小長谷順二君） これで鈴木優治議員の質問を終了いたします。

ここで、委員会室にてモニター視聴している議員が議場に戻るまで、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時42分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

### ◎散会宣告

○議長（小長谷順二君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

一般質問2日目については、明日3月15日の午前9時30分から、発言順序6番の三田忠男議員から発言順序10番の杉山誠議員まで行います。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時42分

## 令和4年伊豆市議会3月定例会

### 議事日程(第4号)

令和4年3月15日(火曜日)午前9時30分開議

#### 日程第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第1まで議事日程に同じ

追加日程第1 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵略を非難するとともに日本政府への影響対策の徹底実施を求める決議

---

#### 出席議員(16名)

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君
13番	青木靖君	14番	三田忠男君
15番	永岡康司君	16番	杉山誠君

#### 欠席議員(なし)

---

#### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	佐藤信太郎君
教育長	梅原賢治君	総合政策部長	新聞康之君
総務部長	伊郷伸之君	危機管理監	稲村俊一君
市民部長	加藤博永君	健康福祉部長	栗山信博君
産業部長	滝川正樹君	建設部長	山田博治君
建設部理事	白鳥正彦君	教育部長	佐藤達義君

---

#### 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 稲村栄一 次長 永沼健一

副 主 任 坂 内 佑 紀

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（小長谷順二君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより令和4年伊豆市議会3月定例会4日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（小長谷順二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（小長谷順二君） 日程に基づき、一般質問を行います。

新型コロナウイルス感染症蔓延防止対策として、一般質問の議員持ち時間を原則20分以内で終了するようお願いいたします。

また、議場の密状態を回避するため、今から指名する議員は、午前の間委員会室に移動し、一般質問をモニターで視聴願います。1番、小川多美子議員、3番、鈴木優治議員、5番、黒須淳美議員、7番、杉山武司議員、10番、間野みどり議員、13番、青木靖議員、以上の6名は委員会室へ移動願います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時30分

再開 午前 9時31分

○議長（小長谷順二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

これより、順次質問を許します。

◇ 三 田 忠 男 君

○議長（小長谷順二君） 最初に、14番、三田忠男議員。

〔14番 三田忠男君登壇〕

○14番（三田忠男君） 皆さんおはようございます。14番、三田忠男です。

議長の許可を得ましたので、市長に質問をさせていただきます。

すみませんが、初めに訂正させていただきます。

件名1の伊豆市スカイラインとありますが、「市」を取っていただけたらと思います。大変失礼いたしました。

改めまして、2件質問させていただきます。

1件目、(仮称)伊豆スカイラインカントリー倶楽部太陽光発電所建設事業の進捗状況と伊豆市の取組について伺います。

伊豆市の将来像として、目指すまちのテーマとして、「自然・歴史・文化が薫る 誇りと活力に満ちた伊豆半島の新基軸・伊豆市～いつまでも住み続けたい 次世代に笑顔をつなぐ礎づくり～」が、伊豆市総合計画のまちづくりの肝となっています。予算もその実現のために編成されています。

そこで伺います。

その総合計画の重点目標2、安全で心地よい生活環境の創出、そのうちの政策2、安全・安心なまちづくりの推進、施策2、持続可能な環境未来都市の実現、作戦2、環境にやさしい取組の推進、カーボンニュートラルへの取組の推進、景観計画の見直しと景観重点地区の拡充がうたわれています。(仮称)伊豆スカイラインカントリー倶楽部太陽光発電所建設事業の進捗状況と伊豆市の取組について、以下のとおり伺います。

1、再生可能エネルギーに対する伊豆市の基本的な取組姿勢を伺います。

2、昨年3月議会での杉山武司議員の質問に対する答弁が、抑制区域・自然環境との調和等調査研究したいと答弁がなされていますが、現時点での検討結果はいかがでしょうか、伺います。

3、市としては、住民の意見に寄り添い事業者に申入れしたいとも答弁していますが、市として市民との情報共有を図るため、市ホームページや広報紙等で現状を周知する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

4、伊豆スカイラインゴルフ場を守る会と事業者が、昨年より民事裁判係争中であると聞いておりますが、市としてどのようにこれを受け止めているのか伺います。

件名2、伊豆市の新型コロナウイルス感染状況とその結果の影響について、対策の現状と課題について伺います。

伊豆市は、いち早く感染予防・防止対策・経済対策や市民生活への支援を各種展開していますが、各種支援策から漏れている市民や事業所がないか心配です。改めて市民に周知する必要があると思い、以下伺います。

1から11まで羅列してありますが、1、市民全体への支援策の実績、2、子育て世代への支援実績、3、貧困家庭への支援実績、4、障害児・者、難病者への支援実績、5、観光事業者、旅館等宿泊業者を含みますが、への支援実績、6、交通事業者への支援実績、7、小売業・飲食店事業者等への支援実績、8、医療・福祉・介護事業者等への支援実績、9、農林水産業者への支援実績、10、コロナ感染者への支援実績等、11、今後検討しているその他の各種支援がありましたら検討状況を伺います。よろしく申し上げます。

○議長(小長谷順二君) ただいまの三田忠男議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

市長として勤務してこれまでの間、太陽光発電ほど急激に地域住民の課題として浮き上がった案件はないのではないかと感じています。国のほうは、F I T（フィット）というのは推進法なんです。したがって、我々は基本的にF I Tでいろんな審査等をしているわけですが、国は総体として、むしろ推進する方向で加速されている。私たちは、自分たちの宝である自然景観とか、環境とか、防災とか、これは地域の市民の皆さんにとって極めて大切な要件であると。そのせめぎ合いで、常にいろんな問題が顕在化しているという状況でございます。市長として、双方の公益性をにらみながら行政手続を進める上で、時に非常に厳しい状況に直面するというのが現状でございます。

個々の御質問については、建設部理事に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） それでは、私のほうから、1、2、3について答弁いたします。

まず、最初に1ですが、取組姿勢でございます。

再生可能エネルギー発電の導入拡大は、国も自給エネルギーの確保、脱炭素社会の実現などの観点から、重要な政策として推進を図っていることから、市としても推進していく考えです。一方、太陽光発電の設置工事による自然地形の改変により、環境への影響や土砂災害が起きやすくなるなど、問題が生じていることから、県も太陽光発電事業を環境アセスの対象事業とするなど、事業による環境上の影響について十分な調査、審査を行っているところです。市としても、再生可能エネルギー発電事業が地域住民の理解を得られ、適正に実施されるように、事業者と早い段階から調整を行ってまいります。

次に、2の現時点での検討状況についてです。

伊豆市の自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例、再エネ条例とありますが、再エネ条例では、第7条で抑制区域の対象となる法令等により再生可能エネルギー設備の設置が制限を受ける区域について列記しております。第7条では、市の景観まちづくり条例による景観まちづくり重点地区とした区域を抑制区域としております。また、通常、開発などの土地利用事業が困難となっております森林法による保安林や土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域で定められた区域も同様に抑制区域としております。

したがって、今後、太陽光発電事業の影響についての調査が進み、事業による災害の誘発などの懸念が生じる場合には個別法による制限が行われることから、市としては、再エネ条例の抑制区域について、個別法に合わせて適切に改正していく考えとなっております。現在は、国の再生可能エネルギー関係法令改正の動向や、県の環境アセスなどによる審査を注視しているところです。

次に、3でございます。

現在、本件に関し、市の再エネ条例上の手続としましては、事業者からの事前の相談の段

階であり、その内容については、事業者の権利や利益を害するおそれがあるものについては公表できません。また、開発行為などの土地利用事業の全般に言えることですが、住民の生活環境に影響を及ぼす事業については、事業者自らが十分な住民説明等の義務を負っていることから、市の再エネ条例においても、第4条で業者の地元説明会や土地所有者及び近隣関係者に対する説明等を行い、良好な関係を保持することを明記しております。事業者が市と地域住民の調整範囲や説明会の開催などの具体的な対応方法について協議を行った上で住民への周知を行うこととなります。

伊豆スカイラインカントリー倶楽部につきましては、県条例に基づく環境アセスメントの手続に関する情報は市のホームページ等で情報公開しております。また、本案件の手続状況は今月の広報紙にも掲載しております。

4番でございますが、係争中の民事裁判に関するものであり、伊豆市がコメントする立場にありませんが、市内の案件でありますので、今後注視していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 三田議員、再質問ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 私の手元にですけれども、私の生まれ育った旧中伊豆町の私の先輩たちであります元村区長、小川区長、西区長の連名で、上白岩地区の山林200ヘクタールを開発し、ゴルフ場、その他の施設を建設する計画について、時代の要請とはいえ絶対に代替地を求めることができない農民の糧とする水田の上流であり、約380ヘクタールのうち200ヘクタールが開発されれば、その下の西川という川があるんですが、西川の災害を増大すると思慮し、甚大な被害をもたらした大正9年の大水、昭和33年の狩野川台風を鑑みるにつけ、開発を危惧するもので、水源を固く守っていただきたいと、昭和37年当時の中伊豆町長、中伊豆町議会議長宛てのお願いの文書があります。

地域のおじいさん、おばあさんたちが命がけで守り抜いてきたおかげで、私はこの地に生を受け、守り育てられ、今があります。したがって、この地の美しい自然と地域の文化と歴史を守り、発展させ、後進に伝えていく役目が、今を生きる自分にはあると自覚して、再質問をさせていただきます。

令和3年6月議会で、自然エネルギーの活用と環境との調和等について質問し、今回3回目になるのでしょうか。そんな背景の下で質問をさせていただきます。

私も、いろいろこの質問を通じながら勉強させていただいて、全国で起きているいろんな事例とか、あるいは条例のこととか、それなりに勉強させていただくと、もっと踏み込んだ条例があったり、市長が先ほどおっしゃっていたような、いわゆる供託金をちゃんと置いていきなさいって条例があったり、あるいは、後ほど触れたいと思っておりますけれども、パネル1枚に50円の目的外税というのでしょうか、地方税をかけて、今後の対策とか、環境整備のために使うなんていうこともあって、条例というのは場合によってはつくり替えてもいいのかな

なんてことを思いながら、1の質問に入らせていただきます。

私も自然再生エネルギーというのは、基本的に賛成の立場でいますけれども、それはあくまでも法律を守った上での、あるいは地域の環境が破壊されない上での再生可能エネルギーだと自覚しているものですから、万が一、そういうことが市に起きていけば、それは何としても止めなきゃいけないし、あるいは、条例等に適正な取組ならば、住民の理解を得て事業を適切に推進し、伊豆市の発展のためになるようにしてもらわなきゃいけないなと思っています。

基本的に、行政ですので推進の立場と聞きましたが、この推進の立場でも住民の要望等を十分踏まえて業者には対応して下さるということで私は理解していきまして、県への環境アセスメントの伊豆市の意見も、一応にそういった意見に沿ったことがあり、かつ伊豆市議会でも請願として出されたものを意見書として県に上げて、その線に沿って県からのアセスメントの意見書も出ていると私は理解になっているんですが、もっと踏み込んで、何ていったらいいんでしょうか、もっともっと推進して、いわゆる伊豆市に面積的な割合としてもっと広がってもいいのか、それとも、もうそろそろ抑制の時期に来ているのか。同じ推進の立場でも、何か目標値みたいなことを踏まえて、数値目標とかがあって推進するのかどうか、その辺をちょっと伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 最初の、もっと抑制区域を増やしたらどうかということに置き換えられると思うんですが、最初に申しましたように、再生可能エネルギー自体を推進していくということで、当然改正等もその趣旨に沿った国の法律の改正が進められていると思います。ただ一方で、問題のある箇所についてはしっかり規制をしていくということだと思いきまして、そういったことを今注視していると。環境アセスという中で今十分検討していただいているものから、その結果を待って対応していくという考えでございます。

一方で、やっぱり伊豆スカイラインカントリー倶楽部は、これまでの答弁でも申しましたように、開発済み地となっていますので、他のいろいろな太陽光発電と異なりまして、地形地物、林地開発の許可とか、伐採の許可とか、そういったいろいろ地形地物の土地利用上の規制がかからない区域となっておりますので、一般的な事例と申すにはちょっと違うものから、今は環境アセスの中で審議された内容について、今後検討していくという段階でございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） そうですね、いろいろ調べていきますと、この事業は、本来伊東市で行われるような事業があつて、それが何らかの理由でできなくなって、伊東市の、何てい

いましたかね、伊東市の絡みの中で16キロ離れた伊豆市に持ってきて、伊東市発でAサイト、Bサイトって種類はあるみたいですけども、伊豆市で造ることになったと。それを送電線を、何か最初の説明では地下に埋設してつなぐなんていう極めて全国でも珍しい事例だと理解しているんですが、それは別段違法じゃないというような解釈の下でやっているみたいですけども。それまでして、本来伊豆市に最初から造ろうということじゃなくて、結果として何か伊豆市に来てしまって、本来伊豆市が求めている事業ではなかったような気がしているんですが。

同じ再生エネルギーの推進でも、大自然の中に造るっていうやり方より、もっともっと、荒廃農地とか、あるいは安全なところ、あるいはこれからできるだろう家屋とか、あるいはこういった、もし校舎等を造った場合、そういった建物の屋根の上に造ることによって、いわゆる推進するってやり方もあるような気がしますが、何もゴルフ場等の開発のところに造らなくていいんじゃないかなって気がしているんですけども。くどいですが、同じ推進といっても、もっとこう、伊豆市のこういうところに造ってほしいんだよというふうな要望等あってもいいような気がするんですが、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） もちろん、推進という中には、これまで市長の答弁でもございましたように、個別の住宅の屋根に太陽光のパネルを貼り、再生可能エネルギー事業を推進するという政策もございますが、今回の伊豆スカイラインカントリー倶楽部にありますような、開発による太陽光発電に関しては、あくまでも地権者、事業者が行いたいというものを申請して始まるという内容になってございます。それについて問題があるかどうか、安全上の問題等いろいろ審査しまして、許可するかしないかという流れで認められた権利でございますので、これについて、最初からやるやらないという形で指導するという話はございません。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 指導という言葉が適切か、私は分かりません。伊豆市の姿勢としては、そういったところじゃなくて、もっとこんなところに造ってくれて、誘導するっていうのもちょっとおかしいかもしれませんが、伊豆市で造ってほしいのはこういう土地なんだよというのは、業者に伝えることっていうのは可能だと思ったんですが、そういう言葉をちょっと、いわゆる行政的なことではいかなものかということになるんでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 伊豆市の中において、全て土地については土地利用の方向性が

大体決まっております。農地は農地、森林は森林という形で決まっております、おおむね建築が伴うような開発に関しては、その森林を伐採し建てるということについて、一定のその指導はございます。ただ、太陽光発電については、例えば20年の暫定ということで、工作物扱いで建築物じゃないものですから、そういった誘導やその規制の対象にはなってはございません。あくまでも土地を改変する、つまり森林を伐採したりだとか、農地を埋めたりだとかいったときに、それが将来農地にとって問題があるかどうか、または森林にとって問題があるかどうかの審査となりますので、誘導とか、この場所へどうだという指導というのはいきないと思います。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） できないってことですか。分かりました。本当にできないかどうか、また私も研究させていただければと思います。

2番目に入りますけれども、同じことです。抑制区域等、いわゆる推進区域と抑制区域とをつくっている自治体もあるような気がしたものですから、いわゆる法の枠の中でできないということについて、じゃ、ほかの自治体はどうなっているのかなということも思ったものですから、今の質問にさせていただきました。

あと、3番目の広報の問題ですけれども、いわゆる当事者になってからしか初めて気がつかないってことがありまして、このゴルフ場の問題は、伊豆市全体の問題だと私は理解したものですから、こういうことが今伊豆市で起きていますよということは、いわゆる行政というか、その区っていうか、分かりませんが、やはり市民が知っておく必要があるんじゃないかと。そういった意味では、今伊豆市で起きていること、これは他の事業の広報とも同じですけれども、そんなような観点から、広く周知するってことは行政の責務としてあってもいいんじゃないかなと思って質問したわけです。たしか、手続論的なものはありましたけれども、こんな事業所が来ているとか、いろいろ当事者じゃないと、くどいですが分からないということなんです。

前回にも聞かせていただきました17事業所が来ているということだったんですけれども、時間がたっていますので、今現在、どのぐらいの事業所がどのぐらいの面積で、伊豆市全体でパネルが設置されているかお答え願えますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） まず、最初の一般的な開発に関しては、事前協議の段階の中で、当然そういった業者の不利益になるようなことは公表できないということはお話しさせていただきました。ただ、この再エネ条例上は、そういったことも含めて、1番の答弁で申しましたように、なるべく早い段階で住民に事業の内容について知らしめて、無用なトラブルを

避けるようにということで事業者に指導しているものですから、その点については、十分広報というか、公表して、問題点が出ないようにするという点については、この再エネ条例が役目を果たしていると考えております。

相談があって、すぐに大体は担当のほうで、区長さんやそういった方々に、利害関係者に、そういったことを周知してくださいと。あくまでも相談の段階ですので、何度も申しますように、事業者側のほうが利害関係者のほうにそうしたものについて周知するという流れになっていますので、十分それについては再エネ条例は役目を果たしていると考えております。

今現在、どの程度太陽光発電が出ているのかについては、今手持ちの資料がございませんので、また後で報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 具体的な数がここでは結構ですけれども、いわゆるそれ以降も増えているという理解でよろしいでしょうか。あるいは、申請件数が、まだまだ幾つも抱えている件数があるということでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 増えているという考え方については、一旦諦めた地権者の仕掛品とありますが、そういったものがまた復活する、事業者を代えて提案するっていうのもございますので、やっぱり再生可能エネルギーの発電事業に関しては、FIT法等の買取り価格については年々下がっているような状況でございますので、早い段階で上げておきたいという業者の思惑もあり、相談件数は増えていると思っております。ただ、これが本当の実質件数、昔からの実件数として増えているのかどうかについては、一概には言えないと思っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 先ほど、条例で信託しなさいといった条例をつくったとか、私、ちょっとどこかで読んだものですから述べたんですが、そういった条例があるということは御存じ、ちょっと失礼な質問になりますかね、認識しているでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） これまでも申しましたように、市の再エネ条例としては、抑制区域を持っているという区域においては、県の中でも先進的な条例だと考えております。ただ、その抑制区域については、当然抑制する目的というものについては、厳密にやっぱり中身について住民に利害関係が生じるものですから、中身を審査され、決めていくということ

の流れになっていまして、今申しましたように、景観の重点地区については今後も増えていく、そういったところについては抑制区域になっていくだろうし、当然個別法で守らなきゃならない区域が増えれば、それは増えていくということになっています。あくまでも再エネ条例は、そういった個別法を補完し、それらをしっかりと事前に指導していくという考え方に基づいて定めていると考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 私の昨年の6月議会での質問に、市長が最後に、全国市長会の実情として、まず解体費用を供託すること、次は積み立てること、それもできなければ、その事業者、事業団体、再生エネルギー団体なのか、太陽光発電団体なのか、その業界が撤去することと、3段階で要望を出していたと。国としても、撤去費用を積み立てる方向で義務化まではいっているようですという答弁がありますが、それを条例でやっている自治体があるという私の理解なんですが、市長はその点の御見識があれば教えていただけますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 条例の中で、独自の条例を持っているところまで、特に太陽光パネル税ですか、これもそういうのができるんだという認識でいました。条例は法律の上向きはできませんので、FITの基本的なところを乗り越えてというのはできないんですが、独自の税をつくることのできるんだなど。

ただ、これまでの自分の経験の中で、税制を扱うことは非常に難しいことを経験してましたので、税を独自に導入できるのはどうなのかなと思って、その他の先進例については正直言って驚いたところがあります。ただ、将来の撤去費用の供託、あるいは積立てとか、太陽光パネル税を仮に導入しても、これやっぱり建設が前提になるんです。やむなくと言ったらおかしいんですが、将来20年、30年後に山の中に残さないように撤去しなさいというのは、これは何としてもやらなければいけないし、国は今年の7月だったでしょうか、それが法律で義務づけられるようになっていて、たしか承知しています。今年の7月かどうか、今ちょっと確たるものはないんですが。

ただ、基本的にエネルギー源の多様化は、みんな国民は同じだと思うのですが、何もこの美しい国土で山を切り開いて、あるいはゴルフ場は御存じのとおりゴルフ場利用税というのがありますので、行政に貢献度の高い産業をわざわざ転用してまでということを見ると、すごく違和感があるんです。すごく違和感があるんですこの太陽光だけ、不思議なことに。ただ、FITはとにかく推進せよ推進せよという基本的なベクトルですから、何ていうんでしょうか、やっぱり温度差を感じます。

ただ、行政手続ですので、現行の法制度を超えて厳しくできませんし、後づけで行政指導、あるいは条例をつくっても、それは多分逆行する。何ていうんでしょうか、対立を先鋭化する

るだけで、法的効果はありませんので、これ非常に難しいところだと思っています。行政手続に入れば、実際に我々は法律の中での太陽光エネルギー、再生エネルギーとは別の林地開発とか、防災とか、国立公園とか、別の個別の制度で検討するしかありませんので、今そういう非常に厳しいというんでしょうか、あまり自治体には手段を持っていないような状況に直面しているということです。

それが現状の御説明なんですけれども、そこでさっきの議員の御質問で一つ気になったのが、今実際に申請手続を準備している事業について、こちらでどうですかという事はなかなかそれはできないと思います。向こうは向こうで準備をされているんでしょうし、それは手続が取られているんでしょう。ただ、これとは別に、伊豆市として全体的に弊害の少ないこの地域、一定の面積があります、ここでなら伊豆市としては太陽光発電を推進するようなそんなところを市として地権者の皆さんの同意を得ながら進めていく必要性はあるのだろうかと感じております。ただ、現在検討している個別の事業にはなかなかそれは適用できないということだと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 先ほど市長がおっしゃったのは、岡山県の美作市ですか、目的外課税で1平米、1平方メートルですか、50円の目的外課税をやって、5年間課税して、その積み立てたお金の中でそういった撤去費用の問題とか、あるいは環境を破壊したときの工事費だとかに充てると。ただ、それにも賛否両論あるらしくて、4回ぐらいの議会の継続審議になって、やっと昨年やって、今総務省に上げているってことですがけれども、そのことを注視しながら、いわゆる撤去の問題が非常に危惧して反対する人もいるものですから、そういった問題を解決するとまた違った展開になるのかなと思いつつ質問させていただきました。ぜひ、これについても研究していただけたら幸いです。

今回は20分しかないということで、もっとやりたいんですが、1件目は終わらせていただきます。

2件目のコロナ関係をお願いいたします。

○議長（小長谷順二君） 新型コロナウイルス感染状況について、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 危機管理監に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） それでは、私のほうより1から11番につきまして説明のほうをさせていただきます。

1、市民全体への支援策の実績につきましては、感染拡大防止対策事業と生活支援・経済対策事業の2つの柱で行っております。

まず、感染拡大防止対策事業として、新型コロナウイルスワクチン接種は、現在約90%の

市民が2回の接種を完了し、3回目の接種につきましては、接種率約42%、予約率約50%です。このうち、高齢者の接種率は約73%でございます。また、5歳から11歳の子供につきましては、今月4日から集団接種にて実施しております。注意喚起等の周知として、新聞広告掲載などを行いました。

生活支援・経済対策事業として、伊豆市で食って得券事業、市民限定宿泊割引事業、プレミアム付き商品券（いずっち券）を実施しております。個別事業につきましては、2番以降で説明をさせていただきます。

2、子育て世帯への支援実績につきまして、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金として、児童1人当たり5万円の支給で合計385人、1,925万円を支給しました。また、子育て世帯への臨時特別給付金として、児童1人当たり10万円の支給で合計3,062人、3億620万円の支給が完了しております。

3、貧困家庭への支援実績につきまして、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金として合計2世帯、36万円を支給しております。また、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金として1世帯当たり10万円で合計2,400世帯、2億4,000万円の支給が完了しております。

4、障害児・者、難病者への支援実績につきまして、聾者のコロナワクチン接種に当たり、接種予約や接種会場における介助のため、14件の手話通訳者の派遣を行いました。また、障害者の優先接種として対象とする約500人へ案内をし、7月までに約200人が2回の接種を完了しました。

5番、7番、9番の産業部が所管しました支援策につきましては、事業ごとに区分できないため、大きく「感染拡大防止対策事業」と「生活支援・経済対策事業」に分けて、主要なものの実績をお答えさせていただきます。

まず、感染拡大防止対策事業です。

営業自粛要請協力金ですが、宿泊業者、飲食業者及び観光施設に営業の自粛を要請し、359事業者に約2億5,700万円を支給しました。次に、感染症対策促進奨励金ですが、静岡県の「ふじのくに安全・安心認証」を取得した市内の飲食店・宿泊施設を対象に、3月10日時点で飲食店182件、宿泊施設105件の計287事業者に約5,000万円を支給しました。

次に、生活支援・経済対策事業です。

伊豆市で食って得券事業ですが、市内の登録飲食店で利用できるプレミアム付き飲食券の発行を2回実施し、1回目は8,370冊、2回目は1万冊を販売し、総事業費は約2,400万円でした。次に、地域経済応援給付金事業ですが、売上額が減少した市内の中小企業者に給付金を支給するもので、1回目は441事業者、2回目は486事業者に対して約9,500万円を支給しました。次に、経済変動対策貸付利子補給金事業ですが、借入れから3年間、利子を補給するもので、対象事業者は76事業者、3年分の総利子補給額は約6,000万円を見込んでおります。次に、市民限定宿泊割引事業ですが、対象は市内宿泊施設に宿泊する市民で、1,598枚が利

用され、事業費は約900万円でした。次に、プレミアム付き商品券（いづっち券）発行事業ですが、伊豆市商工会が実施するプレミアム付き商品券（いづっち券）発行事業に対し補助金を支出し、3万冊が販売され、事業費は約7,000万円でした。次に、観光誘客促進臨時対策事業ですが、観光協会が実施する宿泊割引事業に対し補助金を支出し、クーポン券約1,000枚が利用され、事業費は約1,000万円を見込んでおります。

9の農林水産業者に対しては、国の緊急対策である高収益作物次期作支援交付金を活用して、事業主体であるJA伊豆の国と連携して生産者の支援を実施しました。

6、交通事業者への支援実績といたしましては、令和2年度に公共交通事業者支援給付金事業として、路線バス及びタクシー運行事業者6社に対し300万円の補助を行っております。今年度は、市内を運行する路線バス会社を対象に、キャッシュレス決済機器導入事業費補助として年度末に330万円の支出を予定しております。また、事業者に対して直接の支援ではありませんが、公共交通利用促進券交付事業として、65歳以上や障害者手帳をお持ちの方などに対し、市内交通機関で利用が可能な促進券3,000円分の交付を行い、事業費として約1,990万円、48.9%の利用をいただくなど、交通事業者を応援させていただいているところでございます。

8、医療・福祉・介護事業者等への支援実績につきましては、77の事業者へのマスクや消毒液の配布をはじめ、国・県の支援策の情報提供や相談対応をしてきました。また、ワクチン接種につきまして、医療従事者や施設職員等エッセンシャルワーカーに対する優先接種や、入所者の接種に対する医師の調整を行ってきました。

10、コロナ感染者への支援実績等につきましては、新型コロナウイルス感染症による自宅療養者及び濃厚接触者の方に食料品等の支援を行っており、支援の実績としましては、3月10日現在で陽性者25名、濃厚接触者42名、計67名の方々へ配布をしております。

11、今後検討している支援策がありましたら検討状況を伺いますにつきましては、市内の感染・経済状況を見極めた上で、感染防止対策と経済対策を両輪として、効果的かつ実現可能な支援策を講じていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） いろいろありがとうございました。

まずもって、市長を先頭に全庁を挙げて、先手先手での蔓延防止策徹底や、市内事業者・経営者への支援、市民生活の影響軽減策等に取り組み、いち早く児童への予防接種等、日々の御尽力に対して、まず敬意を表します。取り残された市民はそれでもいないのか、あるいは支援を受けられない事業者はいないのか、共に検証していきたいと思い、この一般質問をさせてもらっております。

いろいろ多岐にわたって確認させていただいたのは、そういった意味でございまして、特

に私の分野でありましたところでは、まず6の交通事業者からいくと、何か国のほうでも動いていたみたいですが、貸切バスに対する援助がちょっと足りないんじゃないかっていう声が全国的にあるみたいなこと聞いているんですが、伊豆市では、市長の言葉を借りれば、予防接種等にそういったバスを貸し切って次のところ行ってくださいみたいなのがありますけれども、そういった間接的にはあるんですけれども、何か貸切バスに対して直接的な支援実績というのは、伊豆市としては何かあったんでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 貸切りバスへの補助でございますが、具体的にはありません。市長のほうからも先日ありましたとおり、観光バスに対する補助は不足をしております。

市といたしましては、交通事業者へのまずは支援という形でやらせてもらっているんですが、観光バスにつきましては、公共交通利用促進券の交付事業ということで、それが対象になる補助となります。これについては、議員御指摘のとおり、補助については薄くなっておりますので、どういうものができるかというのは、今後ちょっと検討はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 次に、9番の農林水産業の支援で、これもちょっと細かくどんなことが行われたのか。浅田藤二君の質問にもありましたけれども、いわゆる飲食店等にお米とかが卸せなくて米価が下がってしまったとか、いろいろ経済的な損害を受けている農民がいるというようなことも新聞報道であります、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 農林水産業者への支援としましては、先ほど危機管理監からもお答えさせていただいた地域経済応援給付金等々、個人事業主として把握できるものについてはそちらの対象となっております。

ですので、特にこれといった作物ごとということではないんですけれども、先ほど危機管理監が申しあげました高収益作物につきましては、こちらは国の制度、農林水産省の制度でございますけれども、JA伊豆の国がその主体となって、私ども市としては、現地の把握であるとか、測量等々をJA伊豆の国と共に支援したという実績がございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 何か売上に対して何%か、あるいはある事業所の規模に応じていろ

いろあったみたいですが、本当はもっともっと助けてほしい、いわゆる小規模というか、小規模農家の救済あたりがなかったような気がしたんですけれども、基準をどこかで引くってことはある面でやむを得ないと思いますけれども、いわゆる、そこから落ちこぼれているような農業所得者っていうのは何%かあったんでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 農業の中でも、なりわいとしてやられているのは、やはりワサビ、シイタケを主とする産業でございます。今議員御指摘のような、全ての方、小規模という言葉が正しいかどうかはちょっと分かりませんが、そういった方々については、地域経済応援給付金においても、やはり売上というのを一つの指標として制度を構築しておりますので、そこに至らない場合については、申し訳ないですけれども対象ではなかったということで、通常の兼業農家の皆様、米、水稻を中心とした方々への支援っていうのは、この地域経済応援給付金の中では対象ではなかったということでございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 8番目、医療・福祉・介護事業者等への支援実績、これは国のほうでいろんな各種制度が展開されているみたいですが、伊豆市独自としては、利用者の手控えによる収入減とか、あるいはコロナ感染等によって入院が止まってしまったとか、そういった事業体への何か支援っていうのはあったんでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 市独自の支援金というのはございません。ただ、各事業所で、濃厚接触者ですとか、感染者も含めてですけれども、例えば、PCR検査キットが足りないだとか、あと、実際に出勤できない職員がいて困っているというようなことは伺っておりますので、そういったことに対して、また検討していくことも必要かと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 先ほどから確認しています何かまだ行き渡っていない業種とか、行き渡っていない市民等がないかということなんですが、そうした行き渡らないところに対して、他の自治体等でこういうのをやっているというような知見は持っているんでしょうか。例えば、先ほどの観光バス、貸切りバスですか、そういうところに何らかのこんな形でやっていたと。だけれども、それを検討した結果、伊豆市としては違う政策を取ったとか、そんな事例があったらお教えいただきたいんですが。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 大混乱の中で、丸々2年間、伊豆市としては本当に試行錯誤しながら、何とかやるべきことをぎりぎりのところは何とかできたんじゃないかと思っているんですが、隙間だらけです。まだ行政の手が届いていないところがたくさんあります。

1つは、今議員御指摘になったように、かなりの数量を持っている貸切りバスとか、公共交通機関については、あるいは伊豆半島広域で観光事業をされている方は、伊豆市の中だけで事業を展開されておりませんし、資産を伊豆市外でたくさん持っておられる方もいらっしゃいますので、本当はそこは広域でやるべきだと思うんですが、そこにもなかなか国・県の支援が届いていないというのが現状だと認識しています。

その上で、今回まだ新型コロナの危機的な事態が克服できたわけではありませんが、今私が非常に危惧しているのは、情報のネットワークを行政が持っていないということです。将来、同じような問題が起こったとき、別の新型インフルエンザが出たときに、今回の教訓、つまり事業の業態によって支援の対象と内容が違うというものが大きな問題になることがあり得るわけです。一番最初は宿泊と飲食だけでしたから、お土産物屋さんはどうするんだとか、それから食材提供しているところ、酒屋はどうするんだとかいう議論がものすごく沸騰して、補助金を出して、飲食店や旅館さんからそちらにはお金は回りませんから、そこで止まっていたわけです。そこで、観光協会加盟者は全部支援しようとしたら、駅前のお土産物屋さんは観光協会に入っていないとか、当然ワサビ生産者も観光協会に入っていないとか。

そこで、事業の業態によってではなく、事業の規模によってこちらからプッシュ型で支援する必要性が将来はあるのではないかと考えているんです。家内産業で売上げがどれくらい、あるいは、かなり幅広くやっていて従業員が100人いて、収益はこれくらいの事業という、事業の規模に応じて支援する必要も将来出てくるのではないかと商工会とも相談しているんですが、そのネットワークがないんです。やはり個々の店の収益は開示できないとか、個人情報とかという話になると。しかしそれを乗り越えないと対応できないわけです。

そこで、将来のために、少なくとも事業者の情報ネットワークは構築してもらおうと考えていたところなんです。来年度事業で商工会がまずはそれを実施するという話を聞いておりますので、そこで商工会が構築しようとしているシステムが弱ければ、今確保させていただいている予備費等を充用して、より効果的になるものにできるように支援しようと考えています。

その上で、産業振興協議会に加盟している観光協会、それからJAも入っていますから、産業振興協議会には、そのなりわいとしている農業生産をしている方々のネットワークもそこにいけば、今議員が御指摘のような漏れがないような状況にはなるのではないかと。ここは令和4年度事業の中で、まず情報ネットワークは必ず構築したいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 非常にいい意見をいただきました。ぜひよろしくお願ひしたいなと思います。

その中で、私の分野でありました8番目の77医療関係、福祉関係の事業所のいわゆる経営状況の落ち込みとか、何かコロナの影響の経営状況の調査等はなさっているんでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（栗山信博君） 全ての事業所に調査は行っておりませんが、大きな社会福祉法人ですとか医療機関のほうには、少し話は伺っております。

先ほど申し上げたとおり、やはり感染対策ですとか、ワクチンの検査キット、そういったものでかなりお金を使っている。あるいは医療機関につきましては、やはり診療を止めたりということはかなり減収になっているということは確認しております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） いわゆる観光とか旅館業者にある種の補助金が出たと思うんですが、同じような発想の下で、事業体としてのそういった分野の人たちに、規模に応じて幾らとかいう現金給付みたいなことは検討されなかったんでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 先ほど市長も申し上げたとおり、規模に応じてというところですが、私どもが今、データといいますか、資料が分からないというのが現実でございます。ですので、今回この2年の中での、特に経済対策におきましては、やはり申請者からその売上げ等の実態を報告いただいて、その金額に応じて判断をして補助金等を支出したというのが現状でございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 私の体験ですけれども、この医療・福祉・介護等の分野は、市というよりはどっちかという国の方を向いて仕事するものですから、国に対する要望というのは出るんですが、直接自治体に対する要望ってないんですが、あるいは観光とかそういった商工団体の人が直接市に何とかしろというような話を持ってくると。そうすると、そういった情報が入りますから、市も何とかしなきゃいけないってなるんでしょうけれども。8番目の医療・介護の分野って、なかなかそういった要望を出さないというか、出せないってどうか、何かちょっと違うんです。

そんなところの中で、先ほど市長が言ったアウトリーチみたいなことをどんどん行政が積極的にやって、いわゆる一種の地場産業ですので、よく前から言わせてもらっていますけれ

ども、4分の3は税金としてこの伊豆市に投入されてくるわけで、それが消費経済に回るわけですから、その分野の産業も、あまり産業と言っちゃいけないみたいですが、その分野の事業も、伊豆市にとっては、従業員もたくさん抱えていますし、非常に大切な分野だと思うんです。そういったところが、経営的に落ち込んだということについて、何らかの伊豆市としての支援策もあってもいいのかなと思って、この分野も書かせてもらったんですが、改めて福祉事業分野で、何かそういった経営的な落ち込みのところに対する支援策みたいなことは検討できないでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） これも私がずっと申し上げている伊豆市単独ではなくて、やはり伊豆半島広域で、少なくとも、3次救急圏はかなり広いんですけども、御存じのとおり2次救急圏、おおむね田方医師会圏内くらいでは連携を取ってやらないと、実効性がないと思っています。

私は、医療とか福祉については門外漢だったんですが、市長という職を通してやってみると、本当に病院が努力すると厚労省が制度を変える。お医者さんを何とか、看護師さんを何とかって対応すると、またしばらくすると制度が変わる。本当にこんなに苦しい産業、産業と言ったら今御指摘のように、経営管理上、こんなに制度が変わる産業ってそうそうないのではないかと考えているし、何十人のお医者さんが欲しいわけではない、中伊豆温泉病院とか伊豆赤十字病院であれば、あと1人、2人のお医者さんが欲しいだけなのに、何で10年お願いしても来ないんだろうかと思うこともあります。もう今、私の愚痴になっているんですけども。

そういった状況を重々承知した上で、この感染症対策について言えば、観光地である伊豆市は、そのなりわいである旅館・飲食店に、お願いですから仕事を止めてくださいってお願いをしたわけです、特に2年前の5月の連休。ところが、医療とか介護はお願いですから続けてくださいというお願いをしているわけです。そうすると、損失補填的な支援というものと、なかなか制度的になじまないものですから、実体を見ながら、その実態に即した対応策というものを考えなければいけないので、そこはその対応策は構築されていないというのは承知しています。

ここで終わるわけではありませんので、市内の医療機関を含めて、田方医師会の圏内の中で調整を図りながら、国に申し上げるべきところ、県に申し上げるべきところはしっかり提言していきたいと考えています。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

三田議員。

○14番（三田忠男君） 発信力のある市長の今の意見を聞きまして、心強く思いましたので、ぜひその分野でも発信をお願いしたいなど。

以上で終わります。

○議長（小長谷順二君） これで三田忠男議員の質問を終了いたします。

ここで10時40分まで、約12分間休憩といたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 波多野 靖 明 君

○議長（小長谷順二君） 次に、11番、波多野靖明議員。

〔11番 波多野靖明君登壇〕

○11番（波多野靖明君） 議席番号11番、波多野靖明でございます。

通告に従い、一般質問を行います。

件名1、消防団の施設環境と優遇措置について伺います。

「空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節となっております。お休み前の火の元には十分注意してお休みください」、冬になると毎晩、消防団が市民の皆様へ夜警で声をかけながら巡回をしてくれております。私も消防団経験者ですが、御近所からは「毎晩夜警に回ってくれていて安心する」とお言葉をいただくとうれしくなります。火災となれば、いち早く合流できる団員から詰所に集合。仕事が途中でも切り上げて火災現場に向かうことも多いでしょう。ふだんから有事の際には、昼夜を問わず迅速な対応をしていただけることに感謝しております。

しかし、私が聞いた話で、何とかしなくてはいけないと思ったことがございます。火災発生時に詰所からポンプ車が出動後であったため、現場近隣の商業施設の駐車場に車をとめ、消火活動に当たったところ、鎮火後に詰所に戻ろうと車を取りに向かった際、商業施設の方に勝手に車をとめた、邪魔だと言われたことに対し、火事だったからという言葉は自分の中で飲み込み「すみませんでした」と謝る団員。よく聞けば、そもそも非常時に詰所に車が置けないこともあり大変困るというお話でした。消防団活動というものは、本人の地域愛や正義感、地域住民の理解と協力、そして行政の力強いバックアップの下になり得ると考えております。

そこでお伺いいたします。

①市内消防団を取り巻く環境について、詰所の駐車場の有無について。②なり手不足の解消のために現在進めていることはありますか。市長にお聞きいたします。

件名2、コロナ禍における市内小中学校の行事・授業について。

オミクロン株と思われる今回の第6波は、伊豆市でも市民の皆様へ多くの感染者、濃厚接

触者の方が出ています。そんな中で、お子さんの親御さんからの御意見を伺いました。お子さんが濃厚接触者ということで学校に登校できず自宅待機。その間、学校からは宿題が出されたが、タブレットで授業はできないのか。一般社会では、仕事、会議でウィズコロナとしてリモートワークが進んでおります。しかし、学校で1人1台のタブレットが渡されても、このときに活用されず、親御さんとしては授業に遅れてしまい、周りについていけないのではないかと心配になるという内容でした。コロナが流行して、はや2年が経過しようとしています。社会的にウィズコロナの対応が進んで、学校の中でもさまざまな分野で対応していると思いますが、お伺いいたします。

①コロナ感染、濃厚接触者で休んでいるお子さんに、どのような対応をされましたか。

②今後どのような対応が必要と考えますか。

③現在のタブレットの活用状況と今後の活用方法について。

④子供たちの命が優先される中、それでも学校生活に充実感を持たせるためにも、ウィズコロナでの学校行事をどのように取り組んでいますか。いずれも教育長にお聞きいたします。

件名3、伊豆市の玄関口、修善寺駅と周辺の活性化について。

2014年に新駅舎が完成し、東西南北に行き来できるようになったことは、市民生活において大きな利便性の向上となりました。大変便利になった一方、駅利用者として、強風時、特に冬場は風が冷たく利用者に優しくないという御意見を少数ではありますが耳にいたしました。

そこで、バスやタクシー、送迎待ちの方にも利用しやすくするための対策は取れないでしょうか。また、地元有志による西口広場の有効利用やイベント企画がよく行われていたが、コロナの影響で控えることが多いでしょう。コロナが収束したら盛大に行いたいと思っている方が多いのではないのでしょうか。それまで何とか持ちこたえようとしている事業者、つらくても前を向いて頑張ろうとしている人々、多くの市民がコロナ収束とともに心から笑顔になれる活性化を後押しする必要があると考えます。

そこで、近年はインターネットだけではなく、テレビなどでも見かけることが多くなった誰でも弾けるストリートピアノを駅構内に設置するとか、あくまでも一例ですが、検討してみたいかがでしょうか。市長にお聞きいたします。

○議長（小長谷順二君） 静粛に願います。

ただいまの波多野靖明議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答えします。

まず、消防団についてですが、人口比では圧倒的に消防団員数の多かった伊豆市でも団員が激減している状況で、大変危惧をしています。これまでに、実際に被災された方々に何回かおいでいただいたことがあるんですが、本当に涙を流しながら消防団の活動に感謝をされ

ています。これに大きな災害が発生すれば、本当に市民の皆さんの安全と生命を守るために、極めて大きな役割を果たしていただけるそういう消防団、何とか行政としても最大限の支援をしていきたいと思っています。

そこで、これまでの経験から考えると、同年齢の団員の皆さんに声をかけていただくのが一番効果的なようなのですが、私自身が消防団を経験していませんので、自分の実感としては分からないのですのですけれども、私と同じぐらいの世代の今の消防団適齢者の親の皆さんが、中には必ずしもよくない印象をお持ちの方もいらっしゃると思います。そこで、そこは大きな誤解もあるでしょうから、30年、40年前の消防団と今の消防団の活動は全く違っているようですので、今の消防団の活動の様子をもうちょっとビジュアルに具体的に分かりやすいように広報することも一助になるのではないかとすることは申し上げております。

詳細については、危機管理監からまた説明をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） それでは、私のほうより説明させていただきます。

最初に、①の市内消防団を取り巻く環境について。

詰所の駐車場の有無につきましては、市が管理しております消防詰所、ポンプ小屋は52か所あり、車両が配置されている消防団詰所、ポンプ小屋は35か所でございます。このうち、駐車スペースが確保できているのは25施設、71%になります。確保できていないのは10施設、29%でございます。

②なり手不足の解消のために現在進めていることはありますかにつきましては、今定例会に上程させていただきました伊豆市消防団条例の改正で、消防団員の処遇改善を行うこととしております。消防団員が勤務する事業所等への優遇制度があり、消防団協力事業所への加入促進に努めております。また、消防団員及び同居する御家族に対する優遇措置として、ふじのくに消防団応援連盟事業を実施しているほか、市独自の応援事業として、伊豆市消防団サポート事業所制度なども推進しております。消防団だよりの発行を通じて、消防団活動を市民の方々に広く知っていただくよう努めております。これまで、11月に実施しておりました秋季演習に代わり、消防フェスタを令和5年度より実施したいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 今、答弁ありました中で、市が管理しております消防の詰所、ポンプ小屋は52か所ありということなんですけれども、市管理以外の消防団の詰所だとポンプ小屋はあるのでしょうか。また、それは誰が管理しているのか分かれば教えてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） 市管理以外の施設というものはございません。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 例えば、今消防団の詰所なんですけれども、52か所あって、車両が配置されていない詰所だとか、ポンプ小屋が35か所ということなので、残りの17か所の車両が配置されていない消防団詰所とかポンプ小屋というのは、今現在使用されているのか。例えば、もう使用されていない、空き家になっているとか、そういうことは把握していますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） 17か所のうち8か所につきましては、可搬ポンプを置いて、可搬小屋として利用させていただき、点検は消防団が実施しております。残りの9か所につきましては資材置き場、これまで消防団が使っておりましたポンプとか、そういったものを置いてありますので、そちらの置き場として活用しており、そのうちの4か所については、区からの譲渡とか、借りたいというお話が来ておりますので、そのような形で進めております。ただ、借りたいというよりは、市のほうとしては、一応もう譲渡をしたいというふうに考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 例えば、駐車場が確保されていない施設というのは、実際出動時にはどのように対応されているのか知りたいんです。駐車場がないということは、例えば、本当に詰所の御近所の団員の方はそのまま詰所に歩いていけばいいのしょうけれども、それ以外は車で詰所に集合することが多いと思うんですけれども、そういう際に、例えば近隣の、例えば、じゃ、先ほどの商業施設に置かせていただくとか、近隣のお宅の駐車場を借りてとめさせていただいているということもあるのかなと思うんですけれども、そういう際に、どうしても消防団の詰所だとか、小さい駐車場だったりすると、ぎゅうぎゅうに詰めていくと思うんです。そうしたときに、例えば車がはみ出したりだとか、何かそういう近隣からのクレームだとか、何かそういう御意見というのは聞いていますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） クレームと申しますか、先ほど御質問でありました中でクレームがあったよというお話があったんですが、こちらの消防団本部のほうではそういったお話は聞いておりません。

一応、ふだん徒歩で来ている方が、平日ですと、やはり勤務先から来るということで、車での参集となりますので、徒歩で来ている方は、本当に家が詰所の近くであれば、家まで行って徒歩で来ていただくということは可能だと思いますが、そうでない方については、一応

近隣の空いてる土地等があれば、そちらの方の、土地の所有者の了解得とめさせていただいているというふうに聞いております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 例えば、じゃ、今後駐車場がない詰所について、駐車場確保の見通しというものはあるのでしょうか。例えば、団員が昔は多かったのが詰所も増えてきた。だけれども、団員が減ってきた今現在、やはり統廃合による施設の、例えば新設だったり、そういうものも考えなくちゃいけないときにあると思います。そうした場合に、例えばしっかりとしたそういう駐車場の整備、建物の面積もそうなんですけれども、そういうものをしっかりとした施設にして、駐車場も確保して、消防団もしっかりと集まれるそういう環境づくりというのが必要だと思うんですけれども、今、新設とか、そういうものを考えたりはしているのか教えてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） 現在、分団の再編計画を進めているところで、ただ、まだ既存の施設を整備して使うのか、それとも新設の新しい施設を使うのか、そちらのほうについてはまだ決まっておりません。分団再編を考えているということですので、今度、管轄する区域がどうしても広がってしまうということになると、車両での参集ということが多くなるかと思えます。そうなってしまうと、分団再編を考えたときには、やはり駐車スペースというものは、建屋の面積もそうなんですけれども、やはり選定の際の、場所を決める際の重要な要素となってくると思えますので、こちらにつきましては、やはり消防団団員と、あと幹部等とも協議をさせていただきまして、選定のほうは進めていきたいというふうに考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） しっかりと環境を整備していただきたいなと思います。そして、私がもう10年以上前に、全国消防団の幹部候補生研修というのを東京のほうで受けさせていただきました。その際に、ある地域の消防の幹部をやられた講師の方からは、どうしても団員が夜、晩酌をしたりだとか、お酒を飲んでしまっても、その正義感だとか責任感から、どうしても火事だと行かなくちゃいけないと。そして無理をして車を運転してしまうのではないとか、もし車を運転しなくても火事現場では事故が起きてしまう。そう考えると、二次災害を防ぐためにもそういう団員は、もう飲んでしまったら現場には来な、必ず運転もするなということをお話を聞きました。

伊豆市として、消防団に対する、例えば消防の詰所に集まるときもそうなんですけれども、やはりスピードを出してしまって、例えばそこで事故を起こしてしまっは元も子もないの

で、そういうときのための安全講習というか、何かそういうことはお伝えというか、消防団の団員の中でお話ということはされているのか教えてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） まず、飲酒をしたら参集はしないというようなことでお話をさせていただいております。こちらにつきましては、確かに同じ団員が近くにいて、乗せていくよというようなお話がもしあったとしても、現場でどのようなことになるか分かりませんので、もし現場での活動中、火災消火活動中にけが等をした場合の公務災害というところでも、飲酒でのけがとなってしまいますので、それが保険の対象になるかどうかという話も出てきますので、そういった意味では、やはり飲酒をした際の参集というのは御遠慮いただいているというのが実情であります。

あと、多分参集時にちょっとスピードを出してという話だと思うんですけども、どうしても火災だと、やはり時間を少しでも早く参集して現場へというお話になろうかと思えます。ただ、そういったときに、大体が事故を起こしてしまうと。火災に向かう途中についてはどうしても視野が狭くなってしまうということがありますので、そういった意味では、やはり、いち早く着きたいというのは分かりますが、そういうところではスピードはちゃんと法令どおりの時速で走っていただき、参集をしていただきたいというお話を幹部のほうから団員のほうへは伝えさせていただいております。これは、法令遵守もそうですけれども、交通法規をちゃんと遵守してくださいということでもあります。そういうことは常々お伝えをさせていただいております。

あと、交通安全、運転講習ですけれども、こちらにつきましては、年1回、田方自動車学校さんのほうにお世話になって、講習のほうを受けさせていただいておりますので、そういった意味では、それから帰ってきた団員が、ちゃんとほかの一般団員にもこういったところで注意されたからみんな気をつけようねという話で伝えていただいているというふうにこちらのほうは認識しております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） やはり、詰所からポンプ車を運転して火災に行くときも、今はたしか3人集まってから出動ということになっていると思うんですけども、やはりその際もしっかりとした、法規を守るというか、気持ちとしては焦ってしまうんでしょうけれども、その辺も落ち着いてしっかり行動できるように、今後もしっかりと研修なり、お話しするなり、しっかりとやっていただきたいなと思います。

そして、②の答弁、なり手不足の解消のために現在進めていることはということで、今現在、3月議会のほうに上程をしていただきました伊豆市消防団条例の一部改正で消防団員の処遇改善ということでお話は今ありましたけれども、こちらについて、例えばこれは全国的

な改正だと思うんですけども、他市町と比べての、例えば年額報酬等の違いがあれば教えていただきたいです。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） 今回の条例改正につきましては、全国的な消防団員の減少傾向を受けて、特に一般団員年額報酬が低いことから、出動報酬と併せて、国からの通知によって処遇改善を図っております。今回、年額報酬、それと出動報酬につきましては、近隣の、うちでいうと田方支部管内になろうかと思いますが、特に伊豆の国市、函南町さんとは一応団員、あと出勤手当等についても、ちょっと連絡を密に取らせていただいて同額というような形になっております。

ただ、部長、班長、あと副分団長につきましては、特に副分団長につきましては、うちのところがちょっと低かったものですから、そこは全体のバランスということで変えさせていただいておりますので、団員のところにつきましては、函南町、伊豆の国市さんと調整をさせていただいております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 消防団の協力事業所の加入促進に努めていただいているということなんですけれども、現在、協力事業者というものは何件あるか把握していますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） 現在、22件登録していただいております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） こちらの協力事業所というのは、どのような優遇制度があるのか、確認のため教えてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） こちらの優遇制度につきましては、静岡県の議員立法で条例ができていまして、消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例ということで制定されております。期限がこの3月で切れるということで、県議会において、今回のこの2月定例会において3年延長する予定と聞いております。

優遇制度ですけども、一応対象は知事の認定を受けた法人、または個人で、要件が3つほどありますが、こちらを満たす事業者に対し、県税であります事業税額の2分の1に相当する額、100万円を限度に控除をしているものでございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） やはり、消防団員ですと、例えば市内の事業所だけではなく、市外にお勤めの方も多いかと思いますけれども、市外の事業者でも協力事業者というものはいるのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） 4事業所ございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 例えば、どうしても職種によって火災のときに来られない団員なんかもあると思うんですけれども、そうした場合、出勤させられなかったときというのは、事業所に対して、例えばペナルティーとかあつたりするのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） そのようなことは聞いておりません。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 安心しました。

先ほどの伊豆市の消防団サポート事業所制度についてなんですけれども、加盟している事業所というのは現在何件ぐらいでしょう。また、最近は新聞等で掲載されていたんですけれども、他市町の状況なんかも把握しているのか、分かれば教えてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） 伊豆市の加盟事業所につきましては、現在3事業所あったんですが、ちょっと辞退がありまして、2件になります。ほかの他市町ですけれども、三島市さん、あと伊東市さんにつきましても、やはり事業所数は非常に多く持っています。三島市さんでもやはり38店舗という形でやっておりますので、伊豆市につきましても、伊豆市の商工会様とかを窓口にさせていただきまして、また協力のほうをさせていただきたいというふうを考えております。

これにつきましては、団員もこういった事業所があるよというお話をしていただけるとありがたいなと思っていますので、また団員からの加入促進を図っていくというのも、協力事業所のお願いをしていきたいというふうに思っております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 3店舗あって、1店舗のほうは今はやられていないということな

んですけれども、これはどのような理由だか、お答えできれば。

例えば、以前私が聞いたところだと、事業所さんのほうが、やっぱり消防団の経験者だったので、消防団を一生懸命応援したいということで割引制度をやったんですけれども、利用者が多くてなかなか今度利益につながらなくなってしまったので、少し休止というか、そういうようなお話も聞いているんです。そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁できますか。

危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） 今回ちょっと辞退をという事業所さんにつきましては、非常にありがたいパーセンテージの優遇制度でやっていただいております。

ただ、今は結構カードでの支払いというものがあまして、そちらのカード会社との手数料っていうんですかね、そちらのほうも今度加味されてしまうということで、どうしても自分の手元に残る金額が少なくなってしまうということで、今回ちょっと辞退させてほしいと。ただ、違う形で今後検討してもらいたいということでお願いのほうはさせていただいております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） やはり、今はキャッシュレスが進んできておりますので、カード利用とかあれば、値引きした上にさらに手数料も引かれてしまうということなんでしょうね。それでも一生懸命応援したいとって、特に何の補助もなく頑張っておられる事業者さんもあるので、ぜひ伊豆市としても何らかの支援をしていただきたいなと思います。

例えば、今広報のほうでも、多分このサポート事業所のほうは、広告とまではいかないんでしょうけれども、掲載をさせていただいたかなと思います。やはりそういう宣伝効果として活用していただいたりだとか、あとは、どうしても個々の商店で割引となると、なかなか厳しいものもありますので、ポイント制にするなり、そういうようなことも考えていただきたいなと思っております。

私が平成29年に一般質問させていただいたときには、商工会と連携をして進めてまいりたいというお答えだったのですが、今後はどのように考えているでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） 議員が今御提案のポイント制等につきましては、今後やはりいろんな形で検討していきなかならないと思いますので、どうしたら協力事業所としてサポートしてもらえるかということも含めまして進めていきたいと、検討していきたいというふうに考えております。

あと、加盟していただければ、市の広報紙とか市のホームページのほうにも、一応事業所として掲載されますので、やはりそういう部分では宣伝効果にもなるのかなというふうに考

えておりますので、そういうところも一つのアピールとして加入促進を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） ありがとうございます。

例えば、先ほど第1答弁のほうで、秋季演習に代わり消防フェスタを令和5年度は考える、検討していくということでしたけれども、例えば、令和4年度は秋季演習はなく、次年度の消防フェスタのほうに力を入れていくということによろしいでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

危機管理監。

○危機管理監（稲村俊一君） コロナ禍でこの2年、令和2年度、令和3年度と、秋季演習のほうは中止にさせていただいております。この令和3年度に秋季演習から消防フェスタの開催へ移行しようということで決まったところでございます。これにつきましては、消防団員の負担軽減、秋季演習ですと1か月近く練習をしたりする分団等もあつたりするものですから、どうしても団員への負担が大きくなってしまうということで、負担軽減と、あと、新規団員の加入促進、あと消防団のPRを目的として消防フェスタにしたかどうかということとなりました。

フェスタ開催内容については、来年度、令和4年度に他市町ではもう消防フェスタを開催しておりますので、そういったところの他市町のフェスタを視察させていただきながら、開催する内容、消防団単独でフェスタという形でやるのか、何か既存のイベントと一緒にやってやらせていただくのかとか、そういった意味も兼ねまして、令和4年度はちょっと検討していきたいと。そして、令和5年度に消防フェスタを開催したいということで、令和5年度からというふうにさせていただきました。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） いずれにしても、体を張って現場に向かう消防団員の環境の整備ということをしっかりお願いいたします。

次へお願いします。

○議長（小長谷順二君） それでは、コロナ禍における市内小中学校の行事等について答弁願います。

教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） コロナ禍における市内小中学校の行事・授業についてです。

まず、①のコロナ感染、濃厚接触者で休んでいる子供への対応についてですが、2月に入り、3つの小学校で濃厚接触者となり休んだ児童に対し、タブレットを活用して朝の会への

参加、端末ソフトを使ったドリル学習等を行った学校があります。特に、オンラインで健康観察を行ったときに、クラスの友達の温かい言葉をかけてもらったことが大変励みになった、そのような声も聞かれました。濃厚接触者が多かった中学校では、タブレットを利用して、ドリル学習や日記の提出等、家にいる生徒とのコミュニケーションに活用しました。また、欠席者が学校へ復帰してからタブレットで個別の補習ができたことは、高校入試前の3年生に対して効果的な活用ができたと思っています。もちろん、コロナに感染してしまった児童生徒は、安静に過ごし健康状態の回復が最優先になりますし、学校に復帰してから、個に応じた心のケアも行っています。

次に、②の今後の対応、それから③の現在のタブレットの活用状況及び今後の活用状況について、併せて御説明いたします。

現在、1人1台端末の家庭での活用については、各学校で持ち帰りの試行を行い、ふだんから家庭でどのような学習や活用ができるか検討を進めております。コロナによる学級閉鎖など緊急時の対応として、現在でも端末の持ち帰りを進めており、端末に入っている「eライブラリー」というドリルができる学習ソフトを使って、単元に合った内容を使用することができます。その際には、情報提供の工夫やほかの選択肢も増やしていくことが大切ですので、今後は連絡ツールとしても活用しながら、緊急時でも学習を止めない工夫を進めてまいります。また、このようなことができない子供たちについては、紙のプリント等によるサポートも行っているところです。

④のウィズコロナでの学校行事をどのように取り組むかですが、本年度の入学式、それから運動会、体育祭などは、来賓や見学者の数を少なくするなど、規模を縮小してできる限り行いました。また、卒業式も議員にも御参加をお願いしているところですが、感染対策に配慮しながら、最小限の参加者を迎えて行う予定です。修学旅行については、県外を目的地にすることは難しい状況が続き、学校は大変悩んでおりました。市内への宿泊に変更したり、それから日帰りでの代替措置で実施しました。このようなときに、両方の意見がありまして、ぜひ連れて行ってほしいや、連れて行かないでほしい、両方の意見のはざまで大変悩んでいたことはお伝えしたいなと思います。

今後も、文部科学省から示されている対応マニュアルや、その時点での感染警戒レベル等を確認して、各校で十分な対策を取りながら取り組んでまいります。2年間、コロナ感染に対処してきた経験を生かして、活動の対象地域や内容についても柔軟に工夫しながら、子供たちの思いにも応えられるよう学校行事を計画してまいります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） それでは、再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 1番のタブレットを活用したということで今お話があったんですけども、コロナの濃厚接触者で学校を休まなくてはいけなくなったお子さんの保護者の方

から相談で、タブレットの活用がなくて授業の遅れが心配だという声がつい最近届いたんです。それでこの質問をさせてもらっているんですけども、学校の対応っていうのは、教育委員会のほうで統一をしていないのでしょうか。また、そういった声というのは、学校だとか教育委員会さんのほうには直接は届いていないのか、分かれば教えてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） まず、濃厚接触者等で出席停止になる、もちろん日数にもよりますが、先ほど教育長から御説明したとおり、幾つかの学校ではタブレットを持ち帰り、中の学習ソフトを活用していただいています。また、タブレットを持ち帰らない場合は、プリントを届けるなどということでサポートをしている状況です。

今年度は、コロナの対応含め、試行的な取組を何とかこう進めてまいりましたので、今議員のお話もありましたが、来年度は情報を共有する中で、特に緊急時の対応を統一的に進めてまいりたいと思います。また、各学校には個別にいろいろな御父兄の方から御質問や御意見はいただいていると思うんですが、教育委員会のほうには直接的なお問合せはございませんので、学校の中で今できることはこういうことですのでということで御説明させていただいていると考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） どうしても、子供、お子さんですと、自分の経験から、自分のことなのであれなんですけれども、例えば、親に学校の行事のことを伝えるのに、言葉足らずでしっかり伝えられないと、プリントを渡すだけだったりするんですね。そうすると、どうしても親子の間で情報共有ができなくて、私なんかよく怒られたんですけれども。そういうこともあり得ると思いますので、ぜひ今おっしゃったように情報共有、お子さんも保護者のほうも情報共有ということをしっかりとなさっていただきたいなと思っております。

例えば、タブレットの活用なんですけれども、何名ぐらい生徒さんが利用されたのか、またオンライン学習というのは、1日どのくらい行われたのか。時間だとかそういうものが分かれば教えてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 先ほど、3校でということで2月の状況を御説明いたしましたけれども、2月からこの3月にかけて、小中学校合わせまして37名が利用したと聞いております。持ち帰りの端末の中には、先ほど申し上げたとおり学習ソフトが入っておりますので、その学習ソフトを使った時間というのはなかなか把握できない状況でございます。また、朝の会というミーティングができるソフトがある中で、そこは数分、一番最初に健康状態を確認したりということですので、そこは比較的短い時間ということで、ドリルについては時

間的には確認ができていない状況でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） ②、③のことなんですけれども、昨日、杉山武司議員の回答の中で、各学校の先生方で組織された情報教育委員会というものがあるとお聞きしました。段階的な取組の目標設定ですとか、あるいはICTを活用した授業の好事例の共有を通して、それぞれの授業においても工夫を重ね、子供たちの創造性や力を引き出すという目標に向けた活用を進めてまいりたいと考えておりますという答弁がありました。この情報教育委員会というのは、今回のコロナ第6波での活用については、どのような取組、また学校同士で、また教育委員会さんのほうで、情報共有というのはされているか教えてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） まず、情報教育委員会についてですけれども、伊豆市の全教職員の方を統括して教育センターということで様々な事業を行っていただく中で、例えば教育課程ですとか、学校保健ですとか、学校図書という様々な分野で各学校の先生を配置してやられて検討を進めていただいている中に情報教育委員会というものがございます。これまでもICTの活用ですとか、情報に絡めたことを情報共有していただいたり、今年度どのように進めようかという会議を持っていただきました。特にここ2年につきましては、このGIGAスクールでICTの活用を急速に進めなければならないということで、密に情報共有をしていただいています。

来年度、さらに強化をしていきたいんですが、今年度についても授業で取り組んだ事例を共有し始めたり、来年度は、段階的というのは、例えば高学年ですと第1段階でこういうところまでやろうっていう皆さんで協議する基をこの委員会で検討していただくべく今年度も検討を進めていただいているところでございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） どうしても親御さんのほうからは、タブレットがあるからすぐに何でもできるだろうという感覚の方もいますし、なかなかタブレットっていうのをふだん触ることがないので、不慣れな方もいると思います。子供たちはすぐ覚えるけれども、なかなか職員の先生方だと難しいところもあると思うんですけれども。

やはり、ウィズコロナと言われて2年近くたちます。その中で、どうしても市民目線でいきますと、持ち帰ってそういう宿題だとか、なかなかまだできていないのかなっていう感覚もあると思うんです。ぜひ議会のほうでも、しっかりと大きな予算を使ってやっていますので、例えばそういうタブレットとかをしっかりと活用しているよと、そういうような情報提供なんかも今後はしていただければ幸いですと思いますので、その辺はどのように考えています

か。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） まさしく情報の提供や情報共有が大切だと感じておりました、今年度、この2月、3月に取り組んでいただいた学校の取組も、来年度はほかの学校に広げられる好事例だと考えております。

また、W i - F i の問題も以前からありましたけれども、来年度は、例えば就学支援が必要な御家庭には、通信費の補助の新たな制度を設けたり、ルーターの貸出しなどの準備もしておりますので、いよいよ段階的に進めるところを学校と共に検討してまいりたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） すみません。20分過ぎてしまったんですけども。

学校行事や修学旅行なんですけれども、今回コロナ禍ということで、市内の旅館やホテルさんに宿泊して、そういう宿泊体験だとか、市内の郷土だとか歴史について勉強されたと聞いております。大変すばらしい活動だと思っております。

ただ、なかなかコロナのまん延防止なんかも延長された中で、急遽宿泊が日帰りになってしまって、お子さんが残念がって親御さんも残念だったというお声を聞いております。そのときの、例えば判断というのは、医者ではないので難しいところもあると思いますけれども、そういうところで、市民から何かお話というか、御相談というものがあつたかどうか教えてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 最後の御相談のときの、教育委員会のほうに直接修学旅行の形態ですとかについてのお問合せというのはないんですけども、もちろん各学校では、御家庭に丁寧に説明をして、御家庭の中からも御質問はあつたかと思えます。

この判断というのは非常に難しく、もちろん学校は子供たちのことだけではなく、授業を進めるのを大前提に考えておりますが、例えば、市内のコロナの蔓延状況を考えると、安全面も考えた中で、各校長先生が最後は苦渋の決断をして、より安全に宿泊をせずという対応を取った学校もありますので、難しい判断ですけれども、安全と子供たちの思いを両方考えながら、やはり判断していかなければならないというふうに考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 今回、第6波でいろいろ経験をされて協議もされましたと思いますので、今第7波というのも最近は耳にすることがありますので、ぜひそのときには、緊急

時の対応ということで、しっかりとタブレットの利用なんかも構築されたような状態で進んでいただければと思います。

すみません、次でお願いします。

○議長（小長谷順二君） 続きまして、伊豆市の玄関口について答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 総合政策部長に答弁させます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） それでは、3つ目の御質問についてお答えをさせていただきます。

修善寺駅は、西口、南口、それから北口の3方向が通路となっております、吹き抜けの開放的な空間を創出しているほか、効率的な動線を確認しており、駅利用者の皆様には利用しやすい駅であると認識しております。現在、風が強い日には、伊豆箱根鉄道の判断により、西口シャッター全面、南口のシャッターの一部を閉め、構内への風の流入を防ぎ、寒さ対策を行っております。また、バス乗り場については東海自動車の待合室が常設されており、風及び寒さ対策が講じられております。駅広場は、地域活性化のための展示や、選挙における投票所の設置など、様々な利用がされております。利用者に配慮した対策については、広場の利用状況を見ながら検討したいと思っております。

それから、ストリートピアノにつきましては、近年、多くの都市の駅などに設置され、誰でも気軽に音楽に触れる機会を提供するだけでなく、まちの活性化につながる取組として注目しております。しかしながら、一方で、設置に当たっては、設置場所の確保、それから管理上の問題や騒音対策など、解決すべき多くの課題がございますので、それらの課題への対応も必要となってまいります。駅を利用する人が楽しく待ち時間を過ごす、地域の人々に駅を楽しんでもらうという観点から、西口広場の有効活用も含め、こういった取組がふさわしいのか、駅全体の在り方についてまずは検討したいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 結構いろいろと考えておられるのかなと思うんですけども、修善寺駅をベースとして、駅周辺の活性化の取組ってというのは、現在やられていることっていうのを確認のために教えてください。また、今後の予定についてもあれば教えてください。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 実は、本当は周辺整備事業の拡大事業をやりたいんですけども、相当市全体のスケジュールが遅れていますので、残念ながらそこまで入れませんでした。

ぜひ、この機会に修善寺駅というものを皆さんに考えていただきたいのですが、伊豆箱根

鉄道修善寺駅って、我々は今、日常生活の一部で、何かあって当たり前と感じていますが、もし仮に、昔のように大仁駅までしかなかったとしたら、全く伊豆市は変わっていますよね。あれは伊豆箱根鉄道の駅というよりも、私たちの駅だという感覚をかなり強く持っていたら、自分たちが使うという意識をもっと市民に訴えていきたいと思っています。

市長の立場からしますと、1つには市民のターミナル駅、それから観光客の皆様に対する受入れ口、それから、実はもう一つは、やっぱりバスとの接点なんです。今地元の方や産業振興協議会に、将来的には毎日曜日にイベントをお願いしたい。まずは一月に1回でも結構ですとお願いをしているんですが、その延長線上には、イベントをやるときに、市民にバスで修善寺駅に行くという癖をつけていただきたいんです。路線バスに1回乗れば、2回乗れば、3回乗れば、バスのよさが分かってきますので、そのためにも駅のイベントを使いたいというのがあって、そういったこちらの裏の目的といいますか、狙いといいますか、そういったものも視野に入れながら、まずは駅の使い方、活性化というものは考えていきたいと思っています。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 修善寺駅のやっぱり取組というのは、私大事だと思っています。

正直これはちょっと言いにくいところもあったんですけども、よく駅の周辺の間、私は横瀬が実家だったんですけども、駅周辺だと、修善寺の中心というのは修善寺駅だっている方もいますし、いや、温泉場のほうに行けば温泉場だと、いろんな声があります。だけれども、やっぱりこの修善寺駅と温泉場一緒になって、やっぱり温泉街というか、一つのまちにやっぱりなっていくと思っていますので、ぜひこの活性化というのは、私は取り組んでいただきたいなと思っています。

以前、これ個人的に視察というか、ちょっと見に行ったことがあるんですけども、山梨県の韮崎の市民交流センターニコリというものがありまして、その中に行くと、例えば、コミュニティラジオのスタジオがあったり、大きな会議室が8つありました。あとは、音楽室があったり、移住・定住の相談窓口があったり、地域の偉人の資料館、あとは図書室もあった。そして子育てセンターもあるし、そういう相談センターもある。そして子供たちが勉強できるスペースなんかもあったんです。また、市民の皆さんが交流できるようなスペースも確保されていました。これはもともと商業施設、イトーヨーカドーさんの建物を市のほうが借り入れたんだか買ったのか、それで市のほうで使用しているというお話を聞きました。

そういうものは、なかなか修善寺駅では難しいかもしれませんが、空き店舗とかを利用して、オリンピックのときもそうですけれども、そういう活用されていると思いますので、飛び飛びでもいいので、何かそういう駅の周りに人が集まる、駅が元気になるようなことをやっていただければいいなと思っています。

市長としては、やはり牧之郷駅なんかもあると思いますけれども、その辺の一体の整備に

ついて、少しお話しいただければと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 客観的に、三島駅から修善寺駅までの駅の特徴がどういうものであるかをやはり今ちょうど考えるタイミングだと思うんです。

伊豆箱根鉄道さんがつくったユーチューブも笑いまくって、修善寺駅は乗降客数4番目ですか、びりが牧之郷駅なんだけれども、その間に伊豆総合高校があるわけです。県立高校が2駅使えるんです本当は、等距離にありますから。

それから、私測ったわけではないですけども、修善寺駅と牧之郷駅間の距離というのは、三島駅と広小路駅くらい近いんじゃないでしょうか。歩いて行ける距離、つまり修善寺駅を一つのターミナル駅として見る視点と、牧之郷駅とセットで見る視点と、両方あっていいと思うんです。ですから、柏久保からその牧之郷に移る辺りは、2駅が使える住宅地として、伊豆市の風情にあった住宅地としての魅力は高いでしょうし、修善寺駅については、やはり観光駅という意味もありますから、そこが、天気がよければ修善寺温泉まで2キロ歩く方がいらっしゃるわけですから、その修善寺温泉への入り口、ゲートウェイとしての修善寺駅の在り方というものももう一回考えてみる時期でしょうし、この修善寺駅、牧之郷駅の将来像というものは、ものすごく大切な視点だと思って、改めて市民の皆さんと一緒に考える場を設けたいと思っています。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

波多野議員。

○11番（波多野靖明君） 市長の答弁、前向きに考えていただけるという答弁だと思いますので、まちづくりという観点でも大事ですので、ぜひいろいろと検討していただきたい。やはり、あと風よけも、少しこう、選挙の投票所みたいなものでもなくてもいいので、もう少し風がよけられるような対策というのを伊豆箱根さんと一緒に、何か考えていただければいいなと思います。

以上で終わります。

○議長（小長谷順二君） これで波多野靖明議員の質問を終了いたします。

まだ残り12時まで20分以上ありますので、続いて、次の質問に入りたいと思います。

#### ◇ 星 谷 和 馬 君

○議長（小長谷順二君） 次に、8番、星谷和馬議員。

〔8番 星谷和馬君登壇〕

○8番（星谷和馬君） 8番、星谷和馬でございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、1点目です。奨学金制度についてです。

令和4年度主要事業に奨学金制度が記載されていません。人口減少、空き家対策でもあり、大変重要な事業です。コロナウイルスにより、学生はアルバイト代が減少し、親の年収増も期待できません。そのため奨学金受給者が増加しております。この制度は、学生、若者のUターン、Iターンを促し、そして地域、特に田舎では大変喜ばれ、活力にもつながります。

下記について質問いたします。

- 1、過去2年間の実績、また検証はいかがですか。
- 2、事業の見直し、拡大はしませんか。
- 3、給付型奨学金の導入はしませんか。

件名2、美術館建設についてです。

美術館は文化を広める観光資源でもあります。そして、修善寺温泉の活性化、繁栄をもたらします。美術品は郷土資料館が閉館して約6年間公開されておらず、倉庫に眠ったままです。日の目が当たってこそ文化が開花されます。美術館建設に向けての調査、課題はどうか。また、その後の進捗状況を伺います。建設場所、面積、建設費、ランニングコスト等です。よろしく願いいたします。

○議長（小長谷順二君） ただいまの星谷和馬議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 奨学金制度について、産業部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、1点目、過去2年間の実績でございますが、現時点において、実際の補助に至ったケース、活用実績はございません。

これを踏まえての検証でございますが、昨年度の制度導入以来、商工会を通じたチラシ配布や市ホームページによる補助制度の御案内のほか、職員が直接市内事業所を訪問し、補助制度の御案内と返還支援制度の創設についてのお願いやヒアリングを実施してまいりました。

結果として、補助の対象となる奨学金返還支援制度を実施している事業者は、把握できているところで2社あり、当補助制度に興味・関心を持ち、前向きに検討いただけるとの事業者もございましたので、今後、事業者における返還支援制度創設、さらには補助制度の活用を期待しているところでございます。

今後も補助制度の周知に努めながら、事業所における返還支援制度の創設を推進していきたいと考えております。

2点目、事業の見直し、拡大についてでございますが、この制度は従業員の経済的負担を軽減する制度を有することによる企業のイメージ向上や雇用確保の促進など、市内中小企業の維持・発展を目的に構築したもので、引き続き制度活用のための周知や促進に努めてまいります。

一方で、先ほど申し上げましたとおり、事業化から2年が経過した現在においても補助の

実績がないことも事実です。本制度が市内の中小企業者や対象の学生、若者のニーズに合致していないところもあるのではとの御指摘もあることを踏まえ、必要があれば制度の見直しも検討していきたいと考えております。

3点目、給付型奨学金の導入でございますが、若者の人材確保、Uターン、Iターンや定住の促進を目的として実施している市町があることは承知しておりますが、一方で、制度構築後にUターン、Iターンに関する有効性を検証した結果、こうした制度を廃止した自治体もあり、Uターン、Iターンを促進するという制度の目的に合致しない恐れもあることから、慎重な検討が必要であると考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 伊豆市は、中小企業等奨学金返還支援補助金という名の下で実施しております。令和4年度は180万円の予算を計上しております。

私は、もっと幅広くという観点から、あえて奨学金制度という名で質問させていただきました。また、昨年12月定例会で、ほぼ同じ内容で一般質問をしましたので簡潔にします。また、ともに違った角度から質問をさせていただきます。

まず、過去2年間の実績が全くないということですよ。そして令和4年度は15名を予定しているということですよ。そして12万円掛ける15ですから180万円を計上しているということですよ。そうしますと、実績がゼロなのに令和4年度は15名の方ということは、ちょっと理解できないんですけれども、その辺についてちょっと説明していただけますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 先ほど私、補助に至った実績はないという御説明させていただきましたが、ちょうど先週でございます、市内の企業から、こちらへの申請がございました。現在は審査中といえますか、補助に確定できるかという審査をしている段階でございますが、そういった職員が個々の事業所を回り、また周知することによって制度を活用いただける事業所もございます。

ですので、私どもとして、この15の積算の根拠というのは、はっきりしたまだ当然実績がない中でございますけれども、限りなく市内の企業の皆様に御活用いただきたいというところで、予算を確保する意味で15件とさせていただきました。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 現在、2社と検討中とかとおっしゃいましたけれども、いろいろな形で企業さんが手を挙げていただけると、本当にうれしく思います。ですから、この事業は地

道にこつこつやっていただくということしかないんです。本来ならば企業ベースで考えるならば、3年間にわたって実績がない場合は、これは間違いなく事業としては成り立たないし、廃止なんですけれども、市ですから、より丁寧に説明をお願いします。

そして、市内の企業さんというのは、残念ながら中小企業ばかりなんです。中小零細企業、大企業はないんです。そうしますと、やっぱりいろいろな面、大企業に比べて見劣りするんですよ、残念ながら。所得の面だとか、福利厚生だとか、休日のことだとか。そういうことを照らし合わせたときに、市内の企業さんにも、前にも質問しましたけれども、枠を広げるとか、そういうような形というのは、まだ検討はされていないのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 星谷議員とも以前にこのお話をさせていただいたかと思いますが、この制度はあくまでも市内中小企業の維持・発展ということを目的にした場合に、今、多分、議員がおっしゃられているのは、市内にお住まいになる若者が、新卒者であっても、市外への企業に勤めた場合、その外の企業にも補助という御意見かというふうに理解した上でお答えさせていただきますと、先ほど申し上げましたとおり、あくまでも我々としては、市内の中小企業のその制度を活用した雇用確保、若者の確保ということを目指している以上、やはり市外の事業者へまで発展をするということは、今のところ検討はしておりません。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 部長の言うことは分かるんですけれども、実績がないということは、やっぱり見直し、拡大ということ、やっぱり次のステップとして考えるべきなんです。

伊豆市の人口を見てください、減りに減っています。それで若者の人口層は少ないんです。若者の層を学生を取り戻すということが、この制度としては、見直しというのは絶対に伊豆市ではやる必要があると思うんです。その辺が部長と僕との違いをうんと感じます。

この事業は、とても大切で必要な事業だと思っているんですけれども、意見の相違というのはとても残念ですけれども、市長、いかがでしょうか。部長と僕とはちょっとなかなか意見に相違があるんですけれども。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 本件については、議員からの御質問の3番目に、給付型奨学金という内容も入っていて、したがって、この件については、教育なのか、産業なのか、人口なのかという、やっぱり視点が必要なんだろうと思います。

高等教育の無償化とか、いろいろな話があるんですが、憲法上、教育の自由は能力に応じてということになっていますので、大学受験資格で大学に入れるような、ドイツのような、

フランスもそうだったかもしれませんが、そこをクリアすると大学は無償でというふうになるんですが、日本の場合には、そういうことになっていないので、高等教育の給付型、あるいは無償化というのは、そことの整合性、つまり能力に応じて等しく自由な教育を受けるといふところとの整合性で、教育の視点からは少し課題がある。

産業の観点から申し上げますと、独り親家庭の支援策にあるように、伊豆市が雇用先として、今、確保すべきなのは、これから従業員不足が、もう劇的に顕在化する観光事業における従業員不足、それから医療、介護、全く従業員不足です。それから一部市内には、製造業も林業もありますけれども、林業なんかでは若い人たちが増えている。そうすると、私たちが求める人材を支援するということになるわけです。そこと、この奨学金の制度がどのように適用できるかという課題が一つ。

人口減少対策からいけば、これはやはりストレートに住宅の支援などのその移住される方に対する直接支援のほうが現状は効果があるのではないかな。その類いの事業のほうが効果があるのではないかなという気がしています。

先般、宅建事業者の方々に話を伺ったんですけれども、やはり市内のアパートというのは、価格帯は高いんだそうです。ですから、いわゆる三島市沼津市圏に就職された方々が、最初は、結婚するまで集合住宅を選ぶときに、伊豆市は遠くて高いという相場なんだそうです。そうすると、人口対策としては、そういった直接的な支援をする事業のほうが効果的なのではないかという考えに至るわけです。

そういったものを勘案しながら、奨学金の制度というものが、どの視点で、どのような施策を組むのが一番効果的なのかということについては、先ほど議員から御指摘がありましたように、やっぱり見直すべき内容はあるのかなと、このように考えています。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） ありがとうございます。

市長は、先ほどいろいろな形で意見、答えていただきました。私は、この奨学金制度というのは、人口減少対策でもあり、そして教育部の問題でもあり、そして産業部の問題でもあり、すなわち伊豆市全体の形をつくるものだと、自分は思っております。

そこにおいて、空き家対策にもなるんですよ。田舎行けば、いわゆる日本では今800万世帯の空き家がある。伊豆市でも人口減少によって大変なことが起きる。これは学生が卒業して、若者が帰ってくれば大きな空き家対策にもなるんです。

そういうことも含めて、全体として事業の見直し、拡大はいかがでしょうかということをお述べたんです。そういうことを含めて答弁がございましたらお願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 先ほど市長が申しあげましたとおり、この議論につきましては、

やはり目的を明確にしなければならないというふうには思っております。先ほど市長、申し上げましたとおり、これが教育なのか、産業なのか、人口減少なのか、それぞれの視点、今、星谷議員からは、これ全体だという御意見、お話をいただきました。

そういった意味で、先ほど私もお答えさせていただいたとおり、2年間でなかなか実績が上がらないということは、実際、私どもとしては産業という視点を強く持って制度を構築したところではございますが、その中で見直すべきところというのが当然あれば、見直していかなければならないというふうには考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 答弁、よかったですけれども、組織というのは硬直しちゃいけないんです。企業でもそうです。縦のラインがしっかりしちゃっていると駄目なんです。事業部が強くて駄目、横のラインという形で、僕は、産業部もあり、教育部もあり、人口減少、空き家でもある。全て総合的に判断をしていただきたいということで述べたわけですから、その辺はぜひ協力というか、御理解ください。

そして、給付型奨学金制度なんですけれども、これはさっき答弁していただきましたとおり、自治体によってはやっぱり廃止したところもございます。でも伊豆市の場合は見てください。伊豆市の地形、制度ということを考えたら、これは逆に力を入れるべきじゃないんでしょうかなというような感じなんです、私としては。

ですから、給付型奨学金制度の導入はいかがでしょうかということで、意見を述べたんですけれども、それについては、どのようにお考えかお願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 先ほどのお話の繰り返しになるかもしれないんですが、この奨学金という制度、これを使って、伊豆市の今現在問題である人口減少、教育、また産業の振興ということを総合的に考えたときに、何がいいかというのは、先ほど議員おっしゃられたとおり、決して産業部だけで解決するものではないと思いますし、関係する部署との連携をしていかなければならないと思います。

ただ、現実問題として、この実際に廃止されたというところもございますので、そういったものは、そういった自治体の事例というのを検証させていただき、また逆にこういったことで、先ほどからお話になっている人口減少にも産業の振興にも教育の振興にも寄与するところ、制度が非常に有効に機能しているところもあろうかと思っておりますので、そういったものを全体的に検証しながら進めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） この奨学金制度というのは、総括しますと、全てにおいて伊豆市の場合は行き渡る、そして伊豆市特性の地域性を考えたときには、この制度というのは、やっぱり拡充する必要があるじゃないかというふうに僕は感じるわけですよ。

ですから、前向きな検討というか、この制度の利用・検証を十分把握した上で、もう一度再確認していただきたいなと思っております。

この件については、以上で終わります。

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

○8番（星谷和馬君） はい。

○議長（小長谷順二君） ちょうど星谷議員、12時近くなつたんですけれども、もしよろしければ、美術館建設については、食事の後ということでよろしいでしょうか。それとも今やっちやいますか。

○8番（星谷和馬君） じゃ、それでいいです。

○議長（小長谷順二君） じゃ、次の質問は、また仕切り直して午後からということ。

ここで議事の都合により昼の休憩にします。

新型コロナウイルス感染症蔓延防止対策のため、午後からの一般質問を委員会室のモニターで視聴する議員を指名しておきます。

2番、浅田藤二議員、4番、飯田大議員、6番、下山祥二議員、9番、鈴木正人議員、14番、三田忠男議員、15番、永岡康司議員、以上の6名の議員は、午後から委員会室で一般質問の視聴をお願いいたします。

再開は午後1時からとします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 0時59分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

美術館建設について、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 市長部局の観点から、産業部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 美術館建設についてお答えします。

伊豆市の美術品につきましては、修善寺郷土資料館が閉館された後、平成27年度からは、市内での作品展示は行っておらず、下田市の上原美術館や静岡市美術館、ほかの美術館への貸出しを行いながら、多くの方に御覧いただけるよう広く活用を図ってまいりました。

また、本年度はデジタルミュージアムとして、インターネットで所蔵作品を御覧いただけるようホームページを作成いたしました。今後は、できるだけ早く市民の皆様に御覧いただけるよう、実物を展示する機能について検討してまいります。

伊豆市美術館の整備につきましては、平成29年1月に、伊豆市美術館建設準備委員会により策定された（仮称）伊豆市美術館基本構想答申書を受け、これまで様々な検討を重ねてまいりました。

本年度は、伊豆市美術館基本構想の策定と課題整理を進めており、施設の機能や規模、整備費用や維持管理に係る費用の試算に加え、持続可能な施設を目指す上で、費用を抑えるための手法等についても建設推進委員会で御検討いただいているところです。

詳細については、教育部長より答弁させます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、お答えをさせていただきます。

伊豆市所蔵美術品は、横山大観や安田靫彦といった近代日本画に大きな影響を与えた画家が、修業時代に修善寺温泉で残した作品で、画家の原点を見ることができる大変貴重な美術品と認識をしております。

伊豆市は、こうした日本画をはじめ、数多くの文学作品にちなんだ場所でもあり、この文化的資産を活用し、観光と連携することで、その価値は一層高まるとともに、観光誘客にもつながるものと考えておりますが、美術館の建設に当たっては、その規模や財政負担について、慎重な検討が必要と考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） それでは、私からは伊豆市美術館建設推進委員会での検討状況を中心に、進捗状況についてお答えさせていただきます。

平成29年1月の（仮称）伊豆市美術館基本構想答申書を受け、美術館建設推進委員会を設置し、様々な検討を重ねてまいりました。

具体的には、自治体が運営する美術館で、比較的規模の小さな施設の視察等を行い、様々な事例を検証する中で、ランニングコストの大きさが課題の一つとして上がってまいりました。

今年度の構想策定の中では、建設コストやランニングコストの抑制の可能性を模索するため、民間事業者の事業算入の意向調査も実施しました。結果としては、PFI等の手法により、民間事業者が参入する場合は、ある程度の施設の規模感が必要となり、できるだけ小さな規模で、機能の発揮を目指す伊豆市の方向性とは一致しませんでした。

美術館として備えるべき機能としては、展示機能、収集・保管機能、教育普及機能、情報発信機能などがありますが、施設規模や費用の試算を進めるに当たり、想定される一つの例として、全ての機能を備えた施設で、中伊豆の伊豆市資料館の約2倍程度の750平米で試算

したところ、新たな土地につくる場合、建設費は約8億円かかります。また、入場料収入の見積り方にもよりますが、人件費を含むランニングコストは5,000万円から8,000万円ほど年間かかり、大きな負担となることが改めて確認されました。

こうしたコストの試算や伊豆市の所蔵する日本画が約120点であることと、日本画は展示期間が1か月から2か月と限られていることもあり、よりコンパクトな施設を念頭に置くとともに、市の財政状況や公共施設の再配置の考え方も踏まえながら、身の丈に合った持続可能な美術館を目指すために、例えば必要な機能の分散等を含めた規模の検討、既存施設等を含めた場所の検討など、固定観念を廃した様々な整備手法の検討が必要となっております。

次年度以降は、まずは所蔵美術品を活用することを重点に置き、市民や来訪者の方に見ていただける展示機能をできるだけ早く確保していくことと、美術館として実現可能な規模や手法等について検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 美術館建設は、資料館に長く展示されていまして、またその前は、やっぱりある旅館さんから寄附をいただいて、それからが出発点になります。そして、6年間の間、やっぱり市民の皆様の目に触れることができなかった、やっぱり文化を広めることができなかったその中において、美術館建設推進委員会が立ち上げられ、現在に至っているわけです。そこにおいて、いかに建設費だとか安くして、ランニングコストを下げるかということが、やっぱり大きな課題ということで、自分も2年前に一般質問しまして、部長の答弁の中で、そういうような形で課題が2つあるということでおっしゃっていただきましたけれども、全くそのとおりだと思っております。

それで、その当時の部長の答弁は、ランニングコストが3,000万円から4,000万円という金額を明示させていただきましたけれども、今、答弁聞いたら5,000万円から8,000万円なんて金額でちょっとびっくりしましたけれども、そうしますと、それから始まった建設推進委員会の皆様とは、どの程度まで進展しているのか、また、どの程度、何回ぐらい開催されたのか、ちょっと伺います。令和2年、3年で結構です。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 委員会については、昨年度はコロナの状況もありまして、実はこの構想策定のプロポーザルを延期したという経緯もございますが、委員会としては2回ほど開催をして、今年度に備えて様々な検討をしております。

今年度はプロポーザルの業者を選定し、この構想策定ということで、3回今まで委員会を開催し、この3月、今週末に4回目を開催する予定でおります。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 委員会の方は13人いらっしゃいますよね。そして、今年は有識者の方もいらっしゃいますよね。それらも踏まえて、どの程度まで検討内容が吟味されたのか伺います。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 今年度は構想ということなのですが、先ほどから御説明しているとおり、平成29年には建設準備委員会において策定していただいた仮称ではありますが、構想の答申書というものがございます。この時点でも必要な機能、美術館として一般的な必要な機能については整理をされていて、先ほど申し上げましたとおり、展示機能はもちろん必要ですし、保管機能ですとか、教育普及機能が必要だという整理はされています。

今年度は様々な事例も踏まえて、それをもうちょっと具体的に議論をしていただいたということで、今年は業者の委託もかけましたものですから、ほかの全国的な事例も踏まえて、機能を生かすためには、こういうこともできるというところを皆さんにも資料を示しながら検討させていただいております。

ただ、機能の検討はしますけれども、最終的には、その機能をどのように集約したり、分散するか、あるいは規模感をどこにするかというのは、もう少し時間をかける必要があるということで、現在の議論は、そういう状況にあります。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 去る3月4日の連合審査におきまして、担当課長がランニングコストが5,000万円かかると述べました。それで、部長は美術館建設のことに関しては、代替もあり得るということをおっしゃったんですよね。

僕は今まで流れとして、美術館というのは修善寺温泉に建設されるものだという形で流れていたんですけども、代替もあるということで、すごく自分自身としては違和感を感じたんです。そこにおいて、ちょっともう少し説明していただけますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） まず、1点目のランニングコストですけども、2年前は、当時の答弁は、例えば近隣の他市町の美術館を視察すると大体そのぐらいかかるという情報でお伝えしたと思います。今回は、特に人件費も、まず一般的に美術館をやると学芸員を何人ぐらい配置しようという設定をしていますので、いわば最大値としてランニングコストは、先ほど申し上げた5,000万円から8,000万円というものには入っております。ですから、これから規模感を考える中で人件費も変動する可能性があるという意味で、前回とは違う数字で、

まず捉えさせてもらいました。

それから、代替地というのは、場所を全然別にするというのではなく、これまでの議論でも、修善寺温泉ゆかりの所蔵美術品ですので、そこをベースに考えているという考え方は一緒でございます。ただ、新たな地に新たなものを造るものも一つですし、場合によっては公共施設は少ないですけども、公共施設は活用できないかとか、あるいは民間の施設を活用できないかということも同列で検討する必要があるということで、全く別の場所ということではございません。当初の今までの検討を生かしながら、コストを抑える手法はないかという検討を今後もしていくということでございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 建設推進委員会の委員の皆様というのは、やっぱり修善寺温泉に美術館を建設するという形で進んでいたと思うんですけども、これに間違いございませんか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 答申書も修善寺温泉ゆかりの美術品ですので、そこを前提に今までも議論してきました。ただ、場所がどこも決まっていなは、今までも例えば温泉場候補地、民間の土地も含めて候補地というのもありましたけれども、規模や手法がもう少し検討しなければ場所というのは決まってくるけれども、全く別の場所ということではなく、そのエリアで別の手法も含めて検討するというので、重ねた回答になりますが、検討している状況でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） ということは、議論が2年前から私が一般質問してきてから全然前に進んでいないということですよ、部長の答弁ならば。

今のお答えの中で、規模も面積も、例えばエンターテインメント的な大型施設にするのか、美術館含めて、または単純な美術館だけの建設にするのか、それによっても建設費もランニングコストも変わると言うんです。そういう場合の比較も一緒になされたのか。

また、僕個人的には、エンターテインメント施設というのは、すごく固定費もかかるし、ランニングコストもかかります。その一方で、収益もテナントとか何か選べますけれども、この修善寺温泉に来たお客様が修善寺温泉全体に流れて買物していただく、食事をしていただく、そして疲れたならばカフェで休憩もしていただくという形で、修善寺温泉を全体的に捉えた場合は、こういう大型なエンターテインメントのような施設を造る必要があるのか。だったらコンパクトな小さい、あえて美術館だけにしたほうがいいんじゃないかと、そういう議論はなされてしかるべきだと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 平成29年以降は、他市町の視察研修の研修に終わっていましたが、今回は全国的な事例で、やはり美術館として本当の機能をフルスペックでやると、委託業者も様々な調査をしておりますので、延べ床面積で1,000平米とか、2,000平米あるとゆとりを持った施設を造れるという調査結果もあります。

ただ、先ほども申し上げたとおり、伊豆市所蔵美術品は120点ほどという制約もあります。そうすると飾る数が月にどのくらいできるかということを見ると、やはり今回、よりコンパクトなという、そこの検証をした上で、仮定として750平米という延床を今回は試算をしました。

ただ、その結果としては、やはりもう少しコンパクトなこともできるんじゃないかということと、ランニングコストを抑える工夫の手法としては、新たな地にだけではない手法も検討に加える必要があるというのを今回の委託事業の中で検討を加えたところでございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 建設するにも膨大な金額がかかり、ランニングコストもかかる。そうした場合、建設というのは、本当は建設しなければいけないんだけども、このような金額とランニングコストの中で造っちゃった場合、市民の皆様からどの程度の御理解があるのでしょうか。もしかすると、反対する人の立場のほうが多いような気がするんですけども、その辺はちゃんと精査というか、考えたことありますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） これまでの情報発信も行ってきたんですが、やはりちょっと情報発信不足ということをお認識しておりますので、今回、構想で調べた内容ですとか、これからこういう方向で検討をさらに重ねていくということは、改めて市民の皆様にもお知らせした中で、いろいろな御意見を伺いながら、今のような手法についても多面的に検討していくということを共有しながら、御意見も伺っていきたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 僕は2年前のときにも、ランニングコストが3,000万円から4,000万円かかるよと。そのときに僕、性格的にはっきりと、こんなにかかる市民の皆さんの御理解がいただけないと思うから、僕個人としては反対しますとはっきり言っちゃったんです。それがいいか悪いかはともかくとして。それで今のような金額ベースがかかったときには、もっと市民の皆さんの理解度のパーセンテージが低くなると思うんです。

そうしますと、やっぱり建設に代わるべきベストな選択の代替はないかなということで、僕ちょっと前に修善寺温泉をぶらぶらしながら見学したんです。そうしたら、やっぱり空き

店舗はたくさんある。廃業した旅館さんもある。かつての修善寺温泉の最盛期のイメージから、がらり変わっちゃったなというようなイメージを一人でぶつぶつ言いながら回っていました。そうしたら残念なならないんです。一長一短。

それで、試案なんですけれども、1点いいところ見つけたんですよ。これ果たしてこの場で言っているかどうか分からないんですけれども、修善寺総合会館。年間のランニングコストもすごい膨大な経費がかかっています。そしてテナントさんとしては、テナントじゃないんだけど、商工会さんと観光協会が入っております。そして2階も会議室という形で空いております。もっと有効活用ができないかな、また修善寺温泉のために、もっともっと貢献度ができないかななんて言いながら、ちょっと修善寺総合会館を見たときに、試案なんですけれども、この商工会さんが入っていますよね。商工会さんが入っているところに美術館建設をどうなんだろうかななんて、ちょっと考えたんです。その辺はどうかなという形で。その際は、建物の構造的な問題とか、防災だとか、火災だとか、いろいろな面をここならクリアできるんです。そうすると、もし2階に移転する場合は、市長さんだとか、教育長さんの御理解と協力を商工会さんに得て、熱意ある説得をしなければいけないと思うんですけれども、そういうことを急に言っても難しいと思うんですけれども、何か答弁できるでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁できますか。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 商工会さんの場所というところについては、この時点では、すみません、直接はお答えできないんですけれども、先ほどいろいろな手法を検討する中で、修善寺温泉の中で公共施設というのは、一番が総合会館であるというのは、我々も認識しておりますので、総合会館の活用については、先ほどのいろいろな手法の一つとしては、検討の一つに加えたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 考えているということは、過去に考えたことがありますか、提案か何かでありましたか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 過去には、具体的な候補地としては上がっていないと認識しておりますが、今回は新たな場所ももちろん検討しますけれども、既存の公共施設や空き施設も検討させていただくという中には、総合会館も一つの選択肢として可能性があるかどうかは、具体的な検討を加えたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 市長、部長からこのような形で答弁をいただきました。候補地の一つ

だろうということで、検討する余地があるということなんですけれども、市長という、財源を抱えている中で、この美術館建設が果たして建設がよいのか、またはそれにふさわしい代替があるのかということを経済的に含めて、市長はどのように考えているか、ちょっとよろしければお願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 市長に就任して驚いたことの一つなんです、これは。新井旅館さんから寄附を受けた条件として修善寺美術館を造ることというのがあったわけです。そうすると、行政としては、修善寺町を引き継いでいる以上は責務がある。

すぐに美術館長を兼ねられているある学芸員さん、伊豆市の方ではありませんけれども、見識のある方で御相談申し上げたところ、地方の美術館は、基本的におやめなさいと言っていますが、修善寺については工夫をして造ったらいかがですかと。今、その工夫の仕方で大変苦勞しているわけです。

相当いろいろな美術館を私自身見て回りました。私は芸術的な、何と言うんでしょうか、センスがないので、絵を見るというよりも美術館のありようをいろいろ見てきたんですが、例えば本郷にあります私の元大使が個人のコレクションを展示したりとか、ビルの一角です、ビルの中。あるいは根津美術館は、むしろその絵になっている国宝よりもカキツバタの庭園のほうが人気で、中もすごいものいっぱいあるんですけれども、多くの方が庭園を散策されて、カフェに寄られている。すぐお近くの佐野美術館は、御承知のとおり刀が有名ですけれども、どうでしょうか、来館者よりも庭園に隣接するレストランのほうがお客様多いんじゃないでしょうか。それから上原美術館は、ああいった上原さんが自らのコレクションを展示されている。もういろいろ違うんです。いろいろ違うんです。

したがって、修善寺に整備するとすれば、どのようなコンセプトでやりますかということで、どうしても教育委員会が主管して美術館を建てるとなると、美術館の造り方になるんですね。1年間でどういう展示をしたら何人入りますかって。いや、それは美術館だけに注目すればそうなんですけれども、じゃ、12分の1の絵を毎月替えて1年間通すことが望ましいのか、あるいは4分の1に減らして四半期に1か月展示するのが望ましいのか、あるいは、もう周辺の修善寺温泉の付加価値を高めることが目的であって、展示は半分にして年に2回、1か月、1か月で十分なのかということさえ市長としては考えるわけです。

それから、人件費を含めてのランニングコストがありましたけれども、本来は、今でも学芸員が必要なわけですね、あれだけの美術品を持っていますから。ところが、伊豆市には、まず学芸員は今欠如していて、本当はここに欠員であって、本当はここに学芸員がいないきゃいけないんですよ、管理しなければいけないので。そして、向こうで試算しているのは学芸員1人、2人、あるいはそこで事務職が何人という計算ですけれども、本来置くべき学芸員と、伊豆市の社会教育課を向こうに持っていったらいいのか、社会教育課の中

のスポーツと文化をどうするのか、そこの事務所はどこに置くのか、スポーツはこれからもずっと行政がやるのか等々の市の在り方も考えた上で、本当にオーソドックスな独立した美術館を造って、美術館の運営と美術館の人材という観点だけで考えなきゃいけないのか等々考えると、市長から見ると、まだまだいろんな選択肢があるのではないかと考えているんです。

ただ、これ、教育委員会の専権事項に今してありますから、その審議委員会の中に自分が、ああしろ、こうしろ、これも検討しろということは口を出していませんので、報告は受けていますが、何となく、もう少し視野を広げて検討する余地はあるのではないのかなと考えています。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

星谷議員。

○8番（星谷和馬君） 市長が固有名詞を新井旅館さんから寄贈されて、それに関しては、美術館を建設してくださいということで、修善寺町は了解したわけですよ。それから延べると、もう数十年ということですよ。その間、資料館があって展示されておりましたけれども、その資料館の館長さんは、今まで見ると、教育長さんでは分かるとおりに、学校の校長先生をやられた方が歴代何人かの方がいらっしやいました。校長先生が学芸員なのかどうかというのは僕には分かりませんが、そういう見識者の方が館長さんをやっていただきました。そして、それから閉館という形で6年間たっているわけですよ。6年間たっている中で、やっぱりあまり個人的には進展がないかな、建設が本当にお金がかかるようなものが、今の時代に、伊豆市の時代に公共施設再編成の中で、その中でこのような大きいものを、また施設を造っていいものか、若干、僕もクエスチョンがあります。

そしてまた、代替地としてどこの場所がいいのか、やっぱり修善寺温泉だろうな。美術館だからって、新井旅館さんの意見を踏んだときには、そして修善寺温泉がやっぱり地域にお客さんが来て、喜んで、繁盛して、活力ある地域になってくれればという気持ちなんですよ。

そうしますと、なかなか進展しないのはちょっと残念だなと思いつつも、いろいろ工夫されているということですから、今の時点ではまあまあかなんていう感じはしますけれども、ぜひ本当にやる気があるんだったら建設をする。そして、膨大な金額がかかって、市民の皆様のお理解ができないようだったら、もうあえて中止なのか、代替をどこか探すだとか、もうそのところまでもっと踏み込んで進めたいと思いますけれども、その辺は最後にして僕やめますけれども、最後の質問でお願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 繰り返しになりますが、来年度以降の様々な手法の検討、これはあくまでも今年度のいろんな調査や課題整理を行いましたので、手法の検討は続けます。

それと、先ほどこちらでも申し上げましたけれども、市民の皆様にも情報提供しながら、御

意見を伺いながら進めてまいりたいと思います。

○議長（小長谷順二君） これで星谷和馬議員の質問を終了いたします。

◇ 小 川 多 美 子 君

○議長（小長谷順二君） 次に、1番、小川多美子議員。

〔1番 小川多美子君登壇〕

○1番（小川多美子君） 議席番号1番、小川多美子です。

議長の許可をいただきまして、次のことについて一般質問させていただきます。

件名、耕作放棄地の解消について。

市内には大小様々な規模の耕作放棄地が見受けられます。今から半世紀ほど前に各地で構造改善が行われて、小さかった田畑は大きく広がり、大きな農業機械により作業効率のよい耕作地が出来上がりました。田畑につながる道路も、それまでは小さな農業機械がやっと通れるほどだった作業道が、コンクリートで舗装されて、車で出入りができるほどの広さの農道に整備され、作業環境は整いました。機械による耕作や車での運搬作業は、それまでの農作業に比べると雲泥の差だったことと思います。

にもかかわらず、それから数十年たった現在、せっかく広く作業のしやすくなったはずの田畑ですが、荒れ果てた光景を至るところで目にするようになってしまいました。理由として、高齢になって耕作ができない、農業機械の老朽化などで使えなくなったが、買換えにはお金がかかる、農業収入よりも勤めをしての収入のほうがよい、鳥獣による作物被害がひどいなどの理由で農業から遠ざかっていく人たちが増えたことなどが挙げられます。

今、世間には、仕事をリタイアし時間的に余裕があり、農業をしてみたいがどうしたらいいかという人たちが多くいることと思います。

1、市では遊休農地対策事業や市民農園管理事業を行うとうたっていますが、市内に数か所ある市民農園の存在を知っている方はどれだけいるのでしょうか。まずは市民に知ってもらうことで、農園の利用者が増えていくのではないのでしょうか。

2番目としまして、休耕田を利用し、折々の花の種をまいて咲かせ、観光の目玉としたらどうでしょうか。

3番、修善寺和紙の発祥の地と言われている紙谷の修善寺和紙工房では、和紙の原料として、ミツマタや楮、トロロアオイなどを使っています。この紙すきは一枚一枚手仕事で、作る作業も大変ですが、原料の調達から紙をすくまでには細かなたくさんの工程があり、大変貴重なものです。

次の行ですけれども、「二、三年」と書いてあるところ、すみません、これ「6年」に訂正していただきたいと思います。

修善寺中学校では6年前まで、自分の手ですいたこの和紙を卒業証書に使っていたようです。子供や父兄からも、体験してみたい、体験させたいとの声も聞きます。伝統的な修善寺

和紙に触れ、原料から出来上がりまでの工程を学ぶよい機会になると思います。学校では、このような取組についてどのように考えているか伺います。

この和紙の原料となるミツマタやトロロアオイを休耕地に植えてはいかがでしょうか。昔から継承されてきた修善寺和紙を、100%修善寺産の原料で作ることができるようにしたいと工房の方は話していました。少しずつでも耕作放棄地の解消になればと思います。市長と教育長に答弁をお願いいたします。

○議長（小長谷順二君） ただいまの小川多美子議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 先日、私が経済の専門家ではないので、いつも読んでいる野口悠紀雄先生の著作を読み直していたんですが、その中で、失敗からもヒット商品が生まれることがあるという例で、ポストイットという、何と言うんでしょうか、付箋紙というんでしょうか、あれはのりを作ろうとしていたら、出来上がったものが弱過ぎた。だからのりとしては使えないけれどもとって、社員が、じゃ、逆にはがせるのりというのはどうだと、逆転の発送であるのヒット商品ができたんだそうですが、休耕地というのは、ある意味、その農業、その事業としては言葉はきついかもしれませんが失敗事業ですよ。要するにその場所で、その作物としてはやっていく価値がなくなった事業。じゃ、それを繰り返さなきゃいけないのか、別の視点で別の事業をやっちゃいけないのかということ強く思うわけです。これは、農地を転用するという選択肢もあるけれども、農地を農地として別の使い方をしちゃいけないんですかということも思うわけですね。

今、太陽光発電でパネルを張って、その下でも耕作していいというようなところまできているのに、それはいいけれども、ほかのことを一緒にやってはいけないということは、私はないんじゃないかと思うんですね。

中伊豆の体験農園には休憩場所もあるんですが、今の例えば果樹とか、耕作放棄地でもしかるべき畑なりがしっかり管理されている一角があれば、農業生産していないところでテントを張っちゃいけないんですか。もししっかり管理されていれば、そこでバーベキューやっちゃいけないんでしょうかね。農地として使いながら、農業を組み込みながら、別の種類の事業に変えていくということだって私はあり得ると思うんですね。そういった観点から、もっと視野を広げて、今現状ありきではない使い方、土地の活用の仕方というものを中山間地では、何というんでしょう、全力で考えるタイミングではないかと思っています。

御承知のとおり、農地の利用規制というのはとても厳しい、あらゆる国内法の中で一番厳しいと思うんですが、裏で伺うと、一部の方々からは、中山間地はもう耕作放棄地になったら山に戻せばいいんだという声もあるわけですね。それこそ、一番何も使わない、元の原野に戻すだけということになりますので、それであれば、より地域が活力を生むような使い方というものを再検討する、むしろタイミングではないかと考えております。

具体的な御下問については、産業部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 私からは、耕作放棄地というよりも、修善寺和紙の紙すきのことについてお話をします。

修善寺和紙の紙すき体験についてですけれども、小学校の総合的な学習の時間で学ぶ地域を知る学習や伝統文化を知る学習で、貴重な体験として取り組むことが可能だと考えます。

6年前というお話をされていましたが、私が修善寺中学校に勤務していたときですけれども、実際にそのようなことを行っていました。2年生のときにすいた和紙を卒業のときに頂くと、そういうような取組をしていました。当時140枚の和紙をすくということについて、かなりのやっぱり負担があったということで、いろんな事情で行われなくなったわけですけれども、現在は修善寺小学校で5、6年生が、それから修善寺東小学校でも6年生が体験授業として和紙をテーマに取り組んでいます。小規模の学校ですので、本当にいい体験ができているというふうに伺っています。

自分たちの地域の伝統や文化を知る機会になるとともに、卒業証書、それから、はがきなどのオンリーワン作品の制作を通して、紙すきという修善寺ならではの一生の思い出となる体験を行っているところです。

体験の中の原料の楮、それからミツマタについても説明を受けています。しかし、それらを学ぶところまでは至っていません。今後、地元産の原料で和紙ができるようになったら、修善寺和紙を再現する会の方にも相談させていただきながら、原料のことについても学習に組み入れられないか検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、私のほうから3点お答えをさせていただきます。

まず1点目、市民農園は、一般的に住民の方々のレクリエーションや高齢者の生きがいを目的に、農家でない方々が小さな面積の農地を利用して野菜などを栽培する農園で、現在、伊豆市では、古川地区、土肥地区、八木沢地区、松ヶ瀬地区、下白岩地区に計6か所設置をしております。

この市民農園の広報、周知につきまして、都市住民との交流等を目的とした下白岩地区の中伊豆体験農園は、市ホームページ、フェイスブック、広報伊豆を通じて利用者の募集や農園の紹介等を行っておりますが、それ以外の中伊豆体験農園以外の市民農園につきましては、十分な広報ができていないのが現状です。

議員御指摘のとおり、農園の存在を市民や都市住民に知っていただくことは、新たな利用者の掘り起こしや農業に触れ合う機会の提供など、様々な効果が期待され、また市外からの定住促進の一助になるとも考えますので、今後は市ホームページや広報伊豆、SNSなどの

広報ツールを活用して、広報、周知に努めたいと考えます。

2点目、休耕地に花の種をまき、咲かせることは、景観醸成に寄与するとともに、観光の目玉にもなり得るものだと考えますが、一方では、こうした事業には継続性も重要であり、景観等を維持管理するプレーヤーの存在が欠かせません。

遊休農地対策から観光につなげる仕組み、プレーヤーになり得る団体などを含めて、どのような仕組みづくりをしていくかは、新しい観光地域経営としての地域の魅力をいかに際立たせるかの仕掛けづくりを行う伊豆市版DMO事業そのものであり、今後は、この事業の中核主体である伊豆市産業振興協議会とも連携しながら、検討していきたいと考えております。

3点目です。

先ほども申し上げましたが、市内の荒廃農地は年々増加傾向であり、紙すきの紙谷地区がある桂谷地区においても例外ではありません。現状では、地域の営農組織が中心となり、耕作、保全活動を継続していただいておりますが、ミツマタなどの植樹、栽培も農地保全のための一つの手段であると考えます。

かつては修善寺地区でもミツマタが植えられていた時期があります。今後は、耕作をされていない保全農地等と紙すきをマッチングさせ、農地集積を図りながら、農地保全と伝統産業の保護を両立していくべく手法を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） ありがとうございます。

1番の遊休農地対策の一環としてということで、遊休農地に大豆を耕作することを支援しているようではございますけれども、耕作作業に見合った結果として得られていますでしょうか。もしそれが結果がいいようでしたら、安定しているものであればということではございますけれども、今後もっと広がってもいいんじゃないかと思うんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 大豆の転作といいますか、大豆の生産でございますが、今現在は、中伊豆大豆組合さんが転作大豆の本格的な生産の定着や拡大を図るため、組合員以外の皆様からの委託を受けて、農作業や組合員が使用収益している水田の共同作業を実施しております。平成14年にもう設立され、現在12名の組合員が活動されていると伺っております。

具体的には、主には中伊豆・修善寺地区を中心に現在約9ヘクタールの農地に大豆を作付しており、収穫した大豆につきましては、JAへの出荷、学校給食への提供、また、季多楽での豆腐加工などの原材料にも活用されておりますので、市の地産地消に一役買っていると同時に、耕作されていない農地に大豆を作付けることで、遊休農地発生防止の対策の一助と

なっているというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） 分かりました。

これは中伊豆の大豆組合がということですがけれども、その12人の組合員が今おやりになっているということですがけれども、まだまだ耕作放棄地というのはいっぱいあると思いますけれども、それらについて、この方たちがまだどのようにするかということは、その組合の方でないと分からないということですね。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 今後の経営の拡大等々につきましては、ちょっと私どもとしてはまだ把握できていないところがありますので、組合さんのほうに聞かないとちょっと分かりかねるところでございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） 市民農園についても御答弁いただきましたけれども、これは農地を持たない人が野菜や花などの栽培をする場の提供を受けることで、農業への理解や、田舎暮らしを求める移住定住希望者のニーズに応えることができるのではないかと思います。

現在、その6か所の市内にある市民農園ということですが、利用率というのはどれくらいでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 今、先ほど申し上げました地区に市民農園、体験農園ございますが、松ヶ瀬の農園につきましては、ちょっと面積での貸付けになりますので、区画として貸付けを行っているその他の市民農園の合計でいきますと、今現在143区画を整備しております。そのうち、現在貸付けを行っているものは108でございます。ですので、区画数としては35が、今、未利用という形になっております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） 伺うところによりますと、中伊豆の農園が人気があるということのようですけれども、その理由は何かということでしょうか。また、あるいは中伊豆の農園が人気があるということでしたら、そのノウハウをほかの農園でもまねてみるといいでしょう

か、似たようなことでもっと市民農園の利用者を増やすというような、今、35区画が余っているということですが、ほかのところでもそのようなノウハウを使ってやってみるといようなことはありませんでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 中伊豆体験農園ということで御質問いただきました。

先ほど、まだ区画として貸付けができていないという数の中には、中伊豆体験農園も残念ながらございます。中伊豆体験農園は、一般の区画として区分したもののうち、通常の貸付けが78区画、それからラウベといって休憩施設を併設しているものが7区画、計85区画ございます。このラウベについては非常に人気がございます、今、7区画全てが活用されておりますが、一般の区画の貸付けにつきましては、78のうち57が今活用されているという状態でございます。

先ほどもお答えをさせていただきましたが、こちらの中伊豆体験農園につきましては、市外からも広く活用の募集を行っておりますので、ほかの市民農園につきましては原則として市民の皆様を対象にしておりますが、この中伊豆体験農園は市外からの御利用も受け入れておるといところで、人気といいますか、特に休憩施設を伴うラウベについては人気があるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） そのラウベを併設された7区画がいっばいで人気があるということですが、そちらの中伊豆に通っている方たちの中でも、そのラウベという休憩施設、そこを使いたいけれどもというような方はいらっしゃいませんか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） ラウベにつきましては非常に人気がありまして、先ほど申し上げたとおりなんですけれども、期限がございます、貸付けの期限がありますので、その更新のときには、場合によっては抽せんというようなこともあるということで聞いております。ただし、休憩施設を併設ということで、他の農園等にはなかなかこれを造るといわけにはいきません。

それから、もう1点は、先ほど申し上げました中伊豆体験農園と市民農園では、根拠法令といいますか、ちょっと難しい話、法律の話をして申し訳ないんですけれども、別の法律の定義によって整備をしております。

中伊豆体験農園につきましては、市民農園整備促進法という法律に基づいて整備をしております。そして、残りの市民農園につきましては特定農地貸付法という法律、ちょっと法律

の根拠も違いますので、なかなかそのところを中伊豆体験農園を第2、第3というのは、やはりこの法律の規定に基づいて整備していく必要もあるので、現段階では今の拡大等々のことはちょっと検討はしておりません。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） 初心者が農業をしてみたいんだけど、どうしたらいいか、何から始めたらいいかわからないということ。それから、何も持たずにといいましょうか、農機具やら何やら、まだ最初で何もわからないからということの方がいましたら、そういう方たちに貸出しをしてあげる農機具のようなもの、あるいはわからないから営農指導のようなことはしてくれないかというようなもし御質問があった場合には、どのようなお答えになりますでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 畑の耕作には、やはりくわですとか水をやるバケツであるとか、やはり、当然、農機具といいますか道具は必要になります。

現在、中伊豆体験農園では、そういったものを施設のほうで備えつけて貸出しも行っておりますが、他の市民農園については、特に管理人を置いているわけではありませんので、基本的には皆様が御自身で用意をして持ってきていただけるということで、今、その道具について貸出しの要望等は、特に市としてはこちらには来ておりません。

ただ、今、議員おっしゃられるとおり、当然、皆様、初めての経験であるというところで、そもそも作付のノウハウがわからないというような御質問も当然あるかと思うので、そういった問合せについて、もし私ども市のほうにも御相談いただければ、私どもができるのかどうか、またJAさんとも御相談をしながら、そういった対応はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） 高齢やら何やらの理由で農業をリタイアするけれども農地を貸したい、あるいは農業をやりたいけれども、農地がないので農地を借りたいという方がいらっしゃると思いますけれども、空いている家に対して空き家バンクがあるように、空いている農地に対する農地の貸し借りのニーズを結びつける農地バンクというものがあるようですが、市としては、この農地バンクについてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 今、議員お話しいただいた農地バンクというのは、農地中間管理事業と申しまして、農地中間管理機構が農業経営のリタイアであるとか規模の縮小、農地の受け手を探している農家から農地を借り受けまして、農業経営の効率化や規模拡大を考えている受け手のほうですね、貸し手と受け手に貸し付ける制度でございます。

静岡県におきましては、公益社団法人静岡県農業振興公社がこの農地中間管理事業を実施しております。3月現在、今月現在でございますが、伊豆市の農地中間管理事業の実績としては、約15ヘクタール、今現在貸し借りが行われております。

貸したい農地につきましてもあるんですけども、なかなか伊豆市というこの地域特性といますか、中山間地の特性から、また先ほど議員からもお話しいただいたとおり、鳥獣被害というのもございますので、また不整形な農地、営農条件というのものもあるものですから、なかなかうまく担い手とのマッチングが進んでいないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

○1番（小川多美子君） 次の質問にまいります。

○議長（小長谷順二君） 質問してください。

○1番（小川多美子君） 2番目の休耕田を利用しての草花の種をまいて咲かせてということですけども、これ、今、松崎町などでも那賀川のところです、桜の花と一緒にお花がきれいに咲いています。そこに限らず、今、春ですとあちらこちらで菜の花が咲いていたり、秋になるとコスモスが咲いたりなどといったことがあって、やはりお花を見る、お花を愛でるといことは心の安らぎといましようか、そういったものに、心身にとてもいいように思います。

それらについてどのように、先ほどの答弁ですと、一面のお花畑は人の目を引き、観光の目玉にもなり得るものだということを産業部長もおっしゃられていますけれども、これらについて、景観の維持というのは確かに継続が必要ですし大変なことです。今、修善寺梅林や月ヶ瀬梅林でも、梅の花が咲き誇っています。梅は花を楽しむことができ、また、6月には梅の実の収穫もできます。このような状態になるまでには長い年月がかかっていることだとは思いますが、梅に限定するわけではありませんが、将来の伊豆市のために、荒廃している土地に花木を植えるなどのようなことは、市としては考えていらっしゃいませんか。

答弁お願いいたします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） まず、休耕田に花を咲かせると、先ほど議員のほうから、花を愛でる、心の安らぎだというのは誠に同感でございまして、やはり今、耕作をされていない、作付をされていないところに種をまいて、花を咲かせる、他の市町にも事例にあるように、これが本当に道路際に花いっぱいになれば、やはり観光の目玉にもなるということは私ども

も考えております。ただ、先ほども申し上げましたとおり、それではそれを誰が実施して、どうやって長続きさせるのかという課題は当然あるかと思えます。

今現在、伊豆市におきましては、景観の保持ということも含めまして、中山間地域等直接支払制度というのがあって、約20協定を地域の皆様とも締結をしているところでございます。これは国・県の補助金を活用した事業でございますけれども、こういった事業の中で、地域ぐるみで花の種をまく、また景観を広げるということができれば、地域ぐるみの活動としては非常にいい活動になるのかなということは考えております。

また、花木の植えつけでございますけれども、先ほども市長が申し上げたとおり、荒廃農地をそのままにしておくのかということでは、やはり花木、当然、農地法の制限等がありますので、何でもかんでもということではいきませんけれども、花木を法律の範囲内で植えていくということは、当然、荒廃農地の対策としては一つの手段になるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） それに関してはいいです。

3番目の修善寺和紙のことについてお願いいたします。

○議長（小長谷順二君） どうぞ。

○1番（小川多美子君） 修善寺和紙は、源頼朝が旗揚げの際、関東の武士に配った檄文に使ったものが修善寺和紙だと言われております。江戸時代には幕府の御用紙として使われたとも言われておりますが、人手や原料の調達などで、そのような関係で一度は休止したものの、再現する会が再始動し、現在は地域おこし協力隊のメンバーも加わり活動しております。

今年度は修善寺小学校の5、6年生と東小学校の6年生が体験授業に取り組んだとのお話が先ほど教育長からありましたが、6年ほど前までは、修善寺中学校の3年生が修善寺和紙の卒業証書を手を義務教育に別れを告げていたというようなことを聞きます。卒業する3年生にとっては、何にも代え難い最高の贈物になったことと思えます。

今後このような体験授業はぜひ継続してほしいと思いますが、学校教育課としてはどのようにお考えでしょうか。お願いします。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 今年度、修善寺小学校や東小学校は、本当に修善寺紙を再現する会の方にお世話になって体験をさせていただいております。

今の御質問、例えばほかの学校へということ、やはりこの御努力いただいている再現する会の方がもう少しお引き受けいただけるような状況になったら、ぜひほかの学校でも検討させていただきたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） 学校の授業体験というのは、いろんな人手の関係やら何やらでやむを得ない、そのような時期が来たらということのようですねけれども、この原料となるミツマタ、トロロアオイについてですねけれども、ミツマタは苗木を植えてから4年くらいで原料として使うことができるそうです。また、トロロアオイについてはハナオクラとも言われて、1年で成長し、夏の間は食用として花を食べることができ、秋の終わりに根を掘り上げて使います。現代では化学薬品でも紙すきができるようにしているところもあるとのことですが、修善寺工房では、天然素材を使った100%修善寺産の和紙を作りたいとのことですが、伝統文化の継承のため、ぜひ植栽を続けられたらと思います。これについていかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 再現する会の方にお話を伺う中でも、地元で材料を今後確保していきたいというお話も伺っています。もしそういう取組が進んだようでしたら、ぜひ、例えば材料も見せていただきながらということで、学ぶ進度を深めるようなことで相談をさせていただきたいなというふうに考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

小川議員。

○1番（小川多美子君） 再質問といいたいでしょうか、お願いですがけれども、これらが少しずつでも実現して、整備されることで、道端の草むらに捨てられている空き缶やペットボトルのポイ捨てなども少なくなるといういいなと思います。ぜひ、この市内からそのようなごみのポイ捨てなどもなくなったり、あるいは将来的には花木などできれいな伊豆市になったらいいなと思ひまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（小長谷順二君） これで小川多美子議員の質問を終了します。

ここで2時10分まで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時09分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 杉 山 誠 君

○議長（小長谷順二君） 次に、16番、杉山誠議員。

〔16番 杉山 誠君登壇〕

○16番（杉山 誠君） 16番、杉山誠です。

最後の質問となります。よろしく申し上げます。

初めに、脱炭素（カーボンニュートラル）への取り組みについて、市長、教育長に伺います。

脱炭素とは、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素を含む温室効果ガスを実質ゼロにすること、そのためのキーワードがカーボンニュートラルです。カーボンニュートラルとは、生産などによって排出される温室効果ガスの量と森林などの植物による吸収量を同じにして、実質的にプラスマイナスゼロにすることを示します。

政府は、2050年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロの目標達成に向けて、自治体の取組を支援して地域の脱炭素化を促すとともに、民間資金を呼び込む政策を進めています。

2月8日に閣議決定した地球温暖化対策推進法改正案では、脱炭素に取り組む自治体に対して国の財政支援を努力義務化することなどを盛り込み、再生可能エネルギー導入などに取り組む民間企業に出資する官製ファンド、脱炭素化支援機構の創設なども規定しました。

地域の脱炭素化については、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを宣言する自治体、ゼロカーボンシティが増加しており、2019年9月時点では東京都など4自治体でしたが、本年1月末には534自治体に拡大していて、静岡県では、県をはじめ、隣の伊豆の国市などの14市町が宣言を発しています。今後、官民一体の取組を進めるためにも、市長の意思を表明することが必要と考えますが、いかがでしょうか。

さらに、脱炭素化への目標達成には、長期にわたる計画的な取組が必要となります。市民、事業者への啓発や支援、教育現場での啓発、公共施設への再エネ導入や省エネ、EV車の導入など、カーボンニュートラルへ向けた取組についてどのように進めていくでしょうか。

次に、コロナ禍で打撃を受けた観光業の再生に向けた取組について、市長に伺います。

「国土交通白書2021」によると、観光業は旅行業、交通産業、宿泊業、飲食産業、アミューズメント産業、土産物品産業、旅行関連産業等幅広い分野を包含した産業であり、我が国経済に与えている影響は非常に大きい。また、地域レベルで見ても、観光業は地域外との対流、交流を生むとともに、地域外から利益を得て地域経済を支える産業として重要であるとして、観光業が新型コロナウイルス感染症により非常に大きな打撃を受けており、このままでは多くの事業の維持が困難になるおそれがあることから、その対策の必要性を示しています。

当市においても観光業の果たす役割は大きなものがあり、市内経済や雇用の維持のため、コロナ禍で最も大きな打撃を受けたとされる観光業の再生、支援に力を入れていく必要があると思います。

市長が施政方針で述べた観光振興政策、観光拠点整備、それぞれの風情を際立たせるための観光地整備とは具体的にどのようなことを想定しているのでしょうか。

観光庁の2021年度補正予算では、観光地の顔となる宿泊施設を中心とした地域一体となった面的な観光地再生・高付加価値化について、自治体、DMO等による観光地再生に向けた

地域計画の作成や、同計画に基づく改修事業等を強力に支援するとしていますが、当市の取組はいかがでしょうか。

また、長期的には、高齢による免許返納者の増加、若年層の車離れ、団体客の減少や遠方からの観光客など、自家用車以外による来訪者への対応も整備する必要があると思います。

住民の移動手段の確保を兼ねて、観光客にも喜ばれる公共交通体系の整備をいかに進めるかお伺いいたします。

また、今後、EV車の増加が考えられます。公共施設をはじめとして、急速充電設備の整備が必要と考えられますが、いかがでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小長谷順二君） ただいまの杉山誠議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答えします。

地球温暖化対策について、伊豆市としての戦略を策定することは必要だと考えています。これまで自分自身で必要な施策を編成してこられませんでしたので、あえて宣言は発出してきませんでした。策定すれば、その名称は、ゼロカーボンシティ構想、SDGs戦略、地球温暖化対策、グリーン・プログラムなど、いろいろ名称の候補はあろうかと思いますが、まずは市長としての意思表示をせよとの御指摘を重く受け止めたいと思います。

来年度、地球温暖化対策実行計画の見直しを行いますので、取組施策が明確になった後、定例記者会見などで公表できるように準備いたします。

カーボンニュートラルに向けた取組については、市民部長に答弁させます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、教育長。

〔教育長 梅原賢治君登壇〕

○教育長（梅原賢治君） 私が子供の頃は石炭がまだありました。それから石油、今は電気へというような、そういうエネルギー転換が起っています。未来を生きる子供たちにとって、その頃にはどういう世の中になっているんでしょうかなんて、本当に大切な子供たちへの啓発だと思っています。

教育現場における脱炭素化への計画的な取組についての啓発は、小学校の段階で総合的な学習という、いろんな教科を総合的に組み合わせる知見として学んでいく、その中で環境や資源エネルギーに関する今日的な課題として触れる機会があります。脱炭素そのものを扱うわけではありませんけれども、小学校段階でも世界的な問題として知ることができます。理科の教科書ですとか社会科の教科書には、それらに関わるヒントとなるような項目がたくさん散りばめられているところです。

中学校になると、社会科では国際社会の課題、理科では自然環境の保全と科学技術の利用、技術科ではエネルギー変換の技術と、それぞれの教科で少しレベルの上った関連する分野

として学ぶことができます。中学校でも脱炭素そのものを課題として学ぶということはありませんけれども、関連分野を学ぶ際には、未来につながる現代の国際的な課題として授業に組み込んでいくことは可能だと考えています。

また、整備が始まった新中学校においては、太陽光パネルを設置、それから簡易的に発電量が見えるメーターなどで自然エネルギーの利用が見える化したり、設計段階で、例えば合わせガラスや壁の建材による断熱性、それから建物内の換気による温度調節、教室南側のひさしの役割など、それらを使って省エネルギーを意識した内容を環境教育として展示するなど、校舎自体が脱炭素に向けた取組を啓発できる教材となるように工夫していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 続いて、市民部長。

○市民部長（加藤博永君） それでは、カーボンニュートラルに向けた取組についてお答えいたします。

取組につきましては、先ほど市長が申し上げたとおり、来年度、地球温暖化対策実行計画の見直しを行います。その中で、脱炭素に向けた取組施策が明確になった際に啓発、支援を行っていききたいと考えております。

また、太陽光発電システムを設置した住宅などで発電した電力を、夜間や災害時でも使用できるよう、蓄電池システムの普及を促進するため、蓄電池設置に要する経費の補助について、今定例会にお諮りしているところです。

公共施設の再生エネルギーの導入または省エネへの取組につきましては、生きいきプラザをはじめ、社会体育館やその他の施設につきましても、LED照明の導入を進めております。

また、EV車の導入につきましては、充電設備の導入に係る経費、また車体本体の蓄電池の寿命などを考慮した場合の購入の検討など、車体本体価格が高額という中で、検討すべき事項がありますので、これからの動向を注視し検討してまいります。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山誠議員。

○16番（杉山 誠君） それでは、最初に市長に確認させていただきますけれども、伊豆市としての戦略策定が必要と考えるというお答えがございましたけれども、地球温暖化の現況に対するこの認識、また地球規模の取組が必要な中で、自治体の役割についてどのようにお考えでおいででしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど、自分がまだ具体的な施策を編成していないので宣言はしてこなかったと申し上げましたけれども、やっぱりリーダーの強い意思が必要だと思います。

実際にクールビズが始まったときに、私、内閣官房にいましたので、その後の変化をすごく危惧しているんですけども、あのときに小泉総理大臣は、官邸に来るときにネクタイはつけてくるなと言明されたんですね。その後、意外と国会議員の先生方がネクタイを戻されて、あるとき与党の幹事長の先生に、先生、申し訳ないんですけども、ネクタイを外していただけないでしょうかって、我々が外しにくくてしょうがないんですけどもお願いしたんですけども、駄目かなとかおっしゃって、結局、批判するようですけども、ここ一、二年、ニュースキャスターでさえ、ネクタイをしている方は夏はいっぱいいらっしゃいますよね。あれほどエネルギー危機とか石油ショックとか、クールビズとか、ウォームビズとかやってきたのは、一体何だったのだろうかと思うほど、最近、私が自分がネクタイを外すのが、時々、エクスキューズしなければ何かいけないような雰囲気になりつつあって、大変危惧しています。

というのは、これがやっぱり意思につながるんですよ。リーダーがその姿を示さないとやはり徹底できないですから、私は失礼を承知で夏はネクタイを取りますし、僅かな力ですけども、やっぱり落ちているプラスチックは拾おうと思うし、プラスチックはなるべく生産してほしくない、あちこちで訴えていますし、そういったものを地道にやっていくしかない。ただ、私を含めて、リーダーたる者の強固な意思がないことには、これは進まないと思っています。

ただ、受益者は全世界の人民全てですから、動植物も含めてでしょうか、そこの何というんでしょうか、価値観についてなるべく多くの方と共有することが必要なと思います。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 分かりましたけれども、私、お尋ねしているのは、見識いろいろ広くお持ちですので、現在の状況、この危機的な状況というのはどう捉えておられるかということをお伺いしたかったんですけども、お願いできますか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） さっき気合いを入れて申し上げた割には、ここからちょっと恥ずかしい話なんですけど、私の記憶では、平成17年に伊豆市の新エネルギービジョンを策定してあったと思うのですが、私が市長になって風力発電の案件が出たときに、これは新エネルギービジョンを見直さなければいけないのではないかと、そのときに実はこの課題を認識して、新エネだけではなくて、地球温暖化対策、環境対策を総合的に組まなければいけないのではないかと考えていました。その中の一環として、残念ながら実現しなかったんですけども、隣の生きいきプラザに太陽光パネルをつけるとか、あるいは市営の日帰り温泉のボイラーをチップボイラーに替えるとか、案件はあったんですけども、一つも実現していません。

したがって、志は持っているんですけども、今まで具体的な施策、どれも実現できませんでし

たので、新エネルギーと、それから温暖化対策、脱炭素含めて、戦略的に、今、まさにつくらなければいけない、その責任は痛切に感じているという状況です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） ここまで必要になったという今の状況、環境問題、これを本当に深刻に捉えて、できることからやっていただきたいと思うんですけれども、今、伊豆市にある地球温暖化対策実行計画ですけれども、県内でもほとんどの自治体がこの計画を策定して、その多くがホームページで公開をしています。当市、私、探したんですけれども見当たりませんでした。

伊豆の国市では、実施状況報告書というものが令和3年9月に公開されていますけれども、当市の計画についてはどのように検証されてきたのでしょうか。また、その公表状況についてはいかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（加藤博永君） 当市の計画の状況でございますけれども、現在の計画は2018年から2022年度までの第3次伊豆市地球温暖化対策実行計画となっております。目標値ですが、2016年度を基準といたしまして、2022年度までに7.3%削減、2030年度までに30.1%削減することとなっております。

2020年時点の市の事務及び事業に伴う温室効果ガスの総排出量でございますが、9,701トンで、2016年度の、これは基準値となりますが、1万2,018トンに対しまして、19.3%の削減となっております。短期目標の2022年度の7.3%の削減目標を上回っております。

ホームページ等の掲載につきまして、大変申し訳ありません、そこら辺についてはまた再度徹底して、掲載を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 多くの数字が示されましたけれども、もう少し分かりやすく、この進捗状況というのは客観的に言ってどんな状況でしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（加藤博永君） 目標、先ほど、すみません、数字をただ読んだだけで申し訳なかったんですけれども、削減目標については、現時点では上回っていますので、引き続きこれを進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 削減目標を上回っていることを確認できました。

少し具体的なこととなりますけれども、来年度予算に蓄電池の設置補助金が計上されております。昨日の質問にもありましたけれども、当市では住宅用太陽光発電設置の補助金制度は終了したと認識しております。その上で、既に設置されている太陽光発電の有効利用として蓄電池設置補助ということは、ある程度評価できますけれども、何かそれだけでは物足りないような気がします。三島市などのように、スマートハウス設備導入費補助金として太陽光発電、太陽熱燃料電池、リチウムイオン蓄電池のそれぞれのシステムの導入、あるいはそれらの設置している住宅の購入に補助金制度を設けている自治体もあります。

ICTや再生可能エネルギーを活用したスマートシティやスマートハウスは、今後普及していくことが考えられますけれども、将来的にですけれども、補助対象を拡大する考えはありませんか。

○議長（小長谷順二君） 市民部長。

○市民部長（加藤博永君） 議員、今、おっしゃられたように、令和2年度で補助を終えてしまいました。これは、結局、カーボンニュートラルに向けては、ちょっと逆行の形にもなっている部分もあると思います。なくしたのは、一定の役割を果たしたということでなくしたけれども、それに伴いまして蓄電池を始めました。ただ、セットであるという部分もありますので、今後も、今回、来年度見直します計画の中で、そこら辺も含めて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問は。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 次に、市民への啓発普及ですけれども、伊豆市のホームページに地球温暖化対策ということで見ることができました。温暖化やその影響を、市民に対して環境に配慮した暮らしへの働きかけがなされております。これまで広報伊豆で食品ロス削減などの啓発がされたことがあったように思いますけれども、改めて、カーボンニュートラルに関する市民への伝わりやすい啓発を行う考えはないでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（加藤博永君） 確かに、環境問題等については啓発が非常に大事だと思っております。来年度、ごみの出し方の便利帳を見直しますので、その中でも分かりやすくその旨啓発、広報していきたいと思っておりますし、またホームページ等、いろいろ様々な方法でカーボンニュートラル、そこら辺を広報してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問は。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） このガイドブックについても、昨日の質問にもありましたけれども、市民の目に触れる直接の出し方のガイドなんですけれども、単なるごみ出し方法でなくて、ごみの減量化とかそういった消費に関することまで含めて、ごみそのものに対する啓発、つまり、ごみは捨てるものという概念を見直して、できるだけごみを出さないようにするような生活とか、環境に配慮した消費の仕方など、ごみ出しのガイドブックですから、どうでしょうかと思いますけれども、そういったことも含めて、いろいろな手段を通じて啓発していく内容を盛り込んでいくことも必要かと思うんですけれども。

それと、もう一つは、ごみの分別とかごみの出し方のタイミングが分かりにくいという声が高齢者を中心に多く聞かれます。また、ほかの地域から転入されてきた方が最初に戸惑うのが、ごみの出し方とされています。できるだけシンプルに分かりやすいガイドブック、そして、先ほど申しましたように、啓発も含めたような内容にしていきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（加藤博永君） その辺も含めまして、見出しから分かりやすい、探しやすい冊子にしていきたいと思っております。

また、繰り返しになりますけれども、啓発から含めて、ごみのこととプラスチック系の話もありますので、そこら辺を含めて、ページ数、そこら辺の制約もあるかと思っておりますけれども、前向きに検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） あと、事業者への啓発ですけれども、2月14日までの調査、静岡経済研究所というところの調査、新聞に報道されましたけれども、脱炭素に積極的な県内企業は2割未満というような記事も見ました。なかなか普及が進んでいないという現実がうかがわれますけれども、事業者への啓発、これはどのように考え、また今後行っていく予定でしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（加藤博永君） これにつきまして調べさせていただきました。調べましたところ、どういう流れでいくのか分からないというところと、規則やルールが明確に定まっていないとか、そういうところで進んでいないと判断しております。ですので、そこら辺を含めて、市内の事業者様に対しても併せて啓発というか、お願い、分かりやすい説明とか、そこら辺をやってきたいと思っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 次に、学校の取組ですけれども、教育現場ですけれども、先ほど教育長から答弁いただきましたけれども、いろいろな様々な取組が行われていることを理解しました。脱炭素の達成目標とされる2050年は、今の子供たちが主役になる時代です。

宮崎県の都農町というところでは、小中学生の選抜チームがゼロカーボンU-18議会を創設して、町に提言を行っているということで、18歳以下の若者が持続的に町を動かしていく仕組みづくりとして注目されています。

本当に教育現場で今まで行われてきた環境教育、いろいろと取組をされてきたわけですが、このゼロカーボンに向けて、さらにこれを深化、深めていくということで、未来につながる教育成果を発揮してほしいと思うんですけれども、今後どのように進めていくお考えでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（佐藤達義君） 現在も小学校の段階で、静岡県地球温暖化防止活動推進センターが実施いたします小学校高学年を対象としたアース・キッズチャレンジというプログラムがございます。伊豆市内の学校も毎年1校ですけれども、このプログラムに参加しております。このアース・キッズチャレンジというのは、ワークブックを使いながら、家庭での取組というものと、学校での体験学習を通して学ぶということで、非常に実践的で広がりがある活動だと感じております。

今後は、こうしたプログラムと、この内容と授業の内容をうまく絡めて、より深く環境についても学べるように検討してまいりたいと考えております。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） そうですね。子供たちの教育、意識の変革というのは、家庭、大人にも影響を強く与えるということですので、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

あと、CO<sub>2</sub>の減少ということも含めて、今ある伊豆市の自然資源を生かしてその対策を進化させていただくということで、地元の自然資源、食料とか木材を地元で賄うということは、輸送に係るCO<sub>2</sub>を減らすとともに、地域経済を支えることにもつながるということです。

政府は先月、地球温暖化対策推進法改正案を閣議決定したところですが、地域の脱炭素化に積極的な自治体に対する国の財政支援を努力義務化するというので、補助金をつける制度を設けたんですけれども、民間企業の先進的な脱炭素化を支援する官民ファンド、脱炭素化支援機構の創設ということも含まれていますけれども、官民を挙げて強化する、今まで以上に力を入れていただくということで、国が後押しする制度ができたんですけれども、

今、各地の自治体でゼロカーボンシティの表明が相次いでいますけれども、地域資源を生かした具体的な取組を進める自治体はまだ多くないということです。

これは一例ですけれども、岡山県の真庭市では、地場産業の林業を生かしてバイオマス発電所を立ち上げましたけれども、国の2022年度予算案には、自治体による再生可能エネルギーや省エネ設備導入を支援する地域脱炭素移行・再エネ推進交付金というのが計上されています。

この交付金に該当するかどうかはこれからの取組なんですけれども、伊豆市の豊富な森林資源を、産業振興としてはもちろんですけれども、地域資源を生かした脱炭素化に資する取組として活用していくことも有効な手段と考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） この森林、林業、そういった木材は伊豆市にとってもう極めて大切な課題だと思っており、私自身、いろんなところを視察してまいりました。真庭市にも伺って、議場、教室、それから市役所、本当に潤沢に木材を活用されているんですね。

ただ、バイオマス発電については、銘建工業というもう基盤となる会社があって、そこが本業をベースにして、そのベースがあったということが大きな違いで、やりたいのはやまやまですけれども、そういった状況にはなかなか難しいということが1つ。

それから、もう一つは、ここで一生懸命、今、木を切っている田方森林組合をはじめとして、国有林もあり、いろんな林業生産者が切っているんですが、それを乾燥するだけで県の中部まで持っていくんですね。トラックで持って行って、また持って帰しているんです。

CLTの工場は四国と九州ですから、本当はそのCLTで駅舎か何かをやりたいんですけれども、ここで切った木を船で宮崎まで運んで、CLTにして戻す、要するにその間にもう大量のCO<sub>2</sub>を出すという非常に皮肉な状況になっていて、やはり、少なくとも静岡県東部に木材をしっかりと製品に加工する。今、1つは富士市に合板工場はできたんですけれども、それ以外の工場が、加工工場がないというのが大きな問題で、木材生産をするだけではその課題を克服できない。ここは何としても、やはり県や国と一緒に事業を組ませていただきたいと思っています。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 流通経路については、またぜひ力を入れていただきたいと思います。

あと、これ、九州森林管理局というところの資料なんですけれども、参考になることがありましたので少し引用させていただくんですけれども、ここで2030年度目標達成及び2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組というところがありまして、やはり森林というのは、やっぱり若い木ほどCO<sub>2</sub>の吸収能力であるとかいろんな機能を果たすということで、人工林が高齢化している中で、森林の吸収量が減少傾向にあるもので、今後、CO<sub>2</sub>の吸収量の

確保に向けて、切って、使って、植えるということのサイクル、これを図っていくことが必要だということが書かれているんですけども、成長の旺盛な若い森林を増やすという意味で、伊豆市でもエリートツリーということが採用されているんですけども、その辺の森林を有効活用していくこの取組、これをどのように今進められているでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 今、まさに議員がおっしゃられたとおり、切って、使って、植えるという循環サイクルを確立するという事は非常に重要なことだと思っています。

今、ご質問いただきましたエリートツリーにつきましては、昨年度、令和2年度に試験的といいますか、中伊豆地区で市有林を活用して皆伐・再造林という、実証実験的な位置づけではあるんですけども、行いました。このエリートツリーを使っておりますので、この成長というのは、私どもも管理をしながら、実際に一般苗とどの程度の成長の差が出てくるのか、本当に早く大きくなるのかどうかというところは見ていきたいというふうに思っております。

その上で、皆伐・再造林につきましては、やはり採算というところも、環境とはすみません、違うんですけども、採算ベースにのせるかどうかというのは、やはり木を出せる有利な場所でなければ、なかなかここは費用、コストの問題が出てきますので、やはり明確に、市のこの広大な森林の中でも皆伐・再造林として循環をさせていくところと、山奥でなかなか採算が合わないところについては適正な間伐を実施することによって、人工林から広葉樹林への転換も含めて、議員お話しになったとおり、やはり樹齢がいけばいくほど炭素の吸収量というのは下がっていくということは承知をしております。例えば、杉、ヒノキでも、やはり30年から40年程度が一番炭素を吸収するというふうに言われておりますので、今、50年製以上が半分以上を持っている市有林につきましても、やはり適正な間伐というのはやっていかなければならないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 分かりました。

最初にありました地球温暖化対策実行計画の見直し、これにも森林のそういった果たす役割というものもひとつ繰り入れて、具体的に進めていくようなことはできないでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） CO<sub>2</sub>の抑制だけではなくて、森林が二酸化炭素の吸収の約8割以上を占めているという現実がございますので、先ほど市民部長、答弁したとおり、この計画の見直しに当たっては、産業部といいますか、森林を所管するところも一緒になって計画

策定を行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） ぜひお願いします。

あと、伊豆市公共建築物における木材利用の促進に関する方針というのがあるんですけども、今でも使われていると思うんですけども、公共施設の内装なんですけれども、できるだけ、今、構造材にも大分使われているようになっているんですけども、今の市有建築物だと難しいところはあるかもしれないんですけども、使えるものはぜひ使っていただく、そして将来的には流通が整備されて、県内産あるいは市内産の木材が市内で利用できるようなになれば、さらにこの対策が進むと思いますので、ぜひそんな方向で今後進めていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 今、議員お話しいただきました木材の利用の促進に関する方針は、平成24年に策定をしておりますので、約10年たつと思います。この算定の根拠となっております法律が昨年、国のほうで改正をされまして、この木材利用というのが、公共施設、木材の利用を促進するために、これまでの公共施設から民間の建物も含むというような法律改正が行われております。

これ、策定をするに当たっては、静岡県のほうが新法に、新しい改正法に則した方針の策定を現在行っているというふうに伺っておりますので、市としても、その県の方針の策定され次第、その内容を確認させた上で、市としての新たな方針というのを策定していくというふうに考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

○16番（杉山 誠君） 次をお願いします。

○議長（小長谷順二君） それでは、観光業の再生の取組について、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 観光地の再生と高付加価値事業、これは、いや、国はよくこんなすばらしい事業を組んでいただけたなと非常にありがたく思いますし、私は、観光地を持つ市長として非常に高く評価をしているところです。

今年度、修善寺温泉で5億円事業を民間で組んでいただいたのは、やはり修善寺温泉のポテンシャルと、それから計画していただいた金融機関に本当に敬意を表したいと思います。

ぜひこの手法、国、まだこの事業を継続していただけるようですので、この手法を市内にしっかり活用させていただく、そのように考えております。

具体的な御下問については、産業部長に答弁をさせます。

○議長（小長谷順二君） 続いて、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、それぞれの風情を際立たせるための観光地整備と観光庁事業の取組でございますが、ただいま市長申し上げたとおり、本年度、修善寺温泉で実施しました面的再生に資する宿泊施設の改修、景観改善のための廃屋撤去、土産店などの観光施設の改修などを支援する観光庁の事業を、これを来年度以降市内に拡大し、令和4年度は地域一体となった観光地の再生、観光サービスの付加価値化事業として、天城湯ヶ島地区など市内の幾つかの地域で、その特色を生かし、観光事業者自らが観光地整備に取り組もうという計画があると観光関連団体から伺っております。こうした事業者自らの取組によって、歴史、自然、文化、景観など、それぞれの財産とも言える地域の特色が最大限引き出されることを期待をしているところでございます。

それぞれの地域の具体的な整備内容は今後検討されることとなりますが、市としてこうした取組を支援するため、事業全体のマネジメントを伊豆市産業振興協議会が担うこととして、令和4年度予算に関連経費を計上しているところでございます。

続きまして、観光客にも喜ばれる公共交通体系の整備と急速充電設備でございますが、伊豆半島内の公共交通機関や観光施設、体験型コンテンツのほか、駿河湾フェリーや静岡市内、富士山静岡空港までのバスや鉄道等をスマートフォンで検索、予約、決済できる観光型MaaS「Izuko」の実証実験を、美しい伊豆創造センターや交通事業者などが協議会を構成し、実施をまいりました。

その結果、利用者の8割以上がシステムに満足したと回答しており、観光型MaaSにより周遊が促進されていることがうかがえる結果となりました。

今後は、社会実装を見据えた商品や機能のさらなる改善、持続可能な運営体制や収益確保に向けた検討を進めると伺っており、伊豆半島の活性化に資するサービスになるとともに、こうした観光客の利用が住民の移手段の確保にもつながるものと考えております。

続いて、急速充電設備の整備でございますが、まず、市の公共施設におきましては、道の駅天城越えに1機設置をしております。また、市内のコンビニ、自動車販売店、旅館等にも数店で設置をしていると伺っております。

急速充電設備の整備につきましては、今後のEV車の普及状況を見ながらになるかと思いますが、伊豆市のみで検討するよりも、伊豆半島に来られるお客様に不便をかけないように、伊豆半島全体を見据えた中で、関係市町、また美しい伊豆創造センターも交えて検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 観光産業というのは、ホテル、旅館や観光施設だけではなくて、関連するリネンサプライ、食品の納入や生産者、さらには建設業、そして旅行代理店や交通事業者、また飲食業、お土産など、さらに幅広い分野を包含する裾野の広い産業と理解しています。極めて伊豆市でも多くの方がそういった産業に関わっておりますので、コロナで打撃を受けたこの観光業の再生というのは非常に大切なものと考えております。

市長、最初に答弁いただいたんですけれども、施政方針の中で、それぞれの風情を際立たせるための観光地整備ということをおっしゃっていますけれども、具体的にどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 我々も、やはり地元で伊豆は温泉ですねと我々も思っていますし、お客様からもたくさん伺います。旅行代理店なんかが出している雑誌を見ますと、まあ、多いですけども、静岡県内では伊豆半島は多いし、伊豆市は多いんですが、日本の観光地って、ほぼ温泉ですよ。ただ、温泉だけだと全く競争力がなく、差別化がなされない。そうすると、何を加えるかですが、その付加価値のところ、やはり修善寺は歴史でしょうし、土肥は海でしょうし、中伊豆は里山でしょうし、湯ヶ島は文学とか自然景観とかになるんだろうと。それを際立たせる、そういった際立たせるための観光地整備ですね。

今回、修善寺温泉の事業を見ておりますと、そういった施設の付加価値を高める事業と、それから、あそこは御承知のとおり、外を歩いているお客様はいっぱいいらっしゃいますから、そういったマーケットをより多く捉える事業、それはやはり理にかなっているだろうと思うんですね。

今年、天城湯ヶ島をはじめ、ほかの地区でやる場合に、その特性をさらにより強化していく、そういった事業を考えています。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 今回の国の支援事業というか、観光地再生の事業に、市も積極的な姿勢だということは確認できました。

今後のその整備について、やはり当事者、関係する方々とDMOが主体となって進めていくということですけども、やはり行政も、多くの市民を預かる行政としても、やはりそういった場に参加してしっかりと協議をする必要があると思うんですけども、そういった協議の場というのは具体的には考えられているのでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） それこそが、私はそれこそ、そのためにこそ産業振興協議会をつくったつもりでいるんですけれども。この計画は産業振興協議会として国に提出するものになっ

ていますけれども、実務のところ、今回も金融機関には委託費を充てているところですが、やはり実務においても産業振興協議会がしっかりこの役割を担ってほしい。

というのは、今、本質的なところなんですけれども、伊豆半島はやっぱり観光事業者で、何というんでしょうか、メインボディといいますか、母体といいますか、発言力が強いといいますか、宿泊事業が多いんです。宿泊事業者の皆さんにとっては、チェックインの3時からチェックアウトの10時までですから、そこがその事業になるわけですね。

ほかに流れているお客様は、10時から3時までの間にどういったサービスを受けていただくかが焦点ですから、ここを強化して全体の消費額を喚起するためには、やはり宿泊の方々以外の方々にも多く参加していただく。そのためには商工業、商工会であったり、JAであったり、まさに、今、伊豆市産業振興協議会の構成団体としているところがしっかり入って一緒に議論いただかないと、その10時3時のマーケットを生かせないということになりますので、そこはしっかり、まだ道半ばで、つくった目的が十分に機能していないんですけれども、これをいいタイミングとして、そこを強化していきたいと思っています。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） あと、地域計画に基づく整備ということですが、宿泊施設の高付加価値化、観光地の魅力向上のための廃屋撤去、それから観光施設の改修とありますけれども、4番目に公的施設への観光目的での改修というものもあるんですけれども、伊豆市の場合、ちょっと思い当たらないんですけれども、そんなことを何か対象になるものがありましたら教えていただきたいと思うんですけれども。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 令和4年度のこの観光庁の高付加価値事業につきましては、実はまだ詳細な交付要綱等は今いただいてない状況でございます。観光庁の予算の資料の中で計画をつくってきたんですけれども、今、議員御指摘のとおり、ほぼ4つの柱というのは今年度の事業と同じでございますので、内容的にはそう変わらないのかなということは想定はしております。

その中で、今、議員おっしゃられました公的施設への観光目的での改修というメニューは確かにございます。ですが、今、現時点で来年度の高付加価値化事業の中で市の公共施設を目的を変えて、例えば例としては、文化施設にカフェを併設するであるとか、老朽化した宿泊施設のリニューアル、例えば、今、伊豆市にはないんですが、国民宿舎の改修等々が一応例示はされておりますが、今、現時点でこの公的施設の観光目的での改修というメニューはございません。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 国の支援事業以外にも面的整備というのも、今、求められているんですけども、ここで、ふるさと納税の活用、今回、ふるさと納税に観光目的の項目が入れられましたけれども、それについて少し具体的に、どのような用途あるいはどの程度の金額というか、そういうものまで決められているのでしょうか。ちょっと教えていただきたいんですけども。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） 今議会でふるさと伊豆市寄附条例の一部改正を行いまして、今、御質問のありました魅力ある地域、観光地づくりに関する事業ということ盛り込むこととしております。寄附の際に、この事業をお選びいただいた場合には、市が行う観光施設の整備だったり、いわゆる観光振興の財源として活用をさせていただくことを想定してをおります。

それから、金額でございますが、金額につきましては、寄附者の方がこの事業、6つの区分の中からお選びいただいて寄附をしていただくわけですが、こちらについては、結果論といえますか、寄附者の方がどれだけ寄附をしていただいたかによって金額、額が違ってまいりますので、この段階で金額についてはちょっと申し上げることはできない状況でございます。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 寄附を受ける受入先というか、今、宿泊業が非常に大きなウエートを占めているということなものですから、自分たちも頑張るので、ぜひ積極的にそれを活用してほしいというような声も聞こえるわけなんですけれども、そういったことも先ほどのいろいろな総合的な整備ということで、直接的な観光施設だけでなく、いろんな、例えばこれから出てきますような交通手段の確保であるとか、いろんな面に利用するようにできるといいと思うんですけども、まだ使途という、使い道というのはまだ限定的なものとはなっていないという理解でよろしいですか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（新間康之君） そうですね。現段階では、あくまで区分を設定をさせていただいたこととなります。具体的な事業につきましては、今後、計画を立てた中で実行していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） やはりこの観光の再生ということをしごくこれから取り組む上で、やはり観光に対する意識というか、今までと大分違って来たということは、これ経団連の経団連タイムスということから取り出したんですけれども、2121年の8月5日なんですけれども、コロナ禍で変化した観光動向と今後の取り組むべき課題ということで掲載されていたんですけれども、コロナ禍において観光トレンドが変化しており、マイクロツーリズム、ワーケーション、アウトドア等への関心が高まった。各種調査から、新型コロナウイルス感染症終息後の国内外における旅行意欲は高く、需要の回復が見込まれるということで書かれています。その上で、オフシーズン、平準化というか、観光客の、週末だけでなく、そういったことのニーズも高まりつつあるということと、あと受入側としても、これまで以上に地域全体で魅力向上を図ることが欠かせないということが言われているんですけれども、その中に、廃屋の撤去というか、そういうものも観光地再生の国の事業もあるんですけれども、そういった観光再生に向けた戦略、伊豆市としての、DMOがということを行われればそれまでなんですけれども、そういった総合的に考えた観光戦略というか、そういった概略的なものであるかもしれないんですけれども、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 今、議員おっしゃられたとおりで、今後いずれコロナが収束し、国内では、また観光需要というのが相当大きく飛躍することになるかと思えます。そういった中で、やはり伊豆市が埋もれないで引き続き選ばれる観光地として発展し続けるためには、やはりほかとの差別化といいますか、他の観光地にない取組を進めることが大変重要であるというふうに考えております。

こうした中で、これまでも議会でもお答えをさせていただいたとおり、新しい観光地経営として、このDMOの概念を入れまして、観光客のニーズの多様化に併せまして、市内のこれまでの歴史や文化、自然を生かしながらも、伊豆市ならではの地域資源を掘り起こし、これを体験していただくことで、ちょっとしたサプライズを与えることがリピートにもつながりますし、まさに伊豆市版DMO事業として、私どもは今年度からこの事業の仕掛けを今年度からスタートさせておりますので、引き続き、この伊豆市版DMO事業を強力に推進していくことが、観光地の特性を生かした、伊豆市の特性を生かした観光経営になっていくのではないかと考えております。

以上です。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） すみません、時間をオーバーしちゃって。

やはり、コロナ収束後は観光の復活が考えられている中で、それぞれの地域でそれなりの

戦略を考えていると思いますので、ぜひ遅れを取らないように、伊豆市の特性を生かしたそういうものを進めていっていただきたいと思うんですけれども、やはり量から質、高付加価値化とか、リピート頻度を高めるというか、そういった魅力を定着させていくことが大事であると思います。

あと、すみません、交通手段なんですけれども、答弁の中でM a a Sという言葉が出てきましたけれども、いろんな交通手段であるとか、あるいは観光施設、そういったものをICTを通じて予約、そして利用、そして支払いというか、そういったものまでできるということなんですけれども、今後、地域交通としてそういったものを普及させていくには、やはり交通事業者同士のしっかりとした連携が必要になってくると思うんですけれども、実証実験も行われたということなんですけれども、これから進めていく上での何か計画というものはあるでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 先ほどもお答えをさせていただきましたが、基本的に、これ、伊豆地域全体に係ることですので、美しい伊豆創造センターが主体となって、あと交通事業者が主体となって進めていた実証実験でございますので、今のところ、すみません、具体的な今後の予定というのは、ちょっとこちらとしては把握しておりません。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 午前中の市長の答弁の中で、修善寺駅周辺でのイベントの参加にバス利用を促進したいということがありましたけれども、やはり市内の観光周遊と住民の移動の手段の確保ということで、バスの利用というのがやっぱり大事になってくると思うんですけれども、使いやすいバスというか、利用しやすい形態づくり、そして今まで行けなかったようなところ、例えば萬城の滝であるとか、そういったふだん路線バスとして採算性の悪いようなところも、やはりそういった利用者のニーズがあれば、その路線を、路線と言うか分かりませんが、周遊を考えることによって観光地の魅力をアップさせることと、そして、その通過地点にある住民の足の確保にも資すると思うんですけれども、具体的なことは提案できませんけれども、そういったような考え方についてはどうでしょうか。

○議長（小長谷順二君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 今、お話しをいただいたような周遊路線というのは、これはバス事業者との関わりというのが非常に重要なところでございますので、現在、今の通常の路線以外に、観光を目的とした周遊ということまでは、ちょっとすみません、今は検討しているところではございません。

○議長（小長谷順二君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○16番（杉山 誠君） 検討しているところというか、そういう考え方に対する否定的なことでも結構ですので、ぜひ答弁をお願いします。

○議長（小長谷順二君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 私から答えますけれども。

伊豆市はやっぱり恵まれているんですよ。この人口でいけば、路線バスはもっともっと減っているはずなんです。ありがたいことに、八岳は申し訳なかったんですけども、その先に西伊豆町、松崎町があり、河津町、下田市があり、伊東市がありということで、通過交通、土日の観光客も含めて残っている路線が多々あるわけですね。したがって、市民が自分の足として使いたい、残したいのであれば、市民がやはり意思を持って乗っていただかなければいけない。それが、修善寺駅に用事があるときは、あえてバスを使いましょうということを進めたい一つです。

もう一つは、観光の観点からいけば、やっぱり1週間ずっと通っている路線と、それから特に週末、それから繁忙期のみ出す特別便というか、貸切りバスタイプになろうかと思いますが、そこは観光戦略的に考えなければいけないんだろうと思います。そこはまだ今やっていない事業ですので、それは新たな施策として検討することは大いに意義があると考えています。まだプログラムには入っていませんけれども。

○議長（小長谷順二君） 再質問はどうですか。

○16番（杉山 誠君） ありがとうございます。

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

これで杉山誠議員の質問は終了します。

ここで、委員会室にてモニター視聴をしている議員が議場に戻るまで、暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時08分

○議長（小長谷順二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◎日程の追加

○議長（小長谷順二君） 追加議案の上程を行います。

お諮りいたします。

お配りしてあります追加日程表のとおり、議員発議1件を日程に追加し、議題にしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認め、議員発議1件を日程に追加することに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 追加日程第1、発議第1号 ロシアによるウクライナ侵略を非難するとともに日本政府への影響対策の徹底実施を求める決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

14番、三田忠男議員。

〔14番 三田忠男君登壇〕

○14番（三田忠男君） 14番、三田忠男です。

ロシアによるウクライナ侵略を非難するとともに日本政府への影響対策の徹底実施を求める決議について、お手元に配付いたしました決議案に全会一致で御賛同賜りますようお願い申し上げます。

我々は平和を擁護し、人間の尊厳尊重、人権擁護、社会正義の実現を権利とした社会福祉の専門職団体に所属する私一議員として、今、国際社会で起こっている人々の暮らしの安定と心の安寧を実現する福祉理念とは真逆な現実接し、声を上げるだけでなく、具体的な行動を起こさなければならぬと思いを強くし、志を同じくする議員仲間と相談した結果、御賛同を得ましたので、全議員に呼びかけさせていただきます。

以下、決議案を朗読いたします。

ロシアによるウクライナ侵略を非難するとともに日本政府への影響対策の徹底実施を求める決議。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

去る2月24日、ロシアは、ウクライナへの侵略を開始し、ウクライナへの主権及び領土の一体性を侵害した。このようなロシアの行動は、人道・戦争・侵略に対する国際法の深刻な違反であり、武力行使の禁止を定めた国連憲章の重大な違反である。また、核戦力をもって他国を威嚇することは、世界で唯一の戦争被爆国として断じて許すことができない。

伊豆市議会は、ロシアのウクライナへの軍事進攻を厳重に抗議するとともに強く非難し、ロシア軍の攻撃の停止とロシア国内への即時撤退を強く求める。

日本政府には、ウクライナに在住する邦人の安全確保に全力を尽くすとともに、国際社会とも連携し、制裁を含め、事態に迅速かつ厳格な対応を行うことを求める。また、ウクライナからの避難民に対する人道支援を早期かつ柔軟に行い、ロシアへの経済制裁に伴う国内への様々な影響対策に万全を尽くすよう求める。

以上、決議する。

令和4年3月15日、静岡県伊豆市議会。

決議案に御賛同いただけましたら、具体的な行動として、日本赤十字社静岡県支部を通じ

たウクライナ人道危機救援金受付呼びかけに応じて、伊豆市議会として10万円の支援金を送ることも併せて御賛同賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小長谷順二君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） よろしいですか。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより発議第1号について討論、採決を行います。

ここで暫時休憩いたします。

討論のある議員は、この休憩中に通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時14分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

発議第1号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより発議第1号 ロシアによるウクライナ侵略を非難するとともに日本政府への影響対策の徹底実施を求める決議を採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、ただいま議決された事件の字句、及び数字、その他整理に要するものにつきましては、伊豆市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議がありませんので、そのようにさせていただきます。

◎散会宣告

○議長（小長谷順二君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、3月23日の午前9時30分から開催いたします。

本日はこれにて散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

散会 午後 3時15分

## 令和4年伊豆市議会3月定例会

### 議事日程(第5号)

令和4年3月23日(水曜日)午前9時30分開議

- |       |        |                               |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 4号 | 令和3年度伊豆市一般会計補正予算(第12回)        |
| 日程第 2 | 議案第 5号 | 令和3年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算(第1回) |
| 日程第 3 | 議案第 6号 | 令和3年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第4回)   |
| 日程第 4 | 議案第 7号 | 令和3年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)  |
| 日程第 5 | 議案第 8号 | 令和3年度伊豆市下水道事業会計補正予算(第1回)      |
| 日程第 6 | 議案第 9号 | 令和4年度伊豆市一般会計予算                |
| 日程第 7 | 議案第10号 | 令和4年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算        |
| 日程第 8 | 議案第11号 | 令和4年度伊豆市国民健康保険特別会計予算          |
| 日程第 9 | 議案第12号 | 令和4年度伊豆市後期高齢者医療特別会計予算         |
| 日程第10 | 議案第13号 | 令和4年度伊豆市介護保険特別会計予算            |
| 日程第11 | 議案第14号 | 令和4年度伊豆市水道事業会計予算              |
| 日程第12 | 議案第15号 | 令和4年度伊豆市簡易水道事業会計予算            |
| 日程第13 | 議案第16号 | 令和4年度伊豆市温泉事業会計予算              |
| 日程第14 | 議案第17号 | 令和4年度伊豆市下水道事業会計予算             |
| 日程第15 | 議案第18号 | 令和4年度伊豆市持越財産区特別会計予算           |
| 日程第16 | 議案第19号 | 令和4年度伊豆市市山財産区特別会計予算           |
| 日程第17 | 議案第20号 | 令和4年度伊豆市門野原財産区特別会計予算          |
| 日程第18 | 議案第21号 | 令和4年度伊豆市吉奈財産区特別会計予算           |
| 日程第19 | 議案第22号 | 令和4年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計予算          |
| 日程第20 | 議案第23号 | 令和4年度伊豆市田沢財産区特別会計予算           |
| 日程第21 | 議案第24号 | 令和4年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算           |
| 日程第22 | 議案第25号 | 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について  |
| 日程第23 | 議案第26号 | 伊豆市使用料金等審議会条例の一部改正について        |
| 日程第24 | 議案第27号 | 伊豆市行政財産の目的外使用に関する条例の一部改正について  |
| 日程第25 | 議案第28号 | 伊豆市消防団条例の一部改正について             |
| 日程第26 | 議案第29号 | 伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について     |
| 日程第27 | 議案第30号 | ふるさと伊豆市寄附条例の一部改正について          |
| 日程第28 | 議案第31号 | 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について         |
| 日程第29 | 議案第32号 | 公の施設の指定管理者の指定について(修善寺自然公園)    |

- 日程第30 議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（恋人岬関連施設）  
日程第31 議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（萬城の滝キャンプ場）  
日程第32 議案第35号 市道路線の認定について
- 

#### 本日の会議に付した事件

日程第1～日程第32まで議事日程に同じ

追加日程第1 報告第3号 専決処分の報告について（伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の一部改正）

追加日程第2 議案第39号 伊豆市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

---

#### 出席議員（16名）

1番	小川多美子君	2番	浅田藤二君
3番	鈴木優治君	4番	飯田大君
5番	黒須淳美君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	星谷和馬君
9番	鈴木正人君	10番	間野みどり君
11番	波多野靖明君	12番	小長谷順二君
13番	青木靖君	14番	三田忠男君
15番	永岡康司君	16番	杉山誠君

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	佐藤信太郎君
教育長	梅原賢治君	総合政策部長	新間康之君
総務部長	伊郷伸之君	危機管理監	稲村俊一君
市民部長	加藤博永君	健康福祉部長	栗山信博君
産業部長	滝川正樹君	建設部長	山田博治君
建設部理事	白鳥正彦君	教育部長	佐藤達義君

---

#### 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	稲村栄一	次長	永沼健一
主査	杉本優美		

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（小長谷順二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和4年伊豆市議会3月定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（小長谷順二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第4号～議案第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第1、議案第4号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第12回）から日程第5、議案第8号 令和3年度伊豆市下水道事業会計補正予算（第1回）までの5議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、議案第4号、議案第5号及び議案第8号について、総務経済委員会委員長、下山祥二議員。

〔総務経済委員会委員長 下山祥二君登壇〕

○総務経済委員会委員長（下山祥二君） 皆さん、おはようございます。6番、下山祥二です。

ただいま議長から報告を求められました議案第4号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第12回）、議案第5号 令和3年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算（第1回）、議案第8号 令和3年度伊豆市下水道事業会計補正予算（第1回）までの3議案について、審査の経過と結果について御報告をいたします。

初めに、議案第4号の産業部所管科目につきましては、当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

主な質疑として、3月補正予算資料3ページ、観光施設管理費で、御幸橋駐車場は今まで観光バスがメインだったが、今後はどのように検討しているのかとの質疑に対し、まだ何台駐車できるかお示しできませんが、来年度から観光バスと普通自動車も駐車できるようになりますとの答弁がありました。

同じく観光施設管理費について、コロナウイルス感染の影響により減収している施設の修善寺自然公園、天城ふるさと広場、湯の国会館に損失補填しているが、その他の施設はどこかとの質疑に対し、その他の施設は、修善寺温泉管湯、修善寺温泉駐車場、恋人岬の3施設

ですとの答弁がありました。

次に、総合政策部の所管科目につきましては、当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

3月補正予算資料の2ページ、財政調整基金の3月末の残高を43億円と見込んでいるが、この財政調整基金の残高について企画財政課としてどのように捉えているかとの質疑に対し、災害時に備え20億円程度を最低限のレベルとして備えておきたいと考えているが、今後大災害が発生した場合にはそれ以上必要となる場合もあり得ると考えると、できれば50億円は蓄えておきたいと思っているとの答弁がありました。

次に、危機管理課所管科目について、当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

3月補正予算資料の3ページ、指定避難所の整備に関わる土地購入費で、JA小下田支店の建物の金額はどのように算定したのかとの質疑に対し、不動産鑑定士を入れて不動産鑑定額を出してもらった。建物は新耐震基準を満たしているが、築年数が相当経過しておりJAさんに土地代だけで建物は免除してもらったとの答弁がありました。

審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第4号総務経済委員会所管科目は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号について、当局からの補足説明はなく、質疑に入りました。

質疑、討議、討論はなく、採決の結果、議案第5号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号につきまして、当局からの補足説明はなく、質疑に入りました。

質疑、討議、討論はなく、採決の結果、議案第8号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、3議案に関する委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第4号、議案第6号及び議案第7号について、教育厚生委員会委員長、間野みどり議員。

〔教育厚生委員会委員長 間野みどり君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（間野みどり君） 皆さん、おはようございます。10番、間野みどりです。

ただいま議長から報告を求められました議案第4号及び議案第6号、議案第7号の3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第4号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第12回）教育厚生委員会所管科目について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

当議案の審査における質疑の主なものとして、教育部の関係では、委員より、議案書21ページ、放課後児童クラブ運営事業、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金について内容の説明をしてほしいとの質疑に対し、保育所費の保育士等処遇改善と同じ扱いになります。こ

ここでは、放課後児童クラブ支援員の処遇改善ということで市が国に申請し、国から交付金をもらい、市は申請のあった放課後児童クラブへ補助金として支出する流れになります。基本給と決まって支払われる手当の賃上げをするもので、月額3%程度、9,000円の処遇改善と、それに伴う社会福祉費や福利厚生費の増額分2,000円の合計1万1,000円の補助をするように国から示されています。

なお、この補助金は、正規の常勤職員をベースにカウントしており、非常勤職員は、常勤職員の月の勤務時間を基に、その割合で人数換算します。まずは令和4年の2月から3月に実施することで9月まで継続できるので、令和4年9月までは当初予算に計上してあります。令和4年10月からは補助制度の仕組みが変わり、今の放課後児童クラブの運営費補助に加算される予定で、10月以降も継続する前提となっていますとの答弁がありました。

続いて、委員より、放課後児童クラブにいる職員は誰でも対象になるのかの質疑に対し、基本は放課後児童クラブに支援員として登録している方で、運営に関わっている方であれば対象になりますとの答弁がありました。

次に、健康福祉部の関係では、委員より、議案書21ページ、障害者総合支援事業の障害福祉サービス費と障害児通所給付費について、当初の見込みより増加したと思うが、それぞれの利用者数を教えてほしいとの質疑に対し、障害福祉サービス費については、生活介護、施設入所、グループホーム、就労B型、計画相談があり、令和2年度末と比較すると、生活介護5名、施設入所1名、グループホーム5名、就労B型が9名増えています。主な原因としては、近隣市町に新設されたグループホームへの入所や、市内に就労B型の事業所が開設されたこともあり、利用者が増えました。

障害児通所給付費は、児童発達支援センターが1名、放課後デイサービスが15名増えています。放課後デイサービスは、令和2年の途中と令和3年4月から新たな事業所が市内に開設したことに伴い、利用者が増えた状況ですとの答弁がありました。

次に、市民部の関係では、委員より、議案書15ページ、社会保障・税番号制度システム整備事業補助金と、21ページ、住民基本台帳システム改修業務委託料について、今までもこのシステムを改修はしていたのか、それとも補助金が増額されることを見込んで新たにシステムを改修することかとの質疑に対し、この補助金は国庫補助率10分の10の新規のもので、住民基本台帳制度における転出・転入手続に当たってのシステム改修になりますとの答弁がありました。

続いて、委員より、3月補正となった理由はとの質疑があり、臨時国会によって成立したため3月補正で対応するように指示がありました。繰越明許を前提にシステム改修を行うもので、令和3年度中に補助金申請をすることになっていますとの答弁がありました。

さらに、委員より、これを行うことによって市民の利便性をどのように見込んでいるのかとの質疑があり、このシステム改修によりマイナンバーカードの保有者がマイナポータルからオンラインで転出届、転入予約を行います。転出先市区町村は、あらかじめ通知された転

出情報により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化とワンストップ化が図られます。マイナポータルを利用して転出届などを行いますので、転出時に窓口に出向くことなく、転入時にマイナンバーカードを提示して届けをするようになりますとの答弁がありました。

また、ほかの委員より、これをすることによって職員の業務、仕事量は改善されるのかとの質疑があり、転出届が自動で行われる分、窓口の接客が減りますが、データを送る部分については、現段階で詳細は未定ですとの答弁がありました。

以上の審査経過を経まして、討論、採決を行った結果、議案第4号教育厚生委員会所管科目については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第6号 令和3年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）については、当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員より、議案書51ページ、県支出金と国庫支出金の返還金、一般会計繰出金について、算定誤りによるものとのことだが、算定誤りの原因と再発防止をどう考えているかという質疑に対し、保険基盤安定負担金の算定基礎数値を、本来は賦課期日である4月1日の調定票から転記するところを最新の10月20日の調定票から転記したため、4月1日から10月20日までの資格取得と喪失が反映され、軽減対象者が増加し、算定額が増額となり過大交付となったものです。対応策として、チェック体制を整え、副担当者の決裁欄を作成し、全職員に通知するとともに、マニュアルの再確認を行いましたと答弁がありました。

続いて、委員より、どうして4月1日時点のものではなく10月20日のものを入力してしまったのかが分からなかったが、人為的なミスなのか、それともこの事務を行う上でのマニュアルなどの整理不足によるものかとの質疑があり、資料からの転記ミスです。帳票のタイトルを大きくするなど、修正を依頼しているところですよとの答弁がありました。

以上の審査経過を経まして、討論、採決を行った結果、議案第6号については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第7号 令和3年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）については、当局からの補足説明はなく、質疑、討論もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で教育厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

初めに、議案第4号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号について質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号について質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第7号について質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号について質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

これより議案第4号から議案第8号までの5議案について、それぞれ討論、採決を行います。

これより暫時休憩いたします。

討論のある議員は、この休憩中に通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時45分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第4号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第4号 令和3年度伊豆市一般会計補正予算（第12回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第5号 令和3年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算（第1回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第6号 令和3年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第7号 令和3年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第8号 令和3年度伊豆市下水道事業会計補正予算（第1回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第9号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第6、議案第9号 令和4年度伊豆市一般会計予算を議題といたします。

本案につきましては、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、総務経済委員会委員長、下山祥二議員。

〔総務経済委員会委員長 下山祥二君登壇〕

○総務経済委員会委員長（下山祥二君） 6番、下山祥二です。

ただいま議長から報告を求められました議案第9号 令和4年度伊豆市一般会計予算、総務経済委員会所管科目について、審査の経過と結果について御報告いたします。

本議案の委員会審査は、全議員が参加する連合審査会形式で行いましたので、審査の経過は、主な質疑の項目についての報告といたします。

初めに、建設部所管科目につきましては、市営住宅の借地料について、道路台帳の整備について、地籍調査の状況について、直轄砂防について、TOUKAI-0の進捗状況について、牧之郷駅周辺整備事業の土地購入に関する進捗状況について、修善寺駅駐車場のキャッシュレス対応について、公園整備事業について、立地適正化計画策定業務について、空き家等対策事業について、景観区域情報整備について、屋外広告物について、アスベスト改修事業について、湯ヶ島まちづくり進捗状況について、橋梁点検調査状況について、ガードレールの色について、地区要望について、資材高騰に伴う予算について、フェリーターミナルの周辺整備についてなどの質疑がありました。

次に、産業部所管科目では、遊休農地の状況について、市民農園の運営状況について、大平中間土場整備事業について、食肉加工センターの運営について、わさびの郷構想について、農業次世代人材資金交付金について、水産業振興事業補助金について、森林環境譲与税の活用について、中小企業等奨学金返還支援補助金について、観光ガイド育成事業について、アマギフト販路拡大事業について、企業立地事業費補助金について、利子補給金について、ゴルフ場協議会補助金、ゴルフ振興事業補助金について、修善寺自然公園管理について、達磨山高原管理事業について、大河ドラマに関する事業についてなどの質疑がありました。

次に、総合政策部所管科目では、民間宅地開発等支援事業について、ふるさと納税促進事業について、地域振興基金について、ホームページのリニューアルについて、情報化推進事業について、デジタル戦略について、バス路線維持事業についてなどの質疑がありました。

次に、危機管理課所管科目では、消防団員の現状について、防災対策事業について、防災公園について、消防施設管理についてなどの質疑がありました。

最後に、総務部所管科目では、包括的アウトソーシング事業について、公共事業マネジメント事業について、西平地区土地造成工事について、生きいきプラザ駐車場舗装補修工事について、海水浴場管理事業について、花木園借地料についてなどの質疑がありました。

以上の審査経過を経まして、議案第9号総務経済委員会所管科目については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務経済委員会委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 次に、教育厚生委員会委員長、間野みどり議員。

〔教育厚生委員会委員長 間野みどり君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（間野みどり君） 10番、間野みどりです。

ただいま議長から報告を求められました議案第9号 令和4年度伊豆市一般会計予算、教育厚生委員会所管科目について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本議会の委員会審査は、全議員が参加する連合審査会形式で行いましたので、審査の過程は、主な質疑の項目についての報告といたします。

初めに、教育部所管科目につきましては、5歳児健診健康相談について、教職員健康診査について、実学教育支援事業について、GIGAスクール推進事業について、児童待合所創出事業について、学校の図書購入費について、新中学校の整備事業費について、学校施設の包括的業務委託について、狩野ドーム・グラウンドの借地料について、グラウンドの多機能利用について、丸山スポーツ公園テニスコートの整備について、グラウンドのナイター照明改修工事について、所蔵美術品の管理について、グリーンコンサートについて、成人式の開催について、文化振興計画策定について、文化財説明板製作・設置工事について、EdTech教育推進事業などについて質疑がありました。

次に、健康福祉部所管科目では、成年後見制度利用促進事業について、要支援者災害時避難行動計画について、民生委員の活動サポートについて、重層的支援体制の整備について、難病患者在宅福祉費について、生活保護の扶助費について、中伊豆交流センター改修設計委託料について、老人憩いの家エアコン設置工事について、各種がん検診事業について、助産施設整備事業補助金について、子宮頸がん予防接種について、幼児心理相談について、子供広場の管理について、不妊・不育治療医療費助成について、新型コロナワクチン接種事業などについて質疑がありました。

また、市民部所管科目では、コンビニ証明交付サービスについて、中小事業者等の固定資産税軽減措置終了について、地方税電子申告管理事業について、狂犬病予防注射について、平和寺環境汚染問題の対策について、ごみ袋の販売費用などについての質疑がありました。

以上の審査経過を経まして、議案第9号教育厚生委員会所管科目については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、教育厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入りますが、本議案については連合審査会で全議員が審査していることから、委員長の報告に対する質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

討論がありますので、これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時57分

再開 午前 9時58分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第9号について討論を行います。

それでは、賛成討論。

11番、波多野靖明議員。

〔11番 波多野靖明君登壇〕

○11番（波多野靖明君） 議席番号11番、波多野靖明です。

議案第9号 令和4年度伊豆市一般会計予算について、賛成討論を行います。

この予算の中には、新中学校の建築工事、松原公園津波避難複合施設整備工事、広域廃棄物処理施設、リサイクルセンター設計建設業務委託、防災的機能を備えた仮称日向公園の土地購入や造成工事費、牧之郷駅周辺整備事業、同報無線のデジタル化、健康福祉のための中伊豆温泉病院の移転新築事業など、市民の安心安全な暮らしのために欠かせない大型事業が多くございます。一つ一つの事業の内容については、各常任委員長の報告にもあったように、質疑や連合審査で全議員がしっかりと確認されていたものと認識しております。

新型コロナウイルスの影響から、しばらくは厳しい財政状況になると予想されますが、伊豆市の地域課題への迅速かつ実効性のある取組、そして健全な財政運営の取組は、必要不可欠であります。市長の施政方針で、未来を担う若者たちが生き生きと活動することのできる環境整備と行政事務の効果的、効率的なやり方への改善というものには大きく期待をしております。この予算が伊豆市の明るい開けた未来の予算になるよう、大きく、大きく期待して私の賛成討論といたします。

○議長（小長谷順二君） 次に、同じく賛成討論。

16番、杉山誠議員。

〔16番 杉山 誠君登壇〕

○16番（杉山 誠君） 16番、杉山誠です。

議案第9号 令和4年度伊豆市一般会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

新型コロナウイルス感染症は、新たな変異ウイルスの出現による感染拡大を繰り返し、オミクロン株の感染が減少局面に入ったとはいえ、予断を許さない状況が当分続くと言われております。このような中で、観光業をはじめ多くの事業者が打撃を受け、さらにコロナ禍の影響は人々の心理面にも及んでいます。特に児童生徒は、楽しみにしていた学校行事の中止、縮小や我慢を強いられる場面の多さなどからストレスを抱え、心の健康への影響が懸念されております。このような社会状況の中での厳しい市政運営ではありますが、引き続き市民サービスの向上と未来に向けたまちづくりの基盤整備に取り組んでいただきたいと思いますところでありま

す。

さて、一般会計当初予算を見ると、歳入歳出の総額は214億3,000万円となっており、前年度と比較すると4億3,900万円、2.0%の減額となっています。歳入の特徴として、市税では、中小事業者等に対する特例軽減措置の終了に伴う固定資産税の増により2億1,300万円、新中学校整備事業や松原公園津波避難複合施設整備あるいは観光施設整備事業補助金や木材産業構造対策事業補助金など、国・県支出金5億6,700万円、地方交付税の増額分8億9,700万円など、増額要因がある一方で、市債において新ごみ処理施設整備の組合負担金減や国の地方財政対策に基づく臨時財政対策債の発行抑制により22億9,200万円の減額などにより、全体として4億3,900万円の減額となっています。

一方で、歳出については、新こども園建設や道の駅整備の財源とした市債の元金償還開始や投資的経費の増がある一方で、人件費や新ごみ処理施設整備の組合負担金減により、歳入と同額の対前年度比2.0%の減額となる214億3,000万円で組み立てられています。

持続可能な市政運営に向けて編成された重点的な取組としての基本方針を見てみますと、人口減少抑制策とともに人口減少時代に対応した施策の推進、そして、安定的な市政運営のための財源確保策と市民生活の利便性向上や業務の効率化が挙げられています。主な重点事業として、最初に挙げられている少子化対策では、婚活支援や結婚新生活への応援を含む移住定住促進事業など、多くの新規事業が盛り込まれており、当市の最大課題である少子化対策への注力を見ることができます。

さらに、教育の充実についても、念願であった新中学校整備が具体的に動き出し、次年度では建築造成工事に11億8,676万円の予算が盛り込まれました。また、新規事業として伊豆総合高校土肥分校下宿者への下宿費補助や地域みらい留学による県外生徒の募集など、土肥地域高校魅力化支援事業は、過疎化が進む地域の活性化に向けた取組として期待できます。

福祉、医療の充実については、地域医療に欠かせないリハビリテーション中伊豆温泉病院の移転新築に対する補助として6億円のほか、新規事業として居場所づくり支援、生活習慣病重症化予防、要支援者災害時避難などの事業が盛り込まれたことも評価できます。さらに、新型コロナウイルスワクチン接種事業には1億2,240万円が盛り込まれ、県内でもいち早くワクチン接種に取り組んでいる当市の3回目接種を進めるための大切な予算が盛り込まれています。

安全安心なまちづくりについては、松原公園津波避難複合施設と（仮称）日向公園整備の事業予算が盛り込まれ、災害から人々の命を守る施策が大きく前進していくことが期待されます。また、次年度完成予定の新ごみ処理施設の建設、運営負担金や新リサイクルセンターの整備に向けた予算も盛り込まれており、老朽化した現施設の課題解決に向けた進展が期待できます。また、少額ですが、家庭用蓄電池システム設置の補助金も新設されました。今後カーボンニュートラル促進に向けてさらに事業を拡大していただくことを期待したいと思います。

産業力の強化による市内経済の活性化については、東京2020レガシー創出事業、伊豆市版DMO事業、企業誘致マッチング推進事業、事業承継支援事業が新規事業として盛り込まれ、特にDMO事業では、観光庁の観光拠点再生高付加価値化推進事業補助金を活用した事業者支援のための業務委託が計画されています。コロナ禍で大きな打撃を受けた観光業の再生に向けた取組として、観光拠点整備が進められることを期待したいと思います。

このほかにも次年度予算では様々な新規事業が盛り込まれており、包括的アウトソーシングでは、窓口業務や事務補助業務と公共施設の保守管理業務のアウトソーシング事業費が盛り込まれています。コロナ禍で特に公共施設の管理業務について、現在管理業務を請け負っている複数の市内事業者から今後の事業継続について心配する声が寄せられていました。私も質疑でその件について確認してきましたが、これまで管理業務を請け負ってきた事業者への委託打切りや事業費減額などの影響はないとのことでした。

その上で、施設ごとにばらばらだった仕様の標準化や職員の事務負担の軽減、さらに民間ノウハウの活用による付加サービスなどのメリットがあり、今まで職員が行っていた発注業務などを専門業者が行うことで、全体事業費は増額となるが、様々なメリットが得られることで理解できました。

さらに、次年度予算では、自治体DXの推進事業も盛り込まれ、行政事務の効率化と市民サービスの向上が図られることが期待できます。デジタル化推進に当たっては、デジタル化に対応できない市民が不利益を被ることがないように、十分な対策を講じていくことも同時に進めていただきたいと思います。

以上、主な事業を中心に評価させていただきましたが、冒頭述べましたように、新型コロナウイルス感染症で社会は大きな変革が迫られ、さらに、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻という信じられないような出来事がこの地球上で起こっています。連日報道されるウクライナ市民の惨状を見るにつけ、激しい心の痛みを感じます。いつとも早くウクライナに平和な日常が戻り、市民の安穩が得られる日が来ることを祈るばかりです。

戦争ほど悲惨で残酷なものはありません。その戦争の影響は、我が国の経済や私たちの日常生活にも影響を及ぼしてきています。激しく変化する社会情勢の中で市民を守る持続可能な市政運営が行えますように、この予算をしっかり生かしていただきたいと思います。

以上、賛成討論とさせていただきます。議員の皆様の賛同が得られますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小長谷順二君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第9号 令和4年度伊豆市一般会計予算について採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

**◎議案第10号～議案第24号の委員長報告、質疑、討論、採決**

○議長（小長谷順二君） 日程第7、議案第10号 令和4年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算から日程第21、議案第24号 令和4年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算までの15議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、議案第10号及び議案第14号から議案第24号までの12議案について、総務経済委員会委員長、下山祥二議員。

〔総務経済委員会委員長 下山祥二君登壇〕

○総務経済委員会委員長（下山祥二君） 6番、下山祥二です。

ただいま議長から報告を求められました議案第10号 令和4年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算から議案第24号 令和4年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算まで合計12議案について、審査の経過と結果について御報告いたします。

最初に、議案第10号について、当局からの補足説明はなく、審査に入りました。質疑、討議、討論はなく、採決の結果、議案第10号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 令和4年度伊豆市水道事業会計予算について、当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

最初に、議案書98ページの債務負担行為に計上した新水道ビジョン策定業務委託について、簡易水道事業と水道事業を一本化する認可書の策定業務委託は、国が推奨する事業統合により効率的な経営体制という説明を受けたが、水道ビジョンの策定との関連性について説明を求めたのに対し、水道ビジョンは伊豆市の水道の将来を見据え、全体的な計画をどのような形で進めていくかを考えるものです。また、簡易水道事業と水道事業の統合ですが、現在、伊豆市では、同じ皆さんが使用されている水道水ですが、事業的には簡易水道事業と水道事業の2つの事業に分かれています。1つに統合することによって事務の効率化が図れるため、令和4年度に統合を目指しておりますとの答弁がありました。

次に、水道ビジョンの委託は、専門の委託業者があつて、職員と連携を取りながら作成していくべきであると思うが、どのような業者に委託するのか説明を求めたのに対し、水道に関するビジョン等、実績があるコンサルタント業者を中心に入札により業者を決定していくとの答弁がありました。

審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第14号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 令和4年度伊豆市簡易水道事業会計予算について、当局からの補足説

明はなく、審査に入りました。

審査の結果、質疑、討議、討論はなく、採決の結果、議案第15号は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 令和4年度伊豆市温泉事業会計予算について、審査の経過と結果について御報告いたします。

当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

令和3年9月議会で、土肥地区の温泉事業のアウトソーシング418万2,000円の業務委託費を承認したが、今回新たにアウトソーシングに関わる委託料2,000万円が計上されているが、その関連性の説明を求めたのに対し、令和3年度は土肥地区の温泉事業の経営状況の調査を進めてきました。先進地の修善寺温泉、伊豆長岡温泉なども参考に、各関係団体の方々とヒアリングを通して施設の状況等について調査しております。令和4年度は、温泉事業の経営改革を進めていくに当たり、ポンプと管路などを長期的に、かつ計画的に修理、改修していくためにどのような経営資源があるのか、また、安定的な事業の運営に向けた組織体制の検討を進めてまいりますとの答弁がありました。

審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第16号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 令和4年度伊豆市下水道事業会計予算について、当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

2月の全員協議会で配付された下水道事業経営戦略策定についてパブリックコメントで意見を募集するというある。下水道を使用している市民は非常に気になるころだと思いが、今後の計画はどのように説明していくのかとの質疑に対し、施設を減らしながら支出を抑え、効率的かつ総合的に考えながら、適正な下水道使用料について審議会を立ち上げ、市民の意見を聴きながら、市民に丁寧に説明し、議会に諮って今後の方針を決めたいとの答弁がありました。

審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第17号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 令和4年度伊豆市持越財産区特別会計予算から議案第24号 伊豆市矢熊財産区特別会計予算までの7議案について、一括して審査の経過と結果を御報告いたします。

当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

審査の結果、質疑、討議、討論はなく、採決の結果、議案第18号から議案第24号の7議案については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議案第10号から議案第24号までの合計12議案についての委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第11号から議案第13号までの3議案について、教育厚生委員会委員長、間野みどり議員。

〔教育厚生委員会委員長 間野みどり君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（間野みどり君） 10番、間野みどりです。

ただいま議長から報告を求められました議案第11号から議案第13号の3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第11号 令和4年度伊豆市国民健康保険特別会計予算について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

当議案の審査における質疑の主なものとして、委員より、伊豆市の国民健康保険の疾病状況はどの質疑に対し、医療費の分析で、循環器系の疾患が多く、がん、筋骨格系の疾患の順となっていますとの答弁がありました。

以上の審査経過を経まして、討論、採決を行った結果、議案第11号については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第12号 令和4年度伊豆市後期高齢者医療特別会計予算については、当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

当議案の審査における質疑の主なものとして、委員より、後期高齢者医療特別会計は、令和3年度の予算が4億7,500万円、来年度の予算提案は5億900万円の前年比7.2%の増だが、その伸びの理由はどの質疑に対し、増加した主な要因は、1人当たりの医療給付費の伸びと団塊の世代の増加が要因になっていますとの答弁がありました。

以上の審査経過を経まして、討論、採決を行った結果、議案第12号については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第13号 令和4年度伊豆市介護保険特別会計予算については、当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

当議案の審査における質疑の主なものとして、委員より、附属説明資料168ページ、認知症対策事業254万9,000円のうち、認知症地域支援事業という認知症カフェの補助事業立ち上げ補助3万円掛ける2か所とあるが、令和4年度に2か所を立ち上げるのかとの質疑に対し、認知症の地域支援の補助金ということで、令和3年度にも天城で黒玉カフェを行っており、来年度は新たに中伊豆地区に1か所、計2か所の予算計上を頂きましたとの答弁がありました。

続いて、附属説明資料167から168ページ、生活支援コーディネーターが関わった住民主体の生活支援の活動とはどのような感じになるのかとの質疑に対し、市全体の課題をいろいろ検討する第1層の生活支援コーディネーターが健康長寿課内に1名、それ以外にも各包括支援センターの圏域ごとに第2層のコーディネーターを配置し、地域の課題を中心に対策を検討して、住民主体の活動を支援していますとの答弁がありました。

以上の審査経過を経まして、討論、採決を行った結果、議案第13号については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、教育厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

初めに、議案第10号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号から議案第24号までの7議案について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

これより議案第10号から議案第24号までの15議案について、それぞれ討論、採決を行います。

これより暫時休憩いたします。

討論のある議員は、この休憩中に通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時24分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第10号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第10号 令和4年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第11号 令和4年度伊豆市国民健康保険特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第12号 令和4年度伊豆市後期高齢者医療特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第13号 令和4年度伊豆市介護保険特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第14号 令和4年度伊豆市水道事業会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第15号 令和4年度伊豆市簡易水道事業会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第16号 令和4年度伊豆市温泉事業会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

これより議案第17号 令和4年度伊豆市下水道事業会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号から議案第24号までの7議案について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第18号 令和4年度伊豆市持越財産区特別会計予算から議案第24号 令和4年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算までの7議案について、一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第18号から議案第24号までの7議案は原案のとおり可決されました。

ここで、10時40分まで10分間休憩とさせていただきます。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時39分

○議長（小長谷順二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◎議案第25号～議案第31号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第22、議案第25号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてから日程第28、議案第31号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正についてまでの7議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、議案第25号から議案第30号までの6議案について、総務経済委員会委員長、下山祥二議員。

〔総務経済委員会委員長 下山祥二君登壇〕

○総務経済委員会委員長（下山祥二君） 6番、下山祥二です。

ただいま議長から報告を求められました議案第25号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてから議案第30号 ふるさと伊豆市寄附条例の一部改正についてまでの6議案について、審査の経過と結果について御報告いたします。

初めに、議案第25号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

審査の結果、質疑、討議、討論はなく、採決の結果、議案第25号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 伊豆市使用料金等審議会条例の一部改正について、当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

この条例は総合政策部から総務部に改めるということだが、所管が変わるだけという認識でよいかとの質疑に対し、全体的に使用料を資産経営課で見れるということで、内容的には変わりませんとの答弁がありました。

審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第26号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号 伊豆市行政財産の目的外使用に関する条例の一部改正について、当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

審査の結果、質疑、討議、討論はなく、採決の結果、議案第27号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 伊豆市消防団条例の一部改正について、当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

議案書152ページで、団員の勤務先が三島市で会社を休んで消防団活動に参加した場合などは、1回2時間以下は2,000円と細かく切っている。国の法律どおり8,000円を目標にしたいと思うが、どのような理由かとの質疑に対し、出勤報酬額について国は1日当たり8,000円と定めています。ただ、地域の実情に応じてということもうたっています。近隣の市町との均衡を図り、これまでは4時間以内ですと1,100円だったものを2,000円としましたので、少しは待遇改善につながっていると思うとの答弁がありました。

同じく152ページで、消防団の対比表があって、説明では消防団の待遇改善ということだが、今まで伊豆市は安過ぎたのか、年額の報酬についてどうかという質疑に対し、区分が階級別になっていますが、団員については、近隣の函南町、伊豆の国市ともほぼ同じような金額です。分団長以上につきましても、若干の違いはあるが、近隣市町と均衡は取れているとの答弁がありました。

審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第28号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号 伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

審査の結果、質疑、討議、討論はなく、採決の結果、議案第29号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号 ふるさと伊豆市寄附条例の一部改正について、当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

議案書161ページ、改正後の第2条（6）活力ある元気な地域づくりに関する事業は、地域づくり協議会への寄附金に取られ、シニアや高齢者を支援する寄附金の使い道に読み取れないので、文章を変更すべきではないかと思うがいかかとの質疑に対し、高齢者を支援す

る事業としては、(6)の活力ある元気な地域づくりに関する事業だけでなく、(2)の安心・安全な生活環境の創出に関する事業の中でも地域福祉の推進に取り組むこととしています。総合計画の体系と合わせるため、ピンポイントの表現にはなっていないが、柔軟な対応をしていきたいと考えていますとの答弁がありました。

次に、この条例は、伊豆市の主力産業である観光について事業区分を明記して、さらなる寄附額の増加を狙うと説明を受けたが、具体的にはどのような策があるのかとの質疑に対し、観光事業者から、条例に観光を載せることで頑張れるし、自分たちも何ができるか一緒に考えていきたいというような声を頂いていました。今回、条例に観光というキーワードを入れることにより、旅館事業者の方などが、宿泊客に観光を選んでいただくような取組によって、さらなるふるさと納税の寄附額の増加が見込め、観光の促進につながると考えているとの答弁がありました。

審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第30号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議案第25号から議案第30号まで6議案の委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 次に、議案第31号について、教育厚生委員会委員長、間野みどり議員。

〔教育厚生委員会委員長 間野みどり君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（間野みどり君） 10番、間野みどりです。

ただいま議長から報告を求められました議案第31号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

当議案の審査における質疑の主なものとして、委員より、所得割のパーセンテージや均等割の金額など、各種いろいろだが、何をもちょうこういう金額になったのか、このように設定した経過を教えてほしいとの質疑に対し、この税率の目標数値は、毎年、県で示している標準保険税率を参考に決めています。今回の税率改正ですが、平成30年度に示された標準保険税率と令和元年度に示された伊豆市の保険税率を参考に、急激な負担にならないよう中間値ということで国民健康保険運営協議会に諮問し、答申を頂いていますとの答弁がありました。

続いて、委員より、今デジタル時代に必要なものを購入できないことが相対的貧困と言われているが、この制度を改正する中で議論の対象になったかの質疑に対し、今回この法律の改正が、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法などの一部を改正する法律が令和3年6月1日に公布されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部改正で、若者世代が負担するのではなく、お年寄りにも負担をお願いし、多子世帯やひとり親世帯は軽減する中で、出せる部分は一部でも出していただくということですよとの答弁がありました。

以上の審査経過を経まして、議案第31号については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、教育厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

初めに、議案第25号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第28号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第29号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第31号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了します。

これより議案第25号から議案第31号までの7議案について、それぞれ討論、採決を行います。

これより暫時休憩いたします。

討論のある議員は、この休憩中に通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時51分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第25号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第25号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第26号 伊豆市使用料金等審議会条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第27号 伊豆市行政財産の目的外使用に関する条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決します。

これより議案第28号 伊豆市消防団条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

これより議案第29号 伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について採決いたし

ます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号について討論を行います。

討論がありますので、討論を行います。

賛成討論。

2番、浅田藤二議員。

〔2番 浅田藤二君登壇〕

○2番（浅田藤二君） 2番、浅田藤二です。

議案第30号 ふるさと伊豆市寄附条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

寄附金を財源として行う事業について、区分をより具体的に規定することにより寄附金の使途を明確にしようとするもので、第二次総合計画後期基本計画に沿ったまちづくりの重点目標の体系に改正がなされています。また、伊豆市の主要産業である観光について事業区分を明記することにより、観光商工課関係者と行政の官民一体となった営業努力により、さらなる寄附額の増加が期待されます。

今年1月22日の伊豆日日新聞一面のトップ記事に、伊豆市のふるさと納税8億円突破の記事が出ました。伊豆市総合計画でも、稼ぐ力を強化するシティセールスの推進が明記されており、納税返礼品の9割以上を占める宿泊券を扱う旅館などの宿泊施設と連携を取り、商工会や農協などにも参画していただく市内全域で使える商品券なども宿泊券とセットで返礼品に加えれば、宿泊業だけではなく飲食業や土産物店、農業や水産業に至るまで、ふるさと納税によるさらなる地域への相乗効果が生まれると考えられます。

税収の落ち込みなどで歳入の増加が見込めない中、ふるさと納税は今後も増加が見込める貴重な財源であります。ふるさと納税をしていただくことは、伊豆市へのリピーターづくり、ファンづくりにつながります。虹の郷のSL復活で活用した寄附金の使途をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した方から寄附を募るクラウドファンディング型ふるさと納税などの考えを加え、目標10億円の達成とさらなる自主財源の獲得に期待し、賛成討論とさせていただきます。

○議長（小長谷順二君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第30号 ふるさと伊豆市寄附条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第31号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第32号～議案第34号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第29、議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺自然公園）から日程第31、議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（萬城の滝キャンプ場）までの3議案を議題といたします。

本案については総務経済委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長、下山祥二議員。

〔総務経済委員会委員長 下山祥二君登壇〕

○総務経済委員会委員長（下山祥二君） 6番、下山祥二です。

ただいま議長から報告を求められました議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺自然公園）、議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（恋人岬関連施設）、議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（萬城の滝キャンプ場）についての3議案について、審査の経過と結果について御報告いたします。

初めに、議案第32号について、当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

審査の結果、質疑、討議、討論はなく、採決の結果、議案第32号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号について、当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

審査の結果、質疑、討議、討論はなく、採決の結果、議案第33号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号について、当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

平成元年に国交省が主催する地域プラットホーム支援に参加して、4社から指定管理制度導入に向けたサウンディングを実施したとありますが、地域プラットホーム支援とは何かとの質疑に対し、国交省が主催する事業で、市有施設の指定管理も含めた民営化の推進を支援

する事業ですとの答弁がありました。

次に、Recampさんともう1社から、地権者や萬城の滝で活動されている地元の団体の方々への事業提案に対し、Recampさんはどのようにして賛同を得たのかとの質疑に対し、それぞれ地元の方に事業提案をしていただき、地元の皆様の選択としてRecampさんのほうに賛同者が多く、Recampさんをお願いすることになりましたとの答弁がありました。

最後に、そのような経緯、手続を踏んで、最終的には条例の第5条第1項第4号を適用して公募によらない選定に至り、上程したものかとの質疑に対し、他の自治体においても同様のキャンプ場の指定管理者の実績もあり、これまでの経緯もあって総合的に判断した上で、第4号に該当と判断して提案させていただいたとの答弁がありました。

審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第34号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

初めに、議案第32号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第34号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了します。

これより議案第32号から議案第34号までの3議案について、それぞれ討論、採決を行います。

これより暫時休憩いたします。

討論のある議員は、この休憩中に通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時03分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第32号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

これより議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺自然公園）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（恋人岬関連施設）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号について討論を行います。

それでは、賛成討論を行います。

13番、青木靖議員。

〔13番 青木 靖君登壇〕

○13番（青木 靖君） 13番、青木靖です。

議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（萬城の滝キャンプ場）に対して賛成の立場から討論を行います。

委員長報告にもありましたが、本件についての論点を整理する意味で、特に委員長の報告にあった、これまでの経緯もあつての部分になろうかと思いますが、本件について私の見解を述べさせていただきます。しばらく御静聴願います。

そもそも本件は、多過ぎる伊豆市の公共施設全てを更新することができない公共施設の再編成で、今後の行政を持続可能にするための流れの中にあります。そして、基本は、ほかの観光施設同様、行政が観光施設を持ち続けるよりも専門的な知識やノウハウを持った事業者に移譲する、いわゆる民営化をとする方針の中にあると理解をしております。そこで、本件の指定管理者の選考に当たっての論点、コンプライアンス、法令遵守の観点、あるいは行政が行う法律行為の規範に照らして本件の取扱いが正しいものであるとする私の見解を述べさせていただきますこととなります。

そもそも今回の萬城の滝キャンプ場の指定管理に至る経緯については、先ほど委員長の報

告にもあったとおりであります。地元の事業者による指定管理の後、市の運営の期間が一時あり、その後、指定管理者を新たに求める過程を経ております。平成29年7月に静岡県が行ったふじのくに施設紹介フェア2017に参加、10社と面談しています。平成29年から始まっている話であるという点を、まず抑えておきたいと思っております。その後この10社のうちの中の4社について、これも国交省が行った地域プラットホーム支援の事業に参加し、キャンプ場の実績のある4社から事業の提案についてサウンディングを行っています。さらに、そのうちの2社から事業提案を受けて、地元への検討に移るといった段階を経ております。

本施設、公共施設としてバンガロー、管理棟、体験棟、トイレ等を市の公共施設として所有していますが、土地の大部分は私有地であり、借地です。また、当該キャンプ場の周辺の管理については、地元のボランティア団体が整備を長い期間続けてきたという経緯があります。地元の住民の皆さんの意向を踏まえるのは当然であります。行政が行う行為に住民の自治の原則というのがあると思っております。行政が行う活動は住民の意向に沿わなければならないとするこの住民自治の原則にも合致した過程を経ているという点を、もう一つ抑える必要があると思っております。

そして、今回、公の施設の指定管理者の指定に当たって、条例にある第2条の公募ではなく第5条の公募によらない規定を採用しています。そして、同様の施設の指定管理がある場合、またはそれに準ずるものを適用し、条例5条の特に必要と認めるときという項目に当てはまる取扱いとしてこれを取り扱っています。

ここで、事業者の選定にもう一度立ち返ってみます。萬城の滝キャンプ場の指定管理者を選考するに当たって、先ほど述べたような過程を経ていますが、そこでは行政が行う法律行為として信義則という考え方が生ずると私は考えています。行政、伊豆市は、特定の事業者に対して特定の事業、特定の活動を行うことを求めています。当該施設の管理を行うことを求め、それに応じた事業者が手を挙げて、その営業活動をするための活動をしています。行政が求めて、これに応じた活動であり、事業者は地元の住民に対しての説明会を行うに当たっても、調査を行い、説明会のための資料を作成し、資金と労力をかけて地元への説明を行い、自らの事業者として萬城の滝キャンプ場の営業をすることを目的に活動しています。

これは本来、伊豆市が市単独で行うよりも、より信頼性の高い県や国の事業を利用して事業者を公募したという経緯とも合わせて、事業者との信頼関係の下で事業者が活動の準備をしているということになります。しかも一定の期間をかけて長期にわたって継続的にその準備の活動をしてきています。

さて、ここで今回、公募によらずに選定する方法を取っていますが、信義則という観点からしても、この過程を経ている本件については、公募によって今回の事業者以外の事業者が選定された場合に、伊豆市はこの信義則違反、信義則に反すると判断される可能性があると思っております。その場合、過去の判例からいって、伊豆市は当該企業との信頼関係を破棄し、損害を生じた場合には損害を補償する必要があると思っております。

今申し上げました様々な観点、それにプラスして、そもそも本件はノウハウを持った専門知識のある事業者に公の施設を移譲しようとしたものですが、国と県から補助金を受けているために、処分制限期間があるために譲渡できないという事情がありました。先ほどお話しした住民自治の原則、信義則、そしてこの制限期間のルール、これら全てを満たし、条例のルールにある第5条の第4号をも満たしています。これら全てがコンプライアンスの観点からいって、今回の取扱いが最も最適な取扱いであったと判断する私の理由であります。

さらに、最後に加えるならば、観光施設については民間に移譲するという方針がそもそもあるのですから、処分制限期間が終了する時期を見極めて、速やかに委譲ができるように伊豆市として努力する必要があることを申し加えさせていただきます。

以上、述べさせていただきました観点から総合的に判断をしていただき、議員各位の賛同をお願いして、私の賛成討論といたします。

○議長（小長谷順二君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（萬城の滝キャンプ場）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第35号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 日程第32、議案第35号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本案につきましては総務経済委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長、下山祥二議員。

〔総務経済委員会委員長 下山祥二君登壇〕

○総務経済委員会委員長（下山祥二君） 6番、下山祥二です。

本日最後の委員長報告になります。

ただいま議長から報告を求められました議案第35号 市道路線の認定について、審査の経過と結果について御報告いたします。

当局からの補足説明はなく、審査に入りました。

審査の結果、質疑、討議、討論はなく、議案第35号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第35号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

これより議案第35号について、討論、採決を行います。

これより暫時休憩いたします。

討論のある議員は、この休憩中に通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時17分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第35号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

これより議案第35号 市道路線の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

ここで、執行部が入りますので、暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時19分

○議長（小長谷順二君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

#### ◎日程の追加

○議長（小長谷順二君） お諮りいたします。

お配りしてあります追加日程表のとおり、2件を追加し、議題にしたいと思えます。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（小長谷順二君） 追加日程第1、報告第3号 専決処分の報告について（伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の一部改正）を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第3号について、提案理由を申し上げます。

本案は、条例で引用している法律の改正に伴う所要の条例改正について、専決処分したものです。

詳細について、建設部長に説明をさせます。

○議長（小長谷順二君） 補足説明の申し出がありますので、これを許します。

建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは、私から報告第3号の詳細について説明させていただきます。

改正理由ですが、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律が改正されました。これにより、条例で引用している電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の法律名及び引用条項が一部改正されたために行うものでございます。

議案書は1ページからになります。

まず、5ページをお願いします。新旧対照表にて説明をいたします。

改正前は、第2条（1）のアンダーラインの部分ですが、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法と第2条第4項が、改正後には再生可能エネルギー電気の促進に関する特別措置法に、また、条ずれに伴い第2条第3項に改めるものでございます。

この条例は、令和4年4月1日から施行いたします。

以上、説明を終わります。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（小長谷順二君） 追加日程第2、議案第39号 伊豆市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第39号について、提案理由を申し上げます。

本案は、非常勤職員の育児休業の取得の要件を緩和するため条例を改正するものです。

詳細について、総務部長に説明させます。

○議長（小長谷順二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） 今回の条例改正につきましては、国におきまして昨年8月の人事院勧告の中で、給与勧告に併せて公務員人事管理に関する報告と国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出がございました。その内容は、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための講じる措置が示されております。これを受けて国では、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するため、この令和4年2月17日に職員の育児休業に関する人事院規則を改正しました。

今回の条例改正は、この国の制度改正を受けて所要の改正を行うものでございます。

具体的には新旧対照表、議案の9ページをお願いいたします。

今回大きく2点の改正がございます。

まず、2条と20条におきまして非常勤職員の育児休業と部分休業の取得要件の緩和、また、24、25条を追加として育児休業を取得しやすい環境の整備の規定でございます。

まず、2条を見ていただきますと、これは法律の委任を受けた条例でございますので、2条で育児休業をすることができない職員を規定しています。そのうち4号、4号では、次のいずれかに該当する職員以外の職員ということで、この職員が取得できないんですが、次のいずれかに該当する、要は、アに該当する職員については取得ができるというものでございます。その改正前のアの（ア）を見ていただきますと、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上ある職員、在職期間が1年以上という要件がございました。今回この緩和によりまして、在職期間の1年要件が削られました。

同じく、20条で、部分休業することができない職員のうち、次のページでございますが、同じように改正前、次のいずれにも該当する非常勤職員、この職員につきましては育児休業が取得できますので、先ほどと同じように、在職期間が1年以上の要件がございましたが、今回削除してございます。

併せまして、24、25条は、先ほど申しました育児休業を取得しやすい勤務環境の整備のための措置を講じることを義務づける規定です。

まず、24条では、育児休業制度の周知と育児休業の取得意向の確認のための措置を義務づけております。25条では、勤務環境の整備ということで、研修や相談体制など、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する規定を追加してございます。

施行日は令和4年4月1日からの施行となります。

補足説明は以上です。

○議長（小長谷順二君） 以上で補足説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小長谷順二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第39号について討論、採決を行います。

これより暫時休憩いたします。

討論のある議員は、この休憩中に通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時28分

○議長（小長谷順二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第39号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第39号 伊豆市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小長谷順二君） 起立者全員。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（小長谷順二君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、本定例会で議決された事件の字句及び数字、その他の整理を要するものにつきましては、伊豆市議会会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小長谷順二君） 異議がありませんので、そのようにさせていただきます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年伊豆市議会3月定例会を閉会いたします。

皆様には長期間、慎重に御審議を頂き、誠にありがとうございました。

閉会 午前11時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員